

本 編

第1部 研究の目的と方法

第1章 研究の背景、必要性

我が国の産業競争力を強化していくために、産官学の英知を結集して発明やデザイン等の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行を図り、スピード感をもってイノベーションを効率的に進めていくことが求められている。

大学には創出した知的財産を産業界に移転してイノベーションの促進につなげる役割が期待されているところ、これまでも諸施策が講じられ、知的財産管理・活用体制等の整備は一定程度進んできている。しかし、大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学の知的財産活動に関する課題も生じ続けている。そこで、特許庁の専門的見地から大学の知的財産活動を巡る情勢を的確に捉え、大学の知的財産活動に関する諸問題について研究を進め、大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーにとって実践的な研究成果をとりまとめることにより、産業財産権制度・情報の戦略的な活用を推進していくことが必要である。また、本研究が大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーに活用されることで、大学発のイノベーション創出をさらに促進させる効果が期待できる。

平成22年度大学知財研究推進事業「大学発のデザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究¹」では、企業が大学の保有する人間工学データに基づくデザイン解析能力に期待してデザインの共同研究をしている例、企業が医療機器の開発に当たり、デザイン開発と並行して付属の医療施設での実証が可能である大学の環境に着目してデザインの共同研究をしている例等の取り組みが確認された。このように、大学ならではの強みを発揮するデザイン領域等において、産業界が大学で創作されるデザインに期待し、産学連携を活発に行っていることが明らかになった。

一方で、デザイン産学連携の実施に当たり、知的財産の取扱いを中心とした契約に多くの課題があることが指摘された。現状における契約内容は特許につながる技術の共同研究を念頭に置いたものが多く、契約期間終了まで市場テストや創作者が作品集としてデザインを公表することを認めない等、必ずしもデザイン創作の特性に応じたものになっていない。加えて、各大学が独自に策定した契約の基本方針や手続につき相互に統一が図れていないことが、デザイン分野における「大学の知」を広く活用したい企業にとって契約上の負担となっており、デザイン産学連携を円滑に実施するうえでの障壁となっていることが明らかになった。

本研究は、大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で交わされている契約の内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携の契約のあり方を提示することを目的として実施した。

本契約の成果を大学及び産業界に広く周知することにより、デザイン産学連携の円滑な契約を行う上での基礎資料として活用されることが見込まれるとともに、大学で創作されるデザインの適切な保護・活用の方法を選択するための参考資料として活用されることが期待できる。

¹ 特許庁 HOME>学校・大学向け支援情報>大学等の知的財産活動への支援>学校・大学向け支援情報 大学知財推進事業 『大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究』（2010年度）
http://www.jpo.go.jp/sesaku/daigaku_shien_03.htm#10mitsubishi 2012年1月20日、参照

第2章 研究項目

本研究では以下の6つの研究項目の調査分析を実施した。なお、本研究では、大学として取り組んだデザイン分野の産学連携プロジェクトのみ（つまり、教員や学生が個人レベルで企業等と連携した例は含まない）を対象にしている。

また、本研究は、各大学において知的財産ポリシーや、職務発明（創作）規程等において大学における研究成果に係る知的財産権は大学に帰属する（いわゆる機関帰属）旨の諸規定が一定程度整備されていることを前提としている。

第1節 デザイン産学連携の契約に関する実態（第2部）

デザイン産学連携の契約のプロセス・内容について、以下の観点からの実態調査を実施した。

- デザイン産学連携のきっかけ
- デザイン産学連携の契約交渉の実態
- デザイン産学連携の契約内容の実態
- デザイン産学連携の契約の履行の実態

また、一般的なデザイン契約の契約書やデザイン産学連携で用いられている契約書を収集し、デザイン創作の実態に照らして必要となる契約条項についての分析を行うほか、研究成果を「もの」や「製品」として結実させることを必ずしも前提としないデザイン産学連携（例：コンセプトデザイン）における契約の実態についての整理も行った。

第2節 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段（第3部）

デザインの保護・活用を講じる際に用いられる法的保護（各知的財産権制度および不正競争防止法等）と法的保護以外のデザイン保護・活用手段について、それぞれの制度の概要及び各制度の活用により期待される効果、効力範囲等について、大学で創作されるデザインの適切な保護・活用を検討するうえでの前提として整理を行った。

第3節 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用（第4部）

デザイン創作のプロセスに沿った、デザインの法的保護（意匠法、特許法、商標法、著作権法等による保護）及び創作の事実の確保等によるデザイン保護の手段について整理し、多角的なデザインの保護・活用方法としてとりまとめた。

第4節 望ましい契約の在り方・契約のひな形（第5部）

前掲の研究結果を踏まえ、デザイン産学連携の現状を総合的に分析し、分析結果から導き出される事項に基づいて望ましい契約の在り方・契約のひな形について言及した。契約のひな形においては、契約における留意点等を整理したうえで契約項目リストを示し、知的財産の帰属等の重要な規定については解説を加え、「契約書ひな形」として契約書作成のための参考情報をまとめた。その上で、デザイン産学連携の契約の参考例を示すため、想定ストーリーに基づいた契約書文面例を作成した。ストーリー作成に当たってはデザイン産学連携の実例を踏まえて、契約書の構成に影響を及ぼす下記の整理軸を念頭において7ケースを作成した。

- ①. 委託（受託）研究又は共同研究
- ②. 求められる成果の種類
- ③. 連携相手先の規模等
- ④. 学生の関与の有無

第5節 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制（第6部）

大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制について、ヒアリング調査で得た意見を交え、大学の産学連携体制、大学の知的財産管理体制、大学における知的財産への意識啓発という視点で、それぞれの現状を把握したうえで大学における必要な体制整備について言及した。

第6節 今後の課題（第7部）

デザイン産学連携の現場で本研究成果が活用されるために取り組むべき事項や今後の示唆を取りまとめた。

第3章 研究実施方法

第1節 委員会による検討

本研究の実施と報告書の作成にあたっては、本研究のために設置された委員会での委員からの助言を活用した。なお、委員名簿は本報告書末尾に示す。

委員会各回の内容は以下の通りである。

表 1-3-1 委員会開催概要

| 開催回 | 日時 | 主な討議内容 |
|--------|----------------------------|--|
| 第1回委員会 | 2011年10月6日 10:00-12:00 | <ul style="list-style-type: none">・研究概要・研究・分析方法<ul style="list-style-type: none">－知的財産の取扱いに着目したデザイン産学連携の類型－デザイン産学連携の契約に関する実態調査および文献調査中間報告<ul style="list-style-type: none">－知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段－大学で創作されるデザインの適切な保護・活用－総合分析 |
| 第2回委員会 | 2011年11月25日 15:00-17:00 | <ul style="list-style-type: none">・委員長講演・文献調査及び第1次ヒアリング調査中間報告・契約書ひな形の方針検討 |
| 第3回委員会 | 2011年12月22日 15:00-17:00 | <ul style="list-style-type: none">・美術・デザイン系大学における知的財産管理の現状と課題（広域大学知的財産アドバイザー講演）・知的財産の取扱いに着目したデザイン産学連携類型案 検討<ul style="list-style-type: none">－類型案 検討－第1次ヒアリング調査結果等 報告・契約書ひな形構成案 検討<ul style="list-style-type: none">－契約書ひな形構成案 検討－第2次ヒアリング調査について |
| 第4回委員会 | 2012年2月7日 15:00-17:00 | <ul style="list-style-type: none">・最終報告案検討・研究成果概要のプレゼンテーション |

第2節 文献調査

デザイン関連の書籍、論文、新聞記事、各大学やデザイン団体のホームページ、その他インターネット、調査報告書等を参照し、既存の契約書の例（契約書のひな形も含む。大学で用いている契約書の例、民間のデザイン団体や企業等の契約書の例等）の収集・分析を行った。

まず、民間のデザイン団体が推奨する契約ひな形及び関連するガイドライン等を入手してその記述を分析し、デザイン契約において欠かせない点や留意点について整理した。

次に、デザイン産学連携実績のある大学（昨年度研究結果より把握）及び産学連携（技術系も含む）に豊富な実績を持つ大学の契約書ひな形を入手し、契約書ひな形内の記述、構造を分析し、デザイン産学連携の契約において留意しなければならない点を整理した。

1. 調査対象

以下の文献を調査対象とした。

(1) 民間のデザイン団体が推奨する契約書ひな形、関連ガイドライン・マニュアル

- 大阪府産業デザインセンター『デザイン情報誌 DO』
- 社団法人日本インダストリアルデザイナー協会『インダストリアルデザイン 契約と報酬ガイドライン』(1997年)
- 金沢工業デザイン研究調査会『機械工業活性化のためのデザイン活用マニュアル』(ウェブ資料)
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社『デザイン活用ガイド』(平成23年度)
- 社団法人日本グラフィックデザイナー協会『デザイン制作契約書』
- Association of Professional Design Firms (U.S.A.), Terms and Conditions Reference for Product Design Consultants
- Design Council (UL), Free guides for small businesses

(2) 大学の契約書ひな形

大学等機関における契約書ひな形の収集状況は以下の通りである。契約書の種類別に集計した。著作権の帰属・取り扱いに関する契約書ひな形は1校、業務請負に関する契約書ひな形は1校、共同研究契約書ひな形は20校・1社(企業より入手)、委託・受託業務契約書ひな形は21校、その他書類(学生との間の確認書等)は3校分収集した。

表 1-3-2 属性別契約のひな形の収集状況

| | 著作権 | 請負 | 共同 | 委託・受託 | その他 | 総計 |
|----------------|-----|----|----|-------|-----|----|
| 国立 | - | - | 11 | 7 | 1 | 19 |
| 公立 | - | - | 2 | 2 | - | 4 |
| 私立 | 1 | 1 | 7 | 12 | 2 | 23 |
| 企業(大学との契約書ひな形) | - | - | 1 | - | - | 1 |
| 総計 | 1 | 1 | 21 | 21 | 3 | 47 |

第3節 ヒアリング調査

第一次ヒアリングと第二次ヒアリングに分け、デザイン産学連携に知見がある大学、企業、デザイン関係団体等に対して意見聴取を行った。第一次ヒアリング調査では、現行の契約に関する具体的課題等について意見聴取をし、併せて、可能な限り契約書見本・ひな形の収集を行った。さらに、第一次ヒアリングを含めこれまでの調査で得た課題を踏まえて事務局で作成した契約内容（案）の妥当性について第二次ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査における調査項目は以下のとおりである。

表 1-3-3 第一次ヒアリングにおける調査項目(1)

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|-----------------------------------|---|
| 大学 | 1.大学のデザインに関する産業界・地域との関わりについて | ・教育・研究活動における産業界・地域との関わりについての基本的な考え方 |
| | 2.デザイン産学連携に関する体制の整備状況について | ・デザイン産学連携に関する窓口の整備状況 ・契約・進捗を管理する体制の整備状況 ・知的財産を管理する体制の整備状況 |
| | 3.デザイン産学連携に関わる契約ひな形の整備状況について | ・内容・対象・整備の経緯 ・利用実態及びその理由 |
| | 4.デザイン産学連携の実績 | ・代表的事例の概要 ・代表的事例の効果・課題 |
| | 5.デザイン産学連携における知的財産権等によるデザイン保護について | ・デザイン産学連携で生じる知的財産の管理体制の整備状況・活用の実態 ・契約書ひな形での知的財産権の取扱い ・代表的事例でのデザイン保護の状況・効果・課題 ・知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |
| 企業 | 1.デザイン開発における外部リソースの活用状況 | ・基本的な考え方 ・大学等との連携に関する考え方 |
| | 2.デザイン産学連携に関する体制の整備状況について | ・デザイン産学連携に関する窓口の整備状況 ・契約・進捗を管理する体制の整備状況 ・知的財産を管理する体制の整備状況 |
| | 3.デザイン産学連携に関わる契約ひな形の整備状況について | ・内容・対象・整備の経緯 ・利用実態及びその理由 |
| | 4.デザイン産学連携の実績について | ・代表的事例の概要 ・代表的事例の効果・課題 |
| | 5.デザイン産学連携における知的財産権等によるデザイン保護について | ・デザイン産学連携で生じる知的財産の管理体制の整備状況・活用の実態 ・契約ひな形での知的財産権の取扱い ・代表的事例でのデザイン保護の状況・効果・課題 ・知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |

表 1-3-4 第一次ヒアリングにおける調査項目(2)

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|---------------------------------|---|
| 団体 | 1.デザイン契約について | <ul style="list-style-type: none"> 一般的なデザイン契約に関する課題 デザイン産学連携でのデザイン契約に関する課題 具体的事例 |
| | 2.デザイン契約に関するひな形の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> 団体が推奨する契約ひな形の整備状況 団体が推奨する契約ひな形の企業・デザイナー等の活用実態 デザイン産学連携に対応する契約ひな形の活用実態 |
| | 3.デザイン契約における知的財産権等によるデザイン保護について | <ul style="list-style-type: none"> デザイン契約における意匠権等の知的財産権の取扱い 知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |
| 共通 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 契約ひな形の効果的な周知・普及・啓発方法 特許庁への要望 |

表 1-3-5 第二次ヒアリングにおける調査項目

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|-------------------------------------|--|
| 共通 | デザイン産学連携に関わる契約について | <ul style="list-style-type: none"> 契約における留意事項についての意見（受け入れられない条件） <ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の帰属・利用 変更の取扱・制限 秘密保持 成果に係る権利の第三者による侵害への対処 |
| | 別添「デザイン産学連携に関わる契約ひな形（案）重要規定抜粋版」について | <ul style="list-style-type: none"> 契約ひな形の構成・分類、及び解説の記述に関するご意見 重要規定に追加すべき項目 契約ひな形の効果的な周知・普及・啓発方法 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 特許庁への要望 |
| 大学 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 大学がデザイン成果を保護・管理する際に望ましい体制、及びその体制構築のための課題 |
| 企業 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> デザイン産学連携についての大学への希望 |
| 団体 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> デザイン産学連携についての大学への希望 |

表 1-3-6 第一次ヒアリング実施対象機関数（属性別）

| 属性 1 | 属性 2 | 実施対象数 |
|------------|------|-------|
| 総合・工学系大学 | 国立 | 5 |
| | 私立 | 7 |
| デザイン・芸術系大学 | 国立 | 1 |
| | 公立 | 2 |
| | 私立 | 10 |
| 団体 | | 6 |
| 企業 | | 10 |
| 計 | | 41 |

表 1-3-7 第二次ヒアリング実施対象機関数（属性別）

| 属性 1 | 属性 2 | 実施対象数 |
|------|------|-------|
| 工学系 | 国立 | 3 |
| | 私立 | 5 |
| 芸術系 | 公立 | 1 |
| | 私立 | 4 |
| 団体 | | 4 |
| 企業 | | 5 |
| その他 | | 6 |
| 計 | | 28 |

なお、ヒアリング調査の実施の際には、ヒアリング対応者の負荷低減、ヒアリング項目の擦り合わせ、現行の産学連携契約に関連する定量的情報の入手を目的として、事前に調査票を配布した。

第2部 デザイン産学連携の契約に関する実態

第1章 デザイン契約における留意点

本章では、デザイン分野における産学連携の契約実態を分析する前提として、一般的なデザイン契約（主にデザイン事務所－企業間の契約）における特徴や留意すべき点を、デザイン団体等が公表しているガイドライン等に掲載された契約ひな形から分析した。

第1節 デザイン契約の分類

ここでは、既存のガイドライン・マニュアル等に掲載されているデザイン分野の契約ひな形が、どのような整理（分類）で掲載されているかをまとめる。

1. 成果の有無による分類

デザイン分野の契約は

- デザイン上の成果を求めるもの
- コンサルティング（顧問）を求めるもの

のように「成果の有無」で分類されることがある¹。

これらは、民法に規定される「請負」と「準委任」との違いを反映したものと考えられる。前者の「請負」は、民法第632条（「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」）のとおり、仕事の完成が目的となっている契約である。一方、「準委任」は、民法第656条（「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」）により準用される民法第643条（「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」）のとおり、業務の実施を目的とする契約であり、その目的が請負と相違している。

2. 業務内容による分類

デザイン分野の契約は、

- 商品の開発
- CI・ブランドの開発
- 研究開発・先行開発
- マーケティング
- 店舗・施設の開発
- 特定の課題の解決

のように「業務内容の違い」で分類されることがある²。

デザイン分野の業務内容は多岐に亘っており、それが契約の多様性につながっている。

¹ 社団法人日本インダストリアルデザイナー協会『インダストリアルデザイン 契約と報酬ガイドライン』（平成11年）、公益財団法人東京都中小企業振興公社『デザイン活用ガイド』（平成23年）、および、金沢工業デザイン研究調査会『機械工業活性化のためのデザイン活用マニュアル』参照。なお、デザイン事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査においても、契約担当者から同様の指摘を受けた。

² 前掲・金沢工業デザイン研究調査会。

3. 成果レベルによる分類

成果を求めるデザイン分野の契約でも、成果レベルが完成品に至る前のもの、例えばコンセプトベースで製品に至る以前のものが成果となる場合もある。このような成果レベルの違いに着目して分類されることがある³。

- 最終成果物（契約業務の完成品）
- 中間成果物（デザインコンセプトなど）

第2節 成果発生の時期

デザイン分野の契約では、契約上の「最終成果」の捉え方が

- 「プロジェクト⁴終了時のもの」と見るもの
- 「デザインが製品化された段階のもの」（すなわち、プロジェクト終了後、改変を経たもの）と見るもの

に大きく分けられる傾向がある。

これらの違いは、プロジェクト終了以降、成果の改変可能性がどの程度あるか、製品化までに改変があった場合の産業財産権・著作権などの権利の取り扱いをどうするか、成果を実施・利用する際の権利の取り扱いをどうするかといった項目について、どの程度、契約時点で想定できるかで生じているものと考えられる。

また、最終成果に至るまでの、プロジェクト途中での「中間成果」、例えばラフスケッチやモックアップ、選定されなかったデザイン候補、検討段階のデザインコンセプト（最終デザインを求めるプロジェクトの場合）についても、最終成果と合わせて「成果」とする場合もある。

第3節 成果に関する権利の帰属と対価

成果に関する権利として、

- 産業財産権（特に意匠権及び特許権）の帰属
- 著作権（特に翻訳権・翻案権（著作権法第27条）および二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（著作権法第28条）の帰属・行使
- 著作者人格権（特に同一性保持権（著作権法第20条））の行使

のように産業財産権、著作権、著作者人格権が挙げられていることが多い⁵。

また、デザイン成果物を求める場合において、中間過程での成果（例えば、デザインコンセプト、或いは採用されなかったデザイン案）についての権利帰属について言及する場合もある⁶。

権利の帰属先は、デザイナーに帰属する場合と、委託者・発注者に帰属する場合の双方の場合が想定されている⁷。

なお、既存のガイドライン・マニュアル等に掲載されたひな形を見る限り、業務の対価は一括払いが中心であった。ただし、委託者とデザイナーが公平にリスクをとる契約のあり方

³ 前掲・東京都中小企業振興公社 26 頁以下。

⁴ 「プロジェクト」とは、契約の下で行われる仕事（業務）を指す。

⁵ 前掲・東京都中小企業振興公社を参考にした。

⁶ 前掲・東京都中小企業振興公社 23 頁。

⁷ 前掲・東京都中小企業振興公社 23 頁、前掲・Association of Professional Design Firms p.20。

としてロイヤリティ方式（売り上げ等に応じた分割払い）に言及するもの⁸もあり、意匠登録された意匠の実施については販売数量に応じたロイヤリティ（ランニングロイヤリティ）を上げるものもある⁹。

第4節 秘密保持と成果の公表

デザイン分野の契約には、業務上知りえた事実に関する秘密保持に関する規定がいずれも含まれている。ただし、秘密保持に関しては別途契約するという規定となっていることが多く、秘密保持の重要性は認識されているものの、その期間については個々の契約により差異が大きい¹⁰。

また、契約締結前であっても、契約交渉を行う上で秘密開示の必要性がある場合に、別途、秘密保持契約¹¹を結ぶことについて言及される場合がある。

さらに、成果の公表に関する規定が含まれているものが多い。契約上の成果物として委託者・発注者に納める以外に、デザイナー自身が成果をポートフォリオとしてアピールすることや、製品販売等をする前にユーザーに対して市場テストをする等、公表の機会が存在するのがデザイン分野の特徴であり、公表に関する規定はそれを反映したものである。

第5節 瑕疵担保責任と賠償負担

デザイン分野の契約には、デザインの成果に瑕疵があった場合の瑕疵担保責任や、第三者の知的財産権の侵害等に対する賠償責任に言及する規定がある¹²。

なお、瑕疵担保については、創作者が負うことができる範囲に止め、デザイン対価に対して不当な負担にならないよう、留意が必要である。なお、レアケースではあるが、デザイナーに対しそのデザインは国内外のあらゆる知的財産権を侵害していないことを宣言させ、もし製品化後にそのデザインが第三者の知的財産権を侵害していることが発覚した場合、その責めを全てデザイナーが負う、という旨の内容の条項を含んだ契約も存在し、そのように現実的にはデザイナーが対応不能な条項について合意しないよう、特に注意が必要である。

⁸ 前掲・日本インダストリアルデザイナー協会 22 頁。

⁹ 前掲・日本インダストリアルデザイナー協会 55 頁。

¹⁰ 前掲・東京都中小企業振興公社 26 頁以下、前掲・Association of Professional Design Firms。

¹¹ 前掲・東京都中小企業振興公社 24 頁。

¹² デザイン事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査による。

第6節 その他の規程

デザイン創作活動は、委託者・発注者においてその過程や成果を評価しづらい場合がある。この問題に対応するため、既存の契約ひな形では、以下の規定を設けている例が見られた。

- 行動基準（Standard of Performance）¹³
- 制作途中のデザイン監理¹⁴
- 契約を途中で終了する場合の対価の取り扱い¹⁵
- 費用（例えば、モック、試作品。人間工学的デザインであれば試験のための人件費）の負担¹⁶

¹³ 前掲・Association of Professional Design Firms。

¹⁴ 前掲・東京都中小企業振興公社 27 頁。

¹⁵ 前掲・東京都中小企業振興公社 23 頁。

¹⁶ デザイン事務所に対するヒアリング調査、デザイン事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査による。

第7節 （参考）主要なひな形における規程事項

参考として、本研究で収集・分析したデザイン分野の契約ひな形のうち、主要なものについて、その規程事項を整理したものを下表に示す。

表 2-1-1 主要なひな形における規程条項名

| 分類 | 日本インダストリアルデザイナー協会 | 東京都中小企業振興公社 | Association of Professional Design Firms |
|-------------|---|--|---|
| 委託・請負内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 ・契約期間 ・業務の終了 ・残存業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の概要 ・委託期間 ・情報提供 ・デザインコンセプト ・基本デザイン ・詳細デザイン | <ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・委託者の義務 ・委託期間 |
| 遂行中の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・進行（進行計画の作成） ・採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・成果の監理 ・業務の変更と中止 | <ul style="list-style-type: none"> ・行動基準 |
| 成果の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・創作物の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・市場に置く権利 |
| 秘密保持 | <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持 |
| 成果の瑕疵に関する義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任 | <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の知的財産権非侵害 |
| 成果に係る権利・帰属 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の帰属 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の帰属 |
| 対価 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額 ・支払い方法 ・特別費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・対価の支払い | <ul style="list-style-type: none"> ・対価 ・税の負担 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・競合（競合他社との契約忌避） | <ul style="list-style-type: none"> ・合意管轄 | <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償責任の限度 ・不可抗力に対する免責 |

第2章 デザイン産学連携実績がある大学の契約ひな形の分析

前章では、デザイン分野における一般的な契約（主にデザイン事務所－企業間の契約）における特徴（留意すべき点）を述べたが、本章では、デザイン分野の「産学連携契約」の特徴（留意点）について、大学が用いている契約ひな形から分析する。

第1節 契約のタイトル

大学の契約ひな形の例では、「共同（委託）研究契約書」という名称と、「委託（業務）契約書」という名称に大別される。

前者（共同（委託）研究契約書）は、大学の産学連携が「共同研究」「受託研究」「奨学寄付金」に三区別されることが多い¹⁷ことから、「共同研究」「受託研究」の名称を契約書のタイトルに用いていると推測される。なお、「共同研究」「受託研究」の名称については、契約内容の如何に関わらず使用されていることが多い¹⁸。一方、後者（委託（業務）契約書）については、産学連携以外の一般的な業務委託に用いる契約書に基づくものと推測される。

なお、契約が民法上の典型契約としての準委任契約にあたるか、請負契約にあたるかという点から契約のタイトルを定めるべきであるという考え方もある¹⁹が、デザイン分野の産学連携内容は準委任契約と請負契約の混合契約と見る余地があること等から、契約のタイトルにおいて準委任／請負契約を明示する必要性は高くないと思われる。

表 2-2-1 契約類型の違いによる差異

| | 準委任 | 請負 |
|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 成果 | ・ 仕事の遂行が債務（遂行した業務の割合に応じて対価を要求できる） | ・ 仕事の完成が債務 ・ 仕事の完成について客観的基準が存在 |
| 成果に対する責任 | ・ 善管注意義務 | ・ 瑕疵担保責任 |
| 成果の帰属 | ・ 委任者に引き渡す | ・ 材料の供給者に帰属（工作物の請負に関する判例に基づく） |

¹⁷ 実際、この区分に基づいて文部科学省は毎年、産学連携等実施状況調査を実施している。

¹⁸ 大学に対するヒアリング調査結果による。例えば『受託研究』の場合、知的財産が大学に全て帰属するのが慣例のため『共同研究』を用いている、『共同研究』の場合、企業側が（研究開発部門ではないため）萎縮するため『受託研究』を用いているなど。

¹⁹ 前掲・日本インダストリアルデザイナー協会 41 頁。

第2節 学生の取扱い

大学が用いている契約ひな形では、

- 学生の関与が前提となっているもの
- 学生について特段の言及がないもの

に分かれる。学生の関与が前提となっているものについては、

- 契約書本紙での記載はなく、契約書別紙で対応する
- 別途学生とも契約を結んでいる

というケースがある。

学生は大学が定めた職務発明（創作）規程の対象ではないこと、卒業・就職等によりプロジェクト実施後のフォローが難しいこと等から、教職員と異なる対応が必要となる。

第3節 成果の公表

大学が用いている契約ひな形では、産学連携活動の中で学生が創出した成果の卒業制作やポートフォリオ（作品集。就職活動において用いる）としての使用に言及しているものがある。学生が産学連携活動の成果を、卒業制作やポートフォリオとして活用したいというニーズがあるということは、デザイン分野の産学連携の大きな特徴である。

また、大学が用いている契約ひな形では、大学・企業それぞれが産学連携実績を公表することに言及しているものがある。大学側には学生募集等の広報目的で、企業側には「大学ブランド」活用目的で、それぞれ産学連携実績を公表したいというニーズがある。

第3章 デザイン産学連携の契約に関する実態

本章では、デザイン産学連携に取り組む大学、企業およびデザイン分野の支援を行う団体にヒアリング調査を実施し、デザイン産学連携の契約に関する実態を分析する。

第1節 調査フレーム

1. 調査対象

調査対象は以下のとおりである。

表 2-3-1 第一次ヒアリング実施対象機関数（属性別）（再掲）

| 属性 1 | 属性 2 | 実施対象数 |
|------------|------|-------|
| 総合・工学系大学 | 国立 | 5 |
| | 私立 | 7 |
| デザイン・芸術系大学 | 国立 | 1 |
| | 公立 | 2 |
| | 私立 | 10 |
| 団体 | | 6 |
| 企業 | | 10 |
| 計 | | 41 |

2. 調査方法

直接面談によるヒアリング調査を行った。ヒアリングに先立ち、一部の大学・企業には事前質問票を送付し回答を頂くことにより、ヒアリングの効率化を図った。

3. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

- 産学連携の目的・産学連携に対する方針
- 契約締結の形態
- 契約ひな形の整備状況・利用状況
- 知的財産権の帰属
- 知的財産権の実施・利用と対価
- 秘密保持と成果の公表
- 学生による創作の取扱
- 瑕疵担保責任・損害補償

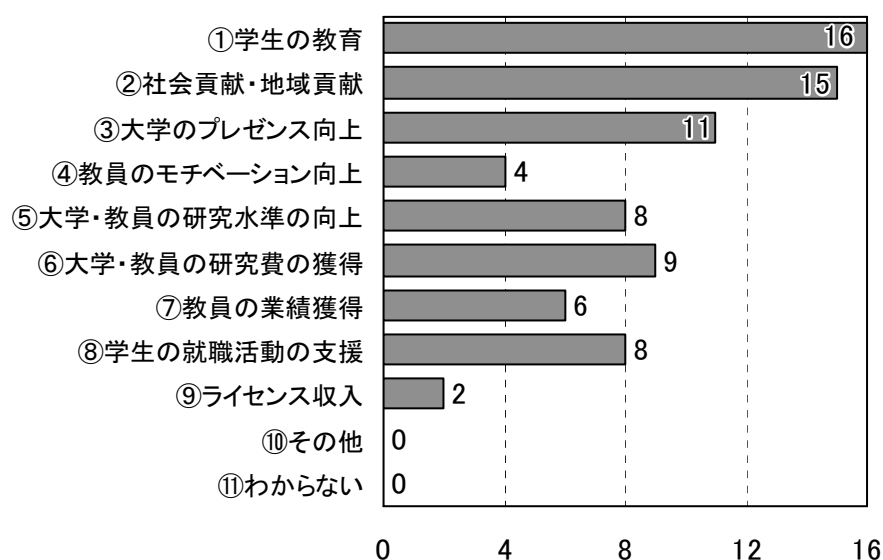
第2節 産学連携の目的・産学連携に対する方針

1. 大学における目的・方針

事前調査票に回答頂いた16大学に、デザイン産学連携に取り組む主な狙いを尋ねたところ、「学生の教育」が最も多く、「社会貢献・地域貢献」「大学のプレゼンス向上」「大学・教員の研究費の獲得」「大学・教員の研究水準の向上」「学生の就職活動の支援」等も多い。一方で「ライセンス収入」は2大学のみである。

図 2-3-1 デザイン産学連携に取り組む主な狙い（大学）

MA（複数回答）N=16²⁰



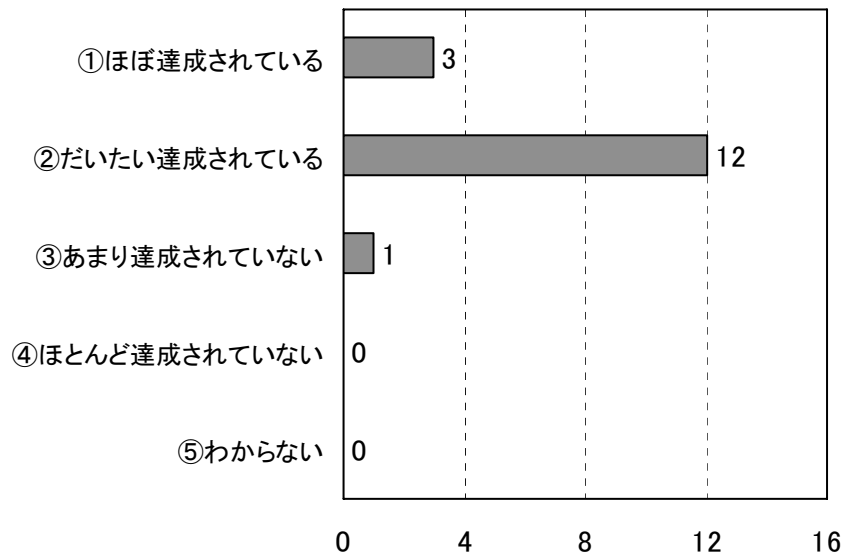
また、狙いの達成状況を尋ねたところ、「だいたい達成されている」「ほぼ達成されている」等、期待を満たされている旨の回答が殆どであった。

大学へのヒアリング調査でも、学生の教育を挙げる大学は多く、教育上の効果が乏しいと考えられる場合には企業からの連携打診を断ることもあるという大学があった。

²⁰ 事前質問票に回答頂いた大学のみ集計している（以下のグラフでも同様）。

図 2-3-2 デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（大学）

SA（単一回答）N=16



産学連携の目的として、学生の就職支援の面がある。しかし、十分には達成できていない。共同研究に参加して成果が採択されたからといって、その学生が当該企業に採用されるとは限らない。・・・（中略）・・・出版社から、携帯電話のキャラクターを作成する産学連携の打診があったが、出版社の姿勢が教育目的を逸脱した（大学・学生を下請的に扱う）ものであったため、連携を行わなかった。
（私立大学へのヒアリング調査結果）

企業からの産学連携の相談は殆どが契約に至るが、教育効果が認められないと判断した場合（例えばデザイン要件が確定しているもの、企業の要求がプロフェッショナル水準のもの）は、産学連携をお断りし、対応可能なデザイン事務所を紹介することもある。
（公立大学へのヒアリング調査結果）

デザイン分野での産学連携は「教育の一環」という面が強い。学生はモニター調査・ヒアリング調査を通じて、実際に製品が使われている現場に接することができる。
（国立大学へのヒアリング調査結果）
デザイン産学連携の目的は「社会貢献や地域貢献」と「学生の教育」である。企業との連携は勿論だが、行政との連携も多々ある。特に多い内容は地域・空間デザインである。
（公立大学へのヒアリング調査結果）
大学の教育理念を実現する「教育手法」として産学連携を積極的に進めている。
（私立大学へのヒアリング調査結果）

産学連携に投入できる大学の人的、金銭的リソースには限りがあり、教育効果がある連携内容か否かを重視して案件を選定している。産学連携を円滑に進める一つの方法は、

大学主導（大学の制約条件を提示した上で）の連携にすることである。
（私立大学へのヒアリング調査結果）

教育効果があれば対価がなくても産学連携を実施するという意見も大学からあった。

学生の教育につながることを重視している。そのため外注扱いと考えられる案件は断り、逆に対価が十分ではなくても教育に役立つのであれば応じることがある。例えば、大手小売店から今までにないデザイン制作を依頼された際、授業の一環として行うこと、相手方から施設・設備の無償提供を受けられること、学びの場として貴重なものであること等を理由に無償で実施した。
（私立大学へのヒアリング調査結果）

また、関係団体へのヒアリング調査でも、「デザイン産学連携の目的は本来教育であり、『安価なデザイン事務所』として民業圧迫とならないよう配慮が必要である」との意見があった。

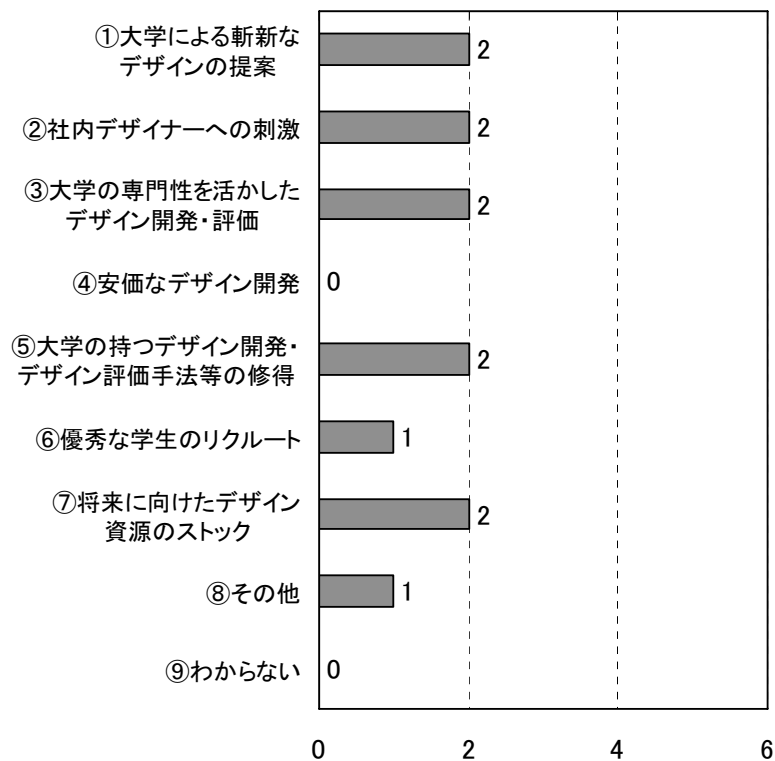
最近、デザイン分野で産学連携や大学対象コンペが増えているが、企業が安価にデザインを仕入れる手段になっている、という見方もある。本来の産学連携は、高等教育機関の教育研究活動に企業が協力することではないか。ビジネスのために大学を利用するというスタンスは間違いではないか。
（団体へのヒアリング調査結果）

2. 企業における目的・方針

事前調査票に回答頂いた5企業に、デザイン産学連携に取り組む主な狙いを尋ねたところ、「大学による斬新なデザインの提案」「社内デザイナーへの刺激」「大学の専門性を活かしたデザイン開発・評価」「大学の持つデザイン開発・デザイン評価手法等の修得」「将来に向けたデザイン資源のストック」と広範な目的が挙げられた。一方で「安価なデザイン開発」との回答は無かった。

図 2-3-3 デザイン産学連携に取り組む主な狙い（企業）

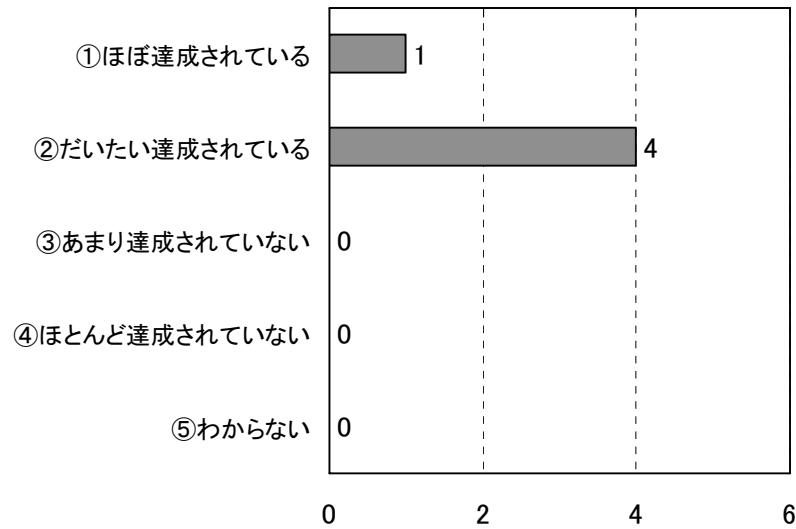
MA（複数回答）N=5



また、狙いの達成状況を尋ねたところ、「だいたい達成されている」「ほぼ達成されている」等、期待を満たされている旨の回答が殆どであった。

図 2-3-4 デザイン産学連携に取り組む狙いの達成状況（企業）

SA（単一回答）N=5



産学連携の目的は、大学生ならでの新しいアイデアの吸収と、当社就職希望者の確保である。後者については、デザイン開発現場を社員と一緒に体験してもらい、就職説明会では伝わらない魅力・雰囲気を理解してもらおうという期待がある。

（企業へのヒアリング調査結果）

インハウスデザイナーは製造コストがわかるだけに、斬新な発想が難しくなりがちである。産学連携ではインハウスデザイナーへの刺激や次期製品のコンセプト・着眼点の獲得を期待している。

（企業へのヒアリング調査結果）

大学の持つデザイン開発・デザイン評価手法の習得が狙いである。企業内で行うデザインは利益を生むかが大きな着眼点であるが、大学（学生）には利益を考えないデザインを期待している。そのため、産学連携成果を商品化し、利益を得られるかという点では苦勞することになるが。

（企業へのヒアリング調査結果）

なお、学生の斬新なアイデアに期待している場合に、なぜアルバイトやインターンシップという形でなく、大学との連携を選ぶかという点についてチームで取り組むことで成果品質が高くなることを挙げる企業があった。

インターンやアルバイトの学生だと学生個人との関係になってしまう。一方、産学連携であれば多くの学生が参加することで品質も上がり、失敗リスクが減る。

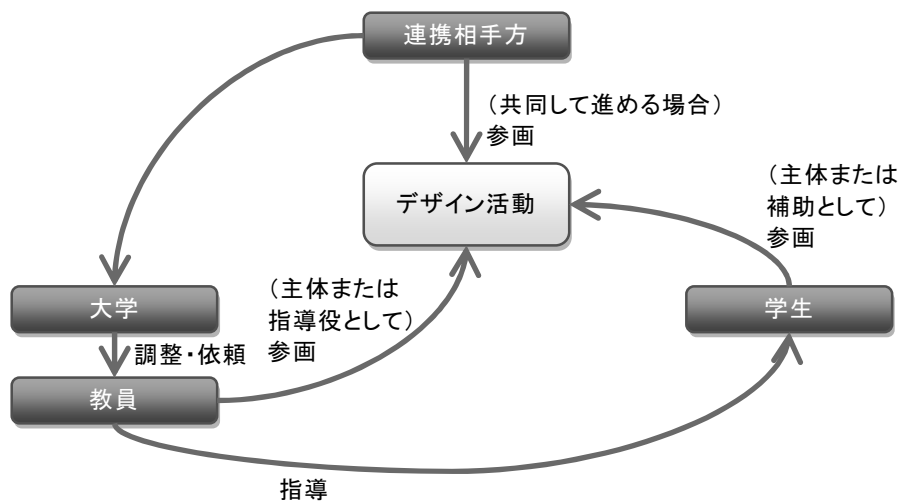
（企業へのヒアリング調査結果）

第3節 契約締結の形態

1. デザイン産学連携を巡る大学・連携相手方・学生の関わり

デザイン産学連携の場合、理工系の産学連携と比較して学生が創作の主体として関わることの多いことが特徴である。大学、連携相手方（企業、行政等）、学生の関係を整理すると下図のようになる。

図 2-3-5 デザイン産学連携を巡る大学・連携相手方・学生の関わり



企業や行政等の連携相手方からの依頼は「大学で受ける場合」と「教員が直接受ける場合」とがある。前者の場合、大学が適当な教員を選定・調整・依頼することになる。後者の場合は、大学への通知・手続きを通じて「大学の産学連携」として扱う場合と、教員個人への依頼と捉え産学連携として取り扱わない場合²¹があり、大学毎に扱いは異なる。

産学連携の流れは、依頼元（行政・企業）が大学に直接依頼を行い、その後に研究内容に見合った教員を大学が選定するケースが多い。依頼元が教員を指定するケースもある。教員指定のケースでは、依頼元が教員と既に相談し承諾を得ている場合もあるが、大学としては、産学連携の受諾は必ず大学（当局）を通して行うことにしている。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

学内に学科横断的な委員会を立ち上げている。委員会では教育効果を勘案しながら、受託するか否かの審査を行っている。委員会設立以前は、教員が個人的に産学連携を行っていた。現在でもそれが継続している場合もあり、大学が全ての産学連携を把握している訳ではない。現在は委員会を経たものを「正規の産学連携」と見なし、様々な学内支援を行っている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

²¹ 大学によっては大学当局への兼業許可申請書が必要な場合がある。

なお、一部の大学では、職員が主体となって連携をコーディネートしている。

産学連携をコーディネートする段階でその案件を学生、教員にとって魅力あるものに仕立てることが重要である。本学はコーディネーター役の職員を複数名設け、これら職員がこの産学連携の「仕組み」を整える機能を担っており、社会課題解決に取り組むプロジェクトとして産学連携を設計している。コーディネーターが企業からの相談案件を磨き、学生にとって興味をもて、かつ、教育効果のあるものとし、そのうえで学年学科を超えた学生を集めてプロジェクトチームを結成して、実際のデザイン事務所での制作活動と同じような環境を作り出し教育上の効果を与えている。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

2. 契約の結び方

この関係の中でどのような契約を結ぶかについてはいくつかのパターンが考えられる。

- 連携相手方－大学－学生間の三者で契約を結ぶパターン
- 連携相手方－大学間、連携相手方－学生間でそれぞれ契約を結ぶパターン
- 連携相手方－大学間で契約を結び、学生の取扱は大学に委ねるパターン

まず、連携相手方－大学－学生間の三者で契約を結ぶパターンについては、プロジェクト途中での学生の追加や（卒業等による）離脱により契約の変更が必要となることから、好まれないことが指摘された。

学生の名前を契約に入れると当該学生の卒業時に契約の変更を行う必要が生じるため、企業の法務部側が嫌がるとの指摘があった。大学側にとっても学生に契約させることを嫌がる傾向がある。

(本研究委員会第2回 委員発言)

別途学生と契約を取り交わすあり方には、契約と学生の教育機会との関係で以下のような留意点があることが指摘されている。

企業と大学で共同研究する際に、学生の成果の取り扱いは大学側が内部で処理をする扱いをするパターンと、学生が企業と契約を行うパターンが考えられる。前者については共同研究が長い期間に及んだ場合、学生の卒業に対応しきれない場合がある。後者は企業が嫌がる。また、後者の場合、共同研究にあたって学生との間で何らかの取り決めを取り交わすことが条件となる場合が登場するが、これは裏返せば取り決めに承諾しない学生に教育の機会が与えられなくなることを意味する。非常にナイーブな問題である。

(本研究委員会第2回 委員発言)

他方で、学生の扱いを契約で取り扱わないことについては、デザイン産学連携の特性を考えると課題が少なくないことが指摘された。具体的には、学生が創作の主体となった場合、発生した著作権は直ちに学生に帰属することになる。著作権の取扱で学生との間で合意できなかった場合、連携の目的が達成できないことが起きる可能性が想定できる。

学生を含めない契約とすることはデザイン産学連携ではリスクである。特許権については出願費用を負担しないと権利が発生しないが、デザインについては創作時点で著作権が発生していることが大きな違いであるからである。

(本研究委員会第2回 委員発言)

3. 実態

ヒアリング調査では、連携相手方—大学間で契約を結び、学生の取扱は大学に委ねるパターンが最も多く、次いで連携相手方—大学間、連携相手方—学生間でそれぞれ契約を結ぶパターンが見られた。

他方、連携相手方—大学—学生間の三者で契約を結ぶパターンは見られなかった。私立大学の一つで、連携相手方—学生間の契約締結にある種の保護者の立場として契約に関わっているものもあったが、これは大学が権利・義務の主体となることは前提としていなかった。前述のとおり、学生を含める契約とすることによる契約管理の負担の増加が一つの背景であると考えられる。

学生の権利に関しては契約ひな形では言及されていない。学生に対しては、製品化した際には著作権の制約が生じることを説明した上で参加を判断させている。製品化した際の(権利等の)契約は製品化が決定した後に協議することとしている。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

産学連携を行い、企業にデザインを採択された場合には、当該成果の権利について改めて創作者(学生)と契約する。デザインが採択されなかった場合には、学生個人に権利が帰属し、自由に使うことができる。契約の当事者関係は、学生は大学と契約締結し、企業は大学と契約締結する形になっている。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

連携に関わる場合に学生に念書を書かせることはしていない。中小企業は守秘義務をそれほど気にしないこと、守秘義務を気にすることが多いと思われる大企業の商品開発に関する連携は現在に行っていないことが理由である。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

「学生」「教員」という明示は契約ひな形で行っておらず、すべて「創作者」である。成果が出た後、必要であれば創作者と企業と大学で別途の契約を結ぶ形としている。一般的には、創作者は学生で、学生作成した成果物を、相手方が採用するか否かを判断し、採用する場合は別途契約(著作物使用権利許諾契約書)を交わす形である。この場

合、甲乙丙（甲：企業、乙：学生、丙：大学）の三者契約となっているが、学生が未成年の場合があるためである（大学が仲介した方が不利にならない）。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

契約は、大学と連携相手方が業務委託契約を結び、そののち、学生と大学の間で覚書を交わすようにしている。これにより学生も契約を実践できる。

なお連携相手方とは必ず契約を結ぶようにしている。これは、大学の責任の範囲や著作権の帰属を明確にし、関わる学生を守ることができるようにするためである。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

他方で、そもそも契約書が交わされない例が見られた。連携相手の側から契約書を取り交わすことを促した例も見られた。その要因としては、以下の点が指摘された。

- 大学によっては専任の担当者がいない
- 担当者がいたとしてもローテーションで担当しているため専門的知見が養成されていない
- 産学連携窓口を通さず、教員が独自に連携を進めてしまうことがある

産学連携部門を通さず契約書の取り交わしも行わない事例も多い。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

成果を商品として販売するとなると、きちんと契約をしておくべきではないかと考え、大学訪問時に当社のほうから大学に契約についての話をした。大学もそれほど気にはしていなかった。

（企業へのヒアリング調査結果）

また、企業と契約を取り交わす際に、学内機関にすべて任せるのではなく、当事者である研究者自身が契約に関与しているケースもみられた。

企業と契約書を取り交わす際に、想定可能なところ（持ち分や費用分担、範囲想定など）は記述をするようにしている。しかし、大学の教員や研究者の多くはここまではできないのが現状であり、学内の研究開発センターや技術移転機関にすべて任せってしまうケースが多いと聞いている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

なお、地域の中小企業が相手である場合に契約書を交わすよりは口頭で確実に念を押す方が実効性があることを指摘する声もあった。

詳細な契約書は交わしていない。本学は、学生のモチベーションを考え連携相手方には連携の成果を必ず商品に用いるよう求めているところ、連携相手方において大学が決定したデザインを必ず商品化することを明確に印象づけることが狙いであったためである。詳細な契約書であると、文言がわかりにくい等の理由で求めるポイントが明確に認識されなくなる懸念があった。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

第4節 契約ひな形の整備状況と利用状況

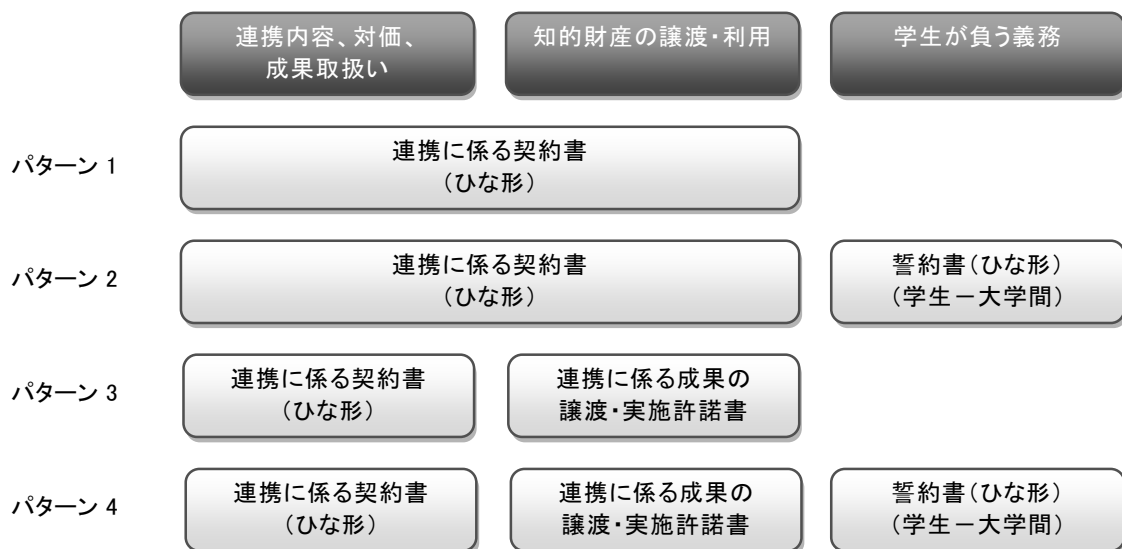
1. 大学における状況

契約ひな形を整備している大学の中には、ひな形を共同研究と受託研究で分けるもの、すべて委託として扱うものなど、各大学の連携の実態に応じた工夫が見られた。

たとえば、一部の大学では、成果の創出までその成果に係る権利の取り決めを行うことは必ずしも容易ではないとの判断の下、連携開始段階での契約書では取り扱いを留保するか、基本方針のみ合意するにとどめ、成果創出後、別途の契約を取り交わすこととしている（下図でいうパターン3、4）。

また、連携にあたって、学生が守るべき義務を遵守するよう大学と学生との間で誓約書や覚書を取り交わすことを想定し、その誓約書や覚書についてもひな形を設けている大学が複数あった。

図 2-3-6 デザイン産学連携に係る契約書等取り決め文書の構成



「受託研究」「共同研究」それぞれの契約ひな形が存在する。本来は「受託研究」は相手企業に成果物を提出する研究で、相手企業と共同で行う研究が「共同研究」であるが、「受託研究」と「共同研究」を明確には使い分けてはいない。

工学系と芸術系の両方で使用できるような基本的な契約ひな形を使用している。契約ひな形を作成する際には、知的財産アドバイザーが以前担当していた工学系の3~4大学の事例を参考にした。（参考にした大学の契約ひな形より簡略化している）。

知的財産アドバイザーからは、現行の契約ひな形よりも大学側の権利を強く主張する契約ひな形にすべきではないかという意見がある。ただし、大学単独では限界があり、複数の大学で推進する必要がある。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

成果が出るか出ないかは開始時点ではわからない。しかし権利については、共同研究や受託研究の開始時点で、成果が出た場合の扱いについて取り決めておく。ただし、権利の持ち分について初期にはあまり厳格に定めず、製品化されるとき企業が権利を買い取り、売れたら大学は一時金をもらいましょう、ということにしている。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

本学の契約ひな形は「委託契約書」という形式を取っている。実態は「共同研究」「委託研究」どちらでも用いており、契約書名称は特に大学でこだわりはない。基本的に「大学と企業」間での契約となっており、学生は登場しない。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

共同研究契約書のひな形、受託研究契約書のひな形が制定されている。知的財産については、出願までを大学内の組織で管理している。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

契約書は共同研究契約と受託研究契約の2種類がある。共同研究規約と受託研究規約の区別の基準は、共同研究は双方の研究員を派遣する場合、受託研究が大学側の研究員のみでプロジェクトが完遂する場合としている。受託研究となる場合は10%の間接経費となり、共同研究ではすべて直接経費とする。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

産学連携契約においては「業務仕様書」「研究委託契約書」「著作権使用権利許諾契約書」の三点が用いられる。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

大学によっては簡易な覚書を使用して契約書としている例があった。例えば、社会貢献を重視する大学において円滑な連携を意識してそのような運用をしているものがあった。

すべての連携事案で詳細な内容を定めた契約書を取り交わすことはしていない。連携の額が所定の金額未満である場合は、連携相手方が希望した場合以外は申込書(1枚)に連携の内容と権利の取り扱いについて簡潔に記載し契約書の代替としている。

また、多くの場合で成果に係る知的財産権の実施条件に関する取り扱いは事前に定めず、商品化後、協議のうえ別途契約(名称は「特許権実施許諾契約書」または「研究成果実施契約書」としている)を結ぶことのみを契約書に記載している。これは連携の開始段階では成果や商品化の可能性が見えないことが少なくないためである。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

大学によっては外国の企業との産学連携や外国人教員を当事者とする産学連携を意識して、英語の契約ひな形を整備しているものもあった。

英語でも契約ひな形を作成しており、これがあつたために外国企業との間での共同研究において大学が主導権をとることができた。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

2. 大学のひな形に対する連携相手先の対応

大学の整備したひな形が実際の産学連携においてどの程度活用されるか、すなわち連携相手先にどの程度受け入れられるかについても、各大学により状況が異なる。大学側の産学連携に対する意識の違いや連携相手先との相対的な関係が影響していると考えられる。

(1) 大学側の産学連携に対する意識の違い

大学側で、産学連携の目的として学生への教育を意識している場合や、大学が不実施主体であり通常の契約では対応しきれないことを認識している場合、大学のひな形を積極的に使う傾向がある。

原則として企業側には大学のひな形を使って契約を締結するよう提言する。企業としても大学の特殊性（実施しないなど）を加味した契約書を別途準備するのは負担になるのが通常であるため、9割方は大学のひな形を基本に交渉する。残りの1割は、大学との研究が多い民間企業や、国の機関（文部科学省や、独立行政法人科学技術振興機構等）に関する受託研究であり、これらでは先方が準備した契約書ひな形を用いる。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

大学が用意している契約ひな形の使用割合は高い（大学ひな形：企業の提示する契約書＝20:1）。企業の提示する契約書を利用したのは2件程度である。企業が提示する契約書は、教育を主眼において産学連携を行っている大学の立場と反する条文もあるため、極力利用しない方針である。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

(2) 連携相手先との相対関係

大学と連携相手先との関係で大学のひな形を使用するかどうかが決まるケースも多い。連携相手先が中小企業などで、産学連携の契約に慣れていない、または自前のひな形を持っていない場合、大学のひな形が使われる可能性が高くなる。一方連携相手先が大企業や公的機関で、自前のひな形を持っている場合、連携相手先のひな形がベースになる可能性が高い傾向がある。

産学連携の依頼側と大学側でそれぞれ契約ひな形を有している。しかし、依頼側から提示されるひな形を使用する割合が圧倒的に多い。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

（支援センターが把握している）契約全体の60%は大学のひな形に基づいている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

大手企業はその企業独自の契約ひな形を使用するケースが多い。中小企業の場合は、相手企業が契約書の重要性を認識していない場合が多く、さほど厳密な契約書を作成しな

い。中小企業は、契約書を厳格に詰めようとする引いてしまう（連携が始まらない）ため、契約ひな形を参考として提示する程度にしている。最近では地元企業（＝中小企業）の案件が増えているためか、本学の契約ひな形を使用する案件が増加している。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

契約書は大学が提示されたものを用いた。これは当時、当社に産学連携に関する契約書のひな形が用意されていなかったためであり、また、大学側には学生への教育という視点が強く現れており、その目的を果たすためにも大学側が用意したひな形を利用した方がよいと考えられたためでもある。

（企業へのヒアリング調査結果）

プロジェクト開始時にひな形を策定した。大学側と相談をして取り決めをした。

（企業へのヒアリング調査結果）

（契約相手方が）官公庁、大企業の場合は相手のひな形を用い、一般企業では本学のひな形を使うケースが多い。相手が強く要望するのであれば、先方の契約ひな形で契約を締結し、本学のひな形も必ず厳守してもらわなければ困るといったものではない（柔軟に改変している）。

本学のひな形を利用する場合、あまり条項修正するケースはなく、成果の帰属（ひな形では相手企業に帰属）の部分のみ修正する程度である。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

また、大学の産学連携実績（契約ひな形の利用実績）が乏しいと、大学の契約ひな形を利用することを強く求めにくい面がある。

契約の相手先には大手企業が多く、いくつかの企業は自前のひな形を用意している。大学側の産学連携の実績が少ないと大学側が用意するひな形の説得力が欠けてしまう。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

これとは別に、大学と教員との関係から、大学側が強く主張できないといった事情も見られた。教員個人の活動の余地がまだ大きく、教員と連携先企業との良好な関係維持のため、大学の立場で意見を強く主張するのは控える、という点が影響しているものと考えられる。

一般的に、契約内容の交渉において、大学（事務局）は企業に対してあまり強く主張できない。これは、研究を行う教員は、大学にとっての条件よりも、自身が研究を行うことができることを重視するからである。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

産学連携案件を研究協力課に持ち込む前に、教員が受入額を決めてしまっていることもある。現在、共同研究の契約額は相場が無いので、研究協力課で基準を構築しようとしている。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

3. 成果発生の時期・中間成果の取り扱い

一般のデザイン契約と同様に、デザイン産学連携においても成果発生の時期や、中間成果の取り扱いについて問題視する意見が見られた。特に大学（教員、学生）が作成するデザインは、デザイン事務所が作成するデザインと異なり、市場化までの間に改変を伴うことが多い。それに加え、コンペ形式等、採用に至らなかった成果をどう取り扱うかという問題との関係から、産学連携の成果について慎重な定義が必要である。

契約書に係わる問題としては、どの時点の創作物を「成果」とするかが困難な場合が多いことが挙げられる。最も多いパターンは「最終成果物のうち〇点を成果とする」といった規定の仕方である。実態として、中間成果物に関しては契約書で言及していないが、企業にとっては中間成果物のエッセンスを活用している場合もあり、中間成果物も保護が必要かもしれない。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

権利関係で留意する点といえば、スケッチなどの途中の成果物である。これは企業側には見せないことにしている。見せるといくらでも持って行かれてしまう。中間の成果物の扱いについては、最初に相談して決めている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

第5節 知的財産権の帰属

知的財産権の取り扱いについては、大学間の知財ポリシーにより大きな違いがある。連携相手先が実施することにより円滑に社会に還元させるねらいで、知的財産権をすべて連携相手先に帰属させる大学もある一方、基本的には権利は共有するが連携相手先に実施の許諾をするなど、実態に合わせて帰属を決めるとする大学もある。

このような違いが生じた要因として、以下に示すような大学側の個別事情によるところが大きい。

- 知的財産管理体制の整備状況の違い。知的財産管理体制が充実していない場合、大学帰属としても知的財産権のフォローが十分にできない。
- 特に産業財産権の発生に対する期待の違い。産学連携を実施しても権利の発生が期待できないとなれば、帰属に関する主張を積極的に行う必要性が小さくなる。
- 知的財産権による収入の期待と、管理コストとの比較。知的財産権による収入の期待値と比較して、知的財産権の管理コストの方が大きいとみる場合には、企業に権利を渡す方が経営的に妥当である。

(産学連携の成果に係る) 権利はすべて企業に属することにしている。知財による収入は期待していない。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

共同研究・受託研究ともに、事前協議により合意できたものを除き「甲乙協議」と契約書で記載されているが、実際に協議が行われた事例はない。

著作権はすべて相手企業が保有するという契約書を企業から提示された事例があった。工学部が関わる案件であり、著作物がないため承諾したが、芸術学部であれば承諾しない契約書である。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

前の契約ひな形では「特許権はすべて大学、出願費用は企業がすべて負担」という大学側に有利なものであった。この条項を修正して欲しいという企業が多かったため、現在の契約ひな形では、共同出願を前提として、貢献度に応じて持分比率を分配すると規定している。共同での特許出願に至ったケースは現在までのところはないが、契約書に「貢献度に応じた持分比率を分配する」と入れることで企業との交渉余地が生まれることになる。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

権利化はステータスを持つという意味でメリットがあると考えていた。しかし、現実的に権利化することは大きな負担であった。費用対効果の観点からはあまりよくはなかった。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

知財の帰属については、共同研究の場合には共同出願も念頭に置いたひな形となっている。ただし、大学との研究で生じる知的財産はすべて企業が買い取る方針とし、それがかなわない場合には研究自体行わない、とする企業(大企業にその傾向が強い)もある。受託契約の場合は、研究の現状に合わせて知的財産の帰属を決めるという内容になっている。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

デザインは、企業が使用して初めて価値を生むものであり、大学がデザインを使用することは殆ど無い。元々、連携先企業のブランドイメージとの係わりも意識して産学連携を行っているため、原則として相手方企業のみが、特許権、意匠権では実施することを前提としている。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

ひな形では、成果物の帰属はすべて甲（企業）となっている。知的財産権を明記しておらず「成果物」に含めている。知的財産権について細かく契約書で規定するよう要求する企業が実際少ないこともあり、特にトラブルになることはない。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

研究室の成果物に関しては、知的財産は学生と研究室（教員名）とで権利取得している。商品化された際の収益は研究室の研究費に充当することで、後の研究に寄与することとしている。また、発明者や創作者には必ず学生の氏名をいれている。発明者として権利化された際には査読論文1本分の実績に相当し、就職活動時の履歴書等に記載できる成果として評価されるからである。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

一方企業側からは、知的財産権は自社に帰属するという意見が大半を占めた。ヒアリングを行った企業の多くが、自社事業と関連した産業連携を実施していることから、このような結果になったと考えられる。「大学教育への寄与」や「学生のリクルーティング」目的で産学連携を行った企業であれば、また異なった意見が得られたのではないかと考えられる。実際、自社のデザイナーへの刺激のために産学連携を行う企業からは、対価との見合いではあるものの、ケース・バイ・ケースでの判断であるとの回答が得られている。

発明と異なり、成果を求める契約書にはなっていない。知的財産に関しては自社にすべて帰属する。ただし、一緒に活動した中で学生が単独で発明・考案し、自分たちで権利化の手続きまで行ったものは学生の知的財産として認める。創作については発明・考案に準じるという表現になっている。

（企業へのヒアリング調査結果）

商品化を前提とした連携でない限り、意匠権など成果の製品化が前提となる権利の取り扱いについては事前に定めない方がよいように思われる。権利の帰属については対価との見合いで判断される。一概に権利の帰属について特定の条件を求めるものではない。

（企業へのヒアリング調査結果）

なお、そもそも業界の一部には、慣習により、契約で権利関係を定めることに抵抗があるところもある。そのような状況を打破するための試みが大学によりなされている事例もある。

映像・出版業界は、業界ルール（業界慣習）があり、契約書で権利関係を交渉しようとするのが嫌がる。しかし本学教員も業界出身者が多いため、学生のレベルで権利を企業に主張する必要はないと考えている場合が多々ある。大学としては、学生の権利意識を高めるためにも企業と交渉すべきだと考えている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

第6節 知的財産権の実施・利用と対価

大学による知的財産権の実施・利用は限られているのが現状である。知的財産権の取得の目的においても、必ずしも実施・活用を目的とせず、人事評価・情報発信の面が重要視されている大学も見られる。

その一方で、ライセンス契約を進めている大学も一部に見られた。特に学生に対する扱いを別途契約で定めている点で注目すべき取り組みである。

大学における知的財産権出願の目的は、

- ・教員の業績評価のため
- ・研究費・科研費獲得のため
- ・技術力の発信のため

である。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

連携可否の判断基準は契約内容であり、予算面はあまり考慮していない。特に地元企業であれば限られた予算で如何にニーズに応えることができるかを大学として考える。公立大学であること、地元企業との連携が強いことから、教育目的・社会貢献目的の産学連携が多い。そのためライセンス収入等はあまり気にしていない。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

本学では学生から卒業制作を買い上げることも行っている。昨年、大学が学生から買い上げた作品を、制作・販売したいという企業からの依頼があったため、初めてのライセンス契約を行う予定である。卒業制作を行った学生にも還元したいと考えており、学生に対しライセンスフィーを支払うための契約ひな形（原価の15%など）も準備している。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

知的財産権を実施・利用するに当たって、次に問題になるのは対価である。大学は発明や意匠の実施が実質的にできないため、知的財産権から収益を得るには上記のようにライセンスフィーの形で受け取るか、不実施補償を受け取る必要がある。しかし、不実施補償を受け取ることについては厳しい状況にあることが一部の意見から窺えた。

不実施補償は半数ほどの案件で認められている。傾向として「重厚長大」な古い企業（伝統的な企業）は不実施補償を認めない。

特許権を本学に断らず相手企業や第三者が使用できるという契約書を提示された事例があった。その案件では特許が発生しない見込みであったため承諾した（が、本来は問題である）。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

大学は不実施機関であるので、権利として不実施補償を企業に求めるが、交渉で難航する。特許法をベースに話をすると不実施保障を確保しがたく、理解を得にくい。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

第7節 秘密保持と成果の公表

産学連携においては、プロジェクト実施中およびプロジェクト終了後の一定の期間について産学連携で知りえた事実の公表が制限される、いわゆる「秘密保持」が求められることがある。

最近では学生の多様化（留学生の増加）で、一般通念や信義則のみでは保持すべき秘密が守られず、加えてインターネット（特に SNS）の普及等で不特定多数への情報の発信が容易になり、学生も含めた秘密保持に対する意識が高まっている。

いま大学は留学生が増えており、日本人学生における常識が通じない。また Facebook や twitter など SNS 上で秘密が漏洩する事例もあるため、学生の秘密保持について重要性が高まっている。実際、大学と企業との間で締結する契約書（企業が要求する契約書）に学生の秘密保持が規定されている場合がある。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

最近、海外企業からの委託・共同研究が増えている。海外企業は最初からすべてシークレットにすることを求めてくる。さらに複数大学をコンペに掛けてくる。このような状況で、権利を言い出せば、コンペにも参加できないことになる。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

企業の中には、鍵付き、金庫付きのプロジェクトルームでの作業を要求する場合がある。その他のケースでも企業には作業環境を見てもらってから始める場合が多い。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

加えて問題になるのは、秘密にすべき期間と学生のポートフォリオへの利用に対する措置である。

秘密にすべき期間が長ければ、それだけ情報漏洩のリスクが高まるとともに、大学が広報目的で産学連携実績を公表する機会を逸することにもなるため、契約時に秘密保持期間は交渉すべき要素の一つとなる。

また、デザイン分野の特徴として、学生がポートフォリオに成果を利用し、就職活動に使用したいというニーズがある。上記の秘密保持期間を短縮するか、または秘密保持規定に例外を設けるかといった点について契約時に交渉が必要となる。

ひな形では、「甲乙協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、秘密事項（ノウハウを含む）に該当するものについて指定するとともに、「秘密事項（ノウハウを含む）の指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示する」(原則として本契約の完了の翌日から起算して5年間)としている。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

企業と争うことが多いのは成果の公表の部分である。成果の公表は協議によって決定することとしているが、企業は「3年間」といった期間指定を希望することが多い。学術的・社会的に公表が必要な場合は大学から企業に協議を依頼し、例えば学生がポートフォリオに使用できるよう交渉している。成果公表ができないからといって、産学連携を断るとは限らない。一切公表できないという企業からの案件であっても、学生への教育効果が高いと判断できれば産学連携を行う意義があるということで契約する。

秘密保持の観点から、企業は「大学が学生に秘密保持について適切に指導した」ことを示す契約書を欲しがることが多くなっている。その場合、個人情報に配慮しつつ、大学と学生が交わした契約書のコピーを提供する（本学は学生と大学で契約を結ぶ）。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

契約の中に秘密保持事項はある。一緒になってやったことはノウハウも含め他社に流さないよう、契約上の秘密保持を結んでいる。ただし、契約の相手は大学で、学生をそれでしぼっているかは大学と学生との関係であり、考え方によっては学生が情報を持って同業他社に行く可能性はある。今まではそのような事例はない。

契約をきちんとしているかというところではない。今までの付き合いの中で進めているのが実態。新たに別の大学と連携を行う際はその点が問題になるかもしれない。

(企業へのヒアリング調査結果より)

秘密保持について、学生のサインを求める企業もある。大学の教育研究活動の一環として産学連携を実施しているということを企業に説明し、成果物の権利を企業に渡すとしても、成果物を公開するは譲れないということを前提として話を進めている。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

成果物の公表については、ひな形で契約完了後、両当事者が公表可能としている。ただし、産学連携の成果であることを明示するという条件を課している。原則として、産学連携契約中の成果公表は許可していない。産学連携に参加する学生は1～2回生が多いため、契約中の成果物を就職活動で利用するといったニーズが少ないのかもしれない。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

企業側には、実績紹介のパンフレットに写真やグラフィックスを載せることを許可していただいている。ただし、展開図などの図面だけは載せるな、と言われる。企業はパンフレットの使い方にも細心の注意を払っているので、それに対応することも重要である。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

なお、敢えて秘密にしないことの方が大学・連携相手方双方にとってメリットとなる場合が少なくないことを指摘する意見もあった。

関与していることを一定の期間は秘密にするよう求める連携相手方も存在したものの、

守秘義務を問題にする連携相手方は少なく、むしろ連携を行う過程を公開しているものの方が、教育的効果も企業にとっての宣伝効果も高い。本学は多くの連携事例でその過程を公表している。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

なお、連携相手方（企業）が産学連携実績（成果）を公表するにあたって、大学名の使用手順を契約で取り決めている大学があった。

契約では、大学名を出す際には事前に申し込みを行うように求めている。もともと、大学名を出してもらうことがプラスになることもあるため、マイナスイメージとなるような使い方以外は拒まない。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

第8節 学生による創作の取扱

前述のとおり、デザイン産学連携の場合、学生が創作の主体として関わることが多いことが特徴であり、学生の権利の取り扱いを明確にすることが契約時に求められる。

現状では、産学連携契約で連携先（企業等）に学生の権利が移転する場合、参加学生に対してその旨を口頭説明し、同意を得るといった形が見られる。また実際に成果が創出された段階で、改めて企業、大学、および学生で協議・契約するという形も見られる。

学生の権利に関しては契約ひな形では言及されていない。学生が関与する場合にはその都度、口頭で担当教員から説明している。製品化した際には著作権の制約が生じることを説明した上で学生自身に参加するか否かを判断させている。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

一般的には、創作者は学生で、学生が作成した成果物を連携相手方が採用するか否かを判断し、採用の場合は別途契約（著作物使用権利許諾契約書）を交わす。この場合、甲乙丙（甲：企業、乙：学生、丙：大学）の三者契約となっているのは、学生が未成年の場合があるためである（大学が仲介した方が不利にならない）。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

デザイン産学連携では学生のみが考えた成果物が生まれる可能性があり、契約上取り扱いを明示すべきか、等について悩んでいる。産業財産権に係わる権利譲渡や著作者人格権の不行使が記載された契約を結ぶべきかについては悩ましい。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

学生が創作したデザインについて、デザイン寄託制度を利用することで、学生の権利の保護を行っている大学もあった。特に、デザインプロセス段階におけるデザインの保護手段として有用であるとしている。

学生が創作したデザインについては、社団法人日本デザイン保護協会の創作デザイン寄託制度を利用し、デザイン寄託を行うように推奨している。デザイン寄託を行うことにより、創作の事実を証明することが可能であることから、例えばデザインの模倣の発生による係争時に創作の事実証明の証拠として利用をすることができるほか、デザインプロセス段階におけるデザインの保護を図る手段として活用が可能であると考えている。

（私立大学へヒアリング調査結果）

なお、産学連携に限らず、デザイン分野では、大学の通常の教育活動の中で学生が成果を創出することは多々あり、産学連携における学生の権利の取り扱いだけでなく、大学活動全体における、学生の権利の扱いについて明確化が必要である。

学生主体で創作したデザインは、学内の発明規定で定めた届出対象となっていない。しかし、共同研究で創出されたものは届出を求めており、大学全体の規定と産学連携の場合の整合性を検討する必要がある。問題意識は古くからあるが、結論は出ておらず、悩ましい課題である。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

第9節 瑕疵担保責任・損害賠償

大学は実態として不実施主体であることもあり、デザインの成果に瑕疵があった場合の瑕疵担保責任や知的財産権侵害、製造物責任法に関わる損害賠償に関して、本来負担すべき額にはおのずと限界がある。しかし、連携相手先から、多額（場合によっては無制限）の損害賠償が発生する契約を求められる例がある。大学が負うことができる責任の範囲を明確にし、デザインの瑕疵と製品の瑕疵とを区別し、それぞれ賠償額等を設定する等の対応が契約時に求められる。

第三者との紛争において、本学が無制限に損害賠償を負担する契約書を提示された事例があった。最終的には「権利侵害が生じた際には対応を協議する」こととした。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

また、分野によっては瑕疵担保の定義が曖昧であるという指摘もあり、この点への対応も契約時に求められる。

グラフィックデザインに関する契約の問題として、「検品」や「瑕疵担保」という言葉の意味が曖昧のまま使われている点が挙げられる。

(団体へのヒアリング調査結果)

第4章 知的財産の取り扱いに着目したデザイン産学連携の類型

本部を通して得られた契約に関する実態についての情報に基づき、知的財産の取り扱いに着目したデザイン産学連携を、「デザインの種類」及び「産学連携の契約内容」の2つの観点から類型化した。

第1節 デザインの表現方法による類型化

最も直截的にデザインを分類する方法はその表現方法で、ここでは以下の3区分に大別した。

- モノのデザイン（プロダクトデザイン）
- 情報のデザイン（コミュニケーションデザイン）
- 空間のデザイン（スペースデザイン）

この分類を知的財産の取り扱いという観点からみると、モノのデザイン（プロダクトデザイン）からは、意匠法や不正競争防止法による保護の対象となる物品が生み出されることが多い。一方情報のデザイン（コミュニケーションデザイン）にはグラフィックが生み出されることがあり、著作権法による保護の対象となることが多いほか、プログラムなど一部は特許法による保護の対象となる。空間デザイン（スペースデザイン）は、生み出された成果が著作権法や意匠法による保護の対象となる可能性があるものの、これらによる保護の対象となる可能性は他の2区分にくらべて小さい。

第2節 産学連携の契約内容による類型化

産学連携の契約内容に着目して類型化を行うにあたり、契約書への記載上相違をもたらす項目としての以下4つの分類軸が挙げられる。詳細は第5部第4章を参照。

1. 委託（受託）研究または共同研究
2. 求められる成果の種類
3. 連携相手方の規模等
4. 学生の関与の有無

1. 委託（受託）研究又は共同研究

デザイン産学連携の研究形態としては、連携相手先企業等が大学に対してデザイン創作の委託（大学の立場からは受託）をする委託研究と、連携相手先企業等と大学教員等が共同してデザインの創作を行う共同研究があり、この相違によって契約書の構造が変わる。

2. 求められる成果の種類

産学連携で得た成果であるデザインを製品化する等実施を見込んでいるもの、またはコンセプトデザインやデザイン思想、デザインの評価方法のような抽象的なデザインに係る産学連携では契約の内容が変わる。

3. 連携相手方の規模等

連携相手先の規模に起因する契約の習熟度や連携相手先の成果の活用方法の違いにより、他者の知的財産権を侵害した場合の責任分担等について、契約においてどれだけ細かな規定を加えるかの違いが出てくる。

4. 学生の関与の有無

デザイン産学連携においては、理工系の技術の共同研究などの産学連携と比較し学生が主体的に関与するケースが多い。特に大学と企業等で交わす産学連携の契約において、大学と雇用関係に無い学生の関与を契約書においてどのような位置付けで扱うかが課題となっており、学生の関与を別紙で明示するか、或いは契約書中に記載するかという違いが出てくる。

第3部 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段

大学で創作されたデザインを市場等で活用していくに際し、創作したデザインの適切な保護を講じていく必要がある。デザイン保護の手段としては、法律に基づくものと、法律に基づかない手段（寄託制度等）があるが、例えば、意匠権等による保護を講じていれば他者よりデザインの侵害を受けた場合に法的手段を採ることが可能となる。デザインを保護することができる法律としては主に産業財産権法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）の他、著作権法、不正競争防止法が挙げられる。

ここでは、デザイン保護を、

- ① 法的なデザイン保護、
- ② 創作の事実の確保によるデザイン保護、

に区分して整理を行った。また、整理の中で対象となりうるデザインの種類に言及した。

第1章 表現によるデザインの類型

第2部第4章第1節に示した表現による類型でデザインを大別すると、

- ①モノのデザイン（プロダクトデザイン）、
- ②情報のデザイン（コミュニケーションデザイン）、
- ③空間のデザイン（スペースデザイン）

といった区分ができる。

図 3-1-1 表現別デザインの種類



(出典：芝浦工業大学デザイン工学部編『デザイン工学の世界』（三樹書房、2011年）15頁に基づき作成)

第2章 法的保護

製品デザインの法的保護の中核を担うのが意匠権である。一方、意匠権以外の法的保護（特許権・実用新案権、商標権、著作権、不正競争防止法）を活用することで多角的なデザイン保護が実現できる。例えば、製品デザインが広く認識されるに至り立体商標としての登録要件を満たす場合、製品デザインが純粋美術と同視できる場合、製品を市場で実施していて製品デザインが商品等表示と認められる場合、製品デザインが技術的思想の創作と認められる場合等である。

図 3-2-1 法的保護によるデザイン保護の整理

| | 意匠権 | 特許権 | 実用新案権 | 商標権 | 著作権 | 不正競争防止法 |
|---------|--------|---------------|--------------|---------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 保護対象 | 製品デザイン | 形状として表れる技術的思想 | 物品の形状等の考案 | 製品デザインのうち、マークや模様、形状 | 製品デザインのうち、純粋美術と同視するもの | 販売された製品デザイン 周知又は著名な商品等表示 |
| 保護の手続き | 必要 | | | | 不要 | |
| 保護される期間 | 20年 | 10年 | 10年 *更新あり | 50年 | 販売から3年 | 半永久 |

(出典：以下の情報を元に作成
 特許庁『ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル』21頁、2008年
 特許庁 HOME>特許>産業財産権(工業所有権)の概要 知的財産権について
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_gaiyou/chizai02.htm、2012年1月5日)

表 3-2-1 法的保護によるデザイン保護・活用の方法
(産業財産権による保護)

| | 意匠権 | 特許権 | 実用新案権 | 商標権 |
|----------------|---|--|--|--|
| 保護対象 | デザイン | 技術 | 物品の形状等の考案 | 標章 |
| 保護期間 | 設定登録から 20 年 | 出願から 20 年 | 出願から 10 年 | 設定登録から 10 年 (更新可) |
| 活用方法 | 独占 ライセンス 譲渡 | 独占 ライセンス 譲渡 | 独占 ライセンス 譲渡 | 独占 ライセンス 譲渡 |
| 効果と留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を独占することが可能 | <ul style="list-style-type: none"> 機能が形として表れていることが必要 意匠権と組み合わせることで製品デザインと技術との両方から補完的な保護が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 機能が形として表れていることが必要 意匠権と組み合わせることで製品デザインと技術との両方から補完的な保護が可能 実体審査がないので早期の権利化可能。ただし、権利行使には技術評価書が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 三次元の製品デザインを立体商標として登録可能 |
| 権利化までの期間など | FA まで約 7 か月 | FA まで約 28 か月 | 無審査なので約 6 か月程度で登録される | FA まで約 8 か月 |
| 対象となるデザインの種類の例 | <ul style="list-style-type: none"> 製品デザイン パッケージデザイン 画面デザイン | <ul style="list-style-type: none"> 技術的思想を伴うデザイン ユーザーインターフェース | <ul style="list-style-type: none"> 技術的思想を伴うデザイン | <ul style="list-style-type: none"> CI (ブランドロゴ) パッケージデザイン 製品デザイン |

表 3-2-2 法的保護によるデザイン保護・活用の方法
(その他の法的保護)

| | 著作権 | 不正競争防止法 | | |
|--------------|----------------------|--|-------------------------------|--------------------------|
| | | 周知表示の混同惹起行為の禁止 | 著名表示の冒用の禁止 | デッドコピーの禁止 |
| 保護対象となるデザイン | 著作物 | 周知な商品等表示 | 著名な商品等表示 | デッドコピーの禁止 |
| 保護期間 | 公表後 50 年 | 市場への流通期間 | | 販売から 3 年間 |
| 活用方法 | 独占 ライセンス 譲渡 | 差止請求 損害賠償請求 不当利益の返還請求等 | | |
| 効果と留意点 | 工業製品のデザインは一般的に保護されない | 商品等表示として広く浸透していることが必要(周知性具備) | 商品等表示として顕著に浸透していることが必要(著名性具備) | 模倣商品の様態が元の商品と酷似していることが必要 |
| 権利化までの期間など | 創作時点で権利発生 | 出願・登録の手続きは不要 | | |
| 対象となるデザインの種類 | ・美術工芸品 | <ul style="list-style-type: none"> ・製品デザイン ・パッケージデザイン ・画面デザイン ・CI (ブランドロゴ) | | |

第 1 節 意匠法によるデザイン保護

製品デザインの法的保護の中核として意匠法による保護があげられる。意匠法は「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」を目的とした法律である（意匠法第 1 条）。意匠法における保護対象は、「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」である（意匠法第 2 条）。なお、画面デザイン（物品の本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画像）については、「物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれ保護の対象となる。一方、物品の外観に現れないような構造的機能は保護の対象とはならない」と解されている。

主な意匠の定義及び意匠登録の要件は以下の通りである。

意匠の定義

- 物品と認められること（有体物であり動産であること）
- 視覚に訴えられるものであること（分子構造など肉眼で確認できないものは対象外）

意匠登録の要件

- 工業上利用できる意匠であること
- 新規性があること（公知の意匠と同一または類似でないこと）
- 容易に創作できる意匠でないこと
- 意匠登録を受けることができない意匠ではないこと
 - ・ 公序良俗を害するおそれがある意匠
 - ・ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

- ・ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
- 1つの出願に複数の意匠が表されていないこと（一意匠一出願）
- 他人よりも早く出願していること（先願）

意匠法による保護が可能なデザインはいわゆるプロダクトデザイン全般である。

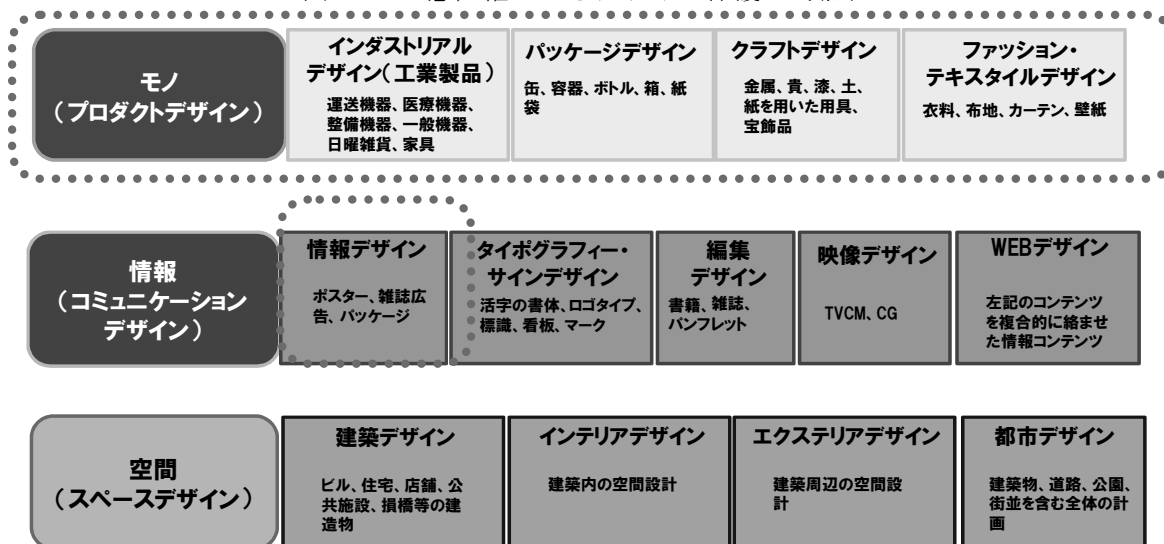
特許庁に意匠登録出願をし、意匠登録を受け、登録料を納付すれば意匠権の設定登録がなされ、意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。意匠権の存続期間は登録から20年である。

意匠法には特殊な制度として部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度があるほか、効果的なデザイン保護に役立つ運用・制度として、早期審査制度、判定制度がある。

表 3-2-3 特殊な意匠登録出願制度の整理

| 制度名称 | 特徴 |
|--------|---|
| 部分意匠制度 | 物品の一部に特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分が埋没してしまうような場合に有効。部分意匠として保護したい部分を実線とし、それ以外の部分については破線で示すなどの方法で図面を作成する。 |
| 関連意匠制度 | 同一出願人が創作した多数のバリエーションの意匠について登録を受けることが可能。類似する意匠のうち、出願人が指定した1つの意匠を「本意匠」とし、その他の意匠を「関連意匠」として出願することができる。関連意匠として登録された意匠も各々について独自に権利を行使することが可能である |
| 秘密意匠制度 | 製品販売戦略上、発売日まで秘密にしておくことが要請されるデザインの意匠登録出願については、登録後最長3年を限度としてその意匠の内容を意匠公報に掲載せずに秘密にすることが可能。秘密意匠の請求は出願と同時、若しくは意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時に行うことができる |
| 早期審査制度 | 権利化について緊急性を要する出願等所定の要件を満たす意匠登録出願について優先的に審査するという運用。FAまでの期間が通常7か月程度のところを約3か月に短縮が可能。また、模倣品・類似品が発生している場合は1ヶ月に短縮できる。 |
| 判定制度 | 特許庁が厳正・中立な立場から、判定を求められた意匠が「登録意匠の範囲」に属するか否かについて、公的な見解を示す制度。例えば、 ①意匠権を持っている際に、他者の商品についてそれが自己の登録意匠の範囲に属する（自己の意匠権を侵害する）ものかどうか、また、 ②意匠権を持っていない場合に、開発中の製品デザインについて、それが既に他人によって登録されている意匠の範囲に属するものかどうか、等につき特許庁の見解を求める場合に利用される。 |

図 3-2-2 意匠権によるデザイン保護の可能性



第2節 不正競争防止法によるデザイン保護

デザインは意匠法による保護に加え、不正競争防止法によっても保護され得る。不正競争防止法は、事業者間の公正な競争秩序の維持を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。同法では商品等表示として機能している商品の容器や包装商品などが保護される。

まず、他人の周知な（少なくともどこかの地域で有名なものとなっている）商品等表示を使用して需要者にその出所について混同を生じさせる行為が禁止されている（第2条第1項第1号）。また、他人の著名な（世の中で広く知られている）表示を冒用する行為が禁止されている（第2条第1項第2号）。なお、商品等表示には、標章だけでなく製品デザインや店舗デザイン¹も含まれうると解釈されている。

加えて、他人の商品の形態を模倣した商品を市場に流通させる行為も禁止されている（第2条第1項第3号）。

これらの規定によりデザインの保護を図ることが可能である。

また、未公開デザインを不正競争防止法上の「営業秘密」として保護することも可能である²。

不正競争防止法の場合、例えば、意匠登録に至らないまま上市した製品の模倣品が市場に流通した場合に有効である。しかしながら、不正競争防止法には出願・審査・登録手続がないので、紛争が裁判に持ち込まれることも多いことに留意が必要である。また、不正競争防止法によりデザインを保護する場合は、以下の要件が必要となる。

¹ [めしや食堂外観事件第一審、控訴審] 大阪地裁平成19年7月3日判決（平成18(ワ)10470）。なお、第4部参照。

² 経済産業省トップページ>政策別に探す>モノ作り・情報・サービス産業>モノ作り産業振興>人間生活システム・デザイン>デザイン保護等に関する制度 不正競争防止法による保護について http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/seido.html、2012年1月5日

表 3-2-4 不正競争防止法上の保護

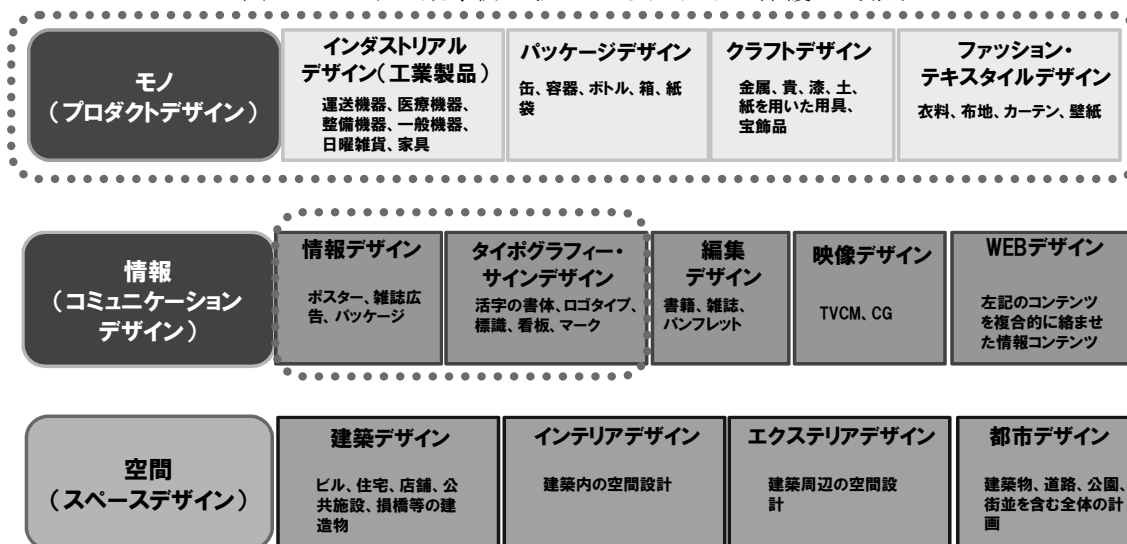
| | 2条1項1号 | 2条1項2号 | 2条1項3号 |
|-----------------|--|--|--|
| | 周知表示の混同惹起行為の禁止 | 著名表示の冒用の禁止 | デッドコピーの禁止 |
| 不正競争防止法による保護の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 少なくともどこかの地域で著名といわれるほど有名（周知）の商品等表示である。 消費者が混同する可能性があることが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 著名性が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 商品の機能を確保するために欠かせない形状は保護対象にならない。 日本国内での製品発売開始後3年以内であることが必要である。 |

(出典：特許庁『ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル』85頁、2008年)

不正競争防止法で保護が可能なデザインとしては例えば以下に掲げるものがある。

- 製品デザイン
- パッケージデザイン
- クラフトデザイン
- ファッションデザイン・テキスタイルデザイン
- 画面デザイン
- CI (ブランドロゴ)
- ポスターデザイン (商品等表示として機能している場合)

図 3-2-3 不正競争防止法によるデザイン保護の可能性



第3節 著作権法によるデザイン保護

著作物を創作した者の権利及び著作物を伝達する者の権利を保護するのが著作権法である。同法における著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。具体的には小説、音楽、絵画、建築、プログラムなどが著作権法で保護される。

著作権は産業財産権法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）とは異なり、権利の発生に出願や登録手続は必要無く、創作時から権利が発生する。

なお、著作権法による保護期間は原則として著作者の死後 50 年存続する。そのため、工業製品を著作権で保護すると弊害が大きく、また、登録から 20 年を経た意匠をパブリック・ドメインとするという意匠法の趣旨を損なってしまうとも考えられている。そこで、多くの裁判例では、工業製品や応用美術については著作権法上の保護を認めていない。ただし、純粋美術と同視しうるもの（一品制作品や製品中に描かれた図形等）は例外的に著作権法上の保護が認められる可能性はある。

著作権を有する者は裁判所に訴えて、模倣品の製造・販売を差し止めたり、その製造・販売によって被った損害の賠償を請求することができる。また、侵害行為により業務上の信用を害された場合には名誉回復措置の請求や、刑事責任の追及も可能である。さらに、模倣品が輸入されている場合には、税関に対して輸入差止を申し立てることもできる。

上記のように、著作権法はデザインそのものを直接に保護するものではないが、一品製作品や製品中に描かれた図形などが純粋美術と同視できる場合は、著作権で保護することも可能となりうる。

意匠法による保護に比べると、出願を行う必要がない点はメリットだが、きわめて限定的な場合のみ保護されるということに留意する必要がある。

著作権の登録は産業財産権のそれとは異なり、権利発生要件ではなく、移転の要件でもない。著作権の登録は、著作権関係の法律事実を公示するとか、著作権が移転した場合の取引の安全を確保する等を目的としており、著作権登録することで法律上の一定の効果が生じるものである。

なお、プログラムの著作物を除くその他の著作物については、創作しただけでは登録できず、著作物を公表したり、著作権を譲渡した等という事実があった場合にのみ登録可能となっている³。

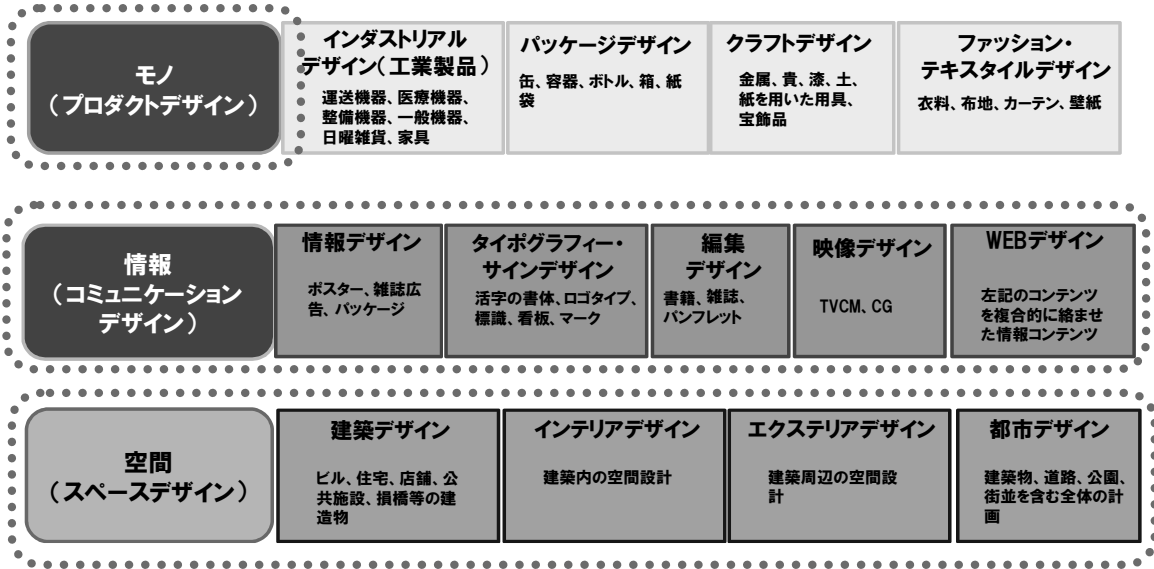
裁判例によれば、以下のデザインは著作権法による保護の対象となる可能性がある。

- プロダクトデザインのうち、美術工芸品、または、一品制作品や製品中に描かれた図形など純粋美術と同視しうるもの
- コミュニケーションデザイン
- スペースデザインのうち創作的表現といえるもの⁴

³ 文化庁＞著作権＞著作権に関する登録制度 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html、2012年1月5日

⁴ スペースデザインの保護については第4部第2章第4節参照。

図 3-2-4 著作権法によるデザイン保護の可能性



第4節 その他の知的財産法によるデザイン保護

1. 特許法、実用新案法によるデザイン保護

(1) 特許法によるデザイン保護

製品のデザインの一部が機能上の必然性から決定されているような場合には、製品のデザインを意匠法のみならず特許法や実用新案法で保護することが可能な場合もある。特許法における保護対象は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」であるため、意匠権と特許権又は実用新案権とを確保することにより、製品をデザインと技術の両面から保護することが可能となり、より高い参入障壁を形成することが可能となる。

特許法や実用新案法で保護することができるものは以下のとおりである。

- インターフェースの設計概念のうち技術的思想を伴うもの（Web デザインに含まれるインターフェースを含む）
- 製品の機構・外形のうち技術的思想を伴うもの（例：ユーザビリティを備えた形状）

例えば、技術面で革新的な製品については主要技術の特許権で押さえておき、周辺技術のうち意匠権で保護可能なものは意匠権で保護するなどという戦略的な活用方法がある。特許権は意匠権と比較した場合登録までの期間が長いことから、特許権が登録されるまでの間を意匠権により保護することも可能である。また、特許権の存続期間が満了するタイミングで意匠権を登録して製品デザインとして保護するという戦略も可能であり、特許権の存続期間は出願から20年であるが意匠権の存続期間は設定登録から20年であるため、出願のタイミングや審査の速さによっては、特許権の存続期間が満了した後も意匠権が残る可能性もある。そのため、両者を組み合わせた総合的なアプローチを講じる先進的活用例もある。

また、当初特許として出願したものの、外見上の特徴も保護すべき対象であると判断した場合に、元の特許出願の中に意匠図面を具体的に記載していれば意匠出願への出願変更も可能である。この出願変更は拒絶査定後の一定期間（拒絶査定の特許の送達から30日以内）は認められていることから、特許出願をしたが拒絶査定となった場合の意匠出願への出願変更を行うことも可能である。

(2) 実用新案権によるデザイン保護

実用新案法の保護対象は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られる点で特許制度における保護の対象と異なるものの（例えば、方法は実用新案登録の対象にならない）、実用新案法が目的とするところは特許法と同様であり、実用新案登録出願は必要事項の不記載などにより却下された場合を除いて実用新案権の設定の登録がなされる。

実用新案権は、早期権利保護の観点から、実体審査を行わず方式審査のみで設定登録される。実用新案権の存続期間は出願後10年である。特許出願は図面の添付が任意であるのに対して、実用新案登録出願は図面の添付が必須である。また、第1年から第3年分の登録料を出願と同時に納付しておく必要がある。

なお、実体審査が行われないことから、実用新案権の権利行使の際には実用新案技術評価書（審査官が行った登録された実用新案についての技術的な評価の結果を記載した書面）を相手方に提示することが必要である。

表 3-2-5 実用新案権による保護

| | 実用新案権の特徴 |
|----------|---|
| 保護対象の要件 | 実用新案法第2条1項に規定される考案、すなわち、自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るもの。方法に係るものは対象とはならない。また、特許法の保護対象とは異なり、技術的思想の創作のうち高度のものであることを必要としない。 |
| 保護期間 | 出願から10年間 |
| 権利化までの期間 | 無審査なので6か月程度で登録される |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能が形として表れていること ・意匠権と組み合わせることで製品デザインと技術との両方から補完的な保護が可能 ・実体審査がないので早期の権利化が可能。ただし、権利行使には技術評価書が必要 |

(3) 特許法、実用新案法のデザイン保護の注意点

特許法、実用新案法はデザインそのものを直接に保護するものではないが、製品デザインの一部が機能上の必然性から決定されているような場合には、意匠法のみならず、特許法や実用新案法で保護することも可能となりうる。

但し、技術として新しいこと、さらに同業者が容易には思いつかないような斬新な技術であることが必要であり、製品デザインを特許法や実用新案法で保護することには高いハードルがある。

また、出願書類の記載には高い専門知識が求められる点、審査の期間が長い点、権利の設定登録までに必要な法定費用が高い点がデメリットとして挙げられる。

図 3-2-5 特許権・実用新案権によるデザイン保護の可能性



2. 商標権（立体商標）におけるデザイン保護

商標は、文字、図形、記号、立体的形状やこれらの組み合わせ、これに色彩を加えたマークで、「商品」または「役務（サービス）」について事業者が使用するものを指す。デザインの要素を持つ営業上の標識も商標権の保護対象となる。意匠権と異なり、商標権の存続期間は設定登録から10年である。ただし更新が可能となっているため、長期的にデザイン変更されることがない定番商品で20年以上販売される製品などでは、意匠権の存続期間満了後に商標権による保護をすることも可能である。

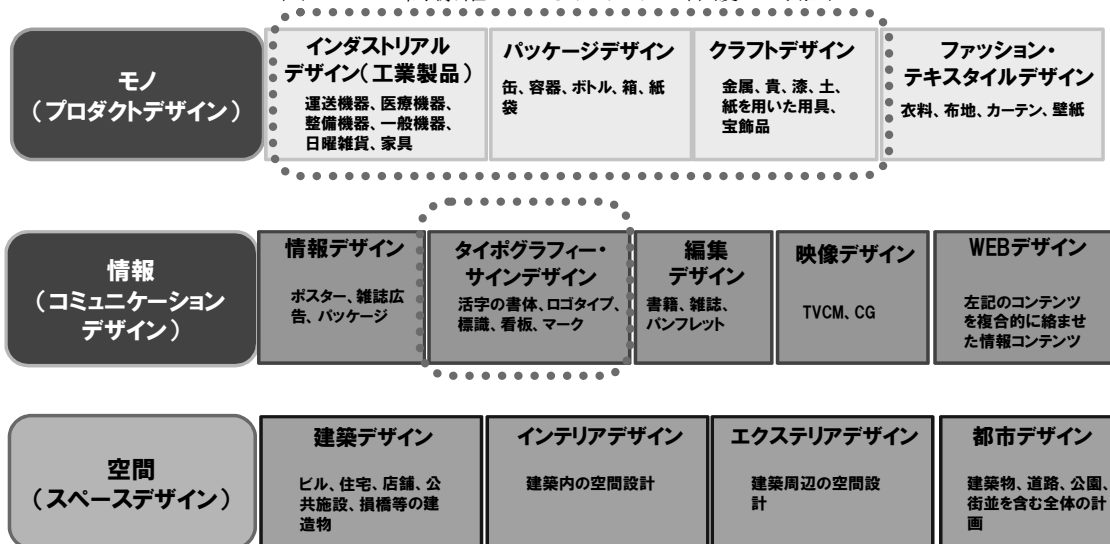
立体的形状を商標として保護する場合、商品等の機能を確保するために欠かせない形状は保護対象にはならない。また、保護要件として、①商品等の機能または美感とは関係のない斬新な形状を有しておりその形を特定人に独占させても自由競争に弊害がない場合、または、②商品名として独立して立体的形状そのものは商標権者を表すものとして広く知られている場合、のいずれかを求める裁判例もある⁵。

商標法による保護の可能性があるデザインとしては例えば以下のものがある。

- 製品デザイン（立体商標として）
- パッケージデザイン
- CI（ブランドロゴ）

上記のように、商標法はデザインそのものを直接保護するものではないが、「営業上の標識」としてのデザインを保護するものであるともいえる。したがって、製品につける自社マークやブランドのロゴ等のデザインは商標法で保護されるといえる。

図 3-2-6 商標権によるデザイン保護の可能性



⁵ 特許庁、前掲注1、84頁

第3章 創作の事実の確保

創作の事実を確保する手段としては、①創作デザイン寄託・カタログの寄託、②公証役場の利用（確定日付の付与等）、③デザイン賞等での表彰があるが、それぞれ「その創作者がそのデザインを創作したという事実の確保」という点で有効である。

表 3-3-1 法的保護以外の手段

| | 創作デザイン寄託・カタログの寄託 | 公証役場の利用 | デザイン賞等での表彰 |
|---------|---|---|--|
| 保護対象と目的 | 創作の事実の確保 公開日の証明 | 創作の事実の確保 | 創作の事実の周知 |
| 保護方法 | 日本デザイン保護協会等に寄託申請を行う | 確定日付の付与、認証、公証証書 | グッドデザイン賞など各種デザイン賞へ応募 |
| 活用方法 | 創作の事実の論証立証可能 | 先使用权の確保 販売事実の立証 証拠保全 公知公用事実の立証 等 | 創作の事実の立証 |
| 効果・留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ・特許権、意匠権、商標権に比べて簡便で安価 ・意匠権で保護されないイラストやアイコン等の保護が可能 ・新規性喪失の例外規定の際の証明書としての利用 ・日本デザイン協会上ウェブサイトで公開することで、ビジネスマッチングの可能性が生まれる（デザイン寄託の場合） | | <ul style="list-style-type: none"> ・模倣品防止 ・他者へのけん制 ・ブランド力強化 |

第1節 創作デザインの寄託による創作の事実の確保（社団法人日本デザイン保護協会）⁶

企業などのデザイン開発、および大学などの教育・研究の場において創作されたさまざまなデザインや意匠登録出願に至らないデザインの寄託を社団法人日本デザイン保護協会（<http://www.jdpa.or.jp/>）にて受け付け保管する制度である。寄託されたデザインは同協会にて秘密状態で保護・管理されている。また、デザインの公開を希望した場合は同協会のインターネット上での公開も可能となっている（有料）。

同協会に寄託可能なデザインの種類としては以下がある。

- プロダクトデザイン
- グラフィックデザイン
- ファッションデザイン
- クラフトデザイン
- アイコン
- イラスト
- キャラクター
- タイポグラフィ
- 絵画・彫刻 等

⁶ 本項目については、社団法人日本デザイン保護協会＞デザインの保護、<http://www.jdpa.or.jp/>、2012年1月5日を参考にした

1. 創作デザインの寄託の効果

創作デザインを寄託することにより、以下のような効果を得ることが可能となっている。

- 創作したデザインの内容や創作者を明確にし、デザインの模倣等の紛争が発生したときに、創作の事実を主張する根拠とすることが可能
- (協会のウェブサイト上でデザインを公開している場合) 他人による同一又は類似デザインの権利化の防止
- 企業やデザイナーのデザイン管理手段としての利用

2. 創作デザインの公開の効果

創作デザインの公開により、デザインの内容等が公然と知られる状態となることから、公開後に他者が行った同一又は類似の意匠に係る意匠登録出願について、意匠権が発生することを防止することができる。そのほかにも、意匠登録出願をした意匠を早期に公開をしたい場合などにも利用ができるほか、公開後6か月以内であれば、寄託者本人は例外的に意匠登録を受けることが可能であることから特許庁の「新規性喪失の例外規定」に基づく「公知日証明書」を同協会にて発行している。

3. 創作デザインの寄託の申請方法

創作デザインの寄託申請は、デザインに係る名称(物品名等)、創作者名、寄託者名などの必要事項を所定の申請書(創作デザイン寄託申請書)に記載し、デザインを具体的に表した図面(写真、スケッチ等でも可)を添付し同協会に送付または持参する。同協会にて寄託を受け付けた後、受入日および寄託番号を明記した「創作デザイン寄託受入通知書」と寄託に際して必要な所定の料金の請求書を、寄託者に送付する。寄託にかかる費用には学割(半額)⁷が適用されている。

表 3-3-2 創作デザイン寄託・公開にかかる手数料

| | 一般 | 学生 |
|--------|---------|---------|
| 寄託申請料 | 1,575 円 | 787 円 |
| 公開手数料 | 2,100 円 | 1,050 円 |
| 証明書の発行 | 2,100 円 | 1,050 円 |

(出典：社団法人日本デザイン保護協会>デザインの保護、<http://www.jdpa.or.jp/>、2012年1月5日)

⁷ 学割の適用には申請書の学校名・学籍番号への記入が必要となっている

第2節 公証役場の利用によるデザイン保護

公証制度は法務大臣が任命する公証人による法律サービスである。公証人は法曹実務経験豊かな者が法務大臣から任命される公務員であるが、国から給与・補助金を一切受けずに国が定めた手数料収入などによって独自に運営を進めている。公証役場は公証人の事務所で全都道府県に設けられている。公証役場で利用できる主な制度は以下である。

- 確定日付の付与
- 認証
- 公正証書

デザイン保護における公証役場の利用では「確定日付の取得」が有効である。自己のデザインが同一又は類似となるデザインが他者により意匠登録されてしまった場合に、その登録意匠の出願日以前にそのデザインが公知であることを証明すればその登録意匠を無効にすることが可能である。また、その登録意匠の出願日以前から自己のデザインを使用していたことを証明すれば自己のデザインに先使用による通常実施権が発生する⁸。

確定日付は、公証役場に設置されている「確定日付印」を、証明を受けたい文書に捺印することにより取得することができる。ただし、証明されるのはその文書がその日付に存在していたことのみであって、その文書の内容が真正なものであることまでもが確定日付で証明されるわけではないことには留意が必要である。

第3節 デザイン賞等での表彰によるデザイン保護

デザイン賞等での表彰を受けることにより『ブランド力を高める』、『模倣を防止する』、『知的財産保護についての意識啓発等に資する』という効果がある。公益財団法人日本デザイン振興会「グッドデザイン賞（Gマーク）」(<http://www.g-mark.org/>) 等によるデザインの表彰制度は、製品分野によってはオリジナリティーの高いデザインとしての評価、顧客への信頼感を得た営業効果などがあり、その結果、意匠権の取得とあいまって他者への牽制などに効果的である⁹。また、表彰を受けてそのデザインが世間に広く認識されることで、ブランド化が図れ、ひいては著名性を獲得することで、不正競争防止法2条1項1号での保護や、商標法における立体商標としての保護を受ける可能性に繋がるという効果も指摘されている。

⁸ 意匠法第29条

⁹ 特許庁、前掲注1、87頁

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4部 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用

第3部では知的財産権を中心としたデザインの保護・活用について文献調査をもとに整理を行った。本部では、文献調査等で収集した大学でのデザイン創作活動の事例や文献調査を基に、大学で創作されるデザインのフローに沿った形で、大学で創作されるデザインの適切な保護・活用を検討し、提言する。

第1章 一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作のフローの共通点と差異

第1節 対象とするデザイン

第3部で既に整理したところであるが、デザイン産学連携で対象となるデザインを大別すると以下の通りと考えられ、プロダクトデザイン、コミュニケーションデザイン、スペースデザインについて整理を行う。

図 4-1-1 対象とするデザイン（再掲）

| | | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|---------|
| モノ (プロダクトデザイン) | インダストリアル デザイン(工業製品) | パッケージデザイン | クラフトデザイン | ファッション・ テキスタイルデザイン | | |
| | 運送機器、医療機器、 整備機器、一般機器、 日曜雑貨、家具 | 缶、容器、ボトル、箱、紙 袋 | 金属、貴、漆、土、 紙を用いた用具、 宝飾品 | 衣料、布地、カーテン、壁紙 | | |
| | 情報 (コミュニケーション デザイン) | 情報デザイン | タイポグラフィ・ サインデザイン | 編集 デザイン | 映像デザイン | WEBデザイン |
| | ポスター、雑誌広 告、パッケージ | 活字の書体、ロゴタイプ、 標識、看板、マーク | 書籍、雑誌、 パンフレット | TVCM、CG | 左記のコンテンツ を複合的に結ませ た情報コンテンツ | |
| 空間 (スペースデザイン) | 建築デザイン | インテリアデザイン | エクステリアデザイン | 都市デザイン | | |
| | ビル、住宅、店舗、公 共施設、損橋等の建 造物 | 建築内の空間設計 | 建築周辺の空間設 計 | 建築物、道路、公園、 街並を含む全体の計 画 | | |

(出典：芝浦工業大学デザイン工学部編『デザイン工学の世界』（三樹書房、2011年）15頁に基づき作成)

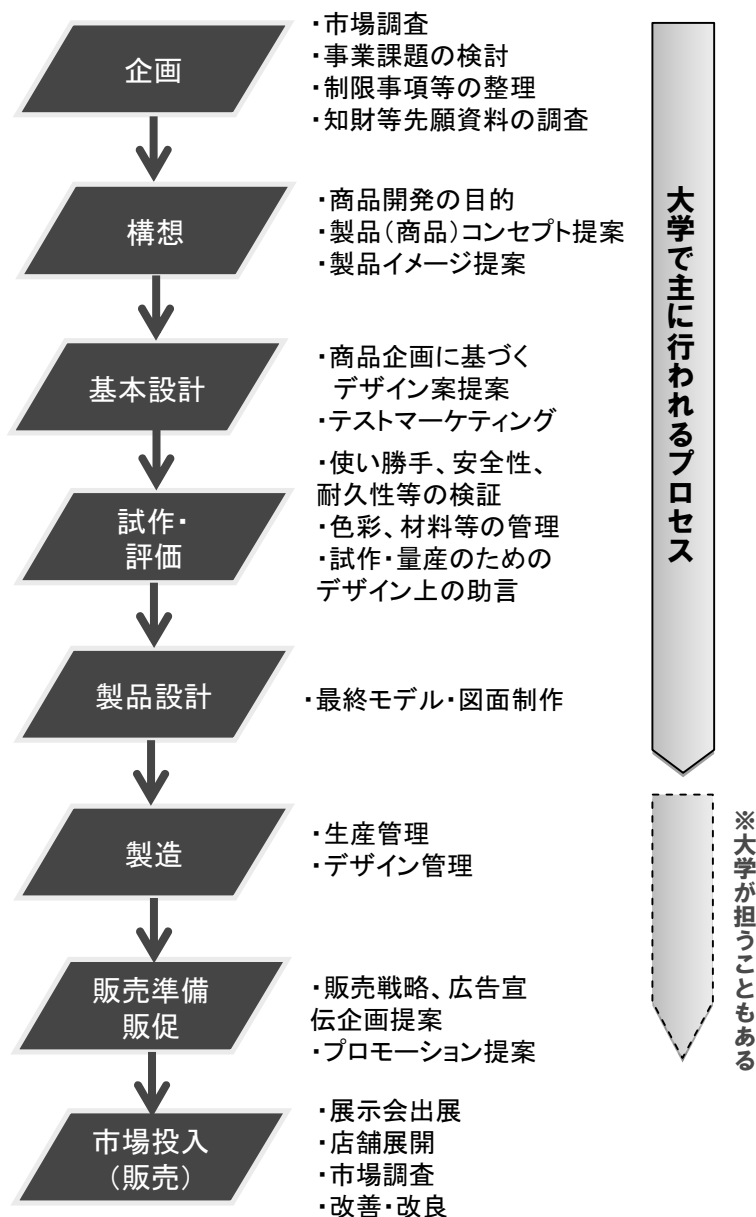
第2節 一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作のフローの差異

デザインの創作のフローは企画に始まり、構想、基本設計、試作・評価、製品設計、製造（グラフィックの場合は制作）、販売準備・促進、市場投入と進むのが一般的である。

他方、大学は通常、量産設備を持たないため、プロダクトデザインの多くについては実施に係るプロセスは担わない。スペースデザインにおいても同様であるが、インテリアデザインや都市デザインにおけるシンボルとなる造形の制作など部分的に製造プロセスが大学によって担われることも想定される。グラフィックデザインに代表されるコミュニケーションデザインについても、大学が製造プロセスを担う場合が想定される。

以上をイメージとして表現すると以下のとおりである。

図 4-1-2 一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作のフローの差異



第2章 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用

第2部4章での検討をを基に、意匠登録の対象となりうるデザインの産学連携の類型について、各デザイン創作のプロセスに沿ったデザインの適切な保護・活用の方法としてとりまとめた。

第1節 デザイン創作のプロセスに沿ったデザイン産学連携における成果

企業におけるデザイン創作活動の流れは一般的に

- ①企画・構想段階、
- ②設計・試作・製造段階、
- ③製品化・市場投入

といった事業プロセスに並行して進められている。この各事業プロセスとデザインプロセスでは、それぞれのプロセスのフェーズで創出されるデザイン成果も異なっている。また、デザイン産学連携の場合、産学連携の目的（対象）となりやすいデザイン・なりにくいデザインという違いも想定される。

そこで、プロダクトデザイン、コミュニケーションデザイン、スペースデザインの3つそれぞれについて、創作のフローを詳細に整理し、個々のプロセスで生み出される成果について保護の方策と活用の方策を整理する。

なお、前に整理した一般的なデザイン創作フローのうち、大学が関わる領域が限られていることはすでに指摘したとおりである。以下の整理では、企画、構想、基本設計、試作・評価、製品設計の各プロセスをより詳細化するとともに、具体的な作業ごとのプロセスに改めて整理を行った。

また、とりわけ戦略的な活用が有効であることが指摘されている意匠権については、デザインプロセスで実際に保護・活用されている事例についていくつか実例を記すこととする。

ここでの、デザイン創作のフローの整理においては、以下の文献による整理を基礎とし、本研究の一環として明らかとなった大学でのデザイン創作の実態を加味して構成した。

- 公益財団法人東京都中小企業振興公社『デザイナー活用ガイド』（2006年）11頁
- 社団法人日本インダストリアルデザイナー協会編『プロダクトデザイン 商品開発に関わるすべての人へ』（ワークスコーポレーション、2009年）81頁-91頁、123頁、153頁
- 芝浦工業大学デザイン工学部編『デザイン工学の世界』（三樹書房、2011年）15頁

第2節 プロダクトデザインの制作フロー

ここでは、大学で行われることが想定されるプロダクトデザインの一般的な制作フローと制作フローの各プロセスにおける主な成果とその保護の方法を整理する。

1. 市場調査

(1) 本プロセスの目的と概要

デザイン方針の検討の基礎材料を作成するため、マーケティングを行ったり、デザインマップ（他社製品デザイン等の市場での位置づけを視覚的に表現したもの）の作成を行う。デザインの企画に位置づけられる行為であり、一般的な商品開発では商品企画の端緒となるものである。

本プロセスでは、大学は、一般的なマーケティング調査に加え、企業等から提供されたデータの分析、あるいは人間工学等の観点からデザインの位置づけを分析することなどを担うことが想定される。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下の2つが考えられる。

- デザインマップ
- マーケットレポート

この両者とも、創作性がある限り、著作権で保護される可能性がある。保護された場合、表現を無断で複製することや表現の形式を無断で変更すること（たとえば、翻訳や視覚化）に対して、著作権を持つ者は権利行使をすることができる。また、無断の改変に対して創作者は権利行使をすることができる。

2. デザイン方針の検討

(1) 本プロセスの目的と概要

市場調査で得られた情報や経営理念をもとに、デザイン表現の根幹となる理念、指針等を定める。デザインコンセプトや、訴求するターゲット、デザインメッセージ（デザインを通じて社会に発信する言葉）の検討を行い、デザインの要となる方針を定める。

本プロセスでは、大学は、学生の柔軟な感性を生かした発想・アイデアを期待されることが多い。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによってデザイン方針が成果として生み出される。デザイン方針は通常、抽象的な観念であり、かつ、技術的なものではない。デザイン方針を文章や図等で表現した場合は別途著作権による保護の対象となりうる。

3. デザイン表現方法の検討

(1) 本プロセスの目的と概要

デザイン方針を具体的に表現する方法を定める。目指すべきデザインイメージを作成し、ロゴ・マーク、スタイリング（形状、表面加工）、カラー・テクスチャ・マテリアル、コント

ルール（操作系）・インターフェース、アイコンを検討する。イメージはスケッチとして表現されることが一般的である。

本プロセスでは、大学は、学生の新鮮な発想による表現方法が期待されることが多い。本研究の一環として行ったヒアリング調査では、表現方法の選択にあたって製造プロセスや製造コストが十分に考慮しないことを逆手に取った発想を期待する企業の声があった。

なお、産学連携でデザイン創作を進めている場合、本プロセスの後に連携相手方へのプレゼンテーションが行われることが多い。

（2）本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- スケッチ（デザイン原案スケッチ）
- ロゴ・マーク
- アイコン
- スタイリング（形状、表面加工）の概念
- カラー・テクスチャ・マテリアルの概念
- インターフェースの設計概念

このうち、スケッチについては創作的要素が強く、多くの場合、著作権での保護が可能であると考えられる。なお、著作権は特段の作為（行為）なく権利が発生するが、創作者である事実が証明されるわけではない。創作者である事実を守るために、デザイン寄託制度などの利用を検討することも一案である。

スケッチはそれ自体に作品としての価値がある場合が少なくないと考えられ、広告物や広報物での利用が行うことが想定される。また、デザイナーたる学生等がポートフォリオの中に採録することが想定される。

次に、ロゴ・マーク、アイコンについては、商標（サービスマーク）としてどのような場面で用いるかを設定したうえで商標登録出願を行い、商標権によって商品・サービスの出所（誰が商品の製造者または提供者か、または、誰がサービスの提供者かを表すもの）として無断で使われることから保護することが考えられる。著作権での保護も考えられるが、実用目的が強く純粋美術と同視しえないことから、保護は難しいと指摘する意見がある¹。

スタイリング（形状、表面加工）の概念、すなわち、形状や表面加工の核となる概念については、その概念を具体化した形状について意匠登録出願を行い、意匠権によって保護することができると考えられる。抽象的な要素であるため、製品化までに多様な展開が予想されることから、核となる部分を部分意匠として保護を行うことや、考えられるバリエーションを関連意匠で保護することが効果的であると考えられる。なお、視認可能な範囲までであれば保護されることが裁判例²で示されていることから、表面加工については非常に微細なものは意匠権で保護されず、具体的に視覚として把握できる程度の加工に限られると考えられる。

カラー・テクスチャ・マテリアルの概念のうち、その概念を具体化し、例えばテキスタイルを織物地という物品として意匠登録出願を行えば、意匠権によって保護することができると考えられる。

¹ 渡邊知子・龍村全『知的財産権とデザインの教科書』（日経 BP、2009年）124頁。

² 「コネクター接続端子事件」知的財産高等裁判所平成18年3月31日判決（平17(行ケ)10679）。

最後に、インターフェースの設計概念については、技術的思想を含むものについては特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。また、核となる概念のうち形状として表れるもの、例えば、ボタンの形状やグラフィカル・ユーザー・インターフェース（以下、GUI）における画面配置などは、そのGUIを実装する物品を特定したうえで部分意匠として意匠登録出願を行えば、意匠権による保護が可能であると考えられる。

（3）本プロセスの成果の保護の理解に参考となる事例

概念的な形状を意匠権で保護する方法を理解する際に参考となる事例として、「高齢者向け頭部プロテクター」（意匠登録第 1424732 号）が挙げられる。

図 4-2-1 意匠権による成果の保護の実例（形状の概念の保護）

| Case | |
|--|--|
| デザインの種類 | プロダクトデザイン |
| 内容 | 「高齢者向け頭部プロテクター」デザイン開発 |
| 大学 | 法政大学デザイン工学部 |
| 連携先企業等名称 | 株式会社谷沢製作所 |
| 産学連携の内容 | <p>■「ヘルメットの技術を活かして高齢者の頭を守る」というコンセプトから生まれたインナー型のプロテクター。</p> <p>■産業用保護帽で培ったノウハウを生かし、これからの日本の高齢化社会に向けて「いかにして人の頭を守るか」をテーマにアンケート調査（有効回答 238 名）を実施。回答から高齢者の転倒による怪我の特徴を分析し特定した。</p> <p>■帽子の内側のスベリに差し込むことで、帽子に保護機能を付与。素材にこだわり、高齢者からの要望の多かった通気性等実現。</p> |
| デザイン保護の状況 （産業財産権等取得 状況、その他デザイン 保護の方法など） | <p>■意匠登録出願し、意匠権を取得</p>   <p>（意匠登録第 1424732 号（頭部保護パッド））</p> |
| 権利共有の状況 | 企業・大学の共同出願による |
| 情報出所など | <p>■公益財団法人東京都中小企業振興公社 『平成 22 年度産学連携デザイン開発プロジェクト成果事例集』 法政大学×株式会社谷沢製作所 高齢者向け頭部プロテクターデザイン開発 http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/files/22sdesign_jireishu_pdf/2010design_14.pdf</p> |

4. デザインプロセス・手法の検討

(1) 本プロセスの目的と概要

検討したデザイン表現方法を具現化するための具体的な過程・手法を定める。ここでは設計プロセスの設計や、各プロセスの役割分担の決定、仕様書の作成が行われる。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- デザイン仕様
- 制作プロセスフロー

上記の2種類は観念的なものではあるが、これを表現した仕様書やフロー図は著作権法によって保護される。もっとも、この表現された仕様書やフロー図自体の複製が問題となることは稀であると思われる。

5. デザイン関連の考慮事項の対応評価

(1) 本プロセスの目的と概要

安全、環境、ユニバーサルデザインなど、デザインの中で配慮されていることが求められている又は望まれている要素について対応状況を評価する。プロダクトのインターフェース部分に GUI が含まれる場合、コミュニケーションデザインの一つとしてアクセシビリティについての評価が行われる場合もあると考えられる。評価の過程で、安全、環境、ユニバーサルデザイン等により配慮したデザイン提案が行われる場合もあると想定される。

なお、ユーザビリティなどの評価も本プロセスと同時に行われることもあると考えられるが、試作を用いた評価が行われることが少なくないと考えられるため、本プロセスの範疇からは除外して整理を行った。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- 安心・安全、環境、ユニバーサルデザインに関する評価手法
- 安心・安全、環境、ユニバーサルデザインに対応した形状・機構等の代替案

まず、安心・安全、環境、ユニバーサルデザインに関する評価手法については、それが技術的思想を含むものであり、技能（知識として第三者に伝達できる客観性を欠いたもの）にあたらぬものである場合、特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。なお、デザイン産学連携の場合には、本成果を研究発表することが重要視されている現状がうかがえた。研究発表ができることを契約において保証することが重要であると考えられる。

次に、安心・安全、環境、ユニバーサルデザインに対応した形状・機構等の代替案については、技術的思想を含むものについては特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。また、核となる概念のうち形状として表れるものは、意匠登録出願を行い、保護を行うことができる可能性があると考えられる。なお抽象的な要素であるため、製品化までに多様な展開が予想されることから、核となる部分を部分意匠として

保護を行うことや、考えられるバリエーションを関連意匠で保護することが効果的であると考えられる。

(3) 本プロセスの成果の保護の理解に参考となる事例

ユニバーサルデザインに対応した形状を意匠権で保護する方法を理解する際に参考となる事例として、「ユニバーサルデザインカード入れ」が挙げられる。

図 4-2-2 意匠権による成果の保護の実例（ユニバーサルデザインに対応した形状の保護）

| Case | |
|--|---|
| デザインの種類 | プロダクトデザイン |
| 内容 | ユニバーサルデザインカード入れ |
| 大学 | 滋賀県立大学 |
| 連携先企業等名称 | 株式会社清原 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ■2003年滋賀県立大学印南比呂志先生提案の「ユニバーサルデザインカード入れ」を商品化したところヒット商品となった。 ■以後、若い女性向けの袱紗や、レース、樹脂加工の新しい素材を使った和モダンな和雑貨の新商品開発を産学連携で取り組み、新たな販路開拓にも積極的に取り組んでいる。 |
| デザイン保護の状況 (産業財産権等取得状況、その他デザイン保護の方法など) | <ul style="list-style-type: none"> ■意匠権取得済  <p>(意匠登録第 1276579 号)</p> |
| 権利共有の状況 | 企業が出願人 |

6. 試作

(1) 本プロセスの目的と概要

設計したデザインの具体例を制作し、そのイメージをより伝わりやすくし、また、実際に使用等を行うことで課題を発見することにつなげる。本プロセスでは、紙、粘土、木を使用した試作模型の作成や、コンピュータによるレンダリングが行われる。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスでは、模型やモックアップ（主に木型で制作された模型）やレンダリングの結果制作されたイメージが生み出される。これらは創作性がある限り、著作権で保護される可能性がある。

模型やモックアップ、レンダリング・イメージはそれ自体として作品としての価値がある場合が少なくないと考えられ、広告物や広報物での利用が行うことが想定される。また、デザイナーたる学生等がポートフォリオの中に採録することが想定される。

7. デザイン評価

(1) 本プロセスの目的と概要

設計したデザインがデザイン方針に適合したものとなっているかを評価・検証する。例えば、ユーザー（消費者等）に対してモニター調査を行いデザインメッセージが伝わっているかなどを検証することや、人間工学的な手法に基づいてユーザビリティを評価することが行われる。評価の過程で、デザイン方針により適合したデザインやユーザビリティにより配慮したデザインの提案が行われる場合もあると想定される。

本プロセスでは、大学は、モニター調査の手法やユーザビリティの人間工学的な評価手法などの学術的要素、さらには、ユーザーたる学生の評価（若年層を対象としたプロダクトの場合）が期待されることが多い。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- ユーザーのモニター手法
- ユーザビリティの評価手法
- デザイン方針により適合したデザイン代替案、ユーザビリティにより配慮した形状・機構等の代替案

まず、ユーザーのモニター手法やユーザビリティの評価手法については、それが技術的思想を含むものであり、技能（知識として第三者に伝達できる客観性を欠いたもの）にあたりないものである場合、特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。なお、デザイン産学連携の場合には、本成果を研究発表することが重要視されている現状がうかがえた。研究発表ができることを契約において保証することが重要であると考えられる。

次に、デザイン方針により適合したデザイン代替案及びユーザビリティにより配慮した形状・機構等の代替案については、技術的思想を含むものについては特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。また、核となる概念のうち形状として表れるものは、意匠登録出願を行い、保護を行うことができる可能性があると考えられる。なお抽象的な要素であるため、製品化までに多様な展開が予想されることから、核となる部分を部分意匠として保護を行うことや、考えられるバリエーションを関連意匠で保護することが効果的であると考えられる。

8. 量産試作・設計図作成

(1) 本プロセスの目的と概要

量産のための実際の素材を用いた試作や設計図面の作成を行う。製造・流通過程との関係、製造コストが意識されたデザインが行われる。

ただし、大学では、学生が設計図面を作成する訓練として行われ、製造・流通過程との関係、製造コストの意識は重視されない場合もある。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- 設計図面
- 試作品

設計図面それ自体は著作権で保護される場合があると考えられる。ただし、設計図面をもとに無断で製品が製造された場合に、著作権を活用できるかについては、学説上、議論がある。複製された製品自体は多くの場合、産業財産権での保護が行われるものであり、著作権で保護されない。複製された製品には著作物性が認められない以上、設計図面自体の複製や翻案にならないとの解釈が有力に唱えられている³。

このような状況を踏まえると、設計図面を具体化した物品について意匠登録出願を行い、意匠権による保護を行うことが適切であると考えられる。

次に、試作品はそれが一品製作の芸術品と同視されうるような場合（たとえば、クラフト作品）は著作権で保護される場合があると考えられる。

（3）本プロセスの成果の保護の理解に参考となる事例

プロダクトそれ自体を意匠権で保護する方法を理解する際に参考となる事例として、「磁石を用いたしおり」を意匠権で保護した事例が挙げられる。

³ 中山信弘『著作権法』（2007年、有斐閣）82頁

図 4-2-3 意匠権による成果の保護の実例（プロダクトの形状の保護）

| Case | |
|--|--|
| デザインの種類 | プロダクトデザイン |
| 内容 | 領域横断型デザインの検討（磁石を用いたプロダクトデザインの開発） |
| 大学 | 公立大学法人 首都大学東京 |
| 連携先企業等名称 | 株式会社東和製作所 |
| 産学連携の内容 | <p>■磁石は多種多様な製品に使われているが、「磁石を裏方の仕事から表舞台に出す」というコンセプトに基づき、首都大学東京のプロダクト系の大学院生 3 人、工学院大学の建築系の大学院生 3 人が加わり企業と領域横断型のデザイン検討を行った。</p> <p>■毎回のディスカッションで、企業側代表者も同席し、最終的に、磁石の「反発」、「固定」、磁性流体の「流動性」を活かした 6 つのプロトタイプを開発。</p> <p>■本産学連携成果は、香港で開催された国際デザインメッセ「BODW2010」のイベント会場「IDT Expo」で展示を行い、英語と中国語で発表した。国際的な新市場を探る企業、海外発表の腕を磨く参加した学生の双方に良い結果を得た。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>6 つのデザイン提案のうちの一例 （しおり：マグネットにより読んだ所までを指し示す）</p> |
| デザイン保護の状況 （産業財産権等取得状況、その他デザイン保護の方法など） | <p>■意匠登録出願し、意匠権を取得</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>（意匠登録第 142496 号（しおり））</p> |
| 権利共有の状況 | 企業・大学の共同出願による |
| 情報出所など | <p>公益財団法人東京都中小企業振興公社 『平成 22 年度産学連携デザイン開発プロジェクト成果事例集』 首都大学東京×株式会社東和製作所 磁石を用いたプロダクトデザイン開発 http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/files/22sdesign_jireishu_pdf/2010design_5.pdf</p> |

9. 制作

(1) 本プロセスの目的

最終的な制作を行う。大学が制作を行う場合としては工芸作品などに限られていると考えられる。

(2) 本プロセスの成果の保護

制作されたプロダクトを市場で販売した場合、それ自体の形状については、不正競争防止法2条1項3号によりデッドコピーから保護され、また、それが商品等表示として機能した場合には不正競争防止法2条1項1号および2号の保護を受ける。

加えて、制作されたものが一品制作の芸術作品と同視できる場合には著作権で保護される場合があると考えられる。

10. 小括：創作のフローと各プロセスの成果の保護の手段の関係

以上に整理した創作のフローにおいて、各プロセスの成果とその保護の手段の関係を図にすると以下のとおりである。成果とその保護におけるアイコンはそれぞれ保護の手段を表している。

なお、各プロセスは必ずしも直線的な関係には無く、場合によって順番が前後することや、サイクル状に展開されることがある。

図 4-2-4 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (1)

プロダクトデザインの創作のフロー

-PRODUCT DESIGN-

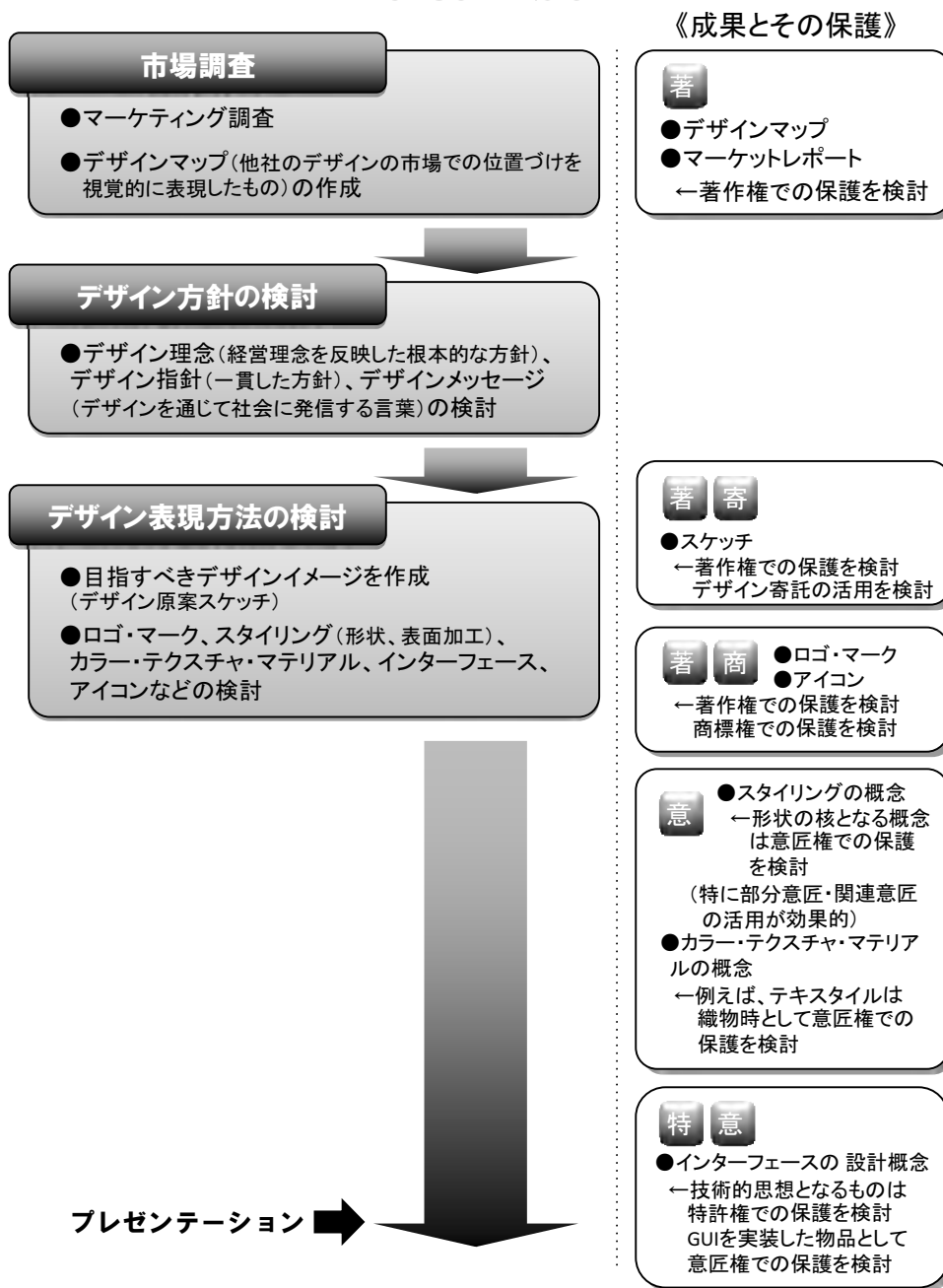


図 4-2-5 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (2)

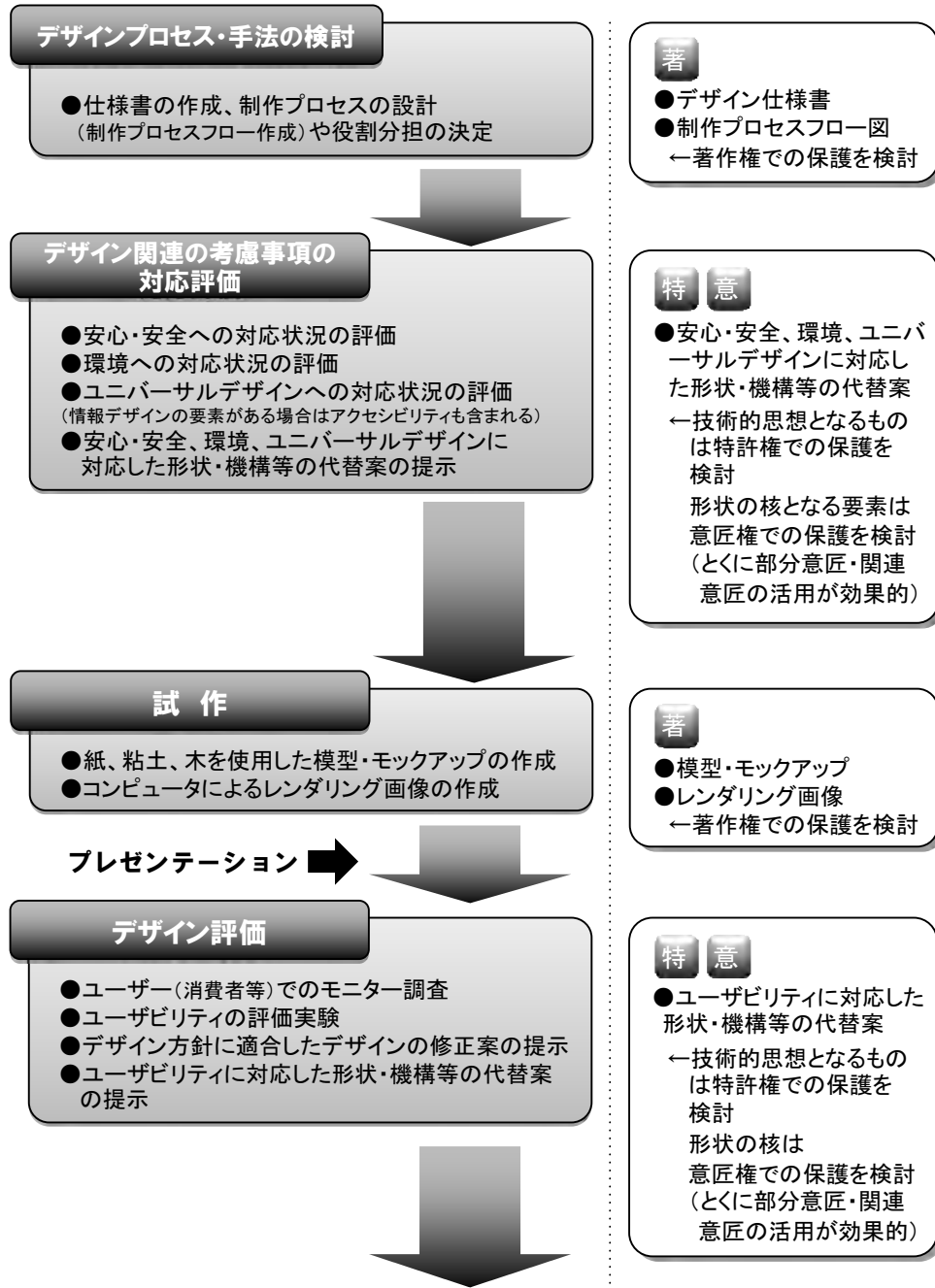
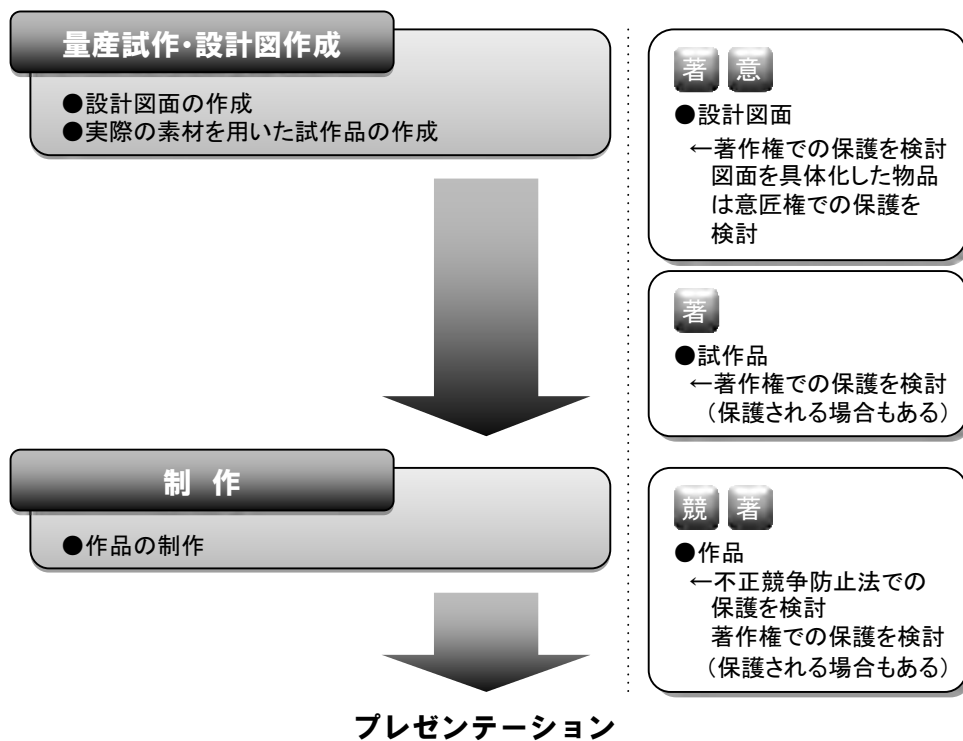


図 4-2-6 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (3)



意 ……意匠権
 特 ……特許権
 商 ……商標権
 競 ……不正競争防止法による保護
著 ……著作権
 寄 ……デザイン寄託による創作事実の保護

第3節 コミュニケーションデザインの制作フロー

次に、大学で行われることが想定されるコミュニケーションデザイン（いわゆるグラフィックデザインとして括られることも多い）の一般的な制作フローと制作フローの各プロセスにおける主な成果とその保護の方法を整理する。

1. 市場調査

（1）本プロセスの目的と概要

デザイン方針の検討の基礎材料を作成するため、マーケティングを行ったり、デザインマップ（他社のデザインの市場での位置づけを視覚的に表現したもの）の作成を行う。デザインの企画に位置づけられる行為であり、一般的な商品開発では商品企画の端緒となるものである。

本プロセスでは、大学は、たとえば一般的なマーケティングに加え、学生等をユーザーに見立てた位置づけを分析することなどを担うことが想定される。

（2）本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下の2つが考えられる。

- デザインマップ
- マーケットレポート

この両者とも、創作性がある限り、著作権で保護される可能性がある。保護された場合、表現を無断で複製することや表現の形式を無断で変更すること（たとえば、翻訳や視覚化）に対して、著作権を持つ者は権利行使をすることができる。また、無断の改変に対して創作者は権利行使をすることができる。

2. デザイン方針の検討

（1）本プロセスの目的と概要

市場調査で得られた情報や経営理念をもとに、デザイン表現の根幹となる理念、指針等を定める。デザインコンセプトや、訴求するターゲット、デザインメッセージ（デザインを通じて社会に発信する言葉）の検討を行い、デザインの要となる方針を定める。

本プロセスでは、大学は、学生の柔軟な感性を生かした発想・アイデアを期待されることが多い。

（2）本プロセスの成果とその保護

本プロセスによってデザイン方針が成果として生み出される。デザイン方針は通常、抽象的な観念であり、かつ、技術的なものではない。なお、デザイン方針を文章や図等で表現した場合は別途著作権による保護の対象となりうる。

3. デザイン表現方法の検討

（1）本プロセスの目的と概要

デザイン方針を具体的に表現する方法を定めていく。ロゴ・マーク、カラー・テクスチャ・マテリアル、キャッチコピー・写真の位置などを大まかに定め、目指すべきイメージをラフ

スケッチにまとめる。Web デザイン・映像デザインなど複数の画面となる場合は、イメージをコマ割り、カット割りとして表現されることが多い。

本プロセスでは、効果的に視覚伝達のできる配色・レイアウトになっているか、定めたターゲットに合った作品になるかなど、客観的に確認していく。

大学では、デザイン学・色彩学・映像論などの観点から表現方法を模索することが想定される。

本プロセスでは、プレゼンテーションに向けての準備も進めていくことが多いと考えられる。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下の3つが考えられる。

- スケッチ
- ロゴ・マーク
- コマ割り、カット割りの概念

まず、スケッチについては、絵画の著作物として著作権で保護される可能性がある。また、創作の事実を保護するために、デザイン寄託を利用することも考えられる。スケッチは、それ自体に作品としての価値がある場合が少なくないと考えられ、広告物や広報物での利用が行うことが想定される。また、デザイナーたる学生等がポートフォリオの中に採録することが想定される。

次に、ロゴ・マークについては、商標（サービスマーク）として使用する場面を設定したうえで商標登録出願を行い、商品・サービスの出所（誰が商品の製造者または提供者か、または、誰がサービスの提供者かを表すもの）として商標権で無断使用から保護することが考えられる。著作権での保護も考えられるが、実用目的が強く純粋美術と同視しえないことから、保護は難しいと指摘する意見もある⁴。

最後に、コマ割り、カット割りについては、素材の選択・配列については編集著作物として著作権での保護を受ける可能性がある。

4. 素材の検討・作成／収集

(1) 本プロセスの目的と概要

決定したデザイン表現方法に合わせて、デザインの中で用いる写真、イラスト、背景素材、映像、音声、コピーなどを検討し、作成・収集（既存素材の利用、制作の発注）を行う。ウェブデザインの場合は、特定の動作を達成するプログラムの作成・収集（既存素材の利用、制作の発注）を行う。

本プロセスでは、必要に応じてイラストレーター、カメラマン、コピーライターなど専門家に依頼をする場合もある。ただし大学では、基本的に素材は既存のものは使わず作成することが多い。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

⁴ 渡邊・前掲注1 124 頁。

- 写真、イラスト、背景素材、映像、音声、コピーなどの素材
- プログラム（ウェブデザインの場合で、プログラムを含むウェブサイトとした場合）

写真、イラスト、背景素材、映像、音声、コピーなどの素材については、創作性がある限り著作権で保護される。素材は無断で複製や翻案される可能性があるため、その権利の管理が重要であるとされる。

次に、プログラムについては、著作権で保護される可能性がある。ただし、プログラムの場合、技術的な思想を表現する手段が限られているため、ありふれた表現であるとして創作性が否定される場合もありうる⁵と考えられる。なお、技術的思想を含む場合、特許出願により、特許権で保護される可能性がある。

5. 試作

（1）本プロセスの目的と概要

設計したデザインを具体化するため、作成・収集した素材を用いコンピュータなどでラフを制作する。視認性・可読性、ビジュアルの美しさ、情報が明確に伝わっているかなどを確認する、情報デザイン制作過程で最も重要といえる行為である。見せ方や色合い、フォント（書体）など、何案か作成し比較する場合もある。

（2）本プロセスの成果とその保護

ラフは通常、創作的要素が強く、多くの場合、著作権での保護が可能であると考えられる。なお、著作権は特段の作為（行為）なく権利が発生するが、創作者である事実が証明されるわけではない。創作者である事実を守るために、デザイン寄託制度などの利用を検討することも一案である。

ラフはそれ自体に作品としての価値がある場合が少なくないと考えられ、広告物や広報物での利用が想定される。また、デザイナーたる学生等がポートフォリオの中に採録することが想定される。

6. デザイン関連の考慮事項の対応評価

（1）本プロセスの目的と概要

権利処理、安全、環境、ユニバーサルデザインなど、デザインの中で配慮されていることが求められている又は望まれている要素について対応状況を評価する。主に他人の著作権や肖像権の処理状況の評価、ユニバーサルデザイン・アクセシビリティへの対応状況の評価、その他法令（不当景品類及び不当表示防止法等）への対応状況の評価である。これらに基づいて評価レポートやユニバーサルデザイン・アクセシビリティに対応した図案・画面等の代替案を作成する。

（2）本プロセスの成果とその保護

本プロセスによって生み出される主なものとして以下が考えられる。

- ユニバーサルデザインやアクセシビリティに関する評価手法
- ユニバーサルデザインやアクセシビリティに対応した表現の代替案

⁵ 中山・前掲注3 103頁。

まず、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに関する評価手法については、それが技術的思想を含むものであり、技能にあたらぬものである場合、特許出願を行い、特許権によって保護することができる可能性があると考えられる。なお、デザイン産学連携の場合には、本成果を研究発表することが重要視されている現状がうかがえた。研究発表ができることを契約において保証することが重要であると考えられる。

次に、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに対応した表現の代替案については、創作性がある限り著作権で保護される。ただし、ユニバーサルデザインやアクセシビリティについては、構成要素の選択や配列、色合いなどが要素であることが多いと想定されるが、その根幹となるアイデア自体は著作権での保護が難しいことに注意が必要である。

7. 制作

(1) 本プロセスの目的と概要

最終的な情報デザイン成果物（グラフィックデザイン、タイポグラフィー・サインデザイン、編集デザイン、映像デザイン、Web デザイン）を制作する。最終的な仕上がりを決定的にするため、正確に処理された安全なデータを作成することが重要になる。印刷特性や製本に関わる知識も必要である。

最終プレゼンテーションに向けての準備も進めていく。

(2) 本プロセスの成果とその保護

本プロセスの成果として、グラフィックデザイン、タイポグラフィー・サインデザイン、編集デザイン、映像デザイン、Web デザインが生み出される。

これら、グラフィックデザイン、タイポグラフィー、サインデザイン、編集デザイン、映像デザイン、Web デザインについては、創作的表現である限り、著作権で保護される。ただし、サインデザインについては実用目的としての色彩が強い場合が多いと想定され、純粋美術と同視しうる創作性が認められず、著作権での保護が否定される可能性がある。

また、上記のうち、パッケージデザイン、製品のインターフェースとして用いられるグラフィックに係る画面デザインについては、意匠登録出願により、意匠権で保護されうる。さらに商品等表示として機能した場合、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号および 2 号の保護を受けることができると考えられる。

なお、タイポグラフィーではなく、タイプフェイス（一定の設計思想に基づいて開発された印刷用の一連の文字の書体デザイン）については、著作権での保護はされず、また、意匠権での保護も行われぬことに注意が必要である。著作権での保護については、最高裁判所の判例⁶においても、学説においても、情報伝達の妨げとなる懸念があることからこれを否定する見解⁷で一致している。なお、欧州（欧州共同体意匠制度）、韓国ではタイプフェイスについて意匠登録出願を行うことができる。

⁶ 「ゴナ書体事件上告審」最高裁判所平成 12 年 9 月 7 日判決（判例時報 1730 号 123 頁）。

⁷ 中山・前掲注 3 155 頁-157 頁、田村善之『著作権法概説 第 2 版』（有斐閣、2001 年）38 頁、作花文雄『詳解著作権法 第 2 版』（ぎょうせい、2002 年）162 頁。

8. 小括：創作のフローと各プロセスの成果の保護の手段の関係

以上に整理した創作のフローにおいて、各プロセスの成果とその保護の手段の関係を図にすると以下のとおりである。成果とその保護におけるアイコンはそれぞれ保護の手段を表している。

なお、各プロセスは必ずしも直線的な関係には無く、場合によって順番が前後することや、サイクル状に展開されることがある。

図 4-2-7 コミュニケーションデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護(1)

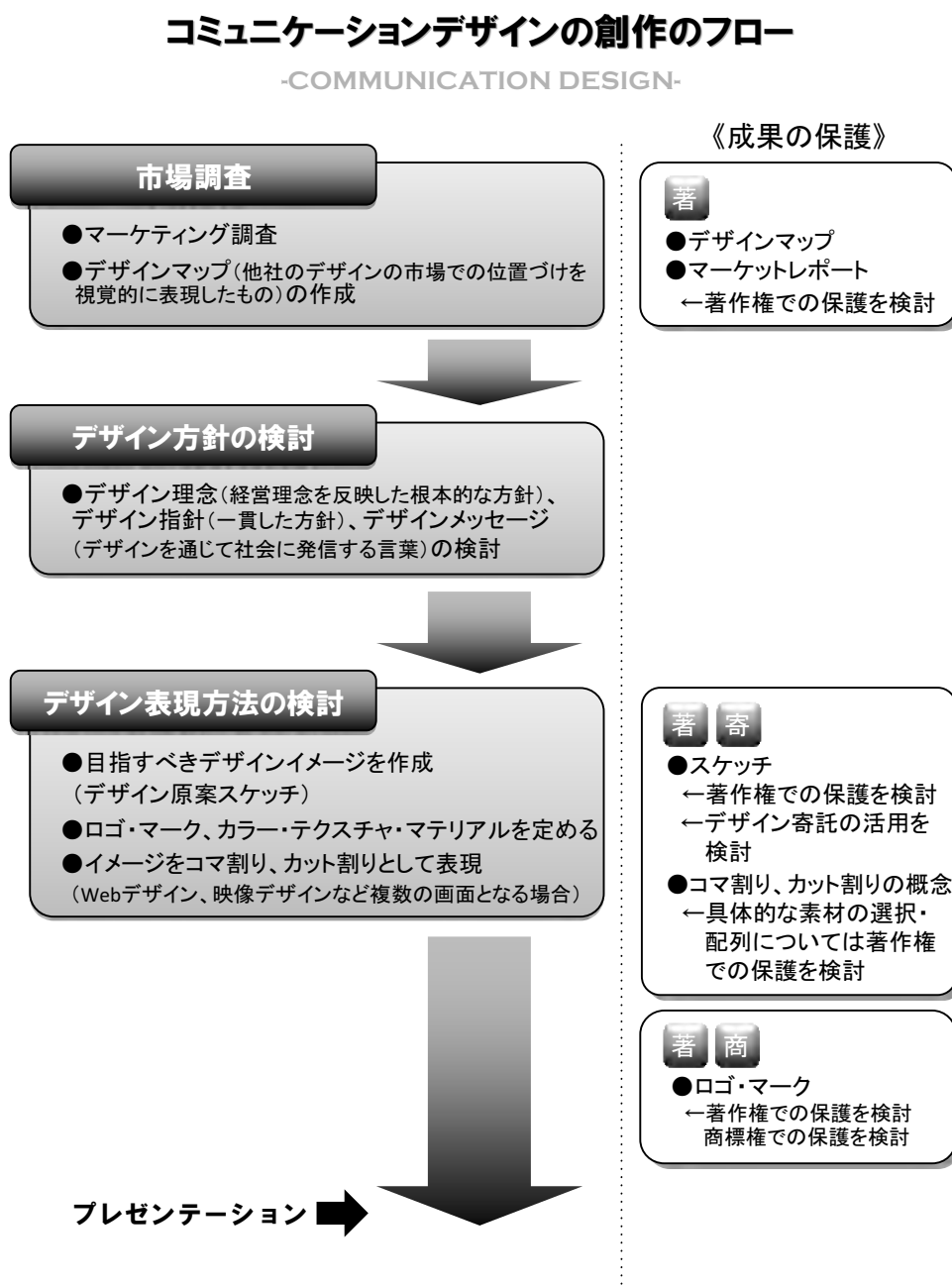
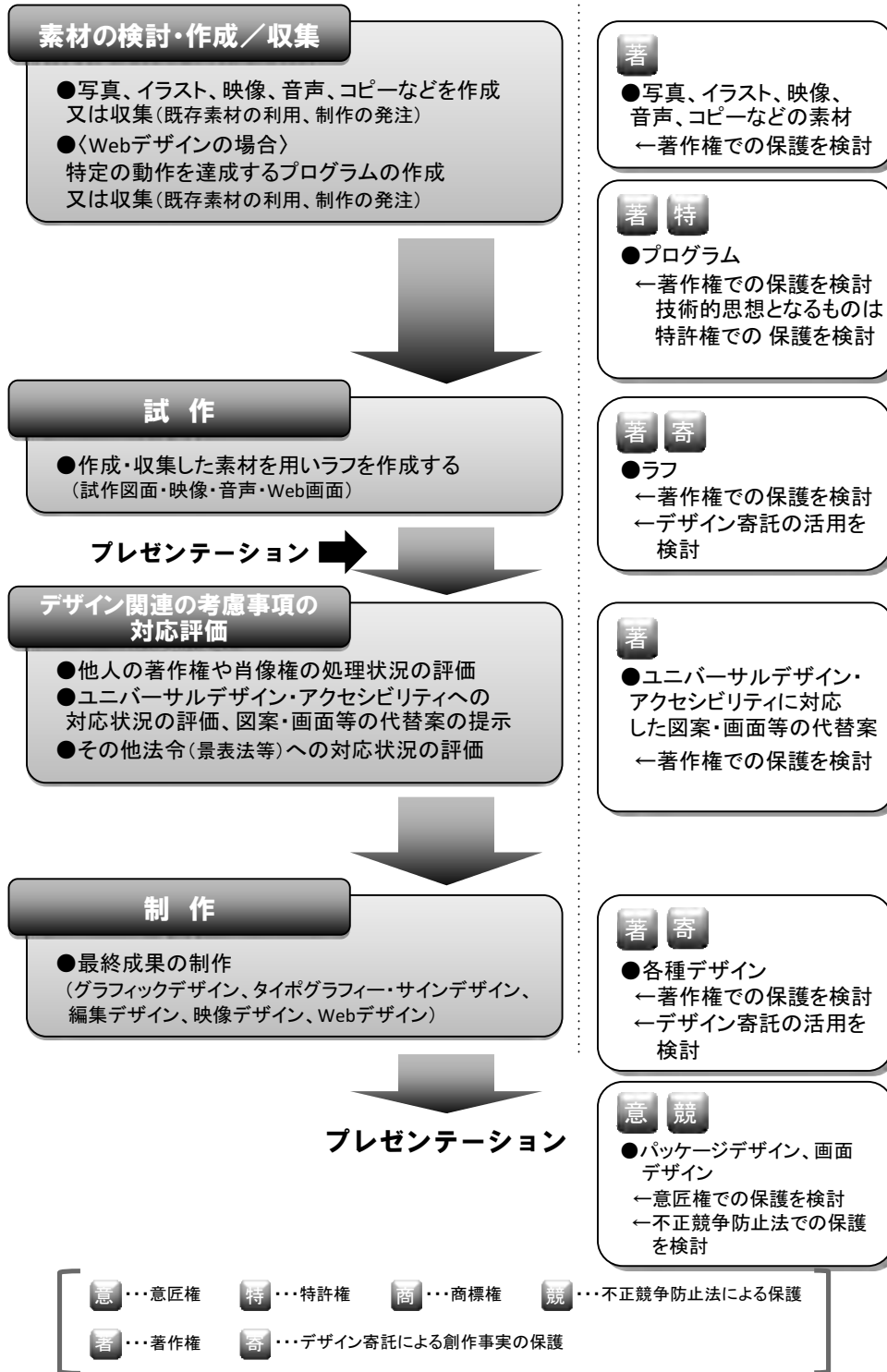


図 4-2-8 コミュニケーションデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護(2)



本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 スペースデザインの保護

最後に、大学で行われるスペースデザイン（建築デザイン、インテリアデザイン、エクステリアデザイン、都市デザイン）の制作と、その主な成果の保護の方法について検討を行う。

1. 空間デザインの創作フローの中での主な成果

空間デザインの創作フローの中では、

- 建物・内装・外装・都市の設計図面
- 内装・外装・ランドスケープの構成物・機器・器具（例えば、家具、照明器具、ストリートファニチャー）
- 内装・外装・ランドスケープの構成物・機器・器具の組合せによる空間表現（例えば、照明デザイン、家具の組合せによる表現、店舗デザイン）

が主な創作の成果となると考えられる。

2. 主な成果の保護・活用

まず、建物・内装・外装・都市の設計図面、内装・外装・ランドスケープの構成物・機器・器具については、プロダクトデザインの創作プロセスで生み出されるものと同様である。ただし、建築関係の設計図面については著作権での保護に関して、創作性が極めて厳格に判断される傾向が裁判例上存在することが指摘されている⁸。

次に、建築それ自体については以下のように考えられる。

- 建築それ自体（なお外壁だけでなく、間取り等も含まれる⁹）については、美術的な表現を伴うものであれば著作権による保護が考えられるものの、一般には限定的な場合であると考えられている¹⁰。
- 建物のうち、動産である組立家屋等については、我が国の意匠法上保護される物品とされており意匠権による保護が行われうるが、不動産については物品とはいえないため保護が行われない（ただし、前述の通り、内装・外装・ランドスケープの構成物・機器・器具については単独の物品として意匠権による保護が行われうる）。

最後に、内装・外装・ランドスケープの構成物・機器・器具の組合せによる空間表現の保護については、以下の通り考えられる。

- 芸術的表現を目的とした照明デザインなどに代表されるように、空間を用いた創作的表現であると考えられるものについては、著作権による保護が行われる可能性があると考えられる。
- 他方、意匠権との関係については、空間デザインは欧州共同体意匠条約の下で外観（get-up）として保護される余地がある¹¹ものの、我が国をはじめ、米国、中国、韓国では保護されない。意匠法による保護が望まれる点として指摘されることもある¹²。

⁸ 中山信弘『著作権法』（2007年、有斐閣）80頁

⁹ 中山・前掲注376頁。

¹⁰ 中山・前掲注375頁、加戸守行『著作権法逐条講義 5訂新版』（著作権情報センター、2000年）121頁。

¹¹ ただし、その意匠登録数は多くない。2010年公報発行分であれば80件程度であった。

¹² 高澤美有紀「デザイン保護による産業競争力強化—意匠法の改正—」『調査と情報』520号（2006年）3頁。

- 不正競争防止法による保護については、店舗外観について「特徴的な店舗外観の長年にわたる使用等により、二次的に店舗外観全体も特定の営業主体を識別する営業表示性を取得する場合もあり得ないではない」と述べる裁判例がある¹³とおり、限定的な場合に限られる。また仮に保護されたとしてもその行使主体は大学ではなく連携相手方になるものと想定される¹⁴。

以上の通り空間デザインについては、プロダクトデザインの創作プロセスで生み出されるものと同視できるもの以外については、もっぱら著作権による保護が問題となることがわかる。内容の重複を避けるため、ここでは制作フローに沿った保護・活用のあり方については整理を行わない。

¹³ 「めしや食堂外観事件第一審、控訴審」大阪地裁平成19年7月3日判決（平成18(ワ)10470）、同控訴審大阪高裁平成19年12月4日判決平成19(ネ)2261。

¹⁴ ただし、大学がその運営主体となっている場合や、大学自体の外観を問題にする場合は、大学が保護を求める主体になりうる。

第5部 望ましい契約の在り方・契約のひな形

第1章 望ましい契約の在り方

第1節 デザイン分野の産学連携の多様性

デザイン分野の産学連携には多様な形態が存在する。2010年に行われた「大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究」では、プロダクト分野を中心としたデザイン産学連携の実態や事例が整理された。その結果、求められている成果（例：先進的デザイン、人間工学的評価、新製品開発、新製品のデザイン開発）や当事者（例：企業、大学（教員、職員）、学生）、そして産学連携を実施するにあたっての産学双方のねらいが多様であることが明らかとなった。

第2節 契約の現状の課題

上記研究に加え、本研究で実施したデザイン産学連携の契約に関する実態調査及び大学・企業に対するヒアリング調査の結果、大学と連携を希望する企業等との間での現状のデザイン産学連携に係る契約では、特に成果に係る取り扱いや産学双方の義務・責任の範囲に関して、以下の点が必ずしも明確に意識されていなかった（一部は全く意識されていなかった）ことが課題として判明した。

- 成果に係る権利の取扱
 - ✓ 知的財産権（産業財産権・著作権等）の帰属
 - ✓ 著作者人格権の取扱
 - ✓ 創作した成果の改変の取扱等、商品化に至るまでのプロセスでの取扱
 - ✓ 創作に関与した学生の権利の保証
（知的財産権の利益の分配や、創作活動の自由の保証）
 - ✓ 大学・連携先企業等・第三者による実施・利用
 - ✓ 成果の自由な公表の保証（とくに大学の使命としての公表）
- 義務・責任の範囲
 - ✓ 秘密保持
 - ✓ 瑕疵に対する責任
 - ✓ 成果の実施・利用が第三者の知的財産権を侵害した場合の責任

ただし、上記の課題は契約当事者のどちらか一方が圧倒的に強い立場にあり、一方の主張を押し付けたことによって生じたものではなく、次のような要因によることが推測された。

- 産学連携の多様性
 - ✓ 創作の成果がコンセプトに近いものであることも多く、実用化にあたっては、様々な形で、しかも、グローバルに活用される余地があること
 - ✓ 多くの産学連携においては具体的成果だけでなく、教員・学生との接点など抽象的な成果にも期待しているという側面があり、その成果が活用されることについて意識されることが少なかったこと
- 体制・人材の問題
 - ✓ 大学において、契約担当窓口が必ずしも設置されておらず、契約に明るい担当者も限られていること

- ✓ 産業側においても連携相手方に十分な法務体制が整備されていないことが多いこと

第3節 望ましい契約のあり方

上記のような課題とその要因に対する認識の下、本研究のために設置した委員会での議論を踏まえ、デザイン産学連携に多様性があることを前提に「成果に係る権利の取扱を明確化する」「大学・連携先双方の義務及び責任の範囲を明確化する」「大学・連携相手方の体制・人材の問題に配慮する」ことを考慮することがデザイン産学連携に係る契約を円滑に進めるにあたって重要であることが確認された。

- 成果に係る権利の取扱を明確化する
 - ✓ 大学の教育活動・学生の創作活動の自由度を確保し、且つ創作者側が負うべき義務と責任を明示したものとすること
 - ✓ 創作したデザインが製品化されるなど、連携先企業等により産学連携の成果が社会に還元されやすい契約内容とすること
- 大学・連携相手方双方の義務及び責任の範囲を明確化する
 - ✓ 大学側及び連携先の双方が公平に義務と責任を共有する契約内容とすること
 - ✓ 詳細条件まで言及し、産学連携プロジェクト開始前に契約で合意しておくべき事項に漏れがないか、気付きを示唆できる選択肢を提供すること
- 大学・連携相手方の体制・人材の問題に配慮する
 - ✓ 大学及び連携相手方の知財管理・法務体制が必ずしも十分に整備されていない現状を考え、契約作成にあたっては予め複数の選択肢を提供し、連携プロジェクト毎にその都度最適な契約内容を作成できるようにすること

また、留意点として以下の点が指摘された。

- 「成果に係る権利の取扱を明確化する」点について
 - ✓ デザイン産学連携ではコンセプトに近い抽象的なデザインの提案を求めることも多く、成果を明確に定義することが容易ではなく、さらにそれゆえに、契約時に成果に関する知的財産の取扱いについて予め定めることも容易でないこと
 - ✓ デザイン創作にまつわる知的財産権の取扱いにつき、例えば、デザイン創作の初期過程では主に著作権が対象となり、具体的な製品を見据えた時点では意匠権が対象となり、デザイン創作に関連して派生する技術的思想については特許権が対象となるなど、関連する知的財産権が多岐にわたることを想定しておく必要があること
 - ✓ 大学は産学連携の成果を製品販売等で実施することができない事情を踏まえ、産学連携の成果の権利の帰属の取り決めを明確に規定すること
 - ✓ デザイン開発の途中段階で公表してユーザビリティの検証をする、学生が産学連携の成果をポートフォリオとして公表したいなどの事情が想定できる場合は、公表の時期・手段等について詳細に取り決める必要があること
 - ✓ 産学連携の成果であるデザインのマイナーチェンジ等、連携相手先がデザインの改変をすることが想定される場合について取り決めすること

- 「大学・連携先双方の義務及び責任の範囲を明確化する」点について
 - ✓ 大学よりも企業等の連携相手方が契約に長けている場合、責任分担等の取り決めにおいて公平でない契約をしてしまうことがあること
 - ✓ デザイン産学連携は学生が主体的にプロジェクトに関与する傾向があり、学生がプロジェクトへ関与することの明示や学生の情報の守秘義務について契約時に適宜定める必要があること

第2章 契約のひな形の構成

第2部～第3部の分析、及び委員会での検討を踏まえて、デザイン産学連携における契約書作成のための参考情報をまとめた「契約ひな形」を作成する。

デザイン分野の産学連携に多様性があることは第1章でも示した通りで、契約ひな形の作成にあたってはその多様性を受容しつつ、かつ具体的な契約書のイメージを掴みやすいものとすることに留意し、図5-2-1に示すプロセスにしたがって構成した。

① 契約項目リスト・契約項目重要規定

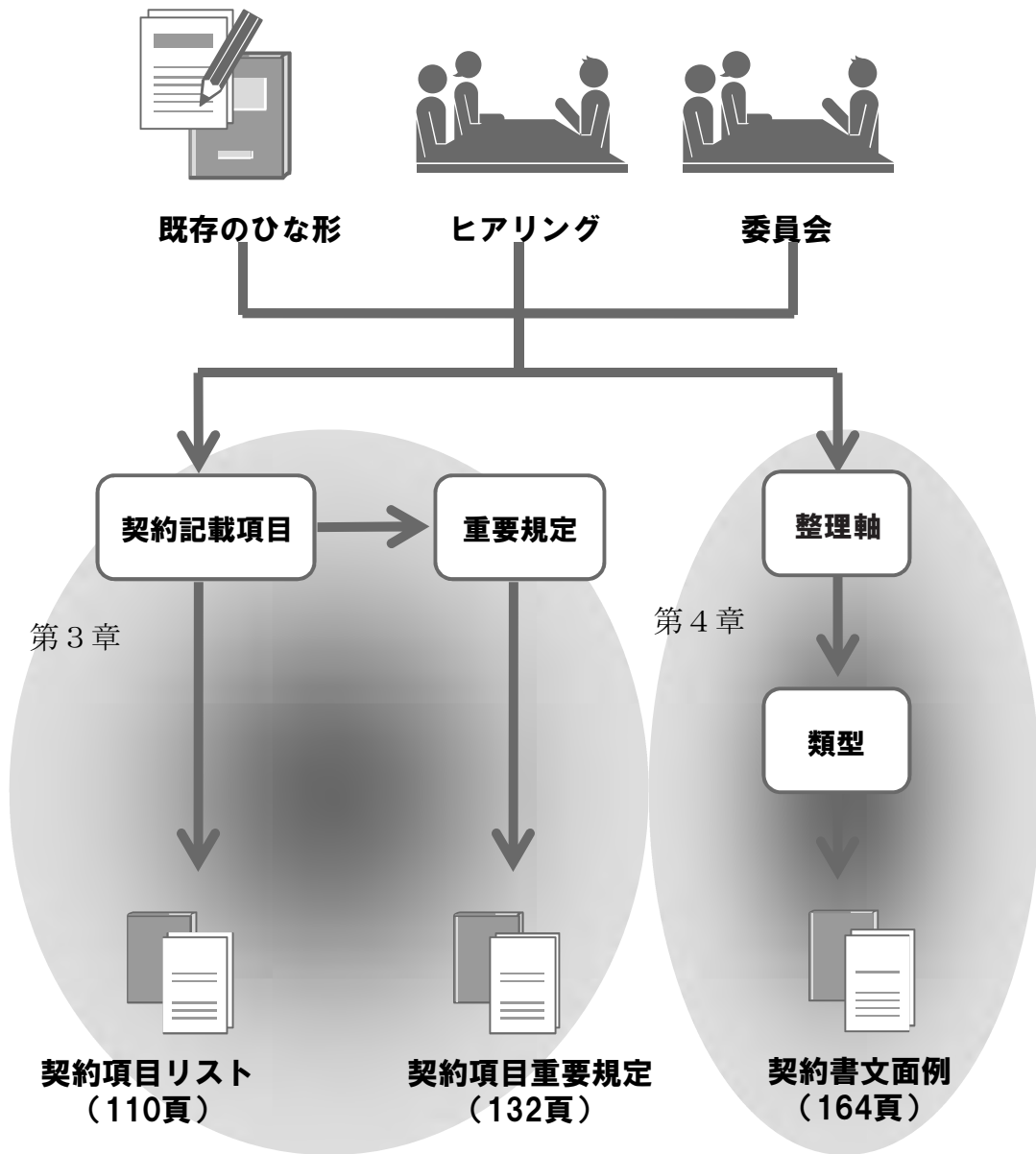
主に既存のデザイン分野の契約事例に着目し、契約に記載し得る規定を洗い出した上、ヒアリングや委員会で得られた知見を加味して「契約項目リスト」により体系的に整理した。さらに、「契約項目リスト」のうち知的財産権に関する項目を中心に重要度の高い項目を取り上げ、条文の選択肢とその背景、選択時の留意点等についてまとめ、「契約項目重要規定」として示した（第3章）。

② 契約書文面例

最初に、デザイン産学連携の契約の大部分をカバーできるように、契約のパターンを類型化した。契約書への記載上の相違をもたらすか否かという観点からまず整理軸を設定し、その整理軸に従って類型化を行った。

類型のうち代表的なものを対象に、具体的な産学連携の7つのケースを想定した契約書の例を、「契約書文面例」として実際の契約書に近い形式でまとめた（第4章）。

図 5-2-1 契約のひな形の作成プロセス



注) 上記の作成プロセスにも示すように、以降に示す契約項目及び条文例は既存の大学における契約ひな形等をベースにしたものである。そのため、条文例には法律解釈に照らして必ずしも正確ではない表現が含まれている可能性があることや、条文例における用語の統一等が図れていないことに留意されたい。

第3章 契約項目リスト・契約項目重要規定

第1節 契約項目リスト作成の観点

デザイン分野における産学連携は、産学連携体制が整備された大規模大学だけではなく、小規模な美術・デザイン系単科大学でも実施される特徴を持つ。特に、知財管理体制が必ずしも十分に整備されていない大学や、職務発明（創作）規定が整備されていない大学において実施されることも多いと予想される。

このような状況に鑑みると、デザイン産学連携の契約に記載すべき標準的な契約項目を体系的に整理しリスト化することは有用で、以下の効果が期待できる。

- ・ 業務内容や責任の範囲が明確化し、契約当事者にも安心感を与える
- ・ 契約内容の妥当性につき、契約担当者の判断のよりどころを与える
- ・ 契約で確認すべき内容に漏れが無いか、気付きを与える

そこで、以下の原則に従い、契約書で考慮すべき契約項目リストを作成した。

- いくつかの項目において選択肢を用意した。選択肢は原則として大学で標準的に用いられているものから順に位置づけた。
- ただし、契約のバリエーションがあまりに増えすぎること避けるため、産学双方それぞれにとって重要性がそれほど高くない規定や、研究成果の社会への還元の見地で妥当でない選択肢については除外した。
- 主にプロジェクト終了時の成果を基準としてその取扱いを定めることとした。これは、プロジェクト終了後の展開が必ずしも予想できないこと（とくにコンセプトに近いデザインの場合）、終了後の展開が前提となっている連携事例はこれまでのところ主流でないことが理由である。

主として既存のデザイン分野の産学連携事例に着目し、以下の情報を基礎に、契約に記載し得る規定を洗い出し、体系的に整理する。

- 公表されている事例
 - ✓ デザイン団体等が監修するデザイン契約のガイドライン
 - ✓ 既存のデザイン分野での産学連携実績を有する大学の契約書ひな形
- ヒアリング調査結果
 - ✓ デザイン分野の産学連携に取り組む大学に対するヒアリング調査結果
 - ✓ デザイン分野の産学連携に取り組む企業に対するヒアリング調査結果
 - ✓ デザイン関連団体に対するヒアリング調査結果
- 委員会検討結果

このとき、既存のガイドラインや契約書ひな形に記載されていない項目であっても、今後のデザイン産学連携の発展のため、特に創作者への配慮が必要と考えられる項目については積極的に追加する。

大分類のみのリストを表 5-3-1 に示す。中項目以下も含めた契約記載規定全体を次節以降に示す。

表 5-3-1 契約項目リスト（大分類）

| ID | 大分類名称 |
|----|--|
| 1 | 契約の目的 |
| 2 | 契約の有効期間 |
| 3 | 研究の内容 |
| 4 | 研究成果の報告 |
| 5 | 成果のうち秘匿すべきノウハウの指定 |
| 6 | 研究の遂行 |
| 7 | 再委託 |
| 8 | 研究経費の負担と支払い |
| 9 | 研究経費により取得した設備・機器等の帰属 |
| 10 | 提供物品の取扱 |
| 11 | 研究の中止または期間の延長 |
| 12 | 提供物品の返還 |
| 13 | 研究経費の返還 |
| 14 | 研究経費が不足した場合の処置 |
| 15 | 成果有体物の帰属 |
| 16 | 知的財産権の帰属 |
| 17 | 変更時の取扱 |
| 18 | 知的財産権の実施・利用 |
| 19 | 第三者に対する知的財産権の許諾 |
| 20 | 知的財産権の持分の譲渡 |
| 21 | 産業財産権の出願・権利保全の費用 |
| 22 | 産業財産権の実施料・著作権の利用料 |
| 23 | 成果に係る産業財産権・著作権等の第三者による侵害、第三者による不正競争行為への対処 |
| 24 | 情報の開示 |
| 25 | 秘密の保持 |
| 26 | 成果の公表 |
| 27 | 創作したデザインに係る瑕疵の取扱 (有体物に関する瑕疵担保責任の範囲、第三者の権利侵害に対する責任の範囲) |
| 28 | 成果の実施をした際の瑕疵に関する責任(製造物責任の範囲) |
| 29 | 第三者から産業財産権の無効を申し立てられたときの対処 |
| 30 | 契約の解約 |
| 31 | 損害賠償 |
| 32 | 準拠法 |
| 33 | 裁判管轄 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 デザイン産学連携の契約に際しての留意点

デザインが対象とする創作領域が拡大していることやデザイン特有の創作プロセスがあるという実態を踏まえ、契約の際は留意が必要な事項を箇条書きにて以下に示す(一部再掲)。

- デザイン産学連携の成果についてコンセプトに近い抽象的なデザインの提案を求めることも多く、成果について明確に定義することが容易ではなく、それに伴い契約時に成果について知財の取扱いについて定めることも容易でないこと。
- 連携の内容について曖昧さや契約書で表現できない内容を伴うことが少なくない中、相互の認識のずれが連携開始後トラブルとなることがあること（なお、契約の中での具体的な対処については第4章第2節1.参照）。
- 一般的に、大学よりも企業等の連携相手方は契約に長けている傾向があり、特に美術・デザイン系大学は連携相手方と契約する際に責任分担等の取り決めにおいて公平でない契約をしてしまうことがあること。
- デザイン創作にまつわる知的財産権の取扱いにつき、例えば、デザイン創作の初期過程では主に著作権が対象となり、具体的な製品を見据えた時点では意匠権が対象となり、デザイン創作に関連して派生する技術的思想については特許権が対象となるなど、関連する知的財産権が多岐にわたることを想定しておく必要があること。
- デザイン産学連携は学生が主体的にプロジェクトに関与する傾向があり、学生がプロジェクトへ関与することの明示や学生の情報の守秘義務について契約時に適宜定める必要があること。
- 大学は産学連携の成果を製品販売等で実施することができない事情を踏まえ、産学連携の成果の権利の帰属の取り決めを明確に規定すること。
- デザイン開発の途中段階で公表してユーザビリティの検証をする、学生が産学連携の成果をポートフォリオとして公表したいなどの事情が想定できる場合は、公表の時期・手段等について詳細に取り決める必要があること。
- 特に美術・デザイン系大学において、契約に明るい担当者・担当窓口が必ずしも設置されてなく、知財管理体制も不十分であること。
- 大学にとって第三者の知的財産権の存在を調査することが容易でないこと（とくに製造を行う事業者では調査が日常的に行われているが、大学では多くの場合、調査を行うリソースがないこと）。
- 連携相手方がものづくり中小企業であることが少なくなく、連携先も十分な法務・知財管理体制が整備されていないことがあること。
- 産学連携の成果であるデザインのマイナーチェンジ等、連携相手先がデザインの改変をすることが想定される場合について取り決めする必要があること。
- 連携相手方が、地方公共団体（県・市）及びその関連機関であることも多く、連携先も契約に対して経験が少なく、柔軟な対応ができないこと。

第3節 契約項目リスト

次頁以降に契約項目リストを示す。契約項目リストは左右見開きで構成されており、左頁に契約項目及び条文例を、右側にその解説を示した。

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|-------------------|---|-------|---|---|
| 契約の目的 | 契約の目的 | 1-1 | ① | 〇〇大学と××は、〇〇の共同研究について、次のとおり契約を締結する。 |
| | | | ② | 〇〇大学と××は、〇〇の制作委託について、次のとおり契約を締結する。 |
| | 定義 | 1-2 | - | この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一「技術的思想」自然法則を利用した技術的な思想であつて創作されたものをいう。 二「意匠」形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて視覚を通じて美観を起させるものをいう。 三「著作物」思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。 四「本研究により創出されたもの」第●条(研究の内容)に定める研究を実施する結果得られた全ての有体物並びに技術的思想、意匠、著作物、その他全ての無体の成果をいう。 五「本研究の成果」本研究により創出されたもののうち、第●条(研究の内容)に定める研究の成果である有体物並びに技術的思想、意匠、著作物、その他全ての無体の成果をいう。 六「本研究の担当者」第●条(研究の内容)に定める研究を実施する全ての者をいう。 七「発明者」本研究の担当者のうち、本研究により創出されたものである技術的思想を発明し又は考案した者をいう。 八「創作者」本研究の担当者のうち、本研究により創出されたものである意匠又は著作物を創作した者をいう。 |
| 契約の有効期間 | 契約の有効期間 | 2-1 | ① | 契約の有効期間は、第●条に定める本研究の研究期間と同一とする。ただし、本契約の失効後も、第●条、第●条、第●条、第●条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。 |
| | | | ② | 本契約の有効期間は、●年●月●日～●年●月●日とする |
| 研究・委託の内容 | 題目 | 3-1 | - | 〇〇(題目)〇〇 |
| | 目的 | 3-2 | - | 〇〇(目的)〇〇 |
| | 内容及び成果 | 3-3 | - | 〇〇(内容)〇〇 |
| | 研究の担当者 | 3-4 | ① | (教員名)及びその指導を受ける学生等[必要に応じて連携相手方の共同研究者も記載] |
| | | | ② | (教員名)及び(学生名)[必要に応じて連携相手方の共同研究者も記載] |
| | | | ③ | (教員名)[必要に応じて連携相手方の共同研究者も記載] |
| | 期間 | 3-5 | - | ●年●月●日～●年●月●日 |
| 経費 | 3-6 | - | ●●●円 | |
| 提供物品 | 3-(7) | 任意追加 | 大学及び連携相手方は、別紙●の第●表及び第●表に掲げる自己所有の施設・設備を、本研究の用に供する。 | |
| 成果の報告 | 成果の報告 | 4-(1) | 任意追加 | 大学は、研究の成果について、連携相手方の指示するところにより、連携相手方に報告しなければならない。 |
| 成果のうち秘匿すべきノウハウの指定 | ノウハウの指定方法 | 5-1 | - | 大学及び連携相手方は、報告された研究成果のうちノウハウに該当するものを、協議の上、速やかに指定するものとする。 |
| | 指定されたノウハウの秘匿期間 | 5-2 | - | 大学及び連携相手方は、前項に従い指定されたノウハウを、本研究完了の翌日から起算して●ヶ月間秘匿しなければならない。 |
| 研究の遂行 | 研究遂行中の損害の取り扱い | 6-1 | ① | 連携相手方は、大学が本研究の実施に当たり損害を被ったときは、その損害を賠償するものとする。 |
| | | | ② | 連携相手方及び大学は、本研究の実施に当たり大学が損害を被ったときは、その損害を折半するものとする。ただし、連携相手方の提供物品に瑕疵があったことに起因して大学が損害を被ったときは、連携相手方は、その損害の全額を賠償するものとする。 |
| | | | ③ | 大学は、自己の責任において本研究を行うこととし、その実施に当たり被った損害については連携相手方に対して賠償を請求しないものとする。ただし、連携相手方の提供物品に瑕疵があったことに起因して大学が損害を被ったときは、連携相手方は大学の損害を賠償するものとする。 |
| | 担当者等の追加 | 6-2 | ① | 大学は、自己の責任において、大学に属する研究者等又は学生を新たに担当者として本研究に参加させることができる。 |
| ② | 大学は、自己の責任において、大学に属する研究者等又は学生を新たに担当者として本研究に参加させることができる。ただし、担当者となる者から、秘密保持、成果の帰属について本契約内容を遵守する誓約を得ていない場合は、参加させることができない。 | | | |
| ③ | 大学は、新たに担当者等を本研究に参加させたときは、連携相手方に書面により通知をするものとする。 | | | |
| ④ | 大学は、新たに担当者等を本研究に参加させる場合には、あらかじめ書面により連携相手方に通知をし、その承諾を得るものとする。 | | | |

| 解説・注意点 |
|---|
| <p>・契約の一般的な目的を記載するものです。</p> <p>・①は共同研究の場合の例です。以下の条文体では共同研究を前提とした文章が記載されている場合がありますが、例えば委託の場合は「研究」→「委託」のように適宜読み替えてください。</p> |
| <p>・契約の一般的な目的を記載するものです。</p> <p>・②は制作委託の場合の例です。以下の条文体では共同研究を前提とした文章が記載されている場合がありますが、例えば委託の場合は「研究」→「委託」のように適宜読み替えてください。</p> |
| <p>・本契約ひな形で共通して用いられている用語を定義しています。</p> <p>・「技術的思想」「意匠」「著作物」については、特許法、実用新案法、意匠法、著作権法の定義と整合したものとされています。</p> <p>・「本研究により創出されたもの」とは、研究の過程で生じた全ての有体物・無体物を指しています。このうち、研究の成果として定められたものが、「本研究の成果」として扱われます。いずれにせよ、「本研究の成果」の定義は難しく、慎重な記載が求められます。</p> |
| <p>・契約の有効期間を定めます。</p> <p>・何も取り決めがなければ、研究の終了後も本契約の拘束力は残ります。本条項によって、原則として拘束力を研究期間の間だけとします。研究期間の終了後も必要となる条項を例外として定めず、その際も当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで」に拘束力の期限を明示します。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、研究の終了後も本契約の拘束力は残ります。本条項によって、拘束力に期限を設けます。</p> <p>・この選択肢を選んだ場合、契約の有効期間の終期を最も遅くまで存続する権利・事務の満了時とすることが必要です。</p> |
| <p>・研究題目は、契約の条項の解釈の際に参照される場合があります。</p> |
| <p>・研究目的は、契約の条項の解釈の際に参照される場合があります。</p> |
| <p>・研究の仕様や調査方法、成果の定義を記述します。なお、具体的なデザインについて記述する必要は必ずしもありません。以下に例を挙げます。</p> <p>一例：〇〇大学は授業の一環として△△に関する製品コンセプトを創作し提案します。</p> <p>一例：〇〇大学の担当者は××に対して適宜に助言を行う。</p> |
| <p>・授業の中でコンペを行う場合等、学生を群として特定したい場合に用います。大学は別途学生との間の権利義務を明確にすることが必要です。また、群を構成する学生が替わることから、学生が権利を保持することと学生の移動のために契約修正の必要が生じることがあります。</p> |
| <p>・特定の学生の能力に期待し学生を個人として特定したい場合に用います。大学は別途学生との間の権利義務を明確にすることが必要です。</p> |
| <p>・記載した教員のみが本契約で研究の担当者として扱われます。</p> |
| <p>・研究期間を定めます。</p> |
| <p>・研究に係る経費を定めます。負担、内訳については8-1参照。</p> |
| <p>・大学及び連携相手方が本研究のために提供する物品を定めるものです。物品が多岐多様にわたる場合には別紙にて物品を特定することが好ましいです。</p> |
| <p>・研究成果の報告の時期、方法を予め具体的に定めておくことも一案です。</p> |
| <p>・秘匿すべきノウハウを明確にします。</p> |
| <p>・互いにノウハウを秘匿すべき期間を定めます。</p> <p>・国立大学でよく見られるひな形では5年間となっています。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、大学が研究を遂行中に損害を被ったとしても、連携相手方の故意又は過失によらない限り、連携相手方は損害賠償責任を負いません(民法415条、709条)。</p> <p>本条項では、それを修正して研究遂行上の損害についてすべて連携相手方に補償する義務を負わせます。</p> <p>ただしこのような扱いは連携相手方との間で必ずしも公平なものとは考えられないため、連携によって大きな危険が生じる場合などに限定して選択されることが望ましいと考えられます。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、大学が研究を遂行中に損害を被ったとしても、連携相手方の故意又は過失によらない限り、連携相手方は損害賠償責任を負いません(民法415条、709条)。</p> <p>本条項ではそれを修正して、研究遂行上の損害について原則として大学と連携相手方との折半とします。ただし、原因が連携相手方からの提供物品にあったときには、連携相手方がすべて負担するものとします。</p> <p>[大学側メリット]: 自己の研究遂行上の損害について半分を連携相手方に負担してもらえます。損害の原因が連携相手方からの提供物品にあったときは連携相手方にすべて負担してもらえます。</p> <p>[大学側デメリット]: (特になし)</p> <p>[連携相手方メリット]: (特になし)</p> <p>[連携相手方デメリット]: 自己に原因のない損害についても半分を負担しなければなりません。自己の提供物品の欠陥が原因であるときは、欠陥について過失がなくてもすべて損害を負担しなければなりません。</p> |
| <p>・研究遂行上の損害は原則としてすべて大学側が負担するものとします。例外は、連携相手方の提供物品の欠陥が原因で大学に生じた損害です。</p> <p>・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。</p> <p>[大学側メリット]: 連携相手方からの提供物品の欠陥が原因であれば、欠陥について連携相手方に過失がなくても損害を負担してもらえます。</p> <p>[大学側デメリット]: (特になし)</p> <p>[連携相手方メリット]: (特になし)</p> <p>[連携相手方デメリット]: 提供物品の欠陥が原因であれば、欠陥について過失がなくても損害を負担しなければなりません。</p> |
| <p>・連携相手方の承諾を得なくても研究の担当者を追加できます。「自己の責任において」とされていることから、追加された担当者が原因の損害については大学が負担します。</p> |
| <p>・秘密保持・成果の帰属について契約遵守の誓約を得ることを、担当者を追加する条件とします。「自己の責任において」とされていることから、追加された担当者が原因の損害については大学が負担します。</p> |
| <p>・担当者等の追加について連携相手方の承諾は不要ですが、事後に通知を要します。</p> <p>・追加された担当者が原因の損害の負担については、「本研究の実施にあたり損害を被ったとき」であれば6-1の扱いとなります。</p> <p>・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。</p> |
| <p>・連携相手方にあらかじめ通知し承諾を得なければ、研究の担当者を追加することはできないこととします。</p> <p>・追加された担当者が原因の損害の負担については、「本研究の実施にあたり損害を被ったとき」であれば6-1の扱いとなります。</p> |

契約項目・条用例 (解説は右頁→)

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|----------------------|----------------------|--------|-------|---|
| 再委託 | 再委託 | 7-1 | ① | 大学は、自己の責任において、自由に本研究の再委託をすることができる。 |
| | | | ② | 大学は、本研究を再委託したときは、連携相手方に書面により通知するものとする。 |
| | | | ③ | 大学は、あらかじめ連携相手方に書面により通知し、その同意を得た上で、本研究の再委託をすることができる。 |
| 研究経費の負担と支払い | 研究経費の負担 | 8-1 | ① | 大学及び連携相手方は、以下に掲げるそれぞれの研究経費を負担するものとする。 －(研究経費費目ごとに記載) |
| | | | ② | 大学は、第●条の研究内容に定める事項の範囲内の研究経費を負担するものとする。 |
| | 研究経費の請求方法 | 8-2 | | 連携相手方は、研究経費を、大学の発する請求書により支払わなければならない。 |
| | 遅延損害の賠償 | 8-3 | | 連携相手方は、所定の支払期限までに大学に対して研究経費を支払わないときは、支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未納額に年●%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。 |
| | 経理の監査 | 8-4 | 任意追加 | 連携相手方は、本契約に関する経理書類の閲覧を大学に申し出ることができるものとし、その場合、大学はこれに応じなければならない。 |
| 研究経費により取得した設備・機器等の帰属 | 研究経費により取得した設備・機器等の帰属 | 9-1 | ① | 研究経費により取得した設備・機器等は、大学に帰属するものとする。 |
| | | | ② | 大学及び連携相手方は、研究経費により設備・機器等を取得したときは、協議の上、その帰属を決定するものとする。 |
| | | | ③ | 研究経費により取得した設備・機器等は、連携相手方に帰属するものとする。 |
| 提供物品の取扱 | 提供物品の追加 | 10-1 | - | 大学及び連携相手方は、第●条の研究内容で定めた以外の提供物品を追加するにあたっては、双方協議の上行うものとする。 |
| | 提供のための費用 | 10-2 | ① | 連携相手方は、第●条及び前項で取り決めた提供物品を提供する場合には、その搬入、据付、撤去及び搬出等に要する費用を負担するものとする。 |
| | | | ② | 連携相手方は、第●条で取り決めた物品を提供する場合には、その搬入、据付、撤去及び搬出等に要する費用を負担するものとし、前項で追加することを取り決めた物品を提供するにあたっては、大学及び連携相手方が協議の上、その追加のために要する費用の負担について決定するものとする。 |
| | 提供物品の管理 | 10-3 | - | 大学は、連携相手方から受け入れた提供物品について、その据付け完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良な管理者の注意をもって、それを保管する義務を負う。 |
| 研究の中止又は期間の延長 | 中止又は延長の可否 | 11-1 | - | 大学及び連携相手方は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、本研究を中止し又は研究期間を延長することができるものとする。 |
| | 中止又は延長の場合の責任 | 11-(2) | 任意追加 | 前項の場合、大学及び連携相手方はその責を負わないものとする。 |
| 提供物品の返還 | 物品の返還 | 12-(1) | 任意追加 | 大学は、本研究を完了し又は中止したときは、第●条(研究の内容に定める提供物品)及び第●条(提供物品の取扱に定める追加の提供物品)に定める提供物品を連携相手方に返還するものとする。 |
| | 返還の費用 | 12-(2) | 任意追加① | 連携相手方は、大学が提供物品の返還に要する費用を負担する。 |
| | | | 任意追加② | 大学と連携相手方は、協議の上、大学が提供物品の返還に要する費用の負担について決定するものとする。 |
| 研究経費の返還 | 研究経費の返還 | 13-1 | ① | 本研究を第●条の規定に基づき中止した場合において、連携相手方が大学に支払った研究経費に不用品が生じたときは、連携相手方は大学に不用品となった額の返還を請求することができる。この場合、大学はこれに応じなければならない。 |
| | | | ② | 本研究を完了し又は第●条の規定に基づき中止した場合において、連携相手方が大学に支払った研究経費に不用品が生じたときは、連携相手方は大学に不用品となった額の返還を請求することができる。この場合、大学はこれに応じなければならない。 |
| 研究経費が不足した場合の処置 | 研究経費が不足した場合の処置 | 14-1 | ① | 大学は、連携相手方が支払った研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合は、直ちに理由を付して連携相手方に通知するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、連携相手方は大学に不足する研究経費を支払う義務を負う。 |
| | | | ② | 大学は、連携相手方が支払った研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合は、直ちに理由を付して連携相手方に通知するものとする。この場合において、連携相手方は大学と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方の承諾を得なくても再委託できます。「自己の責任において」とされていることから、大学から再委託された者が原因の損害については大学が負担することとします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・再委託について連携相手方の承諾は不要であるが、事後に通知を要します。 ・大学から再委託された者が原因の損害の負担については、「本研究の実施にあたり損害を被ったとき」であれば6-1の扱いとなります。 ・この条項がなければ、大学が再委託することは自由で通知も必要ありません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学が再委託することは本来自由であるが、この条項により連携相手方にあらかじめ通知し承諾を得なければ、再委託することはできないこととします。 ・大学から再委託された者が原因の損害の負担については、「本研究の実施にあたり損害を被ったとき」であれば6-1の扱いとなります。 ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれが負担することとする経費の具体的な額を個別に明示します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学は【研究の内容】に定める範囲内の一切の経費を負担します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学が請求書を発行することが必要であることを明示します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方が研究経費を期限までに支払わない場合の遅延利息を定めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学は連携相手方に求められれば経理書類を閲覧させる義務を負います。 ・何も取り決めがなければ大学はこのような義務を負うかは明確ではありません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・この条項がなければ、大学名義で購入した物は大学の所有となりますが、研究経費により購入しても連携相手方名義であれば連携相手方の所有となります。それを修正して、研究経費により購入した設備・機器等をすべて大学の所有とします。 ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・この条項がなければ、どちらの名義で購入したかで帰属は異なります。それを修正して、大学と連携相手方の協議により帰属を定めることとします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・この条項がなければ、どちらの名義で購入したかで帰属は異なります。それを修正して、研究経費により購入した設備・機器等は連携相手方に帰属することとします。 ・特殊用途かつ大型の機器や特定の表現活動のための機器(舞台装置)等、大学にとって管理が負担となる設備等の場合、選択する規定です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容で定めた以外の提供物品を追加する際には大学と連携相手方は協議します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 何も取り決めがなくても、提供物品の搬入等の費用は連携相手方が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを確認する規定です。 ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、提供物品の搬入等の費用は追加分も含めて連携相手方が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを修正して、追加する物品の提供費用については、大学と連携相手方が協議して定めることとします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・提供物品の管理について、「自己の財産に対するのと同一の注意」(民法659条等)よりも重い「善良な管理者の注意」(民法400条等)を払わなければなりません。もともと、この条項がなくても大学はこのような注意義務を負うと思われるので確認規定です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、互いに中止・延長又はそのための協議に応じる義務はなく、履行遅滞・履行不能による損害賠償請求(民法415条)や契約の解除(民法541条、543条)のおそれがあります。 そこで、天災等やむを得ない場合に大学と連携相手方が協議の上、研究の中止又は期間の延長をすることができることを明示しておきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、履行遅滞・履行不能による損害賠償請求(民法415条)や契約の解除(民法541条、543条)のおそれがあります(不可抗力であれば免責される余地もありますが、そう認定されるかは不明確です)。そこで、この条項により、中止・延長について互いにそのような責任を負わないことを定めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなくても、研究のための提供なので研究が完了・中止すれば連携相手方に返還する義務は生じます。この条項はそれを確認しておくものです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 ・何も取り決めがなければ、返還の費用は大学が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを修正して、連携相手方の負担とします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、返還の費用は大学が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを修正して、協議により費用の負担を定めるものとします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、大学にこのような義務が生じるかは不明確です。そこで、研究が中止した場合に、研究経費に不用品が生じているとき大学は連携相手方に不用品を返還する義務を負うことを明確にします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 ・研究の中止の場合のみならず、研究が完了した場合にも、余分な研究経費を連携相手方に返還しなければならないことを明確にします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・何も取り決めがなければ、最初取り決めた研究経費に不足が生じたとしても連携相手方は不足分を支払う義務を負いません。この条項はそれを修正して、大学は理由を示して連携相手方に通知し、合理的理由がある場合は、連携相手方は不足分を大学に支払う義務を負うこととします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢 ・何も取り決めがなければ、最初取り決めた研究経費に不足が生じたとしても連携相手方は不足分を支払う義務も協議に応じる義務も負いません。この条項はそれを修正して、大学は理由を示して連携相手方へ通知し、連携相手方が不足分を負担するかは協議で決定することとします。 |

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|----------|-------------------------|------------|-------|---|
| 成果有体物の帰属 | 対象となる成果有体物 | 15-1 | ① | 成果有体物とは、第●条に規定する成果のうち有体物であるものをいう。 |
| | | | ② | 成果有体物とは、第●条に規定する成果のうち有体物であるもの又は研究の途中で発生しうる有体物のうち次に掲げるものをいう。 (1)... |
| | | | ③ | 成果有体物とは、第●条に規定する成果のうち有体物であるもの又は研究の途中で発生しうる有体物をいう。 |
| | 帰属 | 15-2 | ① | 成果有体物は大学に帰属するものとする。 |
| | | | ② | 大学及び連携相手方は、成果有体物が生じたときは、協議の上、その帰属を決定するものとする。 |
| | | | ③ | 大学は、成果有体物が生じたときは、連携相手方に譲渡するものとする。 |
| | 成果有体物を連携相手方に譲渡する場合の移転費用 | 15-(3) | 任意追加① | 連携相手方は、成果有体物の譲渡を受けるときは、その移転に要する費用を負担するものとする。 |
| | | | 任意追加② | 大学及び連携相手方は、協議の上、成果有体物の連携相手方への移転に要する費用の負担について決定するものとする。 |
| | 知的財産権の帰属 | 対象となる知的財産権 | 16-1 | |
| 知的財産権の帰属 | | 16-2 | ① | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学に帰属する。(大学は発明者又は創作者から権利の譲渡を受ける。) |
| | | | ② | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学及び発明者又は創作者に帰属する(大学は発明者又は創作者から権利の一部譲渡を受ける。) |
| | | | ③ | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、発明者又は創作者に帰属する。 |
| | | | ④ | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学と連携相手方が共有する。持ちは大学●●、連携相手方●●とする。(大学は発明者又は創作者から権利の譲渡を受ける。) |
| | | | ⑤ | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利については、大学は発明者又は創作者から権利の譲渡を受け、連携相手方に全ての持分を譲渡する。 |
| | | | ⑥ | 本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利の帰属については留保し、技術的思想、意匠、創作的表現が創出されたのちに別途協議の上契約する。 |
| | | | 任意追加⑦ | ただし、「翻案権も譲渡」が選択されている場合、著作権のうち、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化など翻案をする権利(著作権法27条に掲げる権利)及び二次的著作物の利用に関する原著作物の権利(著作権法28条に掲げる権利)もその他の著作権と同一の条件で連携相手方に譲渡される。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|--|
| <p>・15-2、15-(3)が適用される「成果有体物」の範囲を、研究内容で定めた有体物(又は報告された成果に係る有体物)に限定する。</p> |
| <p>・15-2、15-(3)が適用される「成果有体物」の範囲を、研究内容で定めた有体物(又は報告された成果に係る有体物)＋研究の途中で発生しうる有体物のうち列挙したものとします。 (例) －デザインの原画(ラフスケッチ) －デザインのモックアップ －最終案に採用されなかったデザイン候補の原画・モックアップ</p> |
| <p>・15-2、15-(3)が適用される「成果有体物」の範囲を、研究内容で定めた有体物(又は報告された成果に係る有体物)＋研究の途中で発生しうる有体物のうち列挙したものとします。</p> |
| <p>・何も取り決めがない場合、成果有体物がどちらに帰属するかは不明確です。この条項により成果有体物は大学に帰属するものとします。</p> |
| <p>・何も取り決めがない場合、成果有体物がどちらに帰属するかは不明確です。この条項では、成果有体物の帰属は、大学と連携相手方の協議で決定することとします。</p> |
| <p>・何も取り決めがない場合、成果有体物がどちらに帰属するかは不明確です。この条項では、大学が連携相手方に譲渡する義務を定め成果有体物が連携相手方に帰属することを明確にします。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、費用は大学が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを修正して、連携相手方が負担することとします。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、費用は大学が負担することとなります(民法485条)。この条項はそれを修正して大学と連携相手方が協議して費用の負担を定めることとします。</p> |
| <p>・デザイン産学連携の過程及び成果として創出されるものについて問題となる知的財産権である、意匠権、特許権、実用新案権及び著作権について、その帰属を定めることを明記しています。 ・デザイン産学連携の相手方や成果の活用先がグローバルに存在し得ることから、国外の権利も対象としています。 ・なお、著作権については全ての表現物について発生するものではないことに注意が必要です。例えば、表現選択の幅に乏しく特定の思想を表現するためには避けられない表現をとったものや、応用美術とよばれる工業上利用されることが前提であるものについては、著作権が発生しないと考えられています。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属について、条文体例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 ・中間制作物については大学に権利を留保し(選択肢①～③を選択)、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤を選択)するといった切り分けも可能です。</p> <p>[大学側メリット]: 大学が自由に成果に係る権利を活用する基礎となります。 [大学側デメリット]: 大学が成果に係る権利を管理する負担を負います。 [連携相手方側メリット]: 大学を窓口として権利の処理(実施許諾)を受けることができます。 [連携相手方側デメリット]: 連携相手方が自由に成果に係る権利を活用できません。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属について、条文体例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 ・中間制作物については大学に権利を留保し(選択肢①～③を選択)、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤を選択)するといった切り分けも可能です。</p> <p>[大学側メリット]: 担当者が権利者となることで、権利意識の向上等が期待できます。 [大学側デメリット]: 大学が成果に係る権利を管理する負担を負います。担当者との間の権利処理が必要となる場合が生じます。 [連携相手方側メリット]: (特になし) [連携相手方側デメリット]: 連携相手方が自由に成果に係る権利を活用できません。担当者との間の権利処理が必要となります。</p> |
| <p>・国立大学でよく見られるひな形(受託型)と整合した選択肢です。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属について、条文体例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 ・中間制作物については大学に権利を留保し(選択肢①～③を選択)、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤を選択)するといった切り分けも可能です。</p> <p>[大学側メリット]: 担当者が権利者となることで、権利意識の向上等が期待できます。権利管理の負担を負いません。 [大学側デメリット]: 権利の管理ができません。 [連携相手方側メリット]: 権利者に対して優位な立場に立つことができます。場合があります。 [連携相手方側デメリット]: 担当者との間の権利処理が必要となります。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属について、条文体例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 ・中間制作物については大学に権利を留保し(選択肢①～③を選択)、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤を選択)するといった切り分けも可能です。</p> <p>[大学側メリット]: 一定の制限はあるものの権利の管理・活用ができます。 [大学側デメリット]: 権利管理の負担、連携相手方との権利処理の負担が生じます。研究担当者からの権利承継を行う事務的な負担が生じます。 [連携相手方側メリット]: 一定の制限はあるものの権利の管理・活用ができます。 [連携相手方側デメリット]: 権利の譲渡、実施許諾を自由に行うことが出来ません。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属について、条文体例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 ・中間制作物については大学に権利を留保し(選択肢①～③を選択)、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤を選択)するといった切り分けも可能です。</p> <p>[大学側メリット]: 権利譲渡と引き替えにその後の義務から開放される余地が生じます。 [大学側デメリット]: 権利の活用が原則としてできない(別途留保を行った場合を除く)。研究担当者からの権利承継を行う事務的な負担が生じます。 [連携相手方側メリット]: 権利の活用を自由に行うことが出来ます。 [連携相手方側デメリット]: (特になし)</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、通常、大学の担当者が発明・創作するので、産業財産権及び著作権は、大学又は担当者に帰属することになります。 ・産業財産権及び著作権の帰属については留保し、創出されたときに検討する場合があります。</p> <p>・翻案権を大学または担当者に留保した場合のメリット、デメリットは以下のとおりです。なお、翻案とは、表現を変えること、表現形式・媒体を変えること(例:映像化する、立体化する)を指します。 [大学側メリット]: 翻案によって生じる利益を大学または担当者が享受できます。翻案によって生じる不利益(意図しない利用等)を避けることができます(ただし、改変に関しては後述する著作人格権を連携相手方に行使できるようにしてれば、翻案によって生じる不利益へ著作人格権によって対処することができます)。 [大学側デメリット]: 翻案が多数行われる成果の場合、大学側の権利管理(連携相手方による利用の管理、第三者による無断利用の管理)の負担が生じる場合があります。 [連携相手方側メリット]: 翻案権の管理の負担を減らすことができます。 [連携相手方側デメリット]: 翻案を自由に行うことが出来ません。</p> |
| <p>・国内外の著作権について連携相手方に譲渡する(選択肢④～⑤)を選択した場合、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化など翻案をする権利(翻案権)及び二次的著作物に対する現著者の権利も併せて譲渡することになるか検討の上、「翻案権も譲渡」するか否かを決定してください。なお、本規定は著作権法61条で翻案権を譲渡する際には、譲渡対象であることを明示する必要があることに対応しています。</p> |

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|--------|---|--------|---|--|
| | 単独で発明・創作した知的財産権の帰属 | 16-(3) | 任意追加 | 前項に関わらず、大学又は連携相手方に属する本研究の担当者が単独で発明し又は考案した技術的思想並びに創作した意匠又は著作物に係る知的財産権はその者に帰属するものとする。 |
| | 著作者人格権の取扱 | 16-4 | ① | 著作者人格権は創作者に存在することを確認する。連携相手方は、未公表の成果や制作物の公表、創作者の氏名の表示の省略や表示方法の変更、成果や制作物の改変を行うとき、創作者の同意を予め得てこれを行う。 |
| ② | | | 著作者人格権については、大学の仲介の下、創作者と連携相手方が協議の上別途契約を行う。 | |
| ③ | | | 著作者人格権については、創作者と連携相手方が協議の上別途契約を行う。 | |
| | 【知的財産権のうち著作権を連携相手方に譲渡する場合のみ】大学及び担当者(学生含む)に対する利用許諾 | 16-(5) | 任意追加① | 大学及び研究担当者は、連携相手方と公表時期について協議の上、以下に掲げる事項のために本研究によって生じる創作的表現を連携相手方の許諾無く成果を複製し又は第三者に複製を許諾することができる。 一 研究・教育活動 二 自己の活動の広報(大学としての広報活動、作品ポートフォリオへの掲載) 三 展示会への参加 |
| 任意追加② | | | 大学及び研究担当者は、連携相手方と公表時期について協議の上、以下に掲げるような非営利目的の活動のために本研究によって生じる創作的表現を連携相手方の許諾無く成果を複製し又は第三者に複製を許諾することができる。 一 研究・教育活動 二 自己の活動の広報(大学としての広報活動、作品ポートフォリオへの掲載) 三 展示会への参加 | |
| 任意追加③ | | | 大学及び研究担当者は、研究・教育活動目的の場合、本研究によって生じる創作的表現を翻案することができる。ただし、翻案した制作物の公表時期については連携相手方と協議の上合意することを条件とする。 | |
| | 【知的財産権のうち産業財産権を連携相手方に譲渡する場合のみ】担当者の発明者・創作者としての表示 | 16-(6) | 任意追加 | 大学及び連携相手方は、産業財産権の出願にあたって、発明者又は創作者である研究担当者名を出願書類における発明者又は創作者として記載することを確認する。 |
| 改変時の取扱 | 改変時の取扱 | 17-1 | ① | 連携相手方は、本研究の成果を改変する際は、あらかじめ大学を通じて研究担当者の承諾を得るものとする。 |
| | | | ② | 連携相手方は、本研究の成果を改変する際は、直接、研究担当者から事前の承諾を得るものとする。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|---|
| <p>【注意：共同して研究を進める場合にのみ選択できます】</p> <p>本規定は共同研究の場合、単独で開発した成果の知的財産権について権利の帰属を発明者又は創作者に留保するものです。 なお、共同研究でない場合に本規定を選択してしまうと、全ての知的財産権が原則として発明者又は創作者に帰属することになってしまい、16-2で定めた意味が失われてしまいます。</p> |
| <p>・未公表の著作物を公表する権利、著作物上又は著作物の展示に際して創作者の氏名を表示する権利、意に反する改変をされない権利の3つは「著作人格権」と呼ばれ、他人に譲渡できないとされています。このため、大学ですら著作人格権を担当者から譲り受けることができません。 そこで、別途著作人格権を行使しないと宣言する契約が結ばれることがあります。その際は②又は③を選択して下さい。 ・本規定の選択肢①はそのことを確認するものです。</p> |
| <p>・創作者は、著作人格権を有しこれを他人に譲渡することはできません。そのため、著作権者が創作者と異なる場合、著作人格権の行使により著作物の利用が妨げられる可能性があります。 そこで、別途著作人格権を行使しないと宣言する契約が結ばれることがあります。その際は②又は③を選択して下さい。 ・②は創作者が学生となるとき、不利な契約を結ばれないよう、大学が関与するものです。</p> |
| <p>・創作者は、著作人格権を有しこれを他人に譲渡することはできません。そのため、著作権者が創作者と異なる場合、著作人格権の行使により著作物の利用が妨げられる可能性があります。 そこで、別途著作人格権を行使しないと宣言する契約が結ばれることがあります。その際は②又は③を選択して下さい。 ・③は大学が関与しないものです。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、著作権を連携相手方に譲渡している場合なので、著作物の複製にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降、一定の場合には許諾を不要とします。 ・①は大学で想定される利用のうち代表的なものを限定的に列挙しています。これ以外の利用をする場合が想定されるときは予め列挙事項に追加してください。①は利用できる範囲について連携相手方と後々に齟齬が生じる可能性を減らしている点で②と差があります。 ・なお、本規定で学生による利用の自由を保証したい場合、研究担当者に何らかの形で学生の関与を明示しておくこと(たとえば3-4で①又は②を選んでおくこと)が望ましいといえます。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、著作権を連携相手方に譲渡している場合なので、著作物の複製にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降、一定の場合には許諾を不要とします。 ・②は大学で想定される利用のうち代表的なものを例示した上で、「非営利目的の活動」について包括的に利用を許容しています。何が「非営利目的の活動」かについて齟齬が生じる可能性がある点にご注意下さい。 ・なお、本規定で学生による利用の自由を保証したい場合、研究担当者に何らかの形で学生の関与を明示しておくこと(たとえば3-4で①又は②を選んでおくこと)が望ましいといえます。</p> |
| <p>・③は、①、②に加えて選択することができます。 ・何も取り決めがなければ、著作権を連携相手方に譲渡している場合なので、著作物の翻案(例えば、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化)にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降の研究・教育活動目的の翻案については許諾を不要とします。 ・研究・教育のために本研究によって生じる創作的表現(成果や中間制作物)を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化することが想定される場合、追加することが望ましいといえます。 ・本来、産業財産権の出願にあたって正しく発明者・創作者を表示することは当然ですが、確認的に規定しています。 ・とくに学生が関与した場合にはその成果として明示できるよう、確認を行うことが推奨されます。</p> |
| <p>・産業財産権(とくに意匠権)の帰属、翻案権の帰属、同一性保持権の取り扱いに関わらず、改変の取り扱いについて規定しています。仮に産業財産権や翻案権が連携相手方に帰属する場合や、同一性保持権の不行使を合意していた場合であっても、特約として承諾を求めると位置づけとなります。 ・②と異なり、改変の許諾に関して大学が窓口となります。</p> <p>[大学側メリット]: 大学として一元的な権利管理を行うことができます。 [大学側デメリット]: 担当者との間で調整を行う負担が生じます。 [連携相手方側メリット]: 大学が窓口となることで担当者(創作者)の追跡・連絡・調整の負担が減ります。 [連携相手方側デメリット]: (特になし)</p> |
| <p>・①と異なり、改変の許諾に関して大学が関与しません。</p> <p>[大学側メリット]: 大学側に負担は生じません。 [大学側デメリット]: 大学として産学連携の成果に対して一元的な権利を行わないこととなります。 [連携相手方側メリット]: 大学に対する場合と比べて優位な立場に立つ場合があります。 [連携相手方側デメリット]: 担当者(創作者)の追跡・連絡・調整の負担が残ります。</p> |

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|--|--|--------|-------|--|
| 【産業財産権又は著作権の全部又は一部が大学に帰属する場合のみ】産業財産権の独占的実施・著作権の独占的利用 | 知的財産権の独占的実施・利用 | 18-(1) | 任意追加① | 【大学に産業財産権の一部又は全部が帰属する場合】連携相手方又はその指定する者は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権について、●年間の間、独占的な実施権又は利用権の許諾を受ける。ただし、他に共有者が存在する場合にはその者の同意があることを条件とする。 |
| | | | 任意追加② | 【大学に産業財産権の一部又は全部が帰属する場合】連携相手方又はその指定する者は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権について、●年間の間、非独占的な実施権又は利用権の許諾を受ける。 |
| | | | 任意追加③ | 【大学に産業財産権の一部又は全部が帰属する場合】【産業財産権のみ】連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった産業財産権若しくは帰属について留保された産業財産権の取り扱いについて、発明又は創作が完了するまで取扱を留保する。 |
| | | | 任意追加④ | 【大学に産業財産権の一部又は全部が帰属する場合】【著作権のみ】連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった著作権若しくは帰属について留保された著作権の取り扱いについて、成果の確定まで取扱を留保する。 |
| | 独占的実施期間の更新 | 18-(2) | 任意追加 | 【18-1-①を選択した場合】大学は、連携相手方又はその指定する者から申し出があった場合、前項の独占的実施又は利用を行う期間を更新することができる。 |
| 第三者に対する産業財産権・著作権の実施・利用の許諾 | 【産業財産権又は著作権の全部又は一部が大学に帰属する場合のみ】大学による許諾 | 19-1 | ① | 【18-1-①を選択した場合】大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった産業財産権又は著作権について、連携相手方及びその指定する者に独占的実施・利用期間を設定した場合で、当該期間設定の日から●年以内に、連携相手方及びその指定する者が正当な理由なく当該産業財産権を実施していない又は著作権を利用していない場合、連携相手方及びその指定する者から事情を聴いたうえで第三者に非独占的な実施許諾を行うことができる。このとき、連携相手方及びその指定する者に対しては、非独占的な実施許諾又は利用許諾を行うことができる。【上記の場合を除き、大学は第三者に実施・利用を許諾しない(この部分は第三者への許諾を制限する場合に追加ください)。ただし、他に共有者が存在する場合、その者の合意を得ることを条件とする。 |
| | | | ② | 【18-1-②～18-1-④を選択した場合】大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった産業財産権又は著作権について、連携相手方に通知した上で、許可無く第三者に非独占的な実施許諾又は利用許諾を行うことができる。 |
| 【産業財産権又は著作権の全部又は一部が連携相手方に帰属する場合のみ】連携相手方による許諾 | | 19-2 | ① | 【大学と連携相手方が共有する場合】連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定により大学と共有することとなった知的財産権の実施又は利用を第三者に許諾する場合、事前に大学の承認を得るものとする。 |
| | | | ② | 【大学と連携相手方が共有する場合又は連携相手方のみ帰属する場合】連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定により大学と共有することとなった知的財産権、もしくは連携相手方のみ帰属することとなった知的財産権の実施又は利用を、第三者に許諾する場合、事前に大学に通知するものとする。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の実施及び著作権の利用は、権利者から許諾を得なければなりません。この条項は、本契約において個々の産業財産権及び著作権について実施のための許諾を得ておくものです。 産業財産権の実施及び著作権の利用について、条文例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 産業財産権を受ける権利は、発明又は創作が完了した時点で直ちに意願の取扱を検討する必要が少なくないため、留保の期限は成果確定より早い時期としています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の実施及び著作権の利用は、権利者から許諾を得なければなりません。この条項は、本契約において個々の産業財産権及び著作権について実施のための許諾を得ておくものです。 産業財産権の実施及び著作権の利用について、条文例では一括で扱っていますが、個々に選択することも可能です。 産業財産権を受ける権利は、発明又は創作が完了した時点で直ちに意願の取扱を検討する必要が少なくないため、留保の期限は成果確定より早い時期としています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> この選択肢は産業財産権のみが対象です。 研究成果の創出まで取扱いを留保することもできます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> この選択肢は著作権のみが対象です。 研究成果の創出まで取扱いを留保することもできます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本規定は上記の独占的实施期間を更新できるものとした場合に追加ください。 分例では大学側は更新「できる」こととなっており、必ず更新しなければならない義務を負わないものとなっています。 <p>[大学側メリット]: 連携相手方に独占的な利用の更新を認めることで、連携の円滑化が期待できます。 [大学側デメリット]: 本来自由にできる許諾相手方の選択について長期間にわたって制約を課すこととなります。 [連携相手方側メリット]: 大学に権利がありながら、企業が権利を保有するのと同等の利益を受けつづけることができます。 [連携相手方側デメリット]: (特になし)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、著作権の場合は独占的利用期間に制約を課すことが考えられます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 独占的実施・利用期間を設定した場合、何の取り決めも無ければ大学は第三者に実施・利用の許諾をすることができません。この条項は、独占的実施・利用期間を設定したにも関わらず、一定の場合に第三者に実施・利用許諾することを可能にします。 ①は連携相手方に独占的実施・利用を認める場合であっても、2年以内に実施・利用されなかった場合に、大学側が第三者に実施許諾を行うことができることを定めるものです(英語ではマーチ・イン・ライトと呼ばれるものです)。 <p>[大学側メリット]: 連携相手方が実施しない場合に、成果を社会に還元する道を開くことができます。 [大学側デメリット]: (特になし) [連携相手方側メリット]: 実施しないことが決定した場合に、企業に負担無く大学側の利益確保の道を開くことができます。 [連携相手方側デメリット]: 競合他社に実施されてしまう可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、権利の一部が担当者に帰属する場合は、別途担当者の合意を得ることが必要です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ②は連携相手方に独占的実施・利用を認めると定めていない場合です。 本来、大学が単独で知的財産権を有する場合であれば、第三者への実施・利用許諾は自由にできます。本選択肢は、特約として連携相手方への通知を求めるものです。 本来、大学が連携相手方と知的財産権を共有する場合であれば、第三者に実施・利用許諾するには連携相手方の同意が必要です(特許法73条・著作権法65条)。本選択肢は、特約として連携相手方への通知のみでの許諾を可能とします。ただし、連携相手方に不都合が生じないよう、通知を義務としています。 <p>[大学側メリット]: 連携相手方の同意を得ることなく第三者に実施・利用許諾を行うことができ、大学側の利益確保に資します。 [大学側デメリット]: (特になし) [連携相手方側メリット]: 多数実施、利用される場合、逐次の判断を避けることができ、負担が軽減されます。 [連携相手方側デメリット]: 競合他社に実施されてしまうおそれがあります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 大学と連携相手方とが知的財産権を共有する場合、その実施・利用を第三者に許諾するには相手方の同意が必要です(特許法73条、著作権法65条)。 この条項は、特許法73条、著作権法65条の内容を確認的に規定したもので、19-1-②と異なり大学側の事前の承認を要求しています。 <p>[大学側メリット]: (特になし) [大学側デメリット]: 連携相手方の申し出に対して判断を行う必要が生じます。 [連携相手方側メリット]: 大学側に判断体制が必要であることを明示できます。 [連携相手方側デメリット]: (特になし)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 何も取り決めがなければ、大学と連携相手方とが知的財産権を共有する場合、その実施・利用を第三者に許諾するには相手方の同意が必要です(特許法73条、著作権法65条)。 この条項は、①と異なり、相手方に通知すれば第三者への許諾が可能とするものです。特許法73条・著作権法65条の内容を修正して、連携相手方がより自由に第三者への許諾ができるようにするとともに、大学に不都合が生じないように通知を義務づけています。 <p>[大学側メリット]: 連携相手方が許諾した先を把握することができます。多数実施、利用されるような成果である場合、逐次の判断を避けることができ、負担が軽減されます。 [大学側デメリット]: 大学側が許諾を拒むことができず、大学やその許諾先が実施・利用している場合に不利益となる場合があります。 [連携相手方側メリット]: 共有している権利を事実上自由に第三者に許諾することができます。 [連携相手方側デメリット]: (特になし)</p> |

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条文例 |
|-----------------------|---|------|-------|---|
| 産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡 | 【大学のみに帰属する場合、大学及び担当者に帰属する場合又は大学と連携相手方が共有する場合】大学が保有する産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡 | 20-1 | ① | 大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、自由に第三者に譲渡し、専用実施権又は通常実施権を設定し、若しくは、利用許諾をすることができる。ただし、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方及びその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。 |
| | | | ② | 大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。ただし、予め連携相手方に通知の上、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方及びその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。 |
| | | | ③ | 大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。ただし、予め連携相手方の承諾を得たうえで、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方及びその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。 |
| | | | ④ | 大学は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができない。 |
| 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 21-1 | ① | 大学又は大学に属する研究者は、国内外の産業財産権の出願・維持に係る費用を負担する。 |
| | | | ② | 連携相手方は、国内外の産業財産権の出願・維持に係る費用を負担する。 |
| | | | ③ | 国内外の産業財産権の出願・維持に係る費用は、大学と連携相手方とでその持ち分に応じて負担する。 |
| 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 21-1 | ④ | 日本国内の産業財産権の出願・維持に係る費用は、大学と連携相手方とで折半するものとし、海外の産業財産権の出願・維持に係る費用は、連携相手方が負担するものとする。 |
| | | | ⑤ | 国内外の産業財産権の出願・維持に係る費用は、大学と連携相手方とで折半する。 |
| 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 産業財産権の出願・権利保全の費用 | 20-2 | ① | 連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、自由に第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定をすることができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、自由に第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。 |
| | | | ② | 連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、予め大学に通知の上、第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定をすることができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、予め大学に通知の上、第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。 |
| | | | ③ | 連携相手方は、第〇条(知的財産権の帰属)の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、予め大学の承諾を得た上、第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定をすることができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、予め大学の承諾を得た上、第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢はそのことを確認したものです。 ・大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として自由に知的財産権を活用することができることを定めています。 ・大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、連携相手方が大学から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として連携相手方への通知を求めます。 ・大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として通知をすれば知的財産権を活用することができることを定めています。 ・大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、連携相手方が大学から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として連携相手方の事前の同意を要求します。 ・大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢はそのことを確認したものです。 ・知的財産権を譲渡した場合、第三者(この場合では連携相手方)が譲渡人(この場合では大学)から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <p>何も取り決めがない場合には、その全部が大学に帰属する知的財産権については大学が自由に譲渡等を行うことができます。しかし本条項により大学は譲渡、専用実施権の設定が禁止されることになります。大学が自由に成果の移転ができない点が問題ですが、連携相手方からの実施料が期待できる場合には選択する余地があります。また、連携相手方と大学との共有に係る知的財産権については、そもそも大学が自由に譲渡等を行うことができず、譲渡等には相手方の合意が必要となりますが、本条項により、譲渡等のための相手方の合意を得ることが実質的に困難となり得ます。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢はそのことを確認したものです。 ・連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として連携相手方が自由に知的財産権を活用することができることを定めています。 ・知的財産権を譲渡した場合、第三者(この場合では連携相手方)が譲渡人(この場合では大学)から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として大学への通知を求めます。 ・連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として通知をすれば知的財産権を活用することができることを定めています。 ・連携相手方に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、大学又は研究担当者が連携相手方から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として大学の事前の同意を要求します。 ・連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法73条及び著作権法65条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢はそのことを確認したものです。 ・連携相手方に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、大学又は研究担当者が連携相手方から許諾された利益又は権利(実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等)が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録(特許庁又は文化庁に行うもの)が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない(対抗できない)とされてきました。ただし、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権等)については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、産業財産権が大学のみ帰属する場合、大学と研究者のみに帰属する場合に選択します。 ・権利者と費用の負担者は一致していることが妥当であると考えられます。 ・研究者との間の負担の決定は別途契約で行います。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、産業財産権が連携相手方のみに帰属する場合に選択します(権利者と費用の負担者は一致していることが妥当であると考えられる)。 ・ただし、連携相手方との交渉次第で、大学と連携相手方で権利を共有する場合にも選択してよいです。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国内か海外かを問わず、産業財産権にかかる費用について持ち分に依りて負担します。 ・原則として、権利者と費用の負担者は一致していることが妥当です。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の出願・維持に係る費用について、国内の産業財産権については折半とし、海外のものについては、連携相手方の負担とします。国内の負担と海外の負担とで別々の扱いをしてもよいです。 ・原則として、権利者と費用の負担者は一致していることが妥当です。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国内か海外かを問わず、産業財産権にかかる費用について折半とします。 ・原則として、権利者と費用の負担者は一致していることが妥当です。 | |

契約項目・条用例 (解説は右頁→)

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|--|--|--------|-------|---|
| 商品化等の対価 | 連携相手方等による商品化、実施・利用の対価 | 22-1 | ① | 連携相手方及びその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、別途契約を行い対価の額を両者協議の上決定する。 |
| | | | ② | 連携相手方及びその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、以下の対価を〔大学／大学が指定する研究担当者(いずれかを選択)〕に支払うものとする。対価は各年の●月●日～●月●日までを基準として、第●条に定める研究の完了から●年の間、各年●月●日までに支払われるものとする。 (例) -1個あたり出荷額の●% -100枚印刷あたり●円 |
| | | | ③ | 連携相手方及びその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、金●●●円を一括金として〔大学／大学が指定する研究担当者(いずれかを選択)〕に支払うものとする。 |
| 商品化等の対価のうち一括金の支払い日 | | 22-2 | ① | 【22-1-③を選択した場合のみ選択可能】前項の対価は商品化若しくは産業財産権の実施又は著作権の利用を決定した日から起算して●日以内に支払うものとする。 |
| | | | ② | 【22-1-③を選択した場合のみ選択可能】前項の対価は商品化若しくは産業財産権の実施又は著作権の利用をした年度の大学における会計年度末の●日以上前に支払うものとする。ただし、商品化が大学における会計年度末の●日以前に行われた場合は、翌会計年度末の●日以上前に支払うことができる。 |
| 連携相手方の経理の監査 | | 22-(3) | 任意追加 | 大学は、商品化の対価の適正さを判断するのに必要な限度で、経理書類の閲覧を連携相手方に求めることができる。連携相手方はこれに応じなければならない。 |
| 【大学と連携相手方が成果に係る産業財産権及び／又は著作権を共有する場合】第三者による実施・利用の対価 | | 22-4 | | 大学及び連携相手方は、本研究の成果に係る産業財産権を第三者に実施若しくは使用させ又は著作権を第三者に利用させた場合、その実施料又は利用料を当該産業財産権又は著作権の持ち分に応じて配分するものとする。 |
| 成果に係る産業財産権・著作権等の第三者による侵害、第三者による不正競争行為への対処 | 【大学のみ又は大学と担当者に成果に係る産業財産権及び／又は著作権が帰属する場合】連携相手方の協力 | 23-1 | ① | 連携相手方は、第三者が本研究の成果に係る産業財産権・著作権を侵害し又は侵害しようとしていることを知った場合若しくは本成果に関して不正競争行為に該当する行為を行ない又は行おうとしていることを知った場合、直ちに大学に通知する。大学は、連携相手方の協力のもと、侵害等事実の調査検討を行う。ただし、大学は侵害等の解決義務は負わない。 |
| | | | ② | 連携相手方は、第三者が本研究の成果に係る産業財産権・著作権を侵害し又は本研究の成果に関して不正競争行為に該当する行為を行った場合で、大学が当該侵害者に対して警告、訴訟提起等法的手段を採った際には、大学に対して必要な協力を行う。この際、大学及び連携相手方は、協議の上、協力の範囲について決定するものとする。 |
| 【大学と連携相手方が成果に係る産業財産権及び／又は著作権を共有する場合】侵害への対応 | | 23-2 | ① | 大学及び連携相手方は、本研究の成果に係る産業財産権・著作権が第三者によって侵害され又は侵害されようとしていることを知った場合若しくは本研究の成果に関して不正競争行為に該当する行為を行ない又は行おうとしていることを知った場合、直ちに相手方に通知し、その対応及び費用負担について別途協議を行う。ただし、大学は侵害の解決義務は負わない。 |
| | | | ② | 連携相手方が自己に帰属する本研究の成果に係る産業財産権・著作権が第三者によって侵害され又は侵害されようとしていること若しくは本成果に関して不正競争行為に該当する行為が行なわれ又は行われようとしていることに対して警告、訴訟の提起等法的手段をとった場合、大学は連携相手方に対し必要な協力を行う。ただし、その費用は連携相手方が負担する。 |
| 情報の開示 | 情報の開示 | 24-1 | | 連携相手方は、本研究の遂行に必要な範囲でその保有する情報等を大学に開示するものとする。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|--|
| <p>・商品化等の対価について、取り扱いを留保し別契約とする場合に選択します。</p> <p>・大学と連携相手方が権利を共有している場合には、大学が自己実施をしないことを理由として実施料を定めるものとします。</p> |
| <p>・大学に支払うべき対価を、実施や利用に応じて支払うものとします。いわゆるランニングロイヤリティです。</p> <p>[大学側メリット]: 商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用が活発に行われた場合に、大きな実施料等収入を得られる可能性が生じます。成果の利用状況を間接的に把握することができます。</p> <p>[大学側デメリット]: 実施や利用がされなかった場合、適切な対価が得られない。連携先相手方から対価が正しく申告されない可能性が生じることや、デザインの良否ではなく製品販売の戦略不備などの要因で適切な対価が得られない可能性もあります。創作者等への随時の支払いをするための事務負担や、創作者の居所の把握等の管理負担が生じます。</p> <p>[連携相手方側メリット]: 実施や利用がされなかった場合、対価を支払う必要がありません。創作者(大学)にも優れたデザインを創作する義務感が生じる効果が期待でき、大学とリスクを共有できます。</p> <p>[連携相手方側デメリット]: 商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用状況の監視、大学への定期的な報告が必要になります。</p> <p>・なお、学生等に直接対価が支払われることとするときは、〔 〕内において「大学が指定する研究担当者」を選んでください。</p> |
| <p>・大学に支払うべき対価を、一括して支払うものとします。いわゆるイニシャルロイヤリティです。</p> <p>・②と同時に選択することもできます(この場合、イニシャルとランニングの双方のロイヤリティを定めることになります)</p> <p>[大学側メリット]: 確実な実施料等収入が期待できます。会計処理が煩雑にならずに済みます。</p> <p>[大学側デメリット]: 商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用が活発に行われた場合にも収入につながりません。</p> <p>[連携相手方側メリット]: 商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用について、監視の負担や大学への報告義務がありません。</p> <p>[連携相手方側デメリット]: 商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用に対し、大学側の市場での実施等の観点での積極的な協力が得にくくなる可能性があります。</p> |
| <p>・対価の支払時期について何も取り決めがなければ、商品化等の契約時が支払時期となります。本選択肢は、特約として支払時期を商品化等決定後一定日数以内にするのを定めるものです。</p> |
| <p>・対価の支払時期について何も取り決めがなければ、商品化等の契約時が支払時期となります。本選択肢は、特約として支払い時期を会計年度末前にまとめるものです。なお、会計年度末日に支払われると経理上対処できないことを想定し一定の日数前で支払うよう求めています。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、連携相手方が所持する経理書類を強制的に閲覧することはできません。本選択肢は、対価の適正さを判断するために連携相手方の経理書類の閲覧を請求することを可能とし、連携相手方にこれに応じる義務を課します。</p> |
| <p>・共有持ち分(16-2)に応じて、実施料・利用料を配分します。たとえば、産業財産権の持ち分を2:1、著作権の持ち分を1:1で共有していれば、産業財産権の実施料は2:1、著作権の利用料は1:1で配分されます。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、連携相手方が侵害を発見したとしても大学に通知する義務は負いません。本選択肢は、特約として連携相手方に侵害発見時の通報義務を定めるものです。独占的实施がある場合には定めておいた方が良いです(大学の実施料が減少する可能性があるため)。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、大学が訴訟提起等法的手段を採ったとしても、連携相手方は大学に協力する義務を負いません。本選択肢は、連携相手方に侵害対応への協力義務(立証の協力:国内のみならず、例えば、米国でのディスカバリ等、海外の法的手続きへの協力を意識している)を課しています。</p> |
| <p>・大学も侵害調査を行うことを前提とした規定です。</p> <p>・何も取り決めがなければ、侵害等が発見しても相手方に通知する義務は負いません。本選択肢は、特約として互いに相手方への通知義務を課すものです。</p> |
| <p>・大学も侵害調査を行うことを前提とした規定です。</p> <p>・何も取り決めがなければ、侵害等が発見しても相手方に通知する義務は負いません。本選択肢は、特約として互いに相手方への通知義務を課すものです。</p> |
| <p>・何も取り決めがなければ、連携相手方は大学に情報を開示する義務を負いません。本選択肢は特約として研究遂行に必要な情報について、連携相手方に開示義務を課します。</p> |

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|-------|-------------------------------------|--------|-------|---|
| 秘密の保持 | 秘密保持の対象 | 25-1 | ① | 大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、秘密保持の対象であることを明示した上で相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、大学及び連携相手方の協議により秘密として管理することに合意されたものを、本研究以外の目的に使用し又は研究担当者以外の者に開示・漏洩してはならない。 |
| | | | ② | 大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、秘密管理されたものを、本研究以外の目的に使用し又は研究担当者以外の者に開示・漏洩してはならない。 |
| | | | ③ | 大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報を、本研究以外の目的に使用し又は研究担当者以外の者に開示・漏洩してはならない。 |
| | | | ④任意追加 | 例えば、以下の情報は秘密保持の対象とする。 一 研究の開始にあたって連携相手方が提示した未公表商品又は役務若しくは未公表技術の仕様 二 制作段階にある研究の内容のうち、連携相手方が提示した原画、モックアップ又は試作品 〔以下、例示として列挙ください〕 |
| | | | ⑤任意追加 | ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報 三 開示を受け又は知得した後、開示等を受けた者の責めにやらずに公知となった情報 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報 |
| | 秘密保持に関する誓約 | 25-2 | 任意追加 | 大学及び連携相手方は、前項の規定により秘密保持を行うことについて、研究担当者から誓約を得ることとする。 |
| | 秘密保持義務の範囲 | 25-(3) | 任意追加 | 大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報に関する秘密について、これを知得した自己に所属する研究担当者に対し、その所属を離れた後も含め保持する義務を負わせるものとする。 |
| | 秘密保持期間 | 25-4 | | 本条に定める秘密保持の期間は、本研究を開始した日から、本研究が完了又は第●条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。 |
| 成果の公表 | 成果の公表方法 | 26-1 | | 大学及び連携相手方は、本研究完了(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算し●ヶ月以降、本研究によって得られた研究成果(研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果)について、第●条に定める秘密保持義務を遵守した上で公表することができる。ただし、大学は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、連携相手方の同意を得て公表の時期を早めることができる。 |
| | 公表時の相手方への通知 | 26-(2) | 任意追加 | 大学及び連携相手方は、前項の規定に基づき研究成果の公表を行うおとするときは、研究成果の公表を行うおとする日の●日前までに、その内容を書面にて相手方に通知するものとする。通知を受けた相手方は、当該通知の内容に、研究成果の公表が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後●日以内に公表される内容の修正を書面にて公表を行うおとする者に通知するものとし、公表を行うおとする者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。 |
| | 【公表にあたって通知を求める場合】成果の公表にあたって通知を求める期間 | 26-(3) | 任意追加 | 前項に規定する通知を要する期間は、本研究を完了又は第●条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持の対象について大学と連携相手方の双方で齟齬がないよう、開示当初から秘密である旨を明示することを相手方に求め、かつ、双方がこれに同意した場合に秘密として取り扱うとするものです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持の対象を、相手方から提供された技術上・営業上の情報のうち秘密管理されたもの(たとえば、マル秘表示がされ特別な保管が求められている文書、暗号化された電子ファイル)に限定します。これにより、秘密保持の対象がより明確になります。 ・秘密保持の対象は、「営業秘密」(不正競争防止法2条6項)と同じであり、異なるのは本選択肢では開示・漏洩の目的を問わず禁止する点です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 ・不正な目的での営業秘密の開示は不正競争防止法によっても禁止されていますが(不正競争防止法2条7号)、本選択肢はより厳格に、開示・漏洩の目的を問わず、また秘密保持の対象を広く相手方から提供された技術上・営業上の情報として秘密保持義務を課すものです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持の対象を例示して双方に齟齬がないようにしたい場合に追加してください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・例外的に、秘密保持の対象とならない情報を定めています。①、②又は③の末尾に追加してください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別に、秘密保持にあたって誓約書(とくに学生が関わる場合の誓約書)を取ることにします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学でよく見られるひな形と整合した選択肢です。 ・特別に、所属を離れた研究担当者にその後も秘密保持義務を負わせる義務を大学・連携相手方に負わせません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持の期間を定めます。 ・大学のひな形の例では2年もしくは5年とするものが多いです(国立大学では5年とする例が多い) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果をいつから公表できるかを定めます。 ・国立大学でよく見られるひな形では研究完了から3か月後に公表可能であるとしています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を公表する際は、それまでに相手方に通知しなければなりません。相手方はそれによって公表が将来期待される利益を害するかを判断し、内容の修正を通知し協議を求めることができます。 ・通知を行うべき期間、通知を受けた相手方が内容の修正を求められる期間を定めます。 ・国立大学でよく見られるひな形では公表60日前までに通知を求めています(なお、一部大学では30日となっています)。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表のための通知が必要な期間を定めます。 ・大学のひな形の例では2年もしくは5年とするものがあります。 |

契約項目・条用例 (解説は右頁→)

| 大項目名 | 中項目名 | 項目ID | 選択肢ID | 条用例 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------|-------|---|
| 第三者による知的財産権の侵害等 | 第三者が保有する知的財産権侵害をしているとされたときの大学の責任 | 27-1 | ① | 大学及び研究担当者は、連携相手方が本研究によって創出された成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内外の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行なった若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても一切の責めを負わない。 |
| | | | ② | 大学及び研究担当者は、連携相手方が本研究によって創出された成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内外の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行なった若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、本研究完了時に大学が当該侵害の事実を知らなかった場合には、それによって連携相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。また、連携相手方が本研究の成果を実施し又は利用したことにより、第三者の外国の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行なった若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、大学及び研究担当者は一切の責めを負わない。 |
| | | | ③ | 大学及び研究担当者は、連携相手方が本研究によって創出された成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内外の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行なった若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、本研究完了時に大学が当該侵害の事実を知らなかった場合には、大学はそれによって連携相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。 |
| | 大学の協力義務 | 27-(2) | 任意追加 | 大学は、連携相手方の費用の負担の下、前項に関する第三者との紛争の解決に可能な範囲で協力する。 |
| | 冒用及び依拠していないことの確認 | 27-(3) | 任意追加 | 大学は、第●条で本研究の成果として定めたものについて、第三者の産業財産権又は第三者が産業財産権を受ける権利を有するもの若しくは著作権を有するものに無断かつ故意に依拠したものではないことを宣言する。 |
| 第三者の知的財産権の調査義務 | 研究の成果に存在した物理的瑕疵の取扱 | 27-(4) | 任意追加 | 連携相手方は、本研究によって創出された成果を実施し又は利用するときは、第三者の産業財産権若しくは著作権を侵害し又は不正競争に該当する行為を行う虞がないことを調査し、自己の判断に基づき実施又は利用を行う。連携相手方は、本研究の実施に当たり、研究の内容が第三者の知的財産権に抵触する虞があるときは、当該第三者の知的財産権の存在を大学に知らせなければならない。 |
| | | | ①任意追加 | ②任意追加 |
| 【成果が実施される場合のみ】成果の実施をした際の瑕疵に関する責任 | 【成果が実施される場合のみ】成果の実施をした際の瑕疵に関する責任 | 28-(1) | 任意追加 | 連携相手方は、本研究の成果を実施した製品等の欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害し損害が発生したときは、それが本研究の設計又は説明上の欠陥に起因するものであったとしても、その損害の賠償責任を負う。 |
| 第三者から産業財産権の無効を申し立てられたときの対処 | 第三者から産業財産権の無効を申し立てられたときの対処 | 29-1 | | 大学及び連携相手方は、本研究の成果に係る産業財産権について第三者から無効を申し立てられた場合は、双方協力して対応するものとする。 |
| 契約の解約 | 大学が直ちに解約できる場合 | 30-1 | | 大学は、次の各号に該当するときは、連携相手方に催告をすることなく、本契約を解除することができる。 一 連携相手方が所定の支払期限までに研究経費を支払わないとき 二 連携相手方について破産手続又は民事再生手続の申立てがあったとき、若しくは、解散手続がとられたとき 三 連携相手方が銀行取引停止処分を受けたとき 四 連携相手方が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取消しの処分を受けたとき |
| | 連携相手方が直ちに解約できる場合 | 30-2 | | 連携相手方は、大学を運営する法人が破産手続又は民事再生手続、解散手続をとった場合、大学に催告することなく本契約を解除することができる。 |
| | 催告後解約できる場合 | 30-3 | | 大学及び連携相手方は、次の各号のいずれかに該当し、催告後●日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為をしたとき 二 相手方が本契約に違反したとき |
| 損害賠償 | 損害賠償 | 31-1 | ① | 大学及び連携相手方は、第三者から知的財産権の侵害の賠償等を求められた場合を除き、自己に属する研究者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。 |
| | | | ② | 大学及び連携相手方は、自己に属する研究者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。 |
| 準拠法 | 準拠法 | 32-1 | | 本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとする。 |
| 裁判管轄 | 裁判管轄 | 33-1 | | 本契約に関する紛争については第一審の専属管轄を■■■裁判所とする。 |
| 完全合意 | 完全合意 | 34-1 | | 本契約締結の前日までに、甲乙間でなされた口頭または書面による合意は、それが本契約の内容と相違するものである限り、すべてなかったものとみなす。本契約締結の前日までに、甲乙間で取り交わされたすべての書面および口頭の陳述は、本契約の解釈資料として使用することができない。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

| 解説・注意点 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方による研究の成果の実施・利用によって第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学・研究担当者は責任を負わない(連携相手方との間で免責される)ことを明示しています。 ・大学は事業を行う機関ではありませんので、第三者の産業財産権や著作権の抵触の有無等、知的財産権の抵触の可能性を確認することの経験が乏しいこと、通常、企業においては第三者の知的財産権の抵触の可能性の確認が行われていることから、本選択肢を用意しています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方による研究の成果の実施・利用によって第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学が免責されることを定めた規定です。ただし、国内の産業財産権・著作権の侵害及び不正競争行為についてのみ、大学が免責されるには、研究完了の時点で、連携相手方による侵害の事実を知らなかったことを要します。(なお、研究担当者に対して大学が責任を課すことは妥当でないと考えられますので、研究担当者の責任を一切免責する場合のみ規定しています。) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方による研究の成果の実施・利用によって第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学が免責されることを定めた規定です。ただし、大学が免責されるには、研究完了の時点で、連携相手方による侵害の事実を知らなかったことを要します。(なお、研究担当者に対して大学が責任を課すことは妥当でないと考えられますので、研究担当者の責任を一切免責する場合のみ規定しています。) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学の、連携相手方と第三者との紛争解決への協力義務を定めます。費用は連携相手方が負担します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の技術的思想や意匠、創作的表現を冒用や無断で依拠していないことを保証します。仮に冒用・依拠していた場合には大学側に責任(発生した損害の賠償責任)が生じます。 ・大学の管理の一環として、研究担当者に成果創出後、他人の技術的思想や意匠、創作的表現に依拠していないことの誓約をとることが考えられます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果創出後、成果の実施(商品化等)に当たって連携相手方が第三者の知的財産権の調査を行うことを明示しています。通常、製品化を行う企業では知的財産権の調査を行うものである一方、大学側には知的財産権の調査を行うための人的資源・ノウハウが充分ではありません。本選択肢は大学と連携相手方との間で適当な責任の分配を行うことを目的としています。 ・加えて、連携の内容が他者の知的財産権の存在を前提にしており、これを回避し更なる開発をすることである場合が想定されます。そのような場合に、第三者の知的財産権の存在は知らされていないべきであり、そうすることにより無駄な研究プロセスの発生を回避することができます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果が有体物である場合のみ選択可能です。 ・研究の成果に物理的な瑕疵があっても原則として大学は責任を負いません。例外は、大学・研究担当者の故意又は重大な過失による瑕疵の場合です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果が有体物である場合のみ選択できます。 ・研究の成果に物理的な瑕疵がある場合、大学は連携相手方の求めに応じてその修理をしなければなりません。相手方がそれを求められる期間は、研究完了から一定の期間に限られます(1年間とすることが多い)。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任を第三者(成果を実施した製品等の利用者等)から追及された場合に、大学が連携相手方と共同して不法行為責任(損害賠償を支払う義務等を負う)を負う可能性があります。その場合に、大学側の責任を連携相手方との関係で免責するものです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第三者から研究の成果に係る産業財産権について無効を申し立てられた場合は、大学と連携相手方は協力して対応しなければなりません。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学は、連携相手方に信用不安や解散、営業停止・営業免許の取消しが起こったときには、事前に予告することなく、本契約を解除できます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・連携相手方は、大学を運営する法人について、信用不安や解散が起こったときには、事前に予告することなく、本契約を解除できます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・相手方の契約違反、契約の履行に関し不正又は不当な行為があった場合、その是正を求めてから一定の期間以内に是正されないときは、本契約を解除できることを定めています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本選択肢は27-1を選択した場合に追加してください。 ・自己に属する研究者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。ただし、大学の研究担当者によって生じた第三者の知的財産権の侵害の賠償については、27-1で免責されているため、本条の対象外としています。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本選択肢は27-1を選択していない場合に追加してください。 ・自己に属する研究者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。大学の研究担当者によって生じた第三者の知的財産権の侵害の賠償についての規定がありませんので、本条に従って軽過失の場合は免責されます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・紛争が起こった際に、どの国の法律に基づいて解決されるかを定めます。日本法としておきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第一審の管轄を定めます。遠方の裁判所に出向かなければならないことを防ぎます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携においては、大学における事務、知財部署、教授など複数の担当部署が企業、自治体等の連携相手と前打合せを複数回行う可能性が高く、特に委託や共同研究内容については曖昧さや追加条件が発生することが多いのが実情です。そのため契約書に打合せで使った最終的で有効な資料を添付し、契約書で表現できない委託内容を少しでも明確化することが適切です。この際、前打合せでは使用した資料の中で、最終的な資料に含まれていないものも考えられるため、これらは契約の解釈資料とならないことを明示しています。 ・契約締結前に口頭、電子メール、文書でなされた合意であって契約書に記載されていないものの効力をめぐって後日トラブルが生じる場合があります。そのような事態を起さないためには契約締結までになされた合意事項はすべて契約書に盛り込むことが必要です。この完全合意条項は、契約締結までになされた合意事項はすべて契約書に盛り込んだことを確認する条項です。 |

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4節 契約項目重要規定抽出の観点

契約項目リストから、特に契約に当たって重要となる規定を抽出する。特に考慮が必要な観点として「知的財産権の帰属」「産業財産権の実施・著作権の利用」「第三者に対する産業財産権の実施許諾・著作権の利用許諾」「産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡」「成果の公表」「創作したデザインに係る瑕疵の取扱」6点を取りあげる。

1. 知的財産権の帰属

デザイン産学連携の成果に係る知的財産権のうち、産業財産権（意匠権、特許権、実用新案権及び商標権等）及びその登録を受ける権利の帰属については、創作者・発明者をそのまま権利者とする場合に加え、職務創作規定・職務発明規定により創作者・発明者の所属する大学・連携相手方に譲渡する場合、権利管理や実施許諾・使用許諾などの問題から特定の者に権利を譲渡する場合など多くの選択肢が考えられる。

著作権については、著作権法第15条第1項の規定にしたがって大学又は連携相手方に帰属する場合、著作者がそのまま著作権者になる場合、大学・連携相手方いずれかに権利を譲渡する場合など多くの選択肢が考えられる。

産業財産権・著作権のいずれも、共同で権利を持つ可能性もあることから、その組み合わせは複雑になる。

大学と雇用関係にない学生には大学の職務発明（創作）規定は適用されないと考えられるため、学生が発明（創作）者となる産業財産権については、別段の取り決めがない限り、学生に帰属することになる。

一方、財産権である著作権と異なり、著作者人格権は著作者に帰属し、移転することはできない。契約上はその行使について規定することになる。

2. 産業財産権の実施・著作権の利用

産業財産権や著作権について、連携相手先が権利者となっていない場合は、その実施・利用の範囲を定める必要がある。

また、共同で権利を持っている場合、法律上は相手の同意を得ることなく実施・利用ができる（意匠法第36条で準用する特許法第73条第2項など）ため、実施・利用に許諾等の手続きを要するようにする場合は契約上の記述で示すことになる。

3. 第三者に対する産業財産権の実施許諾・著作権の利用許諾

大学・連携相手先以外に知的財産権の実施・利用を許諾する場合、相手方との協議の必要の有無、協議が必要であればその内容・方法等につき定めておく。

大学・連携相手先が共同で権利を持っている場合、法律上は相手の同意を要する（意匠法第36条で準用する特許法第73条第3項など）ため、その内容・方法を検討する必要がある。

4. 産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡

大学・連携相手先以外に知的財産権を譲渡する場合の対応については、相手方との協議の必要の有無、協議が必要であればその内容・方法等につき定めておく。

大学・連携相手先が共同で権利を持っている場合、法律上は相手の同意を要する（意匠法第 36 条で準用する特許法第 73 条第 3 項など）ため、その内容・方法を検討する。

5. 成果の公表

デザイン産学連携では、連携相手先が事業で連携の成果を用いる場合以外に、連携プロジェクトに参加した学生が「就職活動でポートフォリオとして用いる」、大学側が「広報活動等でパンフレットに用いる」といった、それぞれの当事者が別にその成果を用いる場面があり得る。特に、当事者が知的財産権の権利者でない時に、権利範囲になっている成果を上記のように用いることが想定される場合は、成果の公表について一定の取り決めが必要となる。

6. 創作したデザインに係る瑕疵の取扱

創作したデザインに関する瑕疵について、デザインそのものによる瑕疵と、そのデザインに基づいて製品化等で発生した瑕疵は分けて考える必要があることに留意が必要である。これらを混同すると、デザイン創作の対価に対しあまりに不釣り合いな補償を求められる契約となる可能性が生じる。

併せて、他人のあらゆる産業財産権を侵害していないことを保証するような不侵害保証についても同様である。製品化等の段階で再度先行する知的財産権の調査を実施するなどに加え、製品化等以降の責任の所在を明確にしておく必要がある。

これらの観点に関連する項目を契約項目リストから抽出した上で、選択肢の内容、各選択肢を選択した時に留意すべきこと等について、コンメンタール形式でまとめた。

表 5-3-2 重要規定

| 観点 ID | 観点名称 | ID | 契約項目 |
|-------|---------------------------|--------|--|
| 1 | 知的財産権の帰属 | 16-1 | 対象となる知的財産権 |
| | | 16-2 | 知的財産権の帰属 |
| | | 16-(3) | 単独で発明・創作した知的財産権の帰属 |
| | | 16-4 | 著作者人格権の取扱 |
| | | 16-(5) | 【知的財産権のうち著作権を連携相手方に譲渡する場合のみ】大学および担当者(学生含む)に対する利用許諾 |
| | | 16-(6) | 【知的財産権のうち産業財産権を連携相手方に譲渡する場合のみ】担当者の発明者・創作者としての表示 |
| 2 | 変更時の取扱 | 17-1 | 変更時の取扱 |
| 3 | 産業財産権の実施・著作権の利用 | 18-1 | 知的財産権の独占の実施・利用 |
| | | 18-(2) | 独占的实施期間の更新 |
| 4 | 第三者に対する産業財産権・著作権の実施・利用の許諾 | 19-1 | 【産業財産権または著作権の全部または一部が大学に帰属する場合のみ】大学による許諾 |
| | | 19-2 | 【産業財産権または著作権の全部または一部が連携相手方に帰属する場合のみ】連携相手方による許諾 |
| 5 | 産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡 | 20-1 | 産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡 |
| 6 | 商品化等の対価 | 24-1 | 連携相手方等による商品化、実施・利用の対価 |
| | | 24-2 | 商品化等の対価のうち一括金の支払い日 |
| | | 24-3 | 連携相手方の経理の監査 |
| | | 24-4 | 第三者による実施・利用の対価 |
| 7 | 秘密の保持 | 25-1 | 秘密の保持の対象 |
| 8 | 成果の公表 | 26-1 | 成果の公表方法 |
| | | 26-2 | 公表時の相手方への通知 |
| | | 26-3 | 【公表にあたって通知を求める場合のみ】成果の公表にあたって通知を求める期間 |
| 9 | 創作したデザインに係る瑕疵の取扱 | 27-1 | 研究の成果に存在した物理的瑕疵の取扱 |
| | | 27-2 | 第三者が保有する知的財産権侵害をしているとされたときの大学の責任 |
| | | 27-(3) | 大学の協力義務 |
| | | 27-(4) | 依拠していないことの確認 |

知的財産権の帰属

デザイン分野の産学連携活動の過程や最終成果で生まれる知的財産権(意匠権、特許権、著作権等)の帰属について定めています。

●16-1

第〇条(知的財産権の帰属)

〇.(対象となる知的財産権)

技術的思想を含むものについては当該技術的思想に係る国内外の特許を受ける権利及び実用新案を受ける権利またはそれらと同等の権利を、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせる意匠(以下、「意匠」という)を含むものについては国内外の意匠を受ける権利を、創作された表現については著作権またはそれらと同等の権利を対象とする(以下、「知的財産権」という)。なお、本条で定めていないその他の知的財産権については、大学及び連携相手方で協議を行い別途決定する。

- ▶▶ デザイン産学連携の過程及び成果として生まれる知的財産権(意匠権、特許権、実用新案権、著作権等)について、その帰属を定めるための条項です。
- ▶▶ デザイン産学連携の相手方や成果の活用先がグローバルに存在し得ることから、国外の権利も対象としています。
- ▶▶ 著作権については全ての表現について発生するものではないことに注意が必要です。例えば、表現選択の幅に乏しく特定の思想を表現するためには避けられない表現をとったものや、工業上利用されることが前提であるもの、すなわち、意匠権で保護されるものについては、著作権の保護対象とされないとされています。
- ▶▶ 著作権により保護されないとされた事例の一つが、ノルウェーのオプスヴィック社が制作した椅子のデザインを巡って争われた裁判例(東京地方裁判所平成22年11月18日判決 平成21(ワ)1193号)です。この裁判例では、特徴的なデザインを有する椅子『Tripp Trapp®』の形態が著作権で保護されるかが争点となりました。裁判所は「意匠法等の産業財産権制度との関係から、著作権法により美術の著作物として保護されるのは、純粋美術の領域に属するものや美術工芸品であり、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの(いわゆる応用美術)は、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象」になると述べて、著作権での保護を否定しています。(ただし、事例では著名な形態であったため、不正競争防止法によって保護されていることが確認されています)。

●16-2

○. (知的財産権の帰属)

●16-2-①

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学に帰属する（大学は発明者または創作者から権利の譲渡を受ける）

●16-2-②

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学および発明者又は創作者に帰属する。（大学は発明者または創作者から権利の譲渡を受ける）

●16-2-③

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、発明者又は創作者に帰属する。

●16-2-④

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学と連携相手方が共有する。持ち分は大学●●、連携相手方●●とする。（大学は発明者又は創作者から権利の譲渡を受ける。）

●16-2-⑤

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利は、大学は発明者又は創作者から権利の譲渡を受け、連携相手方に全ての持分を譲渡する。

●16-2-⑥

本研究によって生じる技術的思想、意匠及び著作物に係る前項に掲げる権利の帰属については留保し、技術的思想、意匠、創作的表現が創出されたのちに別途協議の上契約する。

●16-2-⑦【①～⑥に加えて追加することができます】

ただし、「翻案権も譲渡」が選択されている場合、著作権のうち、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化など翻案をする権利（著作権法第27条に掲げる権利）及び二次的著作物の利用に関する原著者の権利（著作権法第28条に掲げる権利）もその他の著作権と同一の条件で連携相手方に譲渡される。

| | 国内外の意匠、特許、実用新案を受ける権利 (および同等の権利) | 国内外の著作権 (および同等の権利) | 翻案権も譲渡 |
|---|------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 第〇条に定める成果 (■□■□■□■□) | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| 成果以外の連携の過程で 創作された技術的思想および表現物 (■□■□■□■□) | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| (※任意に追加ください) | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | <input type="checkbox"/> |

④、⑤を選択した場合、「翻案権も譲渡」するか検討してください

- ▶▶ 対象ごとに権利の帰属について定めることができます。例えば、中間制作物については、大学に権利を留保し（選択肢①～③を選択）、成果についてはその権利を連携相手方に譲渡する（選択肢④～⑤を選択）することを明確にできます。
- ▶▶ 国内外の著作権について連携相手方に譲渡する（選択肢④～⑤）を選択した場合、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化など翻案をする権利（翻案権）および二次的著作物に対する現著作者の権利も併せて譲渡することにするか検討の上、「翻案権も譲渡」するか否かを決定してください。なお、本規定は著作権法61条で翻案権を譲渡する際には、譲渡対象であることを明示する必要があることに対応しています。
- ▶▶ なお、選択肢⑥を選び、権利の取扱いについて成果が創出されてから連携相手方が決めるように留保することもできます。その場合、必ず成果の創出後に協議を行うよう管理して下さい。

- ▶▶ 各選択肢を選ぶ場合の大学側の主なメリットは以下のとおり。

| | ①大学単独 | ②大学・担当者 | ③担当者単独 | ④大学・連携相手方共有 | ⑤連携相手方単独 |
|----------------------------|-------|---------|--------|-------------|----------|
| 大学の権利活用の可能性が生じる | ◎ | ○ | × | ○ | × |
| 担当者の権利意識向上が期待できる | × | ○ | ○ | × | × |
| 大学側の権利管理の負担が小さい | × | × | ◎ | ○ | ◎ |
| 権利活用時に担当者との間の権利処理を行う必要が少ない | ◎ | ○ | × | ◎ | ◎ |
| 担当者から権利承継を受ける事務的負担が小さい | × | ○ | ◎ | × | × |

(◎：大いにメリットあり、○：メリットあり、×：メリットなし)

- ▶▶ 各選択肢を選ぶ場合の連携相手方側の主なメリットは以下のとおり。

| | ①大学単独 | ②大学・担当者 | ③担当者単独 | ④大学・連携相手方共有 | ⑤連携相手方単独 |
|--------------------------|-------|---------|--------|-------------|----------|
| 連携相手方が自由に権利を活用できる | × | × | × | ○ | ◎ |
| 大学が窓口となることで円滑な権利処理が期待できる | ◎ | ○ | × | ◎ | × |
| 担当者との間で権利処理を行う必要が少ない | ◎ | × | × | ◎ | ◎ |

(◎：大いにメリットあり、○：メリットあり、×：メリットなし)

- ▶▶ 翻案権を大学または担当者に留保した場合のメリット、デメリットは以下のとおりです。なお、翻案とは、表現を変えること、表現形式・媒体を変えること（例：映像化する、立体化する）を指します。

[大学側メリット]

翻案によって生じる利益を大学または担当者が享受できます。翻案によって生じる不利益（意図しない利用等）を避けることができます（ただし、改変に関しては後述する著作者人格権を連携相手方に行使できるようにしていれば、翻案によって生じる不利益へ著作者人格権によって対処することができます）。

[大学側デメリット]

翻案が多数行われる成果の場合、大学側の権利管理（連携相手方による利用の管理、第三者による無断利用の管理）の負担が生じる場合があります。

[連携相手方側メリット]

翻案権の管理の負担を減らすことができます。

[連携相手方側デメリット]

翻案を自由に行うことが出来ません。

●16-(3) 【任意追加規定:必要に応じて追加ください】

注意:共同して研究を実施する場合のみ追加可能です

○.(単独で発明・創作した知的財産権の帰属)

前項に関わらず、大学又は連携相手方に属する本研究の担当者が単独で発明し又は考案した技術的思想、並びに、創作した意匠又は著作物に係る知的財産権はその者に帰属するものとする。

- ▶▶ 本規定は共同研究の場合、単独で開発した成果の知的財産権について権利の帰属を発明者又は創作者に留保するものです。
- ▶▶ なお、共同研究でない場合に本規定を選択してしまうと、全ての知的財産権が原則として発明者又は創作者に帰属することとなってしまう、16-2 で定めた意味が失われてしまいます。

●16-4 【選択規定:①～③から選択して下さい】

○.(著作者人格権の取扱)

●16-4-①

著作者人格権は創作者に存在することを確認する。連携相手方は、未公表の成果や制作物の公表、創作者の氏名の表示の省略や表示方法の変更、成果や制作物の改変を行うとき、創作者の同意を予め得てこれを行う。

●16-4-②

著作者人格権については、大学の仲介の下、創作者と連携相手方が協議の上別途契約を行う。

●16-4-③

著作者人格権については、創作者と連携相手方が協議の上別途契約を行う。

- ▶▶ 未公表の著作物を公表する権利、著作物の複製または著作物の展示に際して創作者の氏名の表示に関する権利、意に反する改変をされない権利の3つは「著作者人格権」と呼ばれ、他人に譲渡できないとされています。このため、大学ですら著作者人格権を担当者から譲り受けることができません。

- ▶▶ 本規定の選択肢①はそのことを確認するものです。なお、別途著作権者人格権を行使しないと宣言する契約が結ばれることがあります。その際は②又は③を選択して下さい。
- ▶▶ ②は創作者が学生となる時、不利な契約を結ばされないことがないよう、大学が関与するものです。③は大学が関与しないものです。
- ▶▶ なお、大学名を掲載する際の取扱を定めたい場合、別途覚書を結ぶことが考えられます。

●16-(5)【任意規定】

本規定は知的財産権のうち著作権の一部または全部を連携相手方に譲渡する場合のみ選択してください。法律上は一部を譲渡したにとどまり、残りを大学および／または担当者に留保している場合、大学および／または担当者は自由に利用できますが、誤解を避けるためには定めておくことが望ましいと考えられます。

○. (大学および担当者に対する利用許諾)

●16-(5)-①

大学および研究担当者は、連携相手方と公表時期について協議の上、以下に掲げる事項のために本研究によって生じる創作的表現を連携相手方の許諾無く成果を複製し又は第三者に複製を許諾することができる。

- 一 研究・教育活動
- 二 自己の活動の広報（大学としての広報活動、作品ポートフォリオへの掲載）
- 三 展示会への参加

- ▶▶ 著作権を連携相手方に譲渡している場合、何も取り決めがなければ著作物の複製にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降、一定の場合には許諾を不要とします。
- ▶▶ ①は大学で想定される利用のうち代表的なものを限定的に列挙しています。これ以外の利用をする場合が想定されるときは予め列挙事項に追加してください。利用できる範囲について連携相手方と後々に理解の齟齬が生じる可能性を減らしている点で②と差があります。

●16-(5)-②

大学および研究担当者は、連携相手方と公表時期について協議の上、以下に掲げるような非営利目的の活動のために本研究によって生じる創作的表現を連携相手方の許諾無く成果を複製し又は第三者に複製を許諾することができる。

- 一 研究・教育活動
- 二 自己の活動の広報（大学としての広報活動、作品ポートフォリオへの掲載）
- 三 展示会への参加

- ▶▶ 著作権を連携相手方に譲渡している場合、何も取り決めがなければ著作物の複製にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降、一定の場合には許諾を不要とします。
- ▶▶ ②は大学で想定される利用のうち代表的なものを例示した上で、「非営利目的の活動」について包括的に利用を許容しています。何が「非営利目的の活動」かについて齟齬が生じる可能性がある点にご注意下さい。
- ▶▶ なお、本規定で学生による利用の自由を保証したい場合、研究担当者に何らかの形で学生の関与を明示しておくこと（たとえば3-4で①又は②を選んでおくこと）が望ましいといえます。

●16-(5)-③【①、②に加えて追加することができます】

大学および研究担当者は、研究・教育活動目的の場合、本研究によって生じる創作的表現を翻案することができる。ただし、翻案した創作物の公表時期については連携相手方と協議の上合意することを条件とする。

- ▶▶ ③は、①、②に加えて選択することができます。
- ▶▶ 著作権を連携相手方に譲渡している場合、何も取り決めがなければ著作物の翻案（例えば、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化）にはその都度連携相手方の許諾が必要です。この条項により、協議で定めた公表時期以降の研究・教育活動目的の翻案について一定の場合には許諾を不要とします。
- ▶▶ 研究・教育のために本研究によって生じる創作的表現（成果や中間制作物）を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化することが想定される場合、追加することが望ましいといえます。

- ▶▶ 大学・担当者にとって、研究成果、創作の成果を公表し、広く流通させることは非常に重要です。著作権を連携相手方に譲渡した場合であっても、創作をした担当者が自らの成果を利用する際に妨げとならないよう、一定の条件で利用ができることとしておくことが望ましいといえます。
- ▶▶ 著作権の全部を連携相手方に譲渡するものがある場合、本規定を含めることを必ずご検討ください。
- ▶▶ なお、①～③のいずれの場合であっても連携相手方が意図しない形で公表されることは紛争の原因となると考えられるため、公表時期については連携相手方との協議を求めています。

●16-(6)〔任意規定〕

本規定は知的財産権のうち産業財産権の一部または全部を連携相手方に譲渡する場合のみ選択してください。

○. (発明者・創作者の表示)

連携相手方は、産業財産権の出願にあたって、発明者又は創作者である研究担当者名を出願書類における発明者又は創作者として記載することを確認する。

- ▶▶ 本来、産業財産権の出願にあたって正しく発明者・創作者を表示することは当然ですが、確認的に規定しています。
- ▶▶ とくに学生が主体的に関与した場合にはその成果として明示できるよう、確認を行うことが推奨されます。

変更時の取扱

連携相手方がデザインの改変をする際の取扱を定めます。

●17-1

第〇条（改変時の取扱）

●17-1-①

連携相手方は、本研究の成果を改変する際は、あらかじめ大学を通じて研究担当者の承諾を得るものとする。

●17-1-②

連携相手方は、本研究の成果を改変する際は、直接、研究担当者から事前の承諾を得るものとする。

- ▶▶ 産業財産権（とくに意匠権）の帰属、著作権の翻案権の帰属、同一性保持権の取り扱いに関わらず、改変の取り扱いについて規定している。仮に産業財産権や翻案権が連携相手方に帰属する場合や、同一性保持権の不行使を合意していた場合であっても、特約として承諾を求める位置づけとなります。
- ▶▶ ①は大学が窓口となります。②は大学が関与せず、直接創作者とやりとりを行うことを求めています。

産業財産権の実施・著作権の利用

産業財産権の実施や著作権の利用の範囲について大学と連携相手方間で取り決めます。実施料や第三者への譲渡、許諾については別の項目で定めています。

●18-(1)【選択規定：①～④から選択して下さい】

第〇条（産業財産権の実施・著作権の利用）

〇.（独占的实施・利用）

●18-(1)-①

連携相手方又はその指定する者は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権の取り扱いについて、●年間の間、独占的な実施権または利用権の許諾を受ける。

●18-(1)-②

連携相手方又はその指定する者は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権の取り扱いについて、非独占的な実施権または利用権の許諾を受ける。

●18-(1)-③【産業財産権のみの選択肢です】

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権の取り扱いについて、発明又は創作が完了するまで取扱を留保する。

●18-(1)-④【著作権のみの選択肢です】

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権若しくは帰属について留保された知的財産権の取り扱いについて、成果の確定まで取扱を留保する。

| | 国内外の意匠、特許、実用新案を受ける権利 (および同等の権利) | 国内外の著作権 (および同等の権利) (除く著作者人格権) |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|
| 第〇条に定める成果 (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>) | ① ② ③ | ① ② ④ |
| 成果以外の連携の過程で創作された技術的思想および表現物 (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>) | ① ② ③ | ① ② ④ |
| (※任意に追加ください) | ① ② ③ | ① ② ④ |

- ▶▶ 18-(1)は、産業財産権及び著作権実施・利用について個々に取り決めるものです。必要に応じて取扱を留保することができます。
- ▶▶ 産業財産権を受ける権利は、発明又は創作が完了した時点で直ちに意願の取扱を検討する必要が少なくないため、①②では留保の期限は成果の確定より早い段階としています。③④のように研究成果の創出まで取扱いを留保することもできます。

●18-(2)【任意追加規定：必要に応じて追加ください】

注意：18-1-①を選択した場合のみ追加可能です

○. (独占的实施・利用期間の更新)

大学は、連携相手方又はその指定する者から申し出があった場合、前項の独占的实施又は利用を行う期間を更新することができる。

- ▶▶ 本規定は上記の独占的实施期間を更新できるものとした場合に追加ください。
- ▶▶ なお、文例では大学側は更新「できる」こととなっており、必ず更新しなければならない義務を負わないものとなっています。
- ▶▶ メリット・デメリットは以下のとおり。
[大学側メリット]
連携相手方に独占的な利用の更新を認めることで、連携の円滑化が期待できます。
- [大学側デメリット]
本来自由にできる許諾相手方の選択について長期間にわたって制約を課すこととなります。
- [連携相手方側メリット] 大学に権利がありながら、企業が権利を保有するのと同等の利益を受けつづけることができます。
- [連携相手方側デメリット]
(特になし)
なお、著作権の場合は独占の利用期間に制約を課すことが考えられます。

第三者に対する産業財産権・著作権の実施・利用の許諾

産業財産権の実施や著作権の第三者への許諾について定めます。
実施料や第三者への譲渡、許諾については別の項目で定めています。

●19-1 【選択規定：①～②から選択して下さい】

第〇条（第三者に対する産業財産権・著作権の実施・利用の許諾）

〇.（大学による許諾）

●19-1-①

注意：18-1-①を選択した場合のみ追加可能です

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部または一部が大学に帰属することとなった産業財産権又は著作権について、連携相手方およびその指定する者に独占の実施・利用期間を設定した場合で、当該期間設定の日から2年以内に、連携相手方およびその指定する者が正当な理由なく当該産業財産権を実施していない又は著作権を利用していない場合、連携相手方およびその指定する者から事情を聴いたうえで第三者に非独占的な実施許諾を行うことができる。このとき、連携相手方およびその指定する者に対しては、非独占的な実施許諾又は利用許諾を行うことができる。〔上記の場合を除き、大学は第三者に実施・利用を許諾しない(この部分は第三者への許諾を制限する場合に追加ください)〕。ただし、他に共有者が存在する場合、その者の合意を得ることを条件とする。

- ▶▶ 独占的实施・利用期間を設定した場合、何の取り決めも無ければ大学は第三者に実施・利用の許諾をすることができません。この条項は、独占的实施・利用期間を設定したにも関わらず、一定の場合に第三者に実施・利用許諾することを可能にします。
- ▶▶ ①は連携相手方に独占的实施・利用を認める場合であっても、2年以内に実施・利用されなかった場合に、大学側が第三者に実施許諾を行うことができることを定めるものです（英語ではマーチ・イン・ライトと呼ばれているものです）。
- ▶▶ メリット・デメリットは以下のとおり。
[大学側メリット]
連携相手方が実施しない場合に、成果を社会に還元する道を開くことができます。
[大学側デメリット]
（特になし）
[連携相手方側メリット]
実施しないことが決定した場合に、企業に負担無く大学側の利益確保の道を開くことができます。
[連携相手方側デメリット]
競合他社に実施されてしまう可能性がある。

▶▶ 権利の一部が担当者に帰属する場合は、別途担当者の合意を得ることが必要です。

●19-1-②

注意:18-1-②~18-2-④を選択した場合のみ追加可能です

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部または一部が大学に帰属することとなった産業財産権又は著作権について、連携相手方に通知した上で、許可無く第三者に非独占的な実施許諾又は利用許諾を行うことができる。

- ▶▶ ②は連携相手方に独占の実施・利用を認めると定めていない場合です。
- ▶▶ 本来、大学が単独で知的財産権を有する場合であれば、第三者への実施・利用許諾は自由にできます。本選択肢は、特約として連携相手方への通知を求めるものです。
- ▶▶ 本来、大学が連携相手方と知的財産権を共有する場合であれば、第三者に実施・利用許諾をするには連携相手方の同意が必要です（特許法第73条・著作権法第65条）。本選択肢は、特約として連携相手方への通知のみでの許諾を可能とします。ただし、連携相手方に不都合が生じないように、通知を義務としています。
- ▶▶ [大学側メリット]
連携相手方の同意を得ることなく第三者に実施・利用許諾を行うことができ、大学側の利益確保に資します。
- [大学側デメリット]
(特になし)
- [連携相手方側メリット]
多数実施、利用される場合、逐次の判断を避けることができ、負担が軽減されます。
- [連携相手方側デメリット]
競合他社に実施されてしまうおそれがあります
- ▶▶ 権利の一部が担当者に帰属する場合は、実施許諾・利用許諾を第三者に行う際、別途担当者の合意を得ることが必要です。

●19-2〔選択規定：①～②から選択して下さい〕

○. 連携相手方による許諾

●19-2-①

注意：本研究により創出された技術的思想、意匠、創作的表現のいずれかについての産業財産権、著作権を大学と連携相手方が共有する場合のみ追加可能です。

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定により大学と共有することとなった知的財産権の実施又は利用を第三者に許諾する場合、事前に大学の承認を得るものとする。

- ▶▶ 大学と連携相手方が知的財産権を共有する場合、その実施・利用を第三者に許諾するには相手方の同意が必要です（特許法第 73 条、著作権法第 65 条）。
- ▶▶ この条項は、特許法第 73 条、著作権法第 65 条の内容を確認的に規定したもので、19-1-②と異なり大学側の事前の承認を要求しています。
- ▶▶ メリット・デメリットは以下のとおりです。

[大学側メリット]

（特になし）

[大学側デメリット]

連携相手方の申し出に対して判断を行う必要が生じます。

[連携相手方側メリット]

大学側に判断体制が必要であることを明示できます。

[連携相手方側デメリット]

（特になし）

●19-2-②

注意：本研究により創出された技術的思想、意匠、創作的表現のいずれかについての産業財産権、著作権を大学と連携相手方が共有場合又は連携相手方にのみ帰属する場合のみ追加可能です。

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定により大学と共有することとなった知的財産権又は連携相手方にのみ帰属することとなった知的財産権の実施又は利用を第三者に許諾する場合、事前に大学に通知するものとする。

- ▶▶ 通知のみでよいとしています。これにより、大学は不測の相手方に許諾をされてしまう可能性を負いますが、連携相手方にとっては本研究により創出されたものを円滑に利用できる点がメリットです。

産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡

創出された成果等に係る産業財産権・著作権の持ち分を第三者に譲渡できる条件を規定しています。

●20-1 【選択規定：①～④から選択して下さい】

注意：産業財産権、著作権が大学のみに帰属する場合、大学および担当者に帰属する場合又は大学と連携相手方が共有する場合のみ追加可能です。

第〇条（産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡）

〇．（大学が保有する産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡）

●20-1-①

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、自由に第三者に譲渡し、専用実施権又は通常実施権を設定し、若しくは、利用許諾をすることができる。ただし、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方およびその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

- ▶▶ 大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢はそのことを確認したものです。
- ▶▶ 大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法第73条及び著作権法第65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として自由に知的財産権を活用することができることを定めています。
- ▶▶ 大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、連携相手方が大学から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

●20-1-②

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部または一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。ただし、予め連携相手方に通知の上、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方およびその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

- ▶▶ 大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として連携相手方への通知を求めます。
- ▶▶ 大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法第73条及び著作権法第65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として通知をすれば知的財産権を活用することができることを定めています。
- ▶▶ 大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、連携相手方が大学から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

●20-1-③

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部または一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。ただし、予め連携相手方の承諾を得たうえで、譲渡までの間に本契約に従って連携相手方およびその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

- ▶▶ 大学が知的財産権を単独で保有している場合、大学は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として連携相手方の事前の同意を要求します。
- ▶▶ 大学が知的財産権を連携相手方と共有している場合、特許法第73条及び著作権法第65条により、共有相手である連携相手方の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢はそのことを確認したものです。
- ▶▶ 大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、連携相手方大学から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

●20-1-④

大学は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部または一部が大学に帰属することとなった知的財産権の持ち分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができない。

- ▶▶ 何も取り決めがない場合には、その全部が大学に帰属する知的財産権については大学が自由に譲渡等を行うことができます。しかし本条項により大学は譲渡、専用実施権の設定が禁止されることとなります。
- ▶▶ 大学が自由に成果の移転ができない点が問題ですが、連携相手方からの実施料が期待できる場合には選択する余地があります。また、連携相手方と大学との共有に係る知的財産権については、そもそも大学が自由に譲渡等を行うことができず、譲渡等には相手方の合意が必要となるのですが、本条項により、譲渡等のための相手方の合意を得ることが実質的に困難となり得ます。

●20-2 【選択規定：①～③から選択して下さい】

注意：産業財産権、著作権が連携相手方だけに帰属する場合又は大学と連携相手方が共有する場合のみ追加可能です。

○．（連携相手方が保有する産業財産権・著作権の持ち分の第三者への譲渡）

●20-2-①

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、自由に第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定を行うことができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、自由に第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。

- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢はそのことを確認したものです。
- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法第73条及び著作権法第65条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として連携相手方が自由に知的財産権を活用することができることを定めています。
- ▶▶ 大学に帰属する知的財産権を第三者に譲渡した場合、大学が連携相手方から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等を行う権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又

は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成 24 年 4 月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

●20-2-②

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、予め大学に通知の上、第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定をすることができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、予め大学に通知の上、第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。

- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として大学への通知を求めます。
- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法第 73 条及び著作権法第 65 条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢は特約として通知をすれば知的財産権を活用することができることを定めています。
- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を第三者に譲渡した場合、大学が連携相手方から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成 24 年 4 月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

●20-2-③

連携相手方は、第〇条（知的財産権の帰属）の規定によりその全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった産業財産権の持ち分について、予め大学の承諾を得た上、第三者に譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定をすることができる。また、その全部又は一部が連携相手方に帰属することとなった著作権の持ち分について、予め大学の承諾を得た上、第三者に譲渡することができる。ただし、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定までの間に本契約に従って大学又は研究担当者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを、譲渡或いは専用実施権の設定又は専用使用権の設定の条件としなければならない。

- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を単独で保有している場合、連携相手方は自由に当該知的財産権を譲渡し、実施又は利用を許諾することができます。本選択肢は特約として大学の事前の同意を要求します。
- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を大学と共有している場合、特許法第73条及び著作権法第65条により、共有相手である大学の同意無く、譲渡、若しくは、実施又は利用を行うことが出来ません。本選択肢はそのことを確認したものです。
- ▶▶ 連携相手方が知的財産権を第三者に譲渡した場合、大学又は研究担当者が連携相手方から許諾された利益又は権利（実施権、利用権、共有相手の同意無く実施許諾等をする権利等）が保証されるかが論点となります。原則として、許諾された利益又は権利について、登録（特許庁又は文化庁に行うもの）が無い限り、譲受人に当該利益又は権利の存在を主張できない（対抗できない）とされてきました。ただし、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）については平成24年4月以降、通常実施権については登録をすることなく譲受人に対抗できることとなりましたので、確認的な規定として位置づけられます。

商品化等の対価

商品化された場合の対価や研究によって創出された知的財産権が実施・利用された場合の対価について定めません。

●22-1

第〇条（商品化等の対価）

〇．（連携相手方等による商品化、実施・利用の対価）

●22-1-①

連携相手方およびその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、別途契約を行い対価の額を両者協議の上決定する。

- ▶▶ 商品化等の対価について、取り扱いを留保し別契約とする場合に選択します。
- ▶▶ 大学と連携相手方が権利を共有している場合には、大学が自己実施をしないことを理由として実施料を求めるものとします。

●22-1-②

連携相手方およびその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、以下の対価を〔大学／大学が指定する研究担当者（いずれかを選択）〕に支払う。対価は各年の●月●日～●月●日までを基準として、第●条に定める研究の完了から●年の間、各年●月●日までに支払われる。

〔例を以下に示す〕

- 一 1個あたり出荷額の●%
- 一 複製100単位あたり●円

- ▶▶ 大学に支払うべき対価を、実施や利用に応じて支払うものとします。いわゆるランニングロイヤリティです。
- ▶▶ メリット・デメリットは以下のとおりです。

〔大学側メリット〕

商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用が活発に行われた場合に、大きな実施料等収入を得られる可能性が生じる。
成果の利用状況を間接的に把握することができる。

〔大学側デメリット〕

実施や利用がされなかった場合、適切な対価が得られない。連携先相手方から対価が正しく申告されない可能性が生じることや、デザインの良否ではなく製品販売の戦略不備などの要因で適切な対価が得られない可能性もある。創作者等への随時の支払いをするための事務負担や、創作者の居所の把握等の管理負担が生じる。

[連携相手方側メリット]

実施や利用がされなかった場合、対価を支払う必要が無い。創作者（大学）にも優れたデザインを創作する義務感が生じる効果が期待でき、大学とリスクを共有できる。

[連携相手方側デメリット]

商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用状況の監視、大学への定期的な報告が必要になる。

- ▶ なお、学生等に直接対価が支払われることとするときは、〔 〕内において「大学が指定する研究担当者」を選んでください。

●22-1-③

連携相手方およびその指定する者は、本研究の成果を商品化し若しくは成果に係る産業財産権を実施又は著作権を利用する場合、金●●●円を一括金として〔大学／大学が指定する研究担当者（いずれかを選択）〕に支払うものとする。

- ▶ 大学に支払うべき対価を、一括して支払うものとする規定です。いわゆるインシヤルフィーです。
- ▶ ②と同時に選択することもできません（この場合、一般的には、最低限必要となる経費をインシヤルフィー、そして、販売等された後にランニングロイヤリティを得る、ということになります）
- ▶ メリット・デメリットは以下のとおりです。

[大学側メリット]

確実な実施料等収入が期待できる。会計処理が煩雑にならずに済む。

[大学側デメリット]

商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用が活発に行われた場合にも収入につながらない。

[連携相手方側メリット]

商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用について、監視の負担や大学への報告義務がない。

[連携相手方側デメリット]

商品の販売、産業財産権の実施、著作権の利用に対し、大学側の市場での実施等の観点での積極的な協力が得にくくなる可能性がある。

- ▶ 大学と連携相手方が権利を共有している場合には、大学が自己実施をしないことを理由として実施料を求めるいわゆる不実施補償が行われています。
- ▶ なお、本条文例では「商品化の対価」についても規定しており、産業財産権の実施や著作権の利用が無い場合や、大学にこれらの権利が帰属していない場合でも、特約として対価を求めることができる規定としています。必要に応じて加筆・修正を行ってください。

●22-2

注意：一括金として対価を求めている場合(22-1-③を選択した場合)のみ選択可能です

●22-2-①

○．（商品化等の対価のうち一括金の支払い日）

前項の対価は商品化若しくは産業財産権の実施又は著作権の利用を決定した日から起算して●日以内に支払うものとする。

▶▶ 支払い時期を商品化等決定後一定日数以内にするのを定めるものです。

●22-2-②

前項の対価は商品化若しくは産業財産権の実施又は著作権の利用をした年度の大学における会計年度末の●日以上前に支払うものとする。ただし、商品化が大学における会計年度末の●日前以後に行われた場合は、翌会計年度末の●日以上前に支払うことができる。

▶▶ 支払い時期を会計年度末前にまとめるものです。なお、会計年度末日に支払われると経理上対処できないことを想定し一定の日数前で支払うよう求めています。

●22-(3)【任意追加】

○．（連携相手方の経理の監査）

大学は、商品化の対価の適正さを判断するのに必要な限度で、経理書類の閲覧を連携相手方に求めることができる。連携相手方はこれに応じなければならない。

▶▶ 何も取り決めがなければ、連携相手方が所持する経理書類を強制的に閲覧することはできません。本選択肢は、対価の適正さを判断するために連携相手方の経理書類の閲覧を請求することを可能とし、連携相手方にこれに応じる義務を課します。

注意：大学と連携相手方が成果に係る産業財産権および／または著作権を共有する場合のみ選択可能です

○. 第三者による実施・利用の対価

大学及び連携相手方は、本研究の成果に係る産業財産権を第三者に実施させ又は著作権を第三者に利用させた場合、その実施料又は利用料を当該産業財産権又は著作権の持ち分に応じて配分するものとする。

- ▶▶ 共有持ち分に応じて、実施料・利用料を配分します。たとえば、産業財産権の持ち分を 2:1、著作権の持ち分を 1:1 で共有していれば、産業財産権の実施料は 2:1、著作権の利用料は 1:1 で配分されます。
- ▶▶ なお持ち分の割合は知的財産権の帰属（16-2）で定めます。

秘密の保持

大学・連携相手方に課される秘密保持の範囲と内容について定めています。なお、可能であれば秘密とすべき事項を契約で具体的且つ明確に定めて(場合により別紙での対応も考えられる)大学及び連携相手方で認識共有することが望ましい。

●25-1

第〇条 (秘密の保持)

〇. (秘密保持の対象)

●25-1-①

大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、秘密保持の対象であることを明示した上で相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、大学及び連携相手方の協議により秘密として管理することに合意されたものを、本研究以外の目的に使用し又は研究担当者以外の者に開示・漏洩してはならない。

▶▶ 秘密保持の対象について大学と連携相手方の双方で齟齬がないよう、開示当初から秘密である旨を明示することを相手方に求め、かつ、双方がこれに同意した場合に秘密として取り扱うとするものです。

●25-1-②

大学及び連携相手方は、本研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、秘密管理されたものを、本研究以外の目的に使用し又は研究担当者以外の者に開示・漏洩してはならない。

▶▶ 秘密保持の対象を、相手方から提供された技術上・営業上の情報のうち秘密管理されたもの(たとえば、マル秘表示がされ特別な保管が求められている文書、暗号化された電子ファイル)に限定します。これにより、秘密保持の対象がより明確になります。

▶▶ 秘密保持の対象は、「営業秘密」(不正競争防止法第2条第6項)と同じであり、異なるのは本選択肢では開示・漏洩の目的を問わず禁止する点です。

●25-1-(③)任意追加

例えば、以下の情報は秘密保持の対象とする。

一 制作段階にある研究の内容のうち、連携相手方が提示した原画、モックアップ又は試作品

〔以下、例示として列挙ください〕

▶▶ 秘密保持の対象を例示して双方に齟齬がないようにしたい場合に①または②の末尾に追加してください。

●25-1-(④)任意追加

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、開示等を受けた者の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

▶ 例外的に、秘密保持の対象とならない情報を定めています。①、②または③の末尾に追加してください。

成果の公表

大学・連携相手方が成果の公表を行うことができる時期、手続きを定めています。

●26-1

第〇条（成果の公表）

〇．（成果の公表方法）

大学及び連携相手方は、本研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し●ヶ月以降、本研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第●条に定める秘密保持義務を遵守した上で公表することができる。ただし、大学は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、連携相手方の同意を得て公表の時期を早めることができる。

- ▶▶ 研究成果をいつから公表できるかを定めています。
- ▶▶ 国立大学でよく見られるひな形では研究完了から3か月後に公表可能であるとしているものが多数ありました。

●26-(2)【任意追加】

〇．（公表時の相手方への通知）

大学及び連携相手方は、前項の規定に基づき研究成果の公表を行おうとするときは、研究成果の公表を行おうとする日の●日前までに、その内容を書面にて相手方に通知するものとする。通知を受けた相手方は、当該通知の内容に、研究成果の公表が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後●日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。

- ▶▶ 研究成果を公表する際は、それまでに相手方に通知しなければなりません。相手方はそれによって公表が将来期待される利益を害するかを判断し、内容の修正を通知し協議を求めることができます。
- ▶▶ 通知を行うべき期間、通知を受けた相手方が内容の修正を求められる期間を定めています。
- ▶▶ 国立大学でよく見られるひな形では公表60日前までに通知を求めているものが多数ありました（なお、一部大学では30日となっています）。

●26-3〔任意追加〕

注意：成果の公表にあたり通知を求める場合(26-(2)を選択した場合)のみ追加可能です。

○. (成果の公表にあたって通知を求める期間)

前項に規定する通知を要する期間は、本研究を完了又は第●条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。

▶▶ 研究成果の公表のための通知が必要な期間を定めています。

創作したデザインに係る瑕疵の取扱

創作したデザインが第三者の知的財産権を侵害していた場合等について、大学が免責される範囲を定めています。また、創作者が他人の知的財産権に依拠してデザインをしていないことを宣言する確認規定を追加することもできます。

●27-1 【選択規定：①～③から選択して下さい】

第〇条（第三者による知的財産権の侵害等）

○。（第三者が保有する知的財産権侵害をしているとされたときの大学の責任）

●27-1-①

大学及び研究担当者は、連携相手方が本研究によって創出された成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内外の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行った若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても一切の責めを負わない。

- ▶▶ 連携相手方の研究の成果の実施・利用によって第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学・研究担当者は責任を負わない（連携相手方との間で免責される）ことを明示しています。
- ▶▶ 大学は事業を行う機関ではありませんので、第三者の産業財産権や著作権の抵触の有無等、知的財産権の抵触の可能性を確認することの経験が乏しいこと、通常、企業においては製品等の実施に伴い第三者の知的財産権の確認が行われていることから、本選択肢を用意しています。

●27-1-②

大学及び研究担当者は、連携相手方が本研究によって創出された成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行った若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、本研究完了時に大学が当該侵害の事実を知らなかった場合には、それによって連携相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。また、連携相手方が本研究の成果を実施し又は利用したことにより、第三者の外国の産業財産権または著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行なった若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、大学及び研究担当者は一切の責めを負わない。

▶▶ 連携相手方による研究の成果の実施・利用によって第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学が免責されることを定めた規定です。ただし、国内の産業財産権・著作権の侵害及び不正競争行為についてのみ、大学が免責されるには、研究完了の時点で、連携相手方による侵害の事実を知らなかったことを要します。（なお、研究担当者に対して大学が責任を課すことは妥当でないと考えられますので、研究担当者の責任を一切免責する場合のみ規定しています。）

●27-1-③

連携相手方が本研究の成果を実施し又は利用したことにより、第三者の国内外の産業財産権若しくは著作権を侵害したとして又は不正競争に該当する行為を行った若しくは行おうとしたとして、警告され又は紛争に陥ったとしても、本研究完了時に大学が当該侵害の事実を知らなかった場合には、大学はそれによって連携相手方に生じた損害を賠償する責めを負わない。

▶▶ 連携相手方の研究成果の実施・利用による第三者の産業財産権・著作権を侵害したり、不正競争行為であるとして警告や訴訟提起をされたとしても、大学が免責されることを定めた規定。ただし、大学が免責されるには、研究完了の時点で、連携相手方による侵害の事実を知らなかったことが必要とした。（なお、研究担当者については一切免責する場合のみ規定することが適当であるため、ここでは規定の対象に含めていません）。

●27-(2) 【任意規定】

○. (大学の協力義務)

大学は、連携相手方の費用の負担の下、前項に関する第三者との紛争の解決に可能な範囲で協力する。

▶▶ 大学の、連携相手方と第三者との紛争解決への協力義務を定めています。費用は連携相手方が負担します。

● 27-(3)【任意規定】

○. (冒用及び依拠していないことの確認)

大学は、第○条で本研究の成果として定めたものについて、第三者が産業財産権を受ける権利を有するものを故意に冒用し又は著作権を有するものに無断かつ故意に依拠したのではないことを宣言する。

- ▶▶ 第三者の技術的思想や意匠、創作的表現を冒用及び依拠していないことを保証するもので、創作に携わる側の責任と義務を明示的に表現したものです。仮に冒用・依拠していた事実が判明した場合には大学側に責任（発生した損害の賠償責任）が生じる可能性があります。
- ▶▶ なお、本規定では対象は「成果」として定められているものに限られます。中間制作物などについて仮に連携相手方に譲渡していても本規定の宣誓の対象ではありません。
- ▶▶ 大学の管理の一環として、研究担当者に成果創出後、他人の技術的思想や意匠、創作的表現に依拠していないことの誓約をとることが考えられます。

●27-(4)【選択規定：①～②から選択して下さい】

注意：本規定は研究の成果を有体物とした場合のみ選択可能です。

○. 研究の成果に存在した物理的瑕疵の取扱

●27-(4)-①

大学は、研究の成果に物理的な瑕疵があった場合、その瑕疵が大学及びその研究担当者の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、その瑕疵に対する責任を負わない。

- ▶▶ 研究の成果に物理的な瑕疵があっても原則として大学は責任を負いません。例外は、大学・研究担当者の故意又は重大な過失による瑕疵の場合です。

●27-(4)-②

連携相手方は、本研究の成果に物理的瑕疵があった場合、大学にその瑕疵の修補を求めることができる。大学は、その費用を負担する。ただし、連携相手方が修補を求めることができる期間は、本研究が完了した日の翌日から起算して●年間とする。

- ▶▶ 研究の成果に物理的な瑕疵がある場合、大学は連携相手方の求めに応じてその修理をしなければなりません。ただし、相手方がそれを求められる期間は、研究完了から一定の期間に限られます（1年間とすることが多い）。

第4章 デザイン産学連携に係る契約書文面例

第1節 契約内容に影響を及ぼす事項

契約内容に影響を及ぼす事項として、第2部第4章第2節に示した「産学連携の契約内容による類型化」に挙げた4つの観点を取り上げる。

| |
|-------------------|
| 1. 委託（受託）研究又は共同研究 |
| 2. 求められる成果の種類 |
| 3. 連携相手方の規模等 |
| 4. 学生の関与の有無 |

1. 委託（受託）研究又は共同研究

デザイン産学連携の研究形態としては、連携相手先企業等が大学に対してデザイン創作の委託（大学の立場からは受託）をする委託研究と、連携相手先企業等と大学教員等が共同してデザインの創作を行う共同研究があり、この相違によって契約書の構造が変わる。

委託研究形態の契約、つまり連携相手先が大学にデザイン創作を委託する場合の契約は、先ず目的を明確にし、連携相手先の委託内容に基づき、受託をした大学が成果を連携相手先に提供するかたちになる。この際、委託の内容（連携相手先が求めるデザイン成果）を明確にし、デザイン成果の引渡し方法、大学が創作したデザインに係る知的財産権の帰属等を詳細に取り決める必要がある。

共同研究形態の契約、つまり連携相手先のデザイナー等と大学教員等が共同でデザイン創作を行う場合の契約は、先ず目的を明確にし、産学双方の研究に取り組む体制及び役割分担、研究のプロセスを取り決め、産学双方が創作の進捗を相互に確認できる仕組みについて言及し、連携の成果を確認する手段について取り決める必要がある。この際、産学双方が創作したデザインの知的財産権の配分や帰属、実施の許諾等について詳細に取り決める事が重要である。

2. 求められる成果の種類

産学連携で得た成果であるデザインの製品化する等実施を見込んでいるもの、又はコンセプトデザインやデザイン思想、デザインの評価方法のような抽象的なデザインに係る産学連携では契約の内容が変わる。

産学連携の成果が具体的なデザインに関する実施レベルのものである場合（それが実際に実用化されるかは問題としない）、製品化や商業的利用までの距離が近く、しかも多くの場合、連携相手方のニーズに即したデザインであるため、知的財産権の帰属や管理を明確に規定する必要がある。

産学連携の成果がコンセプトデザイン等抽象的なデザインである場合は、実施までの距離が遠いため契約段階で知的財産権の帰属等を強く意識することは限られるが、コンセプトレベルでも知的財産権の対象となりうることを十分に留意しておく必要がある。

さらに、具体的なデザインをプロダクトデザインとグラフィックデザインとに分けた場合、後者については、産業財産権だけでなく著作権の取扱いについても詳細に言及する必要がある生じる場合もある。

3. 連携相手方の規模等

連携相手先の規模に起因する契約の習熟度や連携相手先の成果の活用方法の違いにより、他者の知的財産権を侵害した場合の責任分担等について、契約においてどれだけ細かな規定を加えるかの違いが出てくる。

大手企業や海外企業が連携相手方である場合は、成果が時としてグローバルに展開される可能性がある。一方で、当該実施行為が第三国での知的財産権を侵害してしまう可能性も広がる。大学が過度な責任を負い教育活動の支障となることを避けるためにも、また、連携相手方において自らが責任を負う範囲を確認しておくためにも、詳細な責任分担について契約で規定しておくことが望ましい。

一方、中堅企業・中小企業など、連携相手方の契約に対する熟練度が低い場合、あまり想定できない規定を契約に加えると連携相手方の確認負担も相対的に大きなものとなり、連携が円滑に進まなくなる可能性がある。また、前述のような懸念は比較的少ないため、ある程度重要事項のみに限定した簡易な契約とすることが許容される余地がある。

なお、デザイン産学連携では公共機関が連携相手方となることも多い。公共機関の多くは、その行政管轄の契約ひな形を持っていることも多いものの、産学連携の成果の展開等に鑑みると、どちらかと言えば中堅・中小企業に近い位置づけとなる。

4. 学生の関与の有無

デザイン産学連携においては、理工系の技術の共同研究などの産学連携と比較し学生が主体的に関与するケースが多い。特に大学と企業等で交わす産学連携の契約において、大学と雇用関係に無い学生の関与を契約書においてどのような位置付けで扱うかが課題となっており、学生の関与を別紙で明示するか、或いは契約書中に記載するかという違いが出てくる。

学生の斬新なひらめきに基づき単独で創出した成果について、成果に係る権利が学生に帰属することや、権利の管理が学生に委ねられることがあることもヒアリング調査から明らかとなった。

学生が発想したデザインは斬新である場合があり、自社のデザイナーにより影響を与える。しかし、製造プロセスや原材料・原価に関する知識がないため、製品化は難しい。そのことは当初から織り込んで連携を行っている。そのため、権利の帰属に関しては強くこだわらない。(企業に対するヒアリング結果)

これは、製品デザインの開発であっても、例えば「学生の斬新な発想による自社のデザインへの好影響のみを期待する」など、連携相手方は必ずしも成果の商品化を意識していないという背景によるものである。

産学連携に学生が関与する場合、理論上は大学、連携相手方(企業)、学生の3者での契約となる。ここで、成果に関する知的財産権等の帰属について考えると、多くの大学で職務発明(創作)規程の対象としている者が大学と雇用関係にある教職員に限られるため、教職員と大学と雇用関係にない学生とでは異なる扱いとなる。

これらを踏まえ、成果に関する帰属に着目し、かつ職務発明（創作）規定の整備の有無を勘案した場合、デザイン産学連携における契約書の当事者となる組み合わせとしては表 5-4-1 が考えられる。

表 5-4-1 契約書の当事者の組合せ

| ID | | 項目名 |
|----|----------|--------------------|
| ① | 2 者契約の場合 | 連携相手方 vs 大学 |
| ② | | 連携相手方 vs 教職員 |
| ③ | | 連携相手方 vs 学生 |
| ④ | | 大学 vs 教職員 |
| ⑤ | | 大学 vs 学生 |
| ⑥ | | 教職員 vs 学生 |
| ⑦ | 3 者契約の場合 | 連携相手方 vs 大学 vs 教職員 |
| ⑧ | | 連携相手方 vs 大学 vs 学生 |
| ⑨ | | 連携相手方 vs 教職員 vs 学生 |

このうち④～⑥は学内で契約或いは覚書を交わして合意するものであり、産学連携を直接的に規定する関係ではないことから、本研究の対象外とする。ただし、このうち⑤については、大学においてこれまで取り組みが難しいものであったことが指摘されているところであり、実例を示すことが有益であると考えられたため、大学で用いられている実例を当該大学の協力を得て、資料編（5. 大学－学生との間で取り交わされる確認書等の書類）で紹介した。

また、3 者契約である⑦～⑨については、本研究において実態として事例が確認できなかったこと、3 者契約ではその後の契約の取扱いが難しいことから、本研究の対象外とする。

残りの①～③のうち、②及び③の事例は大学に知財関連規定等が整備されていない場合はありうるが、大学が関与する産学連携プロジェクトの契約においては事例が確認できなかった。加えて、個別の大学の事情に影響されることから、ひな形として一般化するのは難しい。

したがって、ここでは、①の連携先企業・団体等 vs 大学のための契約を対象とする。

①の場合であっても、学生に対する大学や連携先相手方の義務を記載することがあることから、契約の構成に影響を与える。なお、産学連携が授業等カリキュラムの一環として行われる場合には、契約上の制約によって学生の教育機会の確保の面で不利益が生じないよう配慮の必要がある。

第2節 デザイン産学連携の契約書文面例

1. 本契約書文面例の位置付け

デザイン分野の産学連携プロジェクトの実施に際して、知的財産の取扱いを含む契約に多くの課題があることが指摘されている。国立大学や総合大学における産学連携の契約は技術の共同研究を念頭においたものが多く、必ずしもデザイン創作の実態に応じた契約内容になっていない傾向が見受けられる。また、美術・デザイン系大学における産学連携の契約に目を向けると、各大学が独自に作成した契約の内容・手続につき相互に統一が図れていないことに加え、そもそも契約ひな形が未整備の大学もあり、デザイン分野における「大学の知」を広く活用したい企業等産業界にとって契約手続が円滑に行われる環境が十分に整備されているとは言い難い。

そこで、本研究は大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携の標準的なひな形を提案することを目的として実施し、以降に「デザイン産学連携に係る契約書文面例」として7つの想定ストーリーに基づいて例示する。

本契約書文面例が、デザイン産学連携プロジェクトの個別事案ごと契約内容を検討する際の参考資料として活用されることを期待する。

注) 本契約書文面例はあくまで想定ストーリーに基づいて作成した契約書例であり、契約ひな形として直接的に応用できるものではなく、産学事例事案ごとに契約書記載事項リストや重要事項抜粋版に基づき検討する必要があることを記しておく。今後、デザイン産学連携に係る契約の事例が蓄積され、検討を加え、契約実務に十分に対応できる契約ひな形としてブラッシュアップされることが望まれる。

また、契約の締結にあたっては、連携の内容について相互の認識の齟齬が無いよう、資料を添付することが有効である。デザイン産学連携の契約に際しての留意点として既に指摘した(第5部第1章第2節)とおおり、連携の内容について曖昧さや契約書で表現できない内容を伴うことが少なくないなか、契約書で表現できない連携の内容を別紙等で添付し、少しでも明確化することが望ましい。なお、その際、添付した別紙は契約として、有効な資料であることを契約書内で明記する必要がある。

なお、具体的な契約ひな形を検討する際に参考となるよう、いくつかの大学の協力を得て、実際の契約書ひな形を資料編(4. 大学の産学連携に関する契約書ひな形例)で紹介した。大学-学生間の契約書・確認書の実際のひな形については前述(第5部第4章第1節)のとおり資料編(5. 大学-学生との間で取り交わされる契約(確認書)例)で紹介した。

2. デザイン産学連携の契約書文面例作成の基本方針

契約書記載例では以下の基本方針を採った。

| |
|---|
| (1) 大学側及び連携相手方の双方が公平に義務と責任を共有する契約内容とすること |
| (2) 詳細条件まで言及し、産学連携プロジェクト開始前に契約で合意しておくべき事項に漏れがないか、気付きを示唆できる選択肢を提供すること |
| (3) 多様なデザイン産学連携に対応しうるように、複数の選択肢を提供し、連携プロジェクト毎に最適な条項を選択できるようにすること |
| (4) 大学の教育活動・学生の創作活動の自由度を確保し、且つ創作者側が負うべき義務と責任を明示したものとすること |
| (5) 創作したデザインが製品化されるなど、連携先企業等により産学連携の成果が社会に還元されやすい契約内容とすること |
| (6) 大学は研究・教育の成果を社会に還元するという責務を念頭に置きつつ、産業界に対し最良の知見を提供することに専念し、連携相手方は研究結果を実施等する自由度を確保する一方で事業等に係る責任を負うものとすること |

加えて、以下の2点が前提条件となっている。

- 大学に知的財産ポリシー（第6部第3節1.参照）が整備されている
- 大学で創出した知的財産権は機関帰属とすることが定められている

3. 契約書文面例の設定

実際のデザイン産学連携での典型的な内容や、前述第5部第4章第1節の契約書作成上影響を及ぼす事項を勘案して、下記の7ケースを設定した。

連携プロジェクトに際しての詳細なストーリー設定は、各ケースを参照されたい。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| Case 1 | 委託×プロダクトデザイン×中小企業×コンペ形式 |
| Case 2 | 共同×GUI デザイン×大手企業×権利を一部譲渡×ロイヤリティ |
| Case 3 | 委託×グラフィックデザイン×地方公共機関×コンペ形式×最低限の規定 |
| Case 4 | 委託×パッケージデザイン×大手企業×授業で実施×学生に権利が帰属 |
| Case 5 | 委託×デザインコンセプト×大手企業×知的財産権の取り扱いはその都度協議 |
| Case 6 | 共同×製品の評価・改良×大手企業×権利は共有するが独占的实施を許諾 |
| Case 7 | 共同×プロダクトデザイン×外国企業×厳密な進捗管理×ロイヤリティ |

Case 1: 委託×プロダクトデザイン×中小企業×コンペ形式

| | |
|------------|--|
| (連携相手方) | 中小規模の家具メーカー |
| (連携元大学) | 地方美術・デザイン系大学の空間デザイン学科 |
| (連携の内容) | 連携相手方が保有する技術を用いた家具のデザインの提案 |
| (研究形態) | 受託形態で課外ゼミの一環として実施し、教員および学生が関与 |
| (知的財産権の帰属) | 製品化される可能性がある最終デザイン案についての知的財産権は連携相手方に譲渡し、採用されなかったデザイン案についての権利は大学に帰属 |

(連携の背景)

- ・中堅家具メーカーP社は、家具の製作に関する新規な技術を開発したが、従来より下請けの事業形態であったため商品企画力に課題があり、保有する技術を活かして自社オリジナルの製品を開発する手法を見いだせなかった。
- ・そこで地元のA大学の産学連携本部に相談をしたところ、建築及びインテリアに関して専門的な知見を持つ空間デザイン学科のX教授を紹介され、大学に委託して新たな家具のデザインの提案を受けることとした。
- ・X教授の指導の下、学生10名が主体となってプロジェクトが進められることとなった。P社は連携に先立ち、製造現場の見学をさせ、製品製造に係る技術を学生に教えるなどの指導を行うこととした。

(契約のポイント)

- ・10名の学生が関わるが、最終成果は1名のデザインに絞り込むこととした。
- ・第三者の知的財産権に依拠していないことを確認的に宣言することとした。
- ・P社が最終成果について製品化を行う予定であることを踏まえ、採用デザインについてのスケッチ及びレンダリング等に関する知的財産権はP社に譲渡することとなった。
- ・他方、採用されなかったデザイン案についての権利はP社に譲渡しないこととし、大学に帰属させることとなった。
- ・創作者を尊重し、デザインのマイナーチェンジを行う際には、創作者である学生に連絡して合意を得ることとなった。
- ・P社の新技術は既に特許出願を行い公開特許公報が発行されていたため、大学とデザイン開発に取り組んでいる事実を秘匿する必要はなく、むしろ公表することがP社の広報になると考えられていて、秘密保持を厳格に規定する必要はなかった。
- ・対価については必要経費を計上し、一括払いとした。
- ・製品販売後に生じる問題等、事業に係る課題・責任はP社が負う方針であることを確認した。
- ・P社は中堅メーカーであり、法務担当者を置いているものの法務事務経験は十分でないため、契約項目をできる限りシンプルな構成としたかった。
- ・なお、採用されなかったデザインを創作した学生に対しては、大学へ著作権を譲渡することについて別途覚書を交わした。

Case 1 契約書文面例

デザインに係る産学連携契約書 (Case 1)

<家具デザイン案提供の例>

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し家具のデザイン案を提供することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が、乙からの要請に基づき、乙が製作・販売する家具のレンダリング及び3分の1スケールモデル（以下「本デザイン案」という。）を甲の空間デザイン学科において創作し、これを乙に提供することに関する諸条件を定めることを目的とする。

（乙の要請）

第2条 乙は、甲に対し、本契約締結後すみやかに、本デザイン案に関する乙の次の項目を含む要請事項を書面（以下「要請書」という。）で提示する。

- ① ▲▲▲▲▲▲
- ② 対象家具の種類
- ③ デザイン案記載の様式

2 乙は、甲に対し、要請書とともに、本デザイン案創作の参考となる原モデル家具（以下「原モデル家具」という。）を貸与する。

（甲の業務）

第3条 甲は、要請書及び原モデル家具に基づき、次の業務（以下「創作活動」という。）を行う。

- ① 原モデル家具の検証
- ② 本デザイン案創作の計画立案
- ③ 本デザイン案の創作

（創作活動の場所）

第4条 甲は、創作活動を、甲の空間デザイン学科工房において行う。

（創作活動の従事者）

第5条 甲による創作活動の従事者は、次の通りとする。

空間デザイン学科研究室 ●●●● 教授
●●●● 教授ゼミ学生 ▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、
▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲
（以下合わせて「創作参加学生」という。）

（創作の手順）

第6条 ●●●● 教授及び創作参加学生は、次の手順で創作活動を行う。

- ① ●●●● 教授による創作の方向性の指示

- ② 創作参加学生による一次案の創作
- ③ ●●●● 教授による上記一次案への評価と第二次案作成の指示
- ④ ●●●● 教授による上記第一次案及び第二次案を含む創作活動成果（以下「本創作活動成果」という。）の確認
- ⑤ ●●●● 教授及び乙による本創作活動成果から本デザイン案（以下「最終デザイン案」という。）の採択

（創作活動期間）

第7条 創作活動期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（本デザイン案の引渡し）

第8条 甲は、乙に対し、前条の創作期間終了後1週間以内に、本デザイン案を引渡すものとする。

2 甲は、乙に対し、前項による引き渡しとともに、第2条第2項に基づき貸与を受けた原モデル家具を返却する。

（創作参加学生の扱い）

第9条 甲は、本契約締結に際し、創作参加学生との間で、創作参加学生が甲諸規程及び甲の意向のもとで創作活動に参加することについて合意を得るものとする。

（対価）

第10条 乙は、甲に対し、本デザイン案の対価として、次の金額を支払う。

□□□万円（●●●● 教授の件費相当費、モデル作成の材料費、学生に対する謝礼、これらに係る間接経費を積算）

2 甲及び乙は、前項の支払い方法について別途協議の上決定する。

（知的財産権の帰属）

第11条 本創作活動成果に係る知的財産権（国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。）は、すべて甲に帰属する。

（本デザイン案に係る知的財産権の譲渡）

第12条 甲は、乙に対し、前条により甲に帰属した知的財産権のうち、本デザイン案に係る知的財産権を譲渡するものとし、別途甲乙間で譲渡契約を締結する。

2 乙は、前項において、本デザイン案に係る表現に関し、●●●● 教授及び当該創作参加学生の著作者人格権が存在することを確認し、本デザインの公表、氏名表示省略又は改変を行う場合、事前に甲の同意を得る。

3 乙は、本デザイン案に係る産業財産権の出願に際し、●●●● 教授及び当該創作参加学生を発明者又は創作者として記載することを確認する。

4 乙は、本デザイン案を改変する際は、事前に ●●●● 教授及び当該創作参加学生の

承諾を得る。

(甲における本デザイン案の利用)

第 13 条 前条にもかかわらず、甲は、教育及び研究活動の目的のため、乙の承諾なく本デザイン案を複製し又は第三者に複製させることができる。但し、その開始日は産業財産権の出願、商品発売開始日などを考慮し甲乙協議により定める。

(乙の本デザイン案以外の本創作活動成果の利用等)

第 14 条 乙は、第 6 条において規定する本デザイン案として採択されなかったデザイン案の本創作活動成果に係る知的財産権に関し、甲から譲渡及び利用等許諾を受けない。但し、乙は当該知的財産権の譲渡及び利用等許諾の申出を行うことができる。その際は甲乙協議の上、別途契約を締結する。

(甲の責任)

第 15 条 乙は、乙が本デザイン案を使用した家具を製作・販売することに伴い、第三者の知的財産権を侵害したとして警告を受け、又は紛争が生じたとしても、甲は、一切その責めを負わない。

2 甲は、乙から要請がある場合、前項の紛争等に際し、乙の費用負担により、可能な範囲で協力する。

3 甲は、本デザイン案に関し、第三者の知的財産権に依拠したものでないことを宣言する。

(家具の瑕疵に関する責任)

第 16 条 乙は、乙が本デザイン案を使用した家具を製作・販売することに伴い、当該製品の欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、それが甲の設計上の欠陥に起因するものであったとしても、その損害賠償責任を負う。

(有効期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。

(契約の解約)

第 18 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- (1) 乙が所定の期限までに対価を支払わなかったとき
- (2) 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
- (3) 乙が銀行取引停止処分をうけたとき
- (4) 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき

2 甲及び乙は、次の場合に、催告後 10 日以内には是正されない場合は本契約を解約できる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し不正があったとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関する紛争については第一審の専属管轄を■■■裁判所とする。

(協議事項)

第 20 条 甲及び乙は、本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各 1 通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
 ○○大学法人 ○○大学
 学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
 ○○株式会社
 代表取締役社長 印

Case 2: 共同×GUI デザイン×大手企業×権利を一部譲渡×ロイヤリティ

| | |
|------------|--|
| (連携相手方) | 大手医療機器メーカー |
| (連携元大学) | 総合大学 工学部 情報メディアデザイン学科 |
| (連携の内容) | 医療機器のGUIについて視認性の向上やヒューマンエラーの抑制を図るための研究・開発を行う |
| (研究形態) | 共同研究形態で大学側は情報メディアデザイン学科教員が主体となり、学生は実証実験に参画 |
| (知的財産権の帰属) | アイコンなど GUI の構成物の著作権は大学と連携相手方で共有し、医療機器の画面デザインに関する意匠権を受ける権利は連携相手方に譲渡 |

(連携の背景)

- ・ 専門医療機器メーカーの Q 社は、自社製品の操作ミスが散見されるという問題を抱えており、使用状況を改めて調査した結果、主に操作を行う看護師にとって直観的に理解しづらいユーザーインターフェースであることがわかった。
- ・ Q 社内で GUI の修正を試みたが、社内ではデザインが改善されたか否か客観的に評価できなかった。
- ・ そこで、B 大学の情報メディアデザイン専攻の教員に依頼し、ユーザビリティ及びアフォーダンスについての専門的な知見からの助言を求めた。さらに、学生も関与して直感的な操作についての実証実験をおこない、共同して GUI の開発・評価をし、試作機にて操作性の検証を行うこととなった。

(契約のポイント)

- ・ Q 社は大手企業であるため、様々なリスクを想定した契約を締結した。
- ・ B 大学は教育機関であり、成果に対する責任を負うことはできないとの立場を連携相手方が理解し、責任の免責を詳細に取り決めた。
- ・ アイコンなど GUI の構成物の著作権は大学と連携相手方で共有することとし、医療機器の画面デザインに関する意匠登録を受ける権利は連携相手方に譲渡して実施・管理を委ねた。なお、日本ではアイコンについて意匠権を取得することはできないものの、海外（欧州など）で意匠登録を受けることができることを踏まえ、権利の帰属について定めた。
- ・ 連携に係る費用は Q 社が負担するということで合意した。
- ・ 学生は創作自体には関与せず、開発補助担当と位置づけた。
- ・ 対価については、Q 社側が製品化後も更なる操作性の向上や今後の製品開発においても協力体制を確保しておきたいという考えの基、B 大学と定期的に連絡する接点を残したいと考えたため、一時金に加えてロイヤリティ方式を採用した。
- ・ 創作の成果について第三者からのライセンスの要請があった場合を想定した。
- ・ 製品発表まで開発プロジェクトの内容を秘匿したく、情報の取扱について制約を設ける必要があった。学生も関与することから、連携相手方の要請に基づき、大学は秘密の保持について学生から別途誓約書を交わすこととした。

Case 2 契約書文面例

デザインに係る産学連携契約書 (Case 2)

＜医療機器のユーザーインターフェース共同開発の例＞

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、医療機器のユーザーインターフェースを共同開発することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲の情報メディアデザインに関する知見と乙の医療機器に関する技術を用いて、乙の製作・販売に係る医療機器●●●●（以下「原医療機器」という。）のユーザーインターフェース（以下「従来インターフェース」という。）の視認性向上、ヒューマンエラー抑制及び美的特徴の具備を図るため、新たなインターフェース（以下「本インターフェース」という。）及びそれを備えた改良機器（以下「改良機器」という。）を共同開発することについて諸条件を定めることを目的とする。

（共同開発の内容）

第2条 甲及び乙は、次の項目に関し、共同開発を行う（以下「本共同開発」という。）。

（1）次の性能を有する本インターフェース

- ① 視認性向上：従来インターフェースの見易さ▲▲レベルを■■に向上
- ② ヒューマンエラー抑制：従来インターフェースの誤動作確率▲▲を■■に向上
- ③ 美的特徴の具備：画面デザイン（アイコンを含む。）の創作

（2）改良機器の試作

改良機器試作：（1）①～③を備える改良機器の試作

（開発業務の分担）

第3条 甲及び乙は、次の開発業務分担で本共同開発を行う。

（1）甲の開発業務：①乙の開示する情報に基づく原医療機器及び従来インターフェースの評価（開発補助担当者も従事）

②視認性向上及びヒューマンエラーの抑制のための課題の抽出と解決策の提案

③画面デザイン（アイコンを含む。）の創作及び提案

④改良機器の評価（開発補助担当者も従事）

（2）乙の開発業務：①原医療機器の提供及び従来インターフェースに関する情報の開示
②甲の提案の検証及び採択

③改良機器の試作

（3）甲乙共同の開発業務：①（1）・（2）を踏まえた共同開発計画書（以下「本計画書」という。）の作成

②本計画書の変更又は修正

③ 甲乙相互の開発業務の検証及び評価

④ 本共同開発成果の確認

(開発業務の推進方法)

第4条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに本計画書を作成し、これに基づき開発業務を行い、定期的に協議会を設定して、その進捗状況及び本共同開発成果の確認を行う。

2 乙は、甲に対し、本計画書作成後に現医療機器を提供し、これに係る関連情報を開示する。

(開発業務の場所)

第5条 甲及び乙は、それぞれ次の場所において開発業務を行う。甲乙共同の開発業務のための場所は、必要の都度甲乙協議の上特定する。

甲の場所：情報メディアデザイン学科研究室

乙の場所：医療機器●●●●製作事業部 研究センター

(開発業務の従事者)

第6条 本共同開発の従事者は、次の通りとする。

甲の従事者：情報メディアデザイン学科研究室

教授 ●●●●

開発補助担当者：情報メディアデザイン学科研究室

▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲、▲▲▲▲

(以下合わせて「開発参加学生」という。)

乙の従事者：医療機器●●●●製作事業部 研究センター

研究員 ■■■■、■■■■、■■■■

(以下合わせて「開発参加研究員」という。)

(開発参加学生の扱い)

第7条 甲は、本契約締結に際し、開発参加学生との間で、開発参加学生が甲諸規程及び甲の意向のもとで本共同開発に参加することについて同意を得るものとする。

(開発参加研究員の扱い)

第8条 乙は、本契約の締結に際し、開発参加研究員との間で、開発参加研究員が乙の諸規程及び乙の意向のもとで本共同開発に参加することについて同意を得るものとする。

(開発業務従事者の変更)

第9条 甲及び乙は、開発参加学生及び開発参加研究員としてそれぞれ新たに追加指名した場合又は変更した場合、相手方に対し、その旨通知する。

(本共同開発の期間)

第10条 本共同開発の期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までとする。

(費用の分担)

第 11 条 甲及び乙は、本共同開発に要する費用は次の通りとする。

甲に係る費用：●●●万円（以下「甲の経費」という。）

乙に係る費用：●●●万円

2 乙は、前項に定める費用を全て負担する。

（甲の経費の支払い）

第 12 条 乙は、甲に対し、前項に定める甲の経費を、甲の発する請求書により支払う。

（経理の監査）

第 13 条 乙は、甲に対し、甲の経費に関する経理書類の閲覧の申し出を行うことができる。

その場合、甲は、これに応じなければならない。

（甲の経費により取得した設備・機器等の帰属）

第 14 条 甲の経費により取得した設備・機器等は、甲に帰属する。

（提供物品の取扱い）

第 15 条 甲及び乙は、協議の上、第 3 条に定める以外の提供物品を追加することができる。

2 乙は、第 3 条及び前項に係る提供物品の搬入、据付、撤去及び搬出等に要する費用を負担する。

3 甲は、乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良な管理者の注意をもって、それを保管する。

（本共同開発の中止又は延長）

第 16 条 甲及び乙は、天災その他本共同開発遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、本共同開発を中止し、又は本共同開発の期間を延長することができる。

2 前項の場合、甲及び乙はその責を負わない。

（甲の経費の返還）

第 17 条 本共同開発が終了し、又は第 16 条の定めに基づき中止された場合において、乙が甲に支払った甲の経費に不用が生じたときは、乙は、甲に対し、不用となった額の返還を請求することができる。この場合、甲はこれに応じなければならない。

（甲の経費が不足した場合の処置）

第 18 条 甲は、乙に対し、第 11 条に定める甲の経費に不足を生じるおそれが発生した場合、直ちに理由を付して通知する。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する甲の経費を負担するかどうか決定する。

（本共同開発成果の確認）

第 19 条 甲及び乙は、第 10 条に定める本共同開発期間終了後又は第 16 条に定める中止後 1 週間以内に、第 4 条に定める定期協議会において本共同開発成果の確認を行い、これを本

契約書文面例 Case 2

共同開発成果確認書としてまとめる。

- 2 甲及び乙は、前項に定める本共同開発成果確認書において、次のものを特定する。
 - ① 本インターフェース中の構成物であるアイコン（以下「本構成物画像」という。）
 - ② 本インターフェース全体の構成画像（以下「本画面デザイン」という。）
 - ③ 秘匿すべきノウハウ（以下「本ノウハウ」という。）
 - ④ 秘密として扱うべき情報

（本共同開発成果の帰属）

第20条 甲及び乙は、本共同開発成果が共有に属することを確認する。

（知的財産権の帰属）

第21条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権（国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。）が、原則として、持分折半（それぞれ50%の割合）で共有に属することを確認する。

（知的財産権の譲渡）

第22条 甲は、乙に対し、前条により甲に帰属した知的財産権のうち、本画面デザインに係る甲の持分を譲渡するものとし、別途甲乙間で譲渡契約を締結する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により譲渡の対象となった権利が著作権である場合、著作権法第27条に定める権利（翻訳権、翻案権等）及び同第28条（二次的著作物利用権）も譲渡の対象となることを確認する。
- 3 乙は、第1項において、本画面デザインに係る表現に関し、●●●●教授の著作者人格権が存在することを確認し、本画面デザインの公表、氏名表示省略又は改変を行う場合、事前に同意を得る。
- 4 乙は、本画面デザインに係る産業財産権の出願に際し、●●●●教授を発明者又は創作者として記載することを確認する。
- 5 乙は、本画面デザインを改変する際は、事前に●●●●教授の承諾を得る。

（甲における本画面デザインの利用）

第23条 前条の定めにもかかわらず、甲は、教育及び研究活動の目的のため、乙の承諾なく本画面デザインを複製し又は第三者に複製させることができる。但し、その開始日は産業財産権の出願、商品発売開始日などを考慮し甲乙協議により定める。

（独占的实施）

第24条 本開発成果中の本画面デザインを除くもの（本構成物画像とそれ以外のもの）に係る知的財産権でその全部又は一部が甲に帰属することになったものについて、甲が自ら実施しない場合で、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合、第10条に定める本共同開発期間の終了の日から●年間、甲は、乙又は乙の指定する者に、独占的な実施を許諾する。但し、他に共有者がいる場合にはその者の同意があることを条件とする。

- 2 甲は、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合、前項に定める独占的な実施の期

間を更新できる。

(第三者への実施権許諾)

第 25 条 甲は、前条の定めに基づき乙又は乙の指定する者に独占的な実施を許諾した場合において、当該期間設定の日から●年以内に、乙又は乙の指定する者が正当な理由なく当該産業財産権を実施していない、又は著作権を利用していない場合、乙又は乙の指定する者から事情聴取のうで第三者に非独占的实施権の許諾を行うことができる。この場合、乙又は乙の指定する者に対しては非独占的な実施の許諾を行うことができる。但し、他に共有者がいる場合にはその者の同意があることを条件とする。

2 乙は、第 21 条の定めにより甲と共有することとなった知的財産権の実施又は利用を第三者に許諾する場合、事前に甲の承諾を得る。

(持分の譲渡等)

第 26 条 甲は、第 21 条の定めによりその全部又は一部が甲に帰属することとなった知的財産権の持分について、第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。但し、譲渡までの間に本契約に従って乙又はその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

2 乙は、第 21 条及び第 22 条の定めによりその全部又は一部が乙に帰属することとなった知的財産権の持分について、自由に第三者に譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。但し、譲渡までの間に本契約に従って甲又はその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人又は被設定者に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

(産業財産権の出願・維持・保全費用)

第 27 条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権のうちの国内外の産業財産権の出願・維持・保全に関し、別途契約を締結する。

2 前項において、国内外の産業財産権の出願・維持・保全にかかる費用は、乙が負担する。

(商品化等の対価)

第 28 条 乙又は乙の指定する者が改良機器の製造・販売を希望する場合、その旨書面で甲に通知し、甲との間で別途商品化等に関する契約を締結しなければならない。

2 前項に定める契約において、次の条件が規定される。

- ① 対価：製品一台あたり出荷額の●%
- ② 支払時期：半年ごと
- ③ 監査：甲による経理監査

(第三者からの対価配分)

第 29 条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権を第三者に実施許諾した場合、その対価をそれぞれの持分に応じて配分する。

(第三者による知的財産権の侵害等)

第 30 条 乙は、第三者が本共同開発成果に係る知的財産権のうち甲に全部又は一部帰属するものを侵害し若しくは侵害しようとしていることを知った場合、又は本共同開発成果に関して不正競争行為に該当する行為を行い若しくは行おうとしていることを知った場合、直ちに甲に通知する。甲は、乙の協力のもとで侵害等の事実の調査検討を行い、検討結果に基づき対応の要否を決定する。但し、甲は侵害等の解決義務を負わない。

2 乙が、本共同開発成果に係る知的財産権のうち乙に全部又は一部帰属するものについて第三者が侵害し若しくは侵害しようとしていること又は本共同開発成果に関して不正競争行為に該当する行為を行い若しくは行おうとしていることに対して、警告、訴訟の提起等法的手段をとった場合、甲は、乙に対し、必要な協力を行う。但し、その費用は乙が負担する。

(情報の開示)

第 31 条 乙は、甲に対し、本共同開発の遂行に必要な範囲でその保有する情報等を開示する。

(秘密の保持)

第 32 条 甲及び乙は、本共同開発の実施に当たり、相手方より秘密として特定して開示又は提供を受けた情報並びに第 19 条に定める本ノウハウ及び本共同開発成果に関する情報のうち甲及び乙が秘密として特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ① 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
- ② 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- ③ 開示又は提供を受けた後、開示又は提供を受けた者の責によらず公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ⑤ 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- ⑥ 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、前項の定めにより秘密保持を行うことについて、第 6 条に定める本共同開発の従事者から誓約を得る。

3 甲及び乙は、第 6 条に定める本共同開発の従事者に対し、その所属を離れた後も含め、秘密情報に関し、秘密保持の義務を負わせる。

4 本条に基づく秘密保持の有効期間は、本契約有効期間終了後 2 年間とする。

(本共同開発成果の公表)

第 33 条 甲及び乙は、本共同開発の終了（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は各年度末の翌日から起算して●月以降、本共同開発によって得られた開発成果（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた開発成果）について、前条に定める秘密保持義務を遵守した上で公表することができる。但し、甲は、開発成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得て公表の時期を早めることができる。

2 甲及び乙は、前項の定めに基づき開発成果の公表を行おうとするときは、開発成果の公表を行おうとする日の●日前までに、その内容を書面で相手方に通知する。通知を受けた

相手方は、当該通知の内容に、開発成果の公表が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後●日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。

3 前項に定める通知を要する期間は、本共同開発を終了又は第 16 条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。

(甲の責任)

第 34 条 甲及び第 6 条に定める甲の従事者は、乙が第 28 条の定めに基づき改良機器の製造・販売を行うことに伴い、第三者の国内外の知的財産権を侵害したとして、警告され又は紛争に陥ったとしても一切の責を負わない。

2 甲は、乙の費用負担の下で、前項に定める第三者との紛争の解決に可能な範囲で協力する。

(改良機器の瑕疵に関する責任)

第 35 条 乙は、第 28 条の定めに基づき製造・販売した改良機器の欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害し損害が発生したときは、それが甲の設計上の欠陥に起因するものであったとしても、その損害賠償責任を負う。

(第三者からの産業財産権の無効の申立て)

第 36 条 甲及び乙は、本共同開発の成果に係る産業財産権について第三者から無効を申立てられた場合は、双方協力して対応する。

(有効期間)

第 37 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。但し、本契約の失効後も、第 17 条、第 21 条から第 27 条、第 32 条から第 35 条の定めは、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約の解約)

第 38 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- ① 乙が所定の期限までに甲の経費を支払わなかったとき
- ② 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
- ③ 乙が銀行取引停止処分をうけたとき
- ④ 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき

2 甲及び乙は、次の場合に、催告後 15 日以内には是正されない場合は本契約を解約できる。

- ① 相手方が本契約の履行に関し不正又は不当があったとき
- ② 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 39 条 甲及び乙は、第三者から知的財産権の侵害の賠償等を求められた場合を除き、自己

契約書文面例 Case 2

に属する職員又は従業員が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(裁判管轄)

第 40 条 本契約に関する紛争については第一審の専属管轄を■■■裁判所とする。

(完全合意)

第 41 条 本契約締結の前日までに、甲乙間でなされた口頭又は書面による合意は、それが本契約の内容と相違するものである限り、すべてなかったものとみなす。

2 本契約締結の前日までに、甲乙間で取り交わされたすべての書面および口頭での陳述は、本契約の解釈書類として使用することができない。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各 1 通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
○○大学法人 ○○大学
学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
○○株式会社
代表取締役社長 印

Case 3: 委託×グラフィックデザイン×地方公共機関×コンペ形式×最低限の規定

| | |
|------------|--|
| (連携相手方) | 地域の観光協会 |
| (連携元大学) | 地方の美術・デザイン系大学 ヴィジュアルコミュニケーション学科 |
| (連携の内容) | ポスター制作の委託 |
| (研究形態) | 受託形態で課外プロジェクトの一環として任意参加の学生が創作 |
| (知的財産権の帰属) | 著作権(複製をする権利)は連携相手方に譲渡するが、改変の際は適切な通知を要求し、成果をポートフォリオとして公開することや、学生の以後の教育活動の中で改変をすることの自由度を確保 |

(連携の背景)

- ・地域の観光協会として町おこしのプロジェクトをするにあたり、地域と密接な関係のあるN芸術大学に委託し、その地域で生活している地元の学生の発想を生かしたポスターの提案を依頼した。
- ・大学側がプロジェクト参加を希望する学生を募って、大学側の産学連携担当者は主に地域の観光協会との契約、プロジェクトのマネジメントを行った。
- ・連携相手方が成果として期待するものは、地域の良さが表れ、独創的なものである。

(契約のポイント)

- ・観光協会は契約に不慣れであったため、シンプルな規定に絞り込んだ。
- ・コンペ形式で、観光協会が採用されるポスターを決める。
- ・N芸術大学の産学連携担当官が本プロジェクトの進捗管理を担当することとし、教員は関与しない。
- ・創作者としてのマナーを確認するため、N芸術大学は第三者の著作物に依拠していないことを確認的に宣言することとした。
- ・地域の観光協会の意向に沿うデザインのポスターが採用されること、課外活動であり、著作権を譲渡することについて同意した学生のみ参加すればよいとの考えから、採用されたポスターに係る著作権は連携相手方に譲渡することを前提とした。
- ・創作者を尊重し、文字情報のレイアウト変更などデザイン改変するには創作者に通知を求めるようにし、創作者のサインを削除或いは表示方法を変更する際には必ず通知するように規定した。
- ・創作者である学生が成果をポートフォリオとして公開すること、教育目的の範疇での改変については妨げられないようにした。
- ・対価の支払いは一括とし、計画以上の経費の支出は行わないこととした。
- ・対価にはポスター採用者への謝礼を含め、その額や引渡し方法は大学に一任※することとした。※大学に報償に関する規定が整備されていたため

デザインに係る産学連携契約書 (Case 3)

＜ポスター制作の委託の例＞

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇観光協会（以下「乙」という。）は、乙が甲に対しポスターの制作を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が、甲に対し、〇〇地域の町おこしプロジェクトに使用するためのポスター（以下「本ポスター」という。）を、甲のヴィジュアルコミュニケーション学科学生の課外授業の中で制作することを委託し、甲がこれを受託することに関する諸条件を定めることを目的とする。

（乙の委託）

第2条 乙は、甲に対し、本契約締結後すみやかに、本ポスター制作に関する次の項目について記載した書面（以下「本ポスター制作委託書」という。）を提示し、本ポスターの制作を委託し、甲は、これを受託する。

- ① 〇〇地域の町おこしプロジェクトの背景
- ② 本ポスターの活用場所
- ③ 本ポスターによる周知対象者
- ④ 本ポスターのサイズ・様式
- ⑤ 本ポスターへの期待：地域の良さが表れている。独創的である。

2 乙は、甲に対し、本ポスター制作委託書について、説明を行う。

（甲の業務）

第3条 甲は、本ポスター制作委託書に基づき、次の業務（以下「創作活動」という。）を行う。

- ① 本ポスター制作委託書の検証
- ② 本ポスター制作計画立案
- ③ 本ポスターの創作

（創作活動の場所）

第4条 甲は、創作活動を、甲のヴィジュアルコミュニケーション学科共用アトリエにおいて行う。

（創作活動の従事者）

第5条 甲による創作活動の従事者は、次の通りとする。

- ① 〇〇大学法人〇〇大学 知的財産本部 総合調整グループ ●●●●●
- ② 本連携プロジェクトに参加を希望した学生

(以下「創作参加学生」という。)

(創作の手順)

第6条 知的財産本部 総合調整グループ ●●●●及び創作参加学生は、次の手順で創作活動を行う。

- ① 知的財産本部 総合調整グループ ●●●●による創作参加学生の募集・管理
- ② 乙による創作参加学生への委託内容の説明
- ③ 創作参加学生による本ポスターの創作
- ④ 乙による本ポスターの採択

(創作活動期間)

第7条 創作活動期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(本ポスターの引渡し)

第8条 甲は、乙に対し、前条の創作期間終了後1週間以内に、本ポスターを引渡すものとする。

(創作参加学生の扱い)

第9条 甲は、本契約締結に際し、創作参加学生との間で、創作参加学生が甲諸規程及び甲の意向のもとで創作活動に参加することについて合意を得るものとする。

(対価)

第10条 乙は、甲に対し、本ポスター制作の対価として、次の金額を支払う。

□□□万円 (●●●● 材料費、ポスター採用者への謝金、これらに係る間接経費を積算)

2 甲及び乙は、前項の支払い方法について別途協議の上決定する。

(知的財産権の帰属)

第11条 本創作活動成果に係る知的財産権(国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。)は、すべて甲に帰属する。

(本ポスターに係る著作権の譲渡)

第12条 甲は、乙に対し、前条により甲に帰属した知的財産権のうち、本ポスターに係る著作権を譲渡する。

2 乙は、前項において、本ポスターに係る表現に関し、創作参加学生の著作者人格権が存在することを確認し、本デザインの公表、氏名表示省略又は改変を行う場合、事前に同意を得る。

3 乙は、本ポスターを改変する際は、事前に創作参加学生の承諾を得る。

(甲における本ポスターの利用)

第 13 条 前条にもかかわらず、甲は、教育及び研究活動の目的のため、乙の承諾なく本ポスターを複製し又は第三者に複製させることができる。

2 甲は、教育及び研究活動の目的のため、本ポスターの創作的表現を翻案することができる。但し、翻案した創作物の公表時期については乙と協議をしなければならない。

3 乙は、創作参加学生が創作の成果をポートフォリオとして公開することを妨げない。

(持分の譲渡)

第 14 条 乙は、第 12 条により乙に帰属することとなった著作権について、自由に第三者に譲渡することができる。但し、譲渡までの間に本契約に従って甲又はその指定する者に対して許諾した内容を、譲受人に承諾させることを譲渡の条件としなければならない。

(第三者による知的財産権の侵害等)

第 15 条 乙は、第三者が本創作活動成果に係る知的財産権を侵害し若しくは侵害しようとしていることを知った場合、又は本創作活動成果に関して不正競争行為に該当する行為を行い若しくは行おうとしていることを知った場合、直ちに甲に通知する。甲は、乙の協力のもとで侵害等の事実の調査検討を行い、検討結果に基づき対応の要否を決定する。但し、甲は侵害等の解決義務を負わない。

(依拠していないことの確認)

第 16 条 甲は、本創作活動成果が、第三者の著作権に依拠して創作したものではないことを宣言する。

(有効期間)

第 17 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。

(契約の解約)

第 18 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- ① 乙が所定の期限までに対価を支払わなかったとき
- ② 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
- ③ 乙が銀行取引停止処分を受けたとき
- ④ 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき

2 甲及び乙は、次の場合に、催告後 10 日以内には是正されない場合は本契約を解約できる。

- ① 相手方が本契約の履行に関し不正があったとき
- ② 相手方が本契約に違反したとき

(協議事項)

第 19 条 甲及び乙は、本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
 ○○大学法人 ○○大学
 学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
 ○○観光協会
 会長 印

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

Case 4: 委託×パッケージデザイン×大手企業×授業で実施×学生に権利が帰属

(連携相手方) 大手食品会社
 (連携元大学) 都市部の美術・デザイン系大学 グラフィックデザイン学科
 (連携の内容) パッケージの図案の制作委託
 (研究形態) 授業のカリキュラムの一環で学生が創作
 (知的財産権の帰属) 著作権等の知的財産権は学生が保有するが、連携相手方が連携の成果に基づいて製品を実施等する場合は大学が仲介

(連携の背景)

- ・大手食品メーカーP社は、今後、若年層をターゲットとした新商品のお菓子を開発するにあたって、大学生の感性によるパッケージの提案を受け、以降の自社製品の開発に活かすこととした。直ぐに販売等、実施することは予定していない。
- ・都市部の美術・デザイン系T大学のグラフィックデザイン学科と連携をすることとなり、グラフィックデザイン学科のB教授によるデザインワークの指導に加え、P社のブランド構築も意識してブランドマネジメントに知見のあるX講師も参画してプロジェクトを進めることとなった。
- ・制作したパッケージデザインに関する著作権等はすべて学生が保有することとし、P社は連携の成果を確認した後に、適宜別契約で利用許諾を受けることとした。

(契約のポイント)

- ・T大学は学生を一人前のプロフェッショナルとして扱い、仕事を「受ける」という考えの整理から受託形態の産学連携しか受け入れないこととし、知的財産については創作者である学生に権利を帰属させるというポリシーを持っていた。
- ・パッケージの創作に係る知的財産権は著作権が深く関わるが、パッケージデザインは意匠権でも保護されるため産業財産権の取り扱いについても定めた。
- ・指導する大学教員は、学内の職務規定により学生を指導した結果として結実する産学連携の成果について自己の権利は主張しない取り決めとなっていた。
- ・授業のカリキュラムの一環として実施するにあたり、学生は任意の参加ではないので、秘密保持の義務についてB教授が十分に指導したうえ、別途覚書を大学と学生の間で交わした。
- ・意匠を受ける権利、著作権（複製をする権利）とも学生に留保し、本連携の成果のポートフォリオ等での利用は妨げられないようにした。
- ・知的財産権の利用等にあたってP社と学生が交渉する際にはT大学が仲介することとした。
- ・T大学側は第三者の著作権に依拠して創作していないことを宣言する条項を入れることとした。これはブランドマネジメントを重視するP社に配慮したことと、創作者としての義務を明示することによって意識啓発を促すねらいがあった。

Case 4 契約書文面例

デザインに係る産学連携契約書 (Case 4)

＜パッケージデザイン案創作の委託の例＞

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、甲の学生によるパッケージデザイン案の創作を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が、乙からの要請に基づき、パッケージデザインのレンダリング及び実寸のパッケージモデル（以下「本デザイン案」という。）を甲のグラフィックデザイン学科学生参加の下で創作し、これを乙に提供することに関する諸条件を定めることを目的とする。

（乙の委託）

第2条 乙は、甲に対し、本契約締結後すみやかに、本デザイン案に関する乙の次の項目を含む要請事項を書面（以下「要請書」という。）で提示し、本デザイン案の創作を委託し、甲は、これを受託する。

- ① ▲▲▲▲▲▲
- ② デザインの背景となる情報（販売予定のターゲット、内容物となる食品等の情報）
- ③ デザイン案記載の様式
- ④ 創作活動成果報告書の様式

2 乙は、要請について、甲に対して要請書を基に説明を行う。

（甲の業務）

第3条 甲は、要請書に基づき、次の業務（以下「創作活動」という。）を行う。

- ① デザイン創作に当たってのパッケージデザインのリサーチ
- ② 本デザイン案創作の計画立案
- ③ 本デザイン案の創作

（創作活動の場所）

第4条 甲は、創作活動を、甲のグラフィックデザイン学科アトリエにおいて行う。

（創作活動の従事者）

第5条 甲による創作活動の従事者は、次の通りとする。

グラフィックデザイン学科研究室 ●●●● 教授
 同学科 ブランドマネジメント専攻 講師 ◆◆◆◆
 プロダクトデザイン演習Ⅱ 履修学生 38名

（別紙にて名簿を示す。以下合わせて「創作参加学生」という。）

(創作の手順)

第6条 ●●●●教授、講師◆◆◆◆及び創作参加学生は、次の手順で創作活動を行う。

- ① 乙による創作参加学生への委託内容の説明
- ② ●●●●教授及び講師◆◆◆◆による創作の方向性の指示及びブランドマネジメントに関する指導
- ③ 創作参加学生による一次案の創作
- ④ ●●●●教授及び講師◆◆◆◆による上記一次案への評価と第二次案作成の指示
- ⑤ ●●●●教授による上記第一次案及び第二次案を含む創作活動成果（以下「本創作活動成果」という。）の確認
- ⑥ ●●●●教授、講師◆◆◆◆及び乙による本創作活動成果から本デザイン案の講評

(創作活動期間)

第7条 創作活動期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(本創作活動成果報告書)

第8条 甲は、前条に定める創作活動期間終了後、2週間以内に、本創作活動成果報告書を作成する。

(本デザイン案の引渡し)

第9条 甲は、乙に対し、前条に定める本創作活動成果報告書作成後、2週間以内に、本デザイン案を引き渡す。

(創作参加学生の扱い)

第10条 甲は、本契約締結に際し、創作参加学生との間で、創作参加学生が秘密保持を含む甲諸規程及び甲の意向のもとで創作活動に参加することについて合意を得るものとする。

(対価)

第11条 乙は、甲に対し、本デザイン案提供の対価として、次の金額を支払う。

□□□万円 (●●●● 教授のレイバーロス、パッケージモデル作成等の材料費、これらに係る間接経費を積算)

2 甲及び乙は、前項の支払い方法について別途協議の上決定する。

(知的財産権の帰属)

第12条 本創作活動成果に係る知的財産権（国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。）は、すべて創作参加学生に帰属する。

(本創作活動成果に係る知的財産権の使用)

第13条 乙は、本デザイン案に基づいた自社製品の製造・販売に際し、本創作活動成果に係る知的財産権を実施・使用する場合は、事前に甲に通知し、創作参加学生と当該知的財産

権に関し別途契約を締結することとする。その際、甲は創作参加学生の管理義務を負う。

(甲の責任)

第 14 条 甲は、本デザイン案に関し、第三者の著作権に依拠して創作したものでないことを宣言する。

(有効期間)

第 15 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。

(協議事項)

第 16 条 甲及び乙は、本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各 1 通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
 ○○大学法人 ○○大学
 学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
 ○○株式会社
 代表取締役社長 印

Case 5: 委託×デザインコンセプト×大手企業×知的財産権の取り扱いはその都度協議

(連携相手方) 自動車メーカー
 (連携元大学) 美術・デザイン系大学 プロダクトデザイン学科
 (連携の内容) デザインコンセプトの提案
 (研究形態) 委託研究形態で、教員及び夏季休暇中の学生が任意で参画
 (知的財産権の帰属) 研究過程で知的財産権に繋がる成果が出た都度協議

(連携の背景)

- ・自動車メーカーG社は連携を通じて、将来的なデザインの方向性の視座を見出すため、斬新なデザインコンセプトを得ることを主目的とし、副次的に自社内デザイナーへプロジェクトのマネジメントをする機会を与えることで自社内デザイナーの教育をし、併せて共同作業を通じて優秀な学生を発掘するねらいがあった。
- ・都心部のZ美術大学のプロダクトデザイン学科に委託研究の申し出をした。
- ・G社のデザイナーも研究に参加するが、指導・マネジメント要員としての位置付けなので共同研究ではなく委託研究として実施した。
- ・研究テーマは、「20年後の都市部におけるトランスポーターのあり方」とし、すぐに製品等として実用化することを想定していない。
- ・成果物は、成果発表会におけるプレゼンテーションをビデオ映像に収めたものとした。

(契約のポイント)

- ・研究成果についてはどのような知的財産権が関係するかプロジェクト開始前に明確に想定できなかったため、知的財産権に繋がる成果が創出される都度両者協議することとした。
- ・研究成果に至るためのアイデアスケッチやモックアップ等、プロジェクトの途中で発生する中間生成物に係る知的財産権や有体物はZ美術大学に帰属することとした。
- ・研究成果物は、創作成果発表会でのモデルを用いたプレゼンテーションをビデオ映像に収めたものとした。
- ・夏季休暇中の連携プロジェクトであったため、学生の追加については大学の責任の下で自由に行えることとした。
- ・学生の秘密保持の義務についてはZ美術大学と学生間の覚書で対応した。
- ・実施は予定せず、さらに知的財産の取扱いは別途の契約としたので、研究成果の実施、製品実施に係る責任の取り決め、第三者の権利を侵害した場合の対応等について本契約で規定する必要がなかった。

Case 5 契約書文面例

デザインに係る産学連携契約書 (Case 5)

<トランスポーターションデザイン案提供の例>

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、トランスポーターションデザインに関し、研究を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が乙からの要請に基づき、研究テーマを「20年後の都市部のトランスポーターションのあり方」と設定し、新たなトランスポーターションデザインについて甲のプロダクトデザイン学科において研究し、研究成果を乙に提供することに関する諸条件を定めることを目的とする。

（委託研究の内容）

第2条 乙は、甲に対し、次のテーマ及び項目について研究（以下「本研究」という。）を委託し、甲は、これを受託する。乙は、甲に対し、本契約締結後すみやかに、これらに関し、書面（以下「要請書」という。）で提示する。

- 研究テーマ「20年後の都市部のトランスポーターションのあり方」
- 研究項目▲▲▲▲▲▲▲

要請内容詳細

新たなトランスポーターションデザインの創作(以下「本デザイン案」という。)

本デザイン案を表現するため成果物提出の様式

（甲の研究）

第3条 甲は、前条に定める要請書に基づき、本研究に関する計画書を作成し、本研究を行う。

（本研究の場所）

第4条 甲は、本研究を、甲のプロダクトデザイン学科研究室において行う。

（本研究の従事者）

第5条 甲による本研究の従事者は、次の通りとする。

プロダクトデザイン学科 ●●●● 教授

知的財産本部 総合調整グループ ●●●●

本研究に参加を希望した プロダクトデザイン学科 学生

（以下合わせて「創作参加学生」という。）

契約書文面例 Case 5

(研究従事者の追加)

第6条 甲は自己の責任において、創作参加学生を本研究に従事させることができる。

(乙の参画)

第7条 甲は、乙に対し、必要に応じ、要請書の内容について説明を求めることができるものとし、乙は、甲からの求めに応じ、乙の関係者に説明をさせる。

2 乙が乙の関係者を本研究の場に立ち合わせることを希望する場合は、乙は、甲に対し、その旨書面で依頼するものとし、甲は、これに可能な限り対応する。

(本研究の方法)

第8条 本研究の従事者は、次の方法で本研究を行う。

- ① 知的財産本部 総合調整グループ ●●●●による、創作参加学生の募集・管理
- ② 乙による創作参加学生への委託研究内容の説明
- ③ 創作参加学生によるリサーチレポートの提出・講評
- ④ ●●●●教授及び乙による創作の方向性の指示
- ⑤ 創作参加学生による一次案の創作
- ⑥ ●●●●教授及び乙による上記一次案への評価と第二次案(試作モデルも含む)作成の指示
- ⑦ ●●●●教授及び乙による本創作活動成果(以下「本創作活動成果」という。)の講評
- ⑧ 甲による本創作活動成果発表会の実施
- ⑨ 本創作活動成果発表会をまとめたビデオ映像の作成

(創作参加学生の扱い)

第9条 甲は、本契約締結に際し、創作参加学生との間で、創作参加学生が知的財産権の取扱いを含む甲諸規程及び甲の意向のもとで創作活動に参加することについて合意を得るものとする。

(提供物品の取扱い)

第10条 第8条に定めるビデオ映像の作成に係る機材は乙が準備し、甲に貸与する。

(本研究の期間)

第11条 本研究の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(研究経費の負担)

第12条 乙は、次に掲げる研究経費を負担する。

□□□万円(●●●● 教授のレイバーロス、材料費、これらに係る間接経費を積算)

2 甲及び乙は、前項の支払い方法について別途協議の上決定する。

(本研究成果報告書等の作成)

第 13 条 甲は、第 11 条に定める本研究の期間終了後、2 週間以内に、本創作活動成果を本研究成果報告書としてまとめる。

2 甲は、本創作活動成果発表会において試作モデルを用いたプレゼンテーションを実施し、ビデオ映像として取りまとめる。

3 前項に定める本創作活動成果発表会には、乙の関係者が参加できる。

(本研究成果報告書等の引渡し)

第 14 条 甲は乙に対し、前条第 2 項に定める本創作活動成果発表会開催後、本研究成果報告書及びビデオ映像を引渡す。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 甲及び乙は、本創作活動成果に由来する知的財産権の帰属について、知的財産権が創出された都度、別途協議する。

2 甲及び乙は、前項に定める協議において、本創作活動成果に対する第 5 条に定める本研究従事者の当該創作への寄与度並びに甲又は乙の貢献度を考慮する。

(中間生成物の扱い)

第 16 条 前条の定めにもかかわらず、本研究の過程で生み出されたアイデアスケッチ、モックアップ、レンダリング等の中間生成物に係る有体物の権利及び知的財産権は、甲に帰属する。

(著作者人格権の取扱い)

第 17 条 甲及び乙は、第 5 条に定める本研究の従事者が、本創作活動成果の中で著作物の創作に寄与した場合、当該従事者に著作者人格権が存在することを確認する。

(甲の本創作活動成果の利用)

第 18 条 甲は、次の目的で、本創作活動成果に基づく創作的表現を乙の許諾無く複製し又は複製させることが出来る。

- ① 研究・教育活動
- ② 広報での利用
- ③ 創作参加学生による作品ポートフォリオへの掲載

(依拠していないことの確認)

第 19 条 甲は、本創作活動成果が、第三者の知的財産権に依拠して創作したものではないことを宣言する。

(有効期間)

第 20 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。

(契約の解約)

契約書文面例 Case 5

第 21 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- ① 乙が所定の期限までに研究経費を支払わなかったとき
- ② 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
- ③ 乙が銀行取引停止処分をうけたとき
- ④ 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき

2 甲及び乙は、次の場合に、催告後 10 日以内に是正されない場合は本契約を解約できる。

- ① 相手方が本契約の履行に関し不正があったとき
- ② 相手方が本契約に違反したとき

(協議事項)

第 22 条 甲及び乙は、本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各 1 通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都 区 町 丁目 番 号
〇〇大学法人 〇〇大学
学長 印

乙 東京都 区 町 丁目 番 号
〇〇株式会社
社長 印

Case 6: 共同×製品の評価・改良×大手企業×権利は共有するが独占的实施を許諾

| | |
|------------|------------------------------|
| (連携相手方) | 文房具メーカー |
| (連携元大学) | 総合大学工学部 工業デザイン学科 人間工学研究室 |
| (連携の内容) | 筆記用具の形状の評価・改良 |
| (研究形態) | 共同研究形態で、教員が中心となり学生が実験の手伝いをする |
| (知的財産権の帰属) | 共有し、連携相手方に独占的实施権を許諾 |

(連携の背景)

- ・文房具メーカーA社は、長時間把持しても疲れない筆記用具の開発に着手していた。
- ・A社は自社開発の結果、複数のモデルを作成したが、自社内ではどの形状が最適であるか客観的な評価ができないでいた。
- ・そこで、人間工学の専門的な知見から形状を分析するため、C大学の工学部に依頼し、人間工学のデータ分析を専門とするS教授と共同研究を行い、A社の提供する原モデルに基づいて形状の評価をし、より良い形状を分析・試作することとなった。
- ・研究結果に基づいた筆記用具は販売することを予定している。
- ・学生も実験への協力のかたちで研究の補助をするが、創作プロセスには関与しないこととした。

(契約のポイント)

- ・A社が複数の実験モデルを用意し、大学の施設を使って実験モデルの評価・改良を行うこととした。
- ・研究成果に係る知的財産権については共有とした。
- ・C大学は産学連携の成果を社会に還元することが大学の責務と考えており、A社が製品化を行いやすいよう独占的实施権を許諾することとした。
- ・一方、共同研究の成果を実施して得た利益の合理的配分という考えの下、C大学はA社よりロイヤリティを受けることとした。
- ・製品の改良モデル及び実験データを連携プロジェクトの成果物とした。
- ・大学の成果として対外的にアピールしていくため、製品に「C大学と共同開発」の旨を表記することを予め要求した。
- ・学生に関してはゼミの一環での任意参加とし、秘密保持義務を課した。
- ・一方、学生は実証実験に参加するだけなので、創作の成果についての知的財産権は主張できないこととした。
- ・担当者の追加については大学の責任の下で自由に追加できることとした。
- ・連携に係る費用はA社が負担するというで合意した。
- ・学生は創作プロセスには関与せず、開発補助担当と位置づけた。

デザインに係る産学連携契約書 (Case 6)

＜筆記用具の共同開発の例＞

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、筆記用具を共同開発することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲の人間工学に関する知見と乙の筆記用具に関する技術を用いて、筆記用具を共同開発することについて諸条件を定めることを目的とする。

（共同開発の内容）

第2条 甲及び乙は、次の項目に関し、共同開発を行う（以下「本共同開発」という。）。

- (1) 長時間把持しても疲れない筆記用具
- (2) 人間工学的に的確な形状
- (3) 乙が(1)及び(2)の視点で製作したモデル（以下「原モデル」という。）の実証実験
- (4) 原モデルを改良したモデル（以下「改良モデル」という。）の試作・検証

（開発業務の分担）

第3条 甲及び乙は、次の開発業務分担で本共同開発を行う。

- (1) 甲の開発業務：
 - ①原モデルを使用した実証実験（20人以上のデータを取得）
 - ②実証実験によって得られたデータの解析
 - ③原モデルの評価
 - ④より良い形状の提案
 - ⑤改良モデルの検証
 - ⑥レポートの作成
- (2) 乙の開発業務：
 - ①甲への原モデルの提供
 - ②甲の提供するデータ解析結果の検証及び採択
 - ③改良モデルの試作
- (3) 甲乙共同の開発業務：
 - ①(1)・(2)を踏まえた共同開発計画書（以下「本計画書」という。）の作成
 - ②本計画書の変更又は修正
 - ③甲乙相互の開発業務の検証及び評価
 - ④本共同開発成果の確認

（開発業務の推進方法）

第4条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに本計画書を作成し、これに基づき開発業務を行い、定期的に協議会を設定して、その進捗状況及び本共同開発成果の確認を行う。

2 乙は、甲に対し、本計画書作成後に原モデルを提供し、これに係る関連情報を開示する。

(開発業務の場所)

第5条 甲及び乙は、次の場所において開発業務を行う。

●●大学 工学部 工業デザイン学科 人間工学研究室

(開発業務の従事者)

第6条 本共同開発の従事者は、次の通りとする。

甲の従事者：工業デザイン学科 人間工学研究室 教授 ●●●●
 同 准教授 ◆◆◆◆
 学生 同研究室所属で補助業務を希望した学生

(以下合わせて「開発補助学生」という。)

乙の従事者：●●●●製作事業部 商品開発センター デザイングループ
 デザイナー ■■■■、■■■■、■■■■

(以下合わせて「開発参加研究員」という。)

(開発補助学生の扱い)

第7条 甲は、本契約締結に際し、開発補助学生との間で、開発補助学生が甲諸規程及び甲の意向のもとで本共同開発に参加することについて同意を得るものとする。

(開発参加研究員の扱い)

第8条 乙は、本契約締結に際し、開発参加研究員との間で、開発参加研究員が乙の諸規程及び乙の意向のもとで本共同開発に参加することについて同意を得るものとする。

(開発業務従事者の変更及び追加)

第9条 甲は自己の責任において、開発補助学生を本研究に従事させることができる。

(再委託)

第10条 甲は、事前の書面による乙の承諾を得て、甲の開発業務を再委託することができる。

(本共同開発の期間)

第11条 本共同開発の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(費用の分担)

第12条 本共同開発の予算は、次のとおりとする。

甲に係る費用：●●●万円 (以下「甲の経費」という。)

乙に係る費用：●●●万円

2 乙は、前項に定める費用を全て負担する。

(甲の経費の支払い)

第13条 乙は、甲に対し、前項に定める甲の経費を、甲の発する請求書により支払う。

(経理の監査)

第14条 乙は、甲に対し、甲の経費に関する経理書類の閲覧の申し出を行うことができる。
その場合、甲は、これに応じなければならない。

(甲の経費により取得した設備・機器等の帰属)

第15条 甲の経費により取得した設備・機器等は、甲に帰属する。

(提供物品の取扱い)

第16条 甲及び乙は、協議の上第3条に定める以外の提供物品を追加することができる。

2 乙は、第3条及び前項に係る提供物品の搬入、据付、撤去及び搬出等に要する費用を負担する。

(本共同開発の中止又は延長)

第17条 甲及び乙は、天災その他本共同開発遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、本共同開発を中止し、又は本共同開発の期間を延長することができる。

2 前項の場合、甲及び乙はその責を負わない。

(甲の経費の返還)

第18条 本共同開発が終了し、又は前条の定めに基づき中止された場合において、乙が甲に支払った甲の経費に不用が生じたときは、乙は、甲に対し、不用となった額の返還を請求することができる。この場合、甲はこれに応じなければならない。

(甲の経費が不足した場合の処置)

第19条 甲は、乙に対し、第12条に定める甲の経費に不足を生じるおそれが発生した場合、直ちに理由を付して通知する。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する甲の経費を負担するかどうか決定する。但し、乙は、負担を義務付けられるものではない。

(本共同開発成果の確認)

第20条 甲及び乙は、第11条に定める本共同開発期間終了後又は第17条に定める中止後1週間以内に、第4条に定める定期協議会において本共同開発成果の確認を行い、これを本共同開発成果確認書としてまとめる。

2 甲及び乙は、前項に定める本共同開発成果確認書において、次のものを特定する。

- ① 原モデルの実証実験のデータを納めた記録メディア
- ② 改良モデルが掲載されたレポート
- ③ 秘密として扱うべき情報

(本共同開発成果の帰属)

第21条 甲及び乙は、本共同開発成果が共有に属することを確認する。

(知的財産権の帰属)

第 22 条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権（国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。）が、原則として、持分折半（それぞれ 50% の割合）で共有に属することを確認する。

(独占的实施)

第 23 条 甲は、前条に定める知的財産権について、甲が自ら実施しない場合で、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合、第 11 条に定める本共同開発期間の終了の日から 5 年間、乙又は乙の指定する者に、独占的な実施を許諾する。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から申し出があった場合、前項に定める独占的な実施の期間を更新できる。

(第三者への実施権許諾)

第 24 条 甲は、前条の定めに基づき乙又は乙の指定する者に独占的な実施を許諾した場合において、当該期間設定の日から 2 年以内に、乙又は乙の指定する者が正当な理由なく当該産業財産権を実施していない、又は著作権を利用していない場合、乙又は乙の指定する者から事情聴取のうえ第三者に非独占的な実施権の許諾を行うことができる。この場合、乙又は乙の指定する者に対しては非独占的な実施の許諾を行うことができる。

2 乙は、前条の定めにより甲と共有することとなった知的財産権の実施又は利用を第三者に許諾する場合、事前に甲の承諾を得る。

(産業財産権の出願・維持・保全費用)

第 25 条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権のうちの国内外の産業財産権の出願・維持・保全に関し、別途契約を締結する。

2 前項において、国内外の産業財産権の出願・維持・保全にかかる費用は、乙が負担する。

(商品化等の対価)

第 26 条 乙又は乙の指定する者が改良モデルに基づく筆記用具の製造・販売を希望する場合、その旨書面で甲に通知し、甲との間で別途商品化等に関する契約を締結しなければならない。

2 前項に定める契約において、次の条件が規定される。

- ① 対価：製品一個あたり出荷額の〇〇%
- ② 期間：本共同開発終了から〇年間
- ③ 支払時期：半年ごと
- ④ 監査：甲による経理監査
- ⑤ 商品化対象筆記用具のパッケージに「甲と共同開発」の表記

(第三者からの対価配分)

第 27 条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権を第三者に実施許諾した場合、その

対価をそれぞれの持分に応じて配分する。

(第三者による知的財産権の侵害等)

第 28 条 乙は、第三者が本共同開発成果に係る知的財産権を侵害し若しくは侵害しようとしていることを知った場合、又は本共同開発成果に関して不正競争行為に該当する行為を行い若しくは行おうとしていることを知った場合、直ちに甲に通知する。甲は、乙の協力のもとで侵害等の事実の調査検討を行い、検討結果に基づき対応の要否を決定する。但し、甲は侵害等の解決義務を負わない。

2 乙が、本共同開発成果に係る知的財産権について第三者が侵害し若しくは侵害しようとしていること又は本共同開発成果に関して不正競争行為に該当する行為を行い若しくは行おうとしていることに対して、警告、訴訟の提起等法的手段をとった場合、甲は、乙に対し、必要な協力を行う。但し、その費用は乙が負担する。

(情報の開示)

第 29 条 乙は、甲に対し、本共同開発の遂行に必要な範囲でその保有する情報等を開示する。

(秘密の保持)

第 30 条 甲及び乙は、本共同開発の実施に当たり、相手方より秘密として特定して開示又は提供を受けた情報並びに第 20 条に定める本共同開発成果に関する情報のうち甲及び乙が秘密として特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ① 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
- ② 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- ③ 開示又は提供を受けた後、開示又は提供を受けた者の責によらず公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ⑤ 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく独自に創作・取得していた情報
- ⑥ 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、前項の定めにより秘密保持を行うことについて、第 6 条に定める本共同開発の従事者から誓約を得る。

3 甲及び乙は、原則として第 6 条に定める本共同開発の従事者に対し、その所属を離れた後も含め、秘密情報に関し、秘密保持の義務を負わせる。但し、開発補助学生に関してはこの限りでない。

4 本条に基づく秘密保持の有効期間は、本契約有効期間終了後●年間とする。

(本共同開発成果の公表)

第 31 条 甲及び乙は、本共同開発の終了（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は各年度末の翌日から起算して●月以降、本共同開発によって得られた開発成果（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた開発成果）について、前条に定める秘密保持義務を遵守した上で公表することができる。但し、甲は、開発成果の公表という大

学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得て公表の時期を早めることができる。

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき開発成果の公表を行おうとするときは、開発成果の公表を行おうとする日の●日前までに、その内容を書面で相手方に通知する。通知を受けた相手方は、当該通知の内容に、開発成果の公表が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後●日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。
- 3 前項に定める通知を要する期間は、本共同開発を終了又は第 17 条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。

(甲の責任)

第 32 条 甲及び第 6 条に定める甲の従事者は、乙が第 26 条の定めに基づき改良モデルに基づく筆記用具の製造・販売を行うことに伴い、第三者の国内外の知的財産権を侵害したとして、警告され又は紛争に陥ったとしても一切の責を負わない。

- 2 甲は、乙の費用負担の下で、前項に定める第三者との紛争の解決に可能な範囲で協力する。

(筆記用具の瑕疵に関する責任)

第 33 条 乙は、第 26 条の定めに基づき製造・販売した改良モデルに基づく筆記用具の欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害し損害が発生したときは、それが甲の設計上の欠陥に起因するものであったとしても、その損害賠償責任を負う。

(第三者からの産業財産権の無効の申立て)

第 34 条 甲及び乙は、本共同開発の成果に係る産業財産権について第三者から無効を申立てられた場合は、双方協力して対応する。

(有効期間)

第 35 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。但し、本契約の失効後も、第 18 条、第 22 条から第 33 条の定めは、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約の解約)

第 36 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- ① 乙が所定の期限までに甲の経費を支払わなかったとき
 - ② 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
 - ③ 乙が銀行取引停止処分を受けたとき
 - ④ 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき
- 2 甲及び乙は、次の場合に、催告後●日以内に是正されない場合は本契約を解約できる。
 - ① 相手方が本契約の履行に関し不正又は不当があったとき
 - ② 相手方が本契約に違反したとき

契約書文面例 Case 6

(損害賠償)

第 37 条 甲及び乙は、第三者から知的財産権の侵害の賠償等を求められた場合を除き、自己に属する職員又は従業員が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(裁判管轄)

第 38 条 本契約に関する紛争については第一審の専属管轄を■■■裁判所とする。

(協議事項)

第 39 条 甲及び乙は、本契約に定めなき事項又は本契約の各条項の解釈についての疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各 1 通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
○○大学法人 ○○大学
学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
○○株式会社
代表取締役社長 印

Case 7: 共同×プロダクトデザイン×外国企業×厳密な進捗管理×ロイヤリティ

| | |
|------------|---|
| (連携相手方) | 外資家電メーカー |
| (連携元大学) | 私立美術・デザイン系大学 工業デザイン学科 |
| (連携の内容) | 日本らしいシンプルな美を表現した家電製品の共同創作 |
| (研究形態) | 共同研究形態とし、教員が参画し学生は関与しない |
| (知的財産権の帰属) | 知的財産権は企業に譲渡し、商品化による利益をランニングロイヤリティのかたちで大学に配分 |

(連携の背景)

- ・外資家電メーカーのS社は日本での製品展開を強化することを計画しており、その象徴的な製品として日本らしいシンプルな美を表現した家電機器シリーズのデザインの制作を計画した。
- ・日本の感性を取り入れるため、私立美術・デザイン系M大学に依頼をし、フリーランスデザイナーとしての活動も行っているプロダクトデザイン専攻のX教授、Y准教授とS社デザイナーが共同して家電製品シリーズの制作を行うこととなった。
- ・提案したデザイン案は商品化されることが見込まれている。
- ・研究フェーズ1と研究フェーズ2に分けて進捗管理をすることとした。

(契約のポイント)

- ・M大学には職務発明規定が整備されていることを前提に、大学側は教員のみが関わり（学生は関わらない）、秘密保持などについては特段の配慮が不要であった。
- ・研究成果に係る知的財産権を譲渡することとし、連携相手方による実施・利用、その他権利の活用への制約を最小限のものとした。
- ・外国企業が相手であり、商慣習の違いによる不測の行き違いを避けるため、詳細な契約とし、できるだけ紛争の対象となりうる事項を想定して列挙するようにした。
- ・対価の支払いを2回に分け、研究開始時に第1回、そして研究フェーズ1の中途成果発表を見てから第2回目の対価を支払うこととし、研究の中間成果によっては第2回目対価の支払いをしなくて良いこととした。
- ・対価についてはS社が一時金をフェーズ1とフェーズ2に分けて支払い、製品化後にランニングロイヤリティを支払うこととした。
- ・製品の実施にあたっては、S社が先行する知的財産権について調査をすることを明記した。
- ・研究成果を実施等し、第三者の知的財産権を侵害していたことが発覚したとしても、M大学は可能な範囲で協力はするが、紛争等になった際の責任は負わないことを確認した。

デザインに係る産学連携契約書 (Case 7)

＜家電のデザインの共同開発の例＞

〇〇大学法人〇〇大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、家電機器のデザインを共同開発することについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲の工業デザインに関する知見と乙の家電機器に関する技術を用いて、●●●家電に係るデザイン（以下「●●●家電デザイン案」という。）を共同開発することについて諸条件を定めることを目的とする。

（共同開発の内容）

第2条 甲及び乙は、次の項目に関し、共同開発を行う（以下「本共同開発」という。）。

- ① 日本らしいシンプルな美を表現した家電機器のデザイン
- ② デザインに関する条件や制約についての認識共有
- ③ デザインのレンダリングの作成
- ④ 使用する素材・製造方法・コストの検討
- ⑤ 実寸モデルの作成

（開発業務の分担）

第3条 甲及び乙は、次の開発業務分担で本共同開発を行う。

- (1) 甲の開発業務：
 - ① 乙が提供する情報に基づく乙の従来家電機器の評価
 - ② 日本の市場環境における●●●家電のデザインのリサーチ
 - ③ ●●●家電のデザインのレンダリングの創作及び提案
 - ④ 実寸モデルの検証
- (2) 乙の開発業務：
 - ① 乙の従来家電機器の情報の開示
 - ② 甲の提案の検証及び採択
 - ③ 甲の提案に基づく図面の作成
 - ④ 実寸モデルの試作
- (3) 甲乙共同の開発業務：
 - ① (1)・(2)を踏まえた共同開発計画書（以下「本計画書」という。）の作成
 - ② 本計画書の変更又は修正
 - ③ 甲乙相互の開発業務の検証及び評価
 - ④ 本共同開発成果の確認

（開発業務の推進方法）

第4条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに本計画書を作成し、これに基づき開発業務を

行う。

- 2 甲及び乙は、前項に定める本計画書を、フェーズ1とフェーズ2に区分して計画を立案する。フェーズ1とフェーズ2の達成目標は次のとおりとする。

フェーズ1：●●●●●●の方向性の決定

フェーズ2：フェーズ1に基づいた●●●●●●の創作

- 3 甲及び乙は、定期的に協議会を設定して、本計画書に基づく本共同開発の進捗状況及び本共同開発成果の確認を行う。
- 4 乙は、甲に対し、本計画書作成後に乙の従来家電機器を提供し、これに係る関連情報を開示する。

(開発業務の場所)

- 第5条 甲及び乙は、それぞれ次の場所において開発業務を行う。甲乙共同の開発業務のための場所は、必要の都度甲乙協議の上特定する。

甲の場所：工業デザイン学科研究室

乙の場所：●●●●家電事業部 研究センター

(開発業務の従事者)

- 第6条 本共同開発の従事者は、次の通りとする。

甲の従事者：工業デザイン学科研究室

教授 ●●●●

准教授 ▲▲▲▲

乙の従事者：●●●●家電事業部 研究センター

プロダクトデザイナー ■■■■、■■■■、■■■■

(以下合わせて「開発参加研究員」という。)

(開発参加研究員の扱い)

- 第7条 乙は、本契約締結に際し、開発参加研究員との間で、開発参加研究員が乙の諸規程及び乙の意向のもとで本共同開発に参加することについて同意を得るものとする。

(開発業務従事者の変更)

- 第8条 甲及び乙は、開発業務従事者としてそれぞれ新たに追加指名した場合又は変更した場合、相手方に対し、その旨通知する。

(本共同開発の期間)

- 第9条 本共同開発の期間は、次のとおりとする。

フェーズ1の期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

フェーズ2の期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

- 2 甲及び乙は、フェーズ1終了1ヶ月前までに、フェーズ2に進むか否か協議の上で、決定する。
- 3 前項に定める協議により、フェーズ2に進まないと決定した場合、本共同開発は、フェーズ1の期間をもって終了する。

(費用の分担)

第10条 甲及び乙は、本共同開発の予算は、次のとおりとする。

フェーズ1の予算

甲に係る費用：●●●万円（以下「甲のフェーズ1の経費」という。）

乙に係る費用：●●●万円

フェーズ2の予算

甲に係る費用：●●●万円（以下「甲のフェーズ2の経費」という。）

乙に係る費用：●●●万円

2 乙は、前項に定める費用を全て負担する。但し、前条第3項に定めに該当する場合、乙は、フェーズ1に係る費用のみを負担する。

(甲の経費の支払い)

第11条 乙は、甲に対し、前条に定める甲フェーズ1の経費及び甲のフェーズ2の経費を、甲の発する請求書により支払う。但し、第9条第3項の定めに該当する場合、乙は、フェーズ1に係る費用のみについて甲の発する請求書により支払う。

(経理の監査)

第12条 乙は、甲に対し、甲のフェーズ1の経費及び甲のフェーズ2の経費に関する経理書類の閲覧の申し出を行うことができる。その場合、甲は、これに応じなければならない。

(甲の経費により取得した設備・機器等の帰属)

第13条 甲のフェーズ1の経費及び甲のフェーズ2の経費により取得した設備・機器等は、甲に帰属する。

(提供物品の取扱い)

第14条 甲及び乙は、協議の上、第3条に定める以外の提供物品を追加することができる。

2 乙は、第3条及び前項に係る提供物品の搬入、据付、撤去及び搬出等に要する費用を負担する。

3 甲は、乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良な管理者の注意をもって、それを保管する。

(本共同開発の中止又は延長)

第15条 甲及び乙は、天災その他本共同開発遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、本共同開発を中止し、又は本共同開発の期間を延長することができる。

2 前項の場合、甲及び乙はその責を負わない。

(甲の経費の返還)

第16条 本共同開発が終了し、又は前条の定めに基づき中止された場合において、乙が甲に支払った甲のフェーズ1の経費又は甲のフェーズ2の経費に不用が生じたときは、乙は、甲に対し、不用となった額の返還を請求することができる。この場合、甲はこれに応じなければならない。

(甲の経費が不足した場合の処置)

第17条 甲は、乙に対し、第10条に定める甲のフェーズ1の経費又は甲のフェーズ2の経費に不足を生じるおそれが発生した場合、直ちに理由を付して通知する。この場合、乙は、甲と協議の上、不足する甲の経費を負担するかどうか決定する。但し、乙は、負担を義務付けられるものではない。

(本共同開発成果の確認)

第18条 甲及び乙は、第9条に定める本共同開発期間のフェーズ1の期間及びフェーズ2の期間終了後又は第15条に定める中止後1週間以内に、第4条第3項に定める定期協議会において本共同開発成果の確認を行い、これを本共同開発成果確認書としてまとめる。

2 甲及び乙は、前項に定める本共同開発成果確認書において、次のものを特定する。

特定し、記載すべき事項

- ① ●●●●●●●●●●
- ② ●●●●●●●●●●
- ③ ●●●●●●●●●●
- ④ ●●●●●●●●●●

(本共同開発成果の帰属)

第19条 甲及び乙は、本共同開発成果が共有に属することを確認する。

(知的財産権の帰属)

第20条 甲及び乙は、本共同開発成果に係る知的財産権(国内外の特許を受ける権利及び特許権、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに著作権並びにそれらと同等の権利を含む。)が、原則として、持分折半(それぞれ50%の割合)で共有に属することを確認する。

(知的財産権の譲渡)

第21条 甲は、乙に対し、前条に定める知的財産権の甲の持分を、譲渡するものとし、別途甲乙間で譲渡契約を締結する。

(知的財産権の取扱いに関する乙の義務)

第22条 乙は、本共同開発成果に係る産業財産権の出願に際し、●●●●●教授及び▲▲▲▲▲准教授を発明者又は創作者として記載する。

2 乙は、●●●●●家電デザイン案を改変する際は、事前に●●●●●教授及び▲▲▲▲▲准教授の承諾を得る。

(商品化等の対価)

第23条 乙が●●●●●家電デザイン案に基づく●●●●●家電の製造・販売を希望する場合、その旨書面で甲に通知し、甲との間で別途商品化等に関する契約を締結しなければならない。

2 前項に定める契約において、次の条件が規定される。

- ① 対価：製品一個あたり出荷額の〇〇%
- ② 期間：本共同開発終了から〇年間
- ③ 支払時期：半年ごと
- ④ 監査：甲による経理監査

(秘密の保持)

第 24 条 甲及び乙は、本共同開発の実施に当たり、相手方より秘密として特定して開示又は提供を受けた情報並びに第 18 条に定める本共同開発成果に関する情報のうち甲及び乙が秘密として特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。但し、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- ① 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
- ② 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- ③ 開示又は提供を受けた後、開示又は提供を受けた者の責によらず公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ⑤ 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく独自に創作・取得していた情報
- ⑥ 書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 2 甲及び乙は、前項の定めにより秘密保持を行うことについて、第 6 条に定める本共同開発の従事者から誓約を得る。
- 3 甲及び乙は、原則として第 6 条に定める開発業務の従事者に対し、その所属を離れた後も含め、秘密情報に関し、秘密保持の義務を負わせる。
- 4 本条に基づく秘密保持の有効期間は、本契約有効期間終了後●年間とする。

(本共同開発成果の公表)

第 25 条 甲及び乙は、本共同開発の終了（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は各年度末の翌日から起算して●月以降、本共同開発によって得られた開発成果（本共同開発の期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた開発成果）について、前条に定める秘密保持義務を遵守した上で公表することができる。但し、甲は、開発成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得て公表の時期を早めることができる。

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき開発成果の公表を行おうとするときは、開発成果の公表を行おうとする日の●日前までに、その内容を書面で相手方に通知する。通知を受けた相手方は、当該通知の内容に、開発成果の公表が将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは当該通知受理後●日以内に公表される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。
- 3 前項に定める通知を要する期間は、本共同開発を終了又は第 15 条の規定により中止した日の翌日から起算して●年を経過した日までとする。

(甲乙の知的財産権に対する責任)

第 26 条 乙は第 23 条の定めに基づき●●●●家電の製造・販売を行う際は、知的財産権の調査を行い、その結果により必要な場合は対策を講じる。

2 甲及び第 6 条に定める甲の従事者は、乙が前項の製造・販売を行うことに伴い、第三者の国内外の知的財産権を侵害したとして、警告され又は紛争に陥ったとしても一切の責を負わない。

3 甲は、乙の費用負担の下で、前項に定める第三者との紛争の解決に可能な範囲で協力する。

(●●●●家電の瑕疵に関する責任)

第 27 条 乙は、第 23 条の定めに基づき製造・販売した●●●●家電の欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害し損害が発生したときは、それが甲の設計上の欠陥に起因するものであったとしても、その損害賠償責任を負う。

(有効期間)

第 28 条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から●年間とする。但し、本契約の失効後も、第 16 条、第 20 条から第 27 条の定めは、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(契約の解約)

第 29 条 甲は、次の場合、催告なく本契約を解約できる。

- ① 乙が所定の期限までに甲のフェーズ 1 の経費又は甲のフェーズ 2 の経費を支払わなかったとき
- ② 乙が破産若しくは民事再生手続き又は解散手続きをとったとき
- ③ 乙が銀行取引停止処分をうけたとき
- ④ 乙が監督官庁より営業の停止又は営業免許の取り消しの処分を受けたとき

2 甲及び乙は、次の場合に、催告後●日以内に是正されない場合は本契約を解約できる。

- ① 相手方が本契約の履行に関し不正又は不当があったとき
- ② 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第 30 条 甲及び乙は、第三者から知的財産権の侵害の賠償等を求められた場合を除き、自己に属する職員又は従業員が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(裁判管轄)

第 31 条 本契約に関する紛争については第一審の専属管轄を■■■裁判所とする。

(完全合意)

第 32 条 本契約締結の前日までに、甲乙間でなされた口頭又は書面による合意は、それが本契約の内容と相違するものである限り、すべてなかったものとみなす。

契約書文面例 Case 7

2 本契約締結の前日までに、甲乙間で取り交わされたすべての書面および口頭での陳述は、本契約の解釈書類として使用することができない。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、各1通をそれぞれが保有する。

平成 年 月 日

甲 県 市 町 丁目 番 号
〇〇大学法人 〇〇大学
学長 印

乙 県 市 町 丁目 番 号
日本法人 〇〇〇〇
代表取締役社長 印

本
編

第
1
部

第
2
部

第
3
部

第
4
部

第
5
部

第
6
部

第
7
部

第6部 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制

第1章 大学の産学連携体制

第1節 大学の産学連携体制の現状

本研究でヒアリング調査を行った大学における窓口・管理体制についての整備状況を整理する。なお、ヒアリング調査を行った大学の約2/3は自然科学系の学部を有しており、残りの大学も産学連携に積極的に取り組んでいることから、窓口・管理体制が比較的整備されていることに注意が必要である。

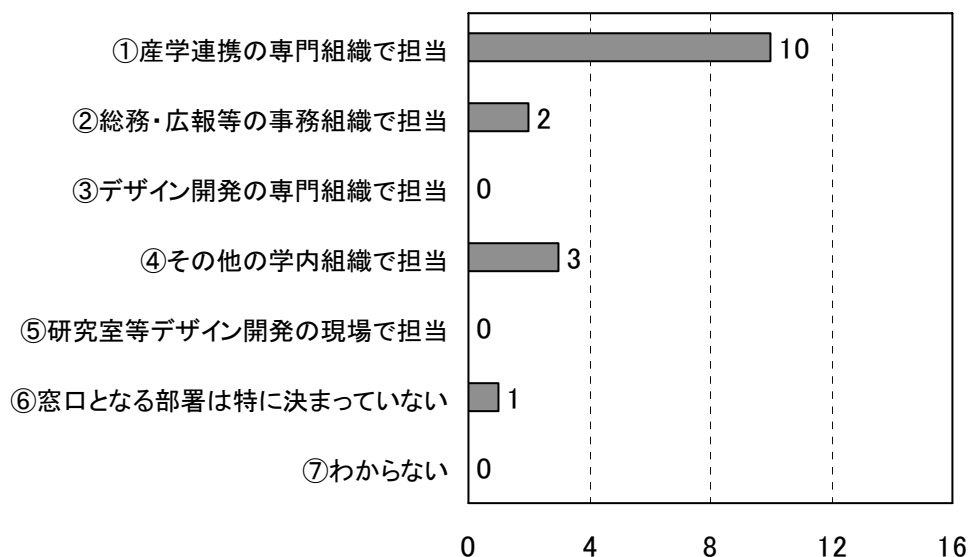
1. 実施窓口となる学内組織の有無

デザイン産学連携の実施窓口となる学内組織の有無については、「産学連携の専門組織で担当する」との回答が最も多かった。また、産学連携の専門組織が整備されていない大学では、「総務・広報等の事務組織」や「その他の学内組織」が担当するとの回答もあった。一方で「デザイン開発の専門組織で担当」「研究室等デザイン開発の現場で担当」との回答は無かった。産学連携自体は、自然科学系の学部（教員）との間で実施されることが多いため、自然科学系の学部を持つ大学では、専門組織が設置されていることが多い。

なお、産学連携の専門組織であっても、産学連携以外の業務も担当する組織の場合がある。具体的には、国等の外部資金獲得支援業務や、地元地域との社会連携業務も、産学連携とあわせて担当している場合がある。

図 6-1-1 デザイン産学連携の実施窓口となる学内組織の有無

SA（単一回答）N=16



工学部を中心とした産学連携体制を構築しており、その中でデザインも扱っている。
(国立大学へのヒアリング調査結果)

大学が4キャンパスに分かれており、産学連携・知財管理部門は工学部キャンパスにある。そのため、他学部からは、産学連携・知財管理部門は工学部の一組織と誤認されてきた。しかし、3年前から学部を越えた産学連携活動を行うことで、学内の認識も徐々に改められてきた。

(国立大学へのヒアリング調査結果)

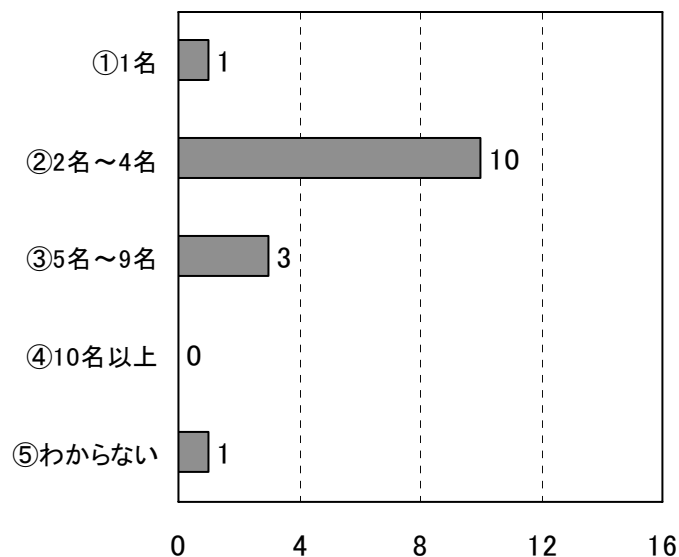
2. 事務手続き従事者数

デザイン産学連携における、契約・進捗管理等の事務手続きに携わる教職員の人数について尋ねたところ、「2～4名」との回答が最も多かった。また、「5～9名」との回答がこれに次いでいるが、「10名以上」との回答は無い。なお、「1名」との回答は1件あった。

ヒアリング対象とした大学に関しては、デザイン産学連携における専門組織は整備されているものの、体制としては小規模であることが多い。

図 6-1-2 デザイン産学連携プロジェクトにおける、
事務手続き（契約・進捗管理等）に従事する教職員数

SA（単一回答）N=15



2006年に産学連携を設計・コーディネートする〇〇センターを設置した。職員6名、センター付教員3名の体制（センター長は学部長が兼任）である。〇〇センターは、産学連携の「仕組み」を整えるコーディネーター機能を担っており、社会課題解決に取り組むプロジェクトとして産学連携を「設計」している。プロジェクトセンターのスタッフは「コーディネーター」と呼ばれる。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

デザイン産学連携プロジェクトに関する契約、進捗管理等の事務手続きに携わる教職員は1名のみである。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

第2節 大学の産学連携体制の整備

ヒアリング対象とした大学の多くではデザイン産学連携の窓口となる学内組織が整備されている。産学連携の窓口組織を設置することは以下のメリットがある。

- 産学連携に関する情報の管理の一元化が図られ、企業との契約交渉に係わる知見・ノウハウが蓄積可能となる。
- 企業からのニーズをそのまま受け入れるのではなく、大学（教員、学生）及び企業の双方にとってより有益な産学連携内容に設計するなど、企業と調整することが可能となる。

1. 企業との契約交渉に必要な知見・ノウハウの蓄積

デザイン分野に限らず、産学連携においては、大学を下請的な立場と捉えて、大学側からみて不合理な契約内容を要求する企業も一部にある。単に連携先と教員の橋渡しをするだけでなく、教育研究組織としての大学の立場から、企業と契約交渉を行う役割が産学連携組織には求められる。

産学連携の際、企業は大学を「一般のデザイン会社」と同様に扱いがちである。業界慣行として、契約時は発注側が有利な立場の契約を要求してくることが多いが、同じように大学にも発注（企業）側が有利な立場となる契約を要求している。産学連携においては、産学連携センターは教員、学生の権利を守るという方向性を打ち出している。

(公立大学へのヒアリング調査結果)

2. 産学連携を産・学双方に魅力的な内容とする設計・調整

大学にとって産学連携は、単に外部資金を得ることが目的ではなく、「実践的な教育の場」や「大学の知の社会還元」として活用されている。産学連携組織には、より魅力的な産学連携プロジェクトを立ち上げる、いわばコーディネーターとしての役割も求められる。

必ずしも学生が常に斬新な発想をすることは限らない。本学と産学連携を行う企業は、(学生の発想力だけでなく) 大学が用意する産学連携のフレーム（制度）を期待していると思う。本学では、産学連携をコーディネートする過程で、学生・教員・企業にとって魅力がある内容に「仕立てる」ことを意識している。逆に、大学では取り組めないと判断した案件は条件が良くても断っている。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

第2章 大学の知的財産管理体制

第1節 大学の知的財産管理体制の現状

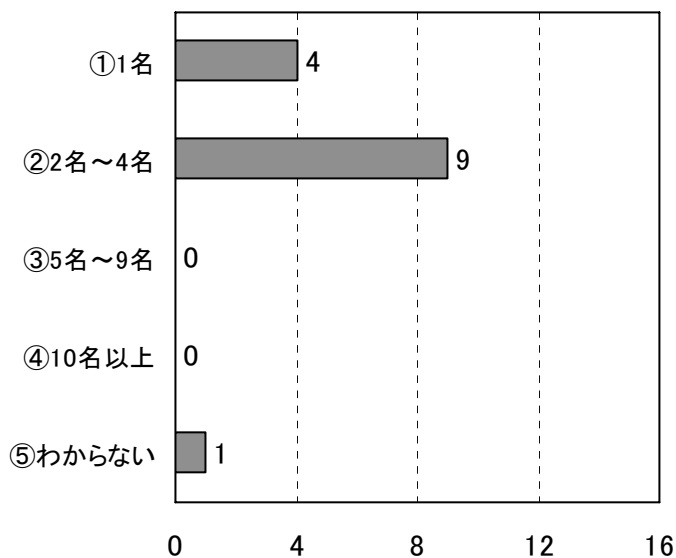
デザイン産学連携における、知的財産に関する業務（産業財産権の出願・管理、ライセンスなど）に携わる教職員の人数について尋ねたところ、「2～4名」との回答が最も多かったが、5名以上の回答は無い。なお、「1名」との回答は4件あった。

また、知的財産管理体制の規模の小さい大学では、近隣の他大学との連携や地域 TLO の活用等により、規模の小ささをカバーする動きも見られる。

なお、前述の産学連携体制と知的財産管理体制とを一体化している場合もある。

図 6-2-1 デザイン産学連携プロジェクトにおける、知的財産に関する業務（産業財産権の出願・管理、ライセンスなど）に従事する教職員数

SA（単一回答）N=14



出願までは大学内の組織で担当する。出願書類の作成は、全件、外部弁理士に（分野により3事務所に配分して）依頼している。ライセンス契約、譲渡契約などの活用段階になると、地域の TLO が担当する。TLO は、大学・高専の研究者の技術シーズ全てを取り扱っており、商標も扱っている。

（国立大学へのヒアリング調査結果）

知的財産に関する業務担当者は1名である。しかし、具体的な出願手続きに関しては、知的財産に関する知識を有する他大学からのアドバイスを受け、弁理士を通して行っている。また、県内の大学間の知的財産権に関する情報共有ネットワークを利用（知財研修会など）している。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

大学全体の産学連携については、知的財産部門と一体化した窓口で一元化し状況を把握している。

(私立大学へのヒアリング調査結果)

第2節 大学による知的財産管理の必要性

デザイン分野の産学連携の成果について、大学が知的財産管理を行う必要性として次の3点が挙げられる。

- 産学連携の成果を社会に還元しやすくする。
- 個人帰属から機関帰属への動きに対応する。(大学が知的財産を一元管理することで、権利の活用が円滑になり産学連携の成果を社会に還元しやすくなる。)
- 学生が契約の主体となることによる不利益を避ける。

1. 産学連携の成果を社会に還元しやすくする。

産学連携の成果を、意匠権や特許権、著作権等をはじめとする知的財産として管理し活用することにより、連携相手方の収益という形で社会に還元することができる。さらにその結果、産学連携に期待する企業が増え、産学連携を活性化する効果がある。逆にいえば、産学連携の成果が知的財産として保護されない場合、産学連携成果を活用した製品・サービスの競争力が強化されず、結果的に産学連携成果を活用するインセンティブを企業から奪うことになり、産学連携成果の社会還元を阻害することになる。

2. 個人帰属から機関帰属への動きに対応する。

大学が創出する成果は、以前は、発明者・創作者個人に帰属するという取扱であった。

学術審議会答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」1977年6月

各大学や国に特許を迅速・的確に取得・管理する能力がないままに教員の発明をすべて国等に帰属させることとすると、結果的に、優秀な発明が特許出願されなかつたり、あるいは外国に逃避したりするおそれがあると言える。そこで、むしろ、教員の発明に係る権利は原則として個人に帰属せしめ、その発明の早期の実施化を図り、その収益をもつて研究を更に発展せしめる道を開く方が合目的であると言える。

閣議決定「科学技術基本計画（第1期）1996年7月

研究者の流動化が今後進展していく状況にもかんがみ、研究者個人による研究成果の利用に道を開くため、各省庁は必要に応じ、特許権等の研究者個人への帰属を導入する

しかし、第2期科学技術基本計画（2001年、閣議決定）において、大学からの技術移転が強く意識されるようになり、個人帰属から機関帰属への転換が図られた。それに伴い、学生

による発明についても、「教員との共同発明や大学の施設を用いた発明は大学の一元的管理のもとにおくことが望ましい」とされた¹。

閣議決定「科学技術基本計画（第2期）」2001年3月

第1期基本計画においては、自らの研究成果を伴って研究者が流動できるとの観点、及び研究者個人へのインセンティブを向上させる観点から、職務上得られる特許等について個人への帰属を導入し、活用促進を図ってきた。しかし、当該特許等の個人帰属は増加したものの、その実施という観点では必ずしも増加に結びついていない。研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める。

総合科学技術会議「知的財産戦略について」2002年12月

大学等、特に国立大学においては、法人化に向けた準備作業の中で、研究者・教員・職員等（以下、「研究者等」という。）の職務上の研究成果に関する知的財産権は、発明者に相当の対価を支払うことを前提として、大学等がこれを承継すること（機関帰属）を原則とする方向で、知的財産に関する内部規定若しくは契約（以下、「内部規定」という。）を自主的に見直し、又は新たに整備することが求められる。

科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会・研究基盤部会答申「新時代の産学官連携の構築に向けて」2003年4月

大学における特許等の取扱いについては、昭和52年の学術審議会（当時）答申「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」において、学術研究の発展や知的財産の有効利用等の見地から、当時として最善の道として個人帰属の原則が採られており、現在に至っている。しかし、大学の社会貢献への要請の高まりや国民（納税者）の理解を得る必要性、近年の大学における体制整備の進展等に鑑みて「最善の道」を今日の時点で選択するとすれば、職務発明に係る特許権等のうち大学が承継するものの範囲について見直しを行い、機関帰属を原則とすることが適切である。具体的には、「大学から、あるいは公的に支給された研究経費を使用して大学で行った研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明」を職務発明の最大限にとらえ、その範囲内で各大学が自らのポリシーに基づいて承継する権利を決定することとなる。ただし、承継する権利の範囲の広狭等具体的なあり方については、大学毎の合理的判断に基づく多様性が尊重されるべきである。

（中略）

学生の発明については、教員との共同発明や大学の施設を用いた発明は大学の一元的管理のもとにおくことが望ましい。具体的には、Research Assistant（研究補助者）や研究プロジェクトの非常勤職員として大学と雇用関係がある場合は、職務発明として教員と同様原則大学が権利を承継することとし、雇用関係がない場合には、発明規則等に

¹ ただし、実態として、学生は勿論、教員の成果も「機関帰属が原則」が完全にはなっていない。大学の管理上の限界も勿論であるが、大学教員の職務設計が十分に行われておらず、大学教員の「職務」の範囲が不明瞭であることも背景にある。企業と大学の契約の下で行われる産学連携は、大学教員の職務であることが明確であることから、その成果について機関帰属が原則というルールを適用しやすい面がある。

よりこれらの発明について大学への届出を義務づけた上で、大学と学生との移転契約により承継することが考えられる。その際、対価の額や学生がベンチャーを起業する場合の扱いについては、学生側の立場に配慮した上で取り決めることが必要であろう。

(中略)

実用新案権、意匠権及び種苗法上の育成者権については、それぞれの権利を定める法律において特許法の職務発明規定(第35条)と類似の規定があることから、特許と同様の取扱いによって機関帰属を原則とする。

機関帰属として大学が成果を管理することになるとすれば、成果のひとつである知的財産についても、その管理について受け皿となる体制の整備が必要となる。

3. 学生が契約の主体となることによる不利益を避ける。

産学連携において学生が関与する場合、受け皿となる体制が大学に整備されていないとすると、学生と企業等の産学連携先との間で直接契約を結ぶ可能性が生じる。一般的に学生は契約に不慣れであり、契約において不測の不利益を招く可能性がある。また、連携相手先にとっても、学生と直接契約するよりも大学を窓口とした方が手続上の手間を削減できるという利点がある。

第3節 今後の大学の知的財産管理体制の整備

ヒアリング調査の対象とした大学の多くでは産学連携の窓口は設置されているものの、知的財産管理の面では、現状は大学間で差が非常に大きく、多くは体制としてせい弱である。実態として、デザイン分野の産学連携では、教育を主目的としたものが多く、産学連携の成果を産業財産権として出願・権利取得するケースが(自然科学系分野と比較して)多くないため、デザイン分野のみで知的財産管理「体制」を強化することは難しい。

しかし、今後、デザイン産学連携を強化し、学生・教員が創出した知的財産を保護・活用するためにも、大学としての知的財産管理「機能」の強化は必要である。

産学連携の体制の維持のためには知的財産権を扱う組織が必要であり、その保持のために大学が費用を負担しなければならない。(本研究委員会第1回 委員発言)

1. 知的財産ポリシーの制定

大学における知的財産ポリシーの制定について、総合大学と比較した場合、美術・デザイン系単科大学が遅れている状況にある。前述のとおり、大学としての知的財産管理「機能」の強化のため、大学の知的財産ポリシーを明確化し、教職員の知的財産への意識を高めることが求められる。

知的財産ポリシーでは次の事項を定めることが一般的である。これにより、大学で生み出された知的財産の取り扱いが教員、職員、学生にとって明確になる。

- 大学が管理を行う対象とする知的財産権の範囲
- 知的財産権の帰属
- 知的財産権の管理・活用の方針

特にデザイン分野の産学連携は、学生が中心となって教育活動の一環として実施されることが多いという特徴があり、学生の知的財産意識の醸成と、学生の知的財産を適切に保護する取組が特に求められる。

ただし、既存の大学の知的財産ポリシーは自然科学系の教育研究活動とそこから生まれる「発明」「特許権」を想定している場合が多く、そのまま規定として落としこむと美術・デザイン系の教員・学生による教育研究活動と合致しない場合がありうる点には注意が必要である。例えば、発明届制度で美術・デザイン系の教員・学生が創作した成果をどこまで届出対象とするのか、自由な創作活動を確保するために職務発明制度で美術・デザイン系教員の創作活動をどこまで機関帰属とするのが妥当か、などである。その意味で、美術・デザイン系大学の教育研究活動を十分に踏まえた知的財産ポリシー（例えば、職務”創作”規定など）が求められよう。

具体的には以下に例示したような点が留意点となる。

- 前提として、大学における自由な創作を阻害するものでないこと
- 教員・学生はプロフェッショナルの芸術家・デザイナーとしての立場をも有していること
- 学生が創作の中心となる可能性が少なくないこと
- 生み出される成果は著作物が中心となること。ただし、一見すると著作権のみが問題となるように思われる成果についても意匠を受ける権利や特許を受ける権利が発生している場合があること

以下の指摘のとおり、美術・デザイン系の単科大学での知的財産ポリシーの整備は進んでいない。ただし、少ないながらも整備例も見られ、美術・デザイン系大学の特徴を踏まえた知的財産ポリシーを制定した例として東京工芸大学のポリシーを次頁に取り上げる。

2006年に芸術系単科大学の知的財産ポリシーの整備状況を個人的に調査したところ、いずれも未整備であった。（本研究委員会第3回 委員発言）

東京工芸大学の事例では、学生の成果の取り扱いについて、大学と知的財産に関する契約関係が生じている学生も対象となっているが、「学生の知的財産の取り扱いに関しては、学生の学ぶ権利や就職の権利を損なわないよう配慮するものとする」ことが明示されているなど、デザイン・芸術系分野の特徴を踏まえた知的財産ポリシーになっていることがわかる。

図 6-2-2 美術・デザイン系大学における知的財産ポリシーの例（東京工芸大学）(1)

| 学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針 | |
|--|--|
| 平成19年6月27日 理事長 裁定 | |
| <p>この「学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針」（以下「本方針」という。）は、学校法人東京工芸大学及び当該法人が設置する東京工芸大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等において創出される知的財産のあり方等について定めるものである。</p> | |
| <p>1. 本学における知的財産の位置づけと本方針の目的</p> <p>知識基盤社会と言われる我が国において、大学が教育研究活動の成果として創出される知的財産を広く活用できるようにすることは、知の拠点として果たすべき社会貢献活動の一環として重要である。</p> <p>本学は、前身である小西写真専門学校が、当時の新しいメディアである写真の普及を図るため、写真の技術、産業、文化などの各側面における教育研究を推進すべく設立されたものであり、本学の歴史は写真及び関連するメディアに関する技術の発展や知見の蓄積とともにある。このような技術や知見などの知的財産を重視する姿勢は、創立当初に掲げた「美と法と人を尊重する紳士を育てる」という理念にすでに見いだせるものであり、本方針を制定する目的は、本学がこの創立当初の理念を継承し、さらなる教育研究活動の推進と社会発展への貢献を推進するためである。</p> | |
| <p>2. 本学で取り扱う知的財産の定義及び範囲</p> <p>1) 本方針が対象とする、知的財産は、本学の教職員等の知恵と工夫あるいは努力の結果生み出された知的成果の内、財産的な価値を有するものとし、以下に掲げるものとする。</p> <p>A) 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠 以下、特許権、実用新案権、意匠権を特許権等、発明、考案、意匠を発明等という。</p> <p>B) 回路配置利用権の対象となる半導体の回路配置</p> <p>C) 著作権の対象となるコンテンツ、データベース、プログラムの著作物 以下コンテンツ等著作物という。</p> <p>D) 研究開発成果としての有体物</p> <p>E) 商標</p> <p>2) 本方針の対象者は、本学役員及び教職員並びに本学と知的財産に関する契約関係が生じている研究者、学生とする。なお、学生の知的財産の取り扱いに関しては、学生の学ぶ権利や就職の権利を損なわないよう配慮するものとする。</p> | |
| <p>3. 知的財産の帰属のあり方及びその尊重</p> <p>1) 本学の職務に関して生じた発明等の知的財産については、原則として本学に帰属するものとする。</p> <p>2) 本方針の対象者が本学における教育研究活動により創出した知的財産及び知的財産権の帰属等の判断について、必要な手続きを定めるものとする。</p> | |

図 6-2-3 美術・デザイン系大学における知的財産ポリシーの例（東京工芸大学）(2)

- 3) 本学は、必要な手続きにより本学に継承する知的財産及び知的財産権を尊重し、その活用が効果的になされるよう取り組むものとする。
 - 4) 本学の知的財産の取り組みは、教育研究活動を深耕することに配慮して進めるものとする。
4. 知的財産の管理・活用の推進
- 本学は、知的財産の管理及び活用の一層の推進に向けて下記の事項に取り組むものとする。
- 1) 知的財産の管理・活用に必要な組織体制及び人員等を整備すると共に予算措置をとるものとする。
 - 2) 知的財産及び知的財産権に関する諸規程を整備する。
 - 3) 社会における知的財産の活用の際の取扱要領及び手順等を整備する。
 - 4) 本学の教職員及び学生等に対して、知的財産に関する意識の涵養を図る。
5. 知的財産に関する法令遵守等
- 1) 本学は、知的財産及び知的財産権に関連する諸法令を遵守する。
 - 2) 本学は、知的財産の創出、保護及び活用の際に秘密が保持されるよう、適切な措置をとるものとする。
 - 3) 本方針の対象者において、権利の侵害及びそれに起因する係争等を防止するよう努めるものとする。
 - 4) 本学は、知的財産の取り扱いの際に利益相反が生じないよう、努めるものとする。
6. その他
- 1) 本方針の改廃は大学協議会の議を経て理事長が行う。
 - 2) 本方針は平成19年6月27日から実施する。

(出典) 東京工芸大学>産学連携>学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針、
<http://www.t-kougei.ac.jp/research/pdf/research01.pdf>、2012年2月1日閲覧

2. 大学間ネットワークの構築

前述の、知的財産ポリシーの整備をはじめとする知的財産管理機能の強化のためには、知的財産を扱う専門組織を整備することが望ましい。しかし、美術・デザイン系単科大学で、知的財産管理の専門組織を大学ごとに自前で整備することは費用面で負担が大きく、なかなか実現できないという問題がある。そのため、大学外の各種支援制度・組織（例えば知的財産管理アドバイザー制度や、広域 TLO 等の行っている知的財産相談）を上手く活用して体制を整備することが可能である。また、単独で専門組織を維持することが難しい場合には、複数の大学が連携して知的財産権を扱う組織を形成して大学間ネットワークを構築することにより、個々の大学での費用負担を軽減させる方法も考えられる。

複数の大学がブロック単位で連携して知的財産権を扱う組織を形成し、費用負担を分散することも一案であると考えている。そのような連携組織における負担を減少させるためにも、契約のひな形が必要となる。（本研究委員会第1回 委員発言）

第3章 大学における知的財産プロモーション

第1節 知的財産権教育と相談窓口の整備

学生の知的財産権への認識については、学生がまず問題を認識していない状況にあるという意見がある。また、実際に学生の認識不足から、権利侵害が発生している事例も見られており、教育・啓発の重要性が指摘されている。

特に学生については、知的財産の問題が起きていないのではなく、そもそも問題が何かを認識できていない。学生に権利意識を持たせることは、教育の一環として必要である。（広域大学知財アドバイザーへのヒアリング調査結果）

本研究でヒアリング調査を行った大学の殆どで、知的財産権に関する教育が何らかの形で行われていた。ただし、著作権に関する講義を1回（コマ）行うものから、広くデザインを保護する法体系について全15回（コマ）以上の講義を設けているものまで差がある。一例として、集中講義としてデザインに関わる知的財産権とデザイン契約についての講義を必修科目としている金沢美術工芸大学の例を以下に示す。

図 6-3-1 金沢美術工芸大学における知的財産権教育の例

| | | | |
|--------|--|-------|-----------------------|
| 番号 | (B5)-02 | 履修コード | 3626Z11 |
| 科目名 | 意匠法規 | 科目英語名 | Regulations of Design |
| 科目区分 | デザイン科・工芸科共通専攻科目 | 授業形態 | 講義 |
| 資格区分 | | 開講学期 | 通年 |
| 入学年度 | | 毎週・集中 | 集中 |
| 専攻・年次 | 工芸科3年次 | 曜日・時限 | 1～4限 |
| 履修区分 | 必修 | 教室 | 第1教室 |
| 単位 | 1 | 定員 | 60名 |
| 担当教員 | (非常勤) 日高一樹 | | |
| 授業概要 | デザインに関する知的財産権およびデザイン契約 | | |
| 到達目標 | デザインに関する知的財産権と実践的活用法の知識習得 | | |
| 授業計画 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許法 2. 実用新案法 3. 意匠法 4. 商法 5. 著作権法 6. 不正競争防止法 7. 契約 8. 知的財産権マネジメント 9. 特許庁の電子図書館を使用した検索実習 10. 判例 | | |
| 予習・復習 | 適宜指示する。 | | |
| 教科書 | 産業財産権標準テキスト（特許、意匠、商標、流通）4冊特許庁刊および講師作成テキスト70ページ | | |
| 参考書 | なし。 | | |
| 教材 | ビデオデッキ、パソコン | | |
| 履修上の注意 | なし。 | | |
| 成績評価 | 出席20% 各回のレポート（4回）30% 試験（2回）50% 再試に代わるレポート30% 全体で50%以上のポイントを取得した者に単位を認定する。 | | |
| 主担当教員 | 日高一樹 | | |

(注) 図中では3年次のみの講義となっているが、4年次も対象となっている。

(出典) 金沢美術工芸大学>シラバス、<http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/www/contents/gakubu/syllabus.html>

他方で、第三者の権利の存在を注意喚起するだけでは、過剰な警戒心が生まれ、創作活動が萎縮してしまう可能性もあること有識者から指摘されている。なかでも、どのような表現物においても創作性がある限り無方式で著作権は発生するため、無数に存在しうる著作権については、萎縮効果が小さくないと考えられる。

コンプライアンスが求められる社会情勢において、学生が世の中に出て行く際に、他人の著作権を気にして萎縮している印象を受ける。

(本研究委員会第2回 委員発言)

しかも、一般に著作権制度に対する認知はあったとしても、その詳細についての理解は必ずしも高いとはいえない。例えば、次の点への理解が欠けているために、著名な作品と類似した作品を創作し公開した者に対してインターネット上で無数の批判が安易に当該創作者に向けられることがある。

- 著作権は、相対的な権利であるため、独自創作によって同一の表現にたどり着いたのであれば、必ずしも権利侵害とならない。にもかかわらず、独自創作の可能性を考慮しないまま批判が行われることがある。

上記の状況においては、学生に知的財産権制度に対する知識を教授するだけでは、学生の創作活動を萎縮させかねないものと思われる。

また、学生だけでなく、教員の知的財産権に対する理解を深める必要があることを指摘する声も存在した。学生への知的財産に係る教育・啓発をする際には、まず大学の教員の意識・啓発が必要である。

知的財産に関する教育状況は大学により大きく異なっている。知的財産教育を全く行っていない大学も存在する。他方で、非常に充実したカリキュラムを用意している大学もある。大学間で格差が非常に大きい。このような状況を解決するため、まず、大学教員への意識啓発も必要であると考え。（本研究委員会第3回 委員発言）

全体的に美術・芸術系大学に対して知的財産に関する理解を普及させるよう積極的にアプローチするべきである。ただし、教員へのアプローチを試みた場合、プロダクト系の教員は当該大学内において多数ではないという理由から全学規模への浸透が難しいので、そのやり方には工夫が必要である。（本研究委員会第3回 委員発言）

また、自然科学系の大学では、教員（研究者）による知的財産の相談窓口が学内に設置されていることもあるが、芸術系の大学においては、学生が知的財産に関して相談できる窓口を学内に整備することも重要である。

研究支援センターでは学生からの相談も受け付けているが、事後では大学はどうすることもできない。学生の権利を守るためにも、知財教育は重要である。昨今の経済事情により、学生の立場も弱くなっている。少しでも就職で有利になりたいので、自分の権利を守るという意識が低くなりがちである。

（私立大学へのヒアリング調査結果）

第2節 大学における知的財産に対する意識啓発

学生や教員への教育やセミナー等を通じた知的財産に対する啓発活動は引き続き重要である。加えて、上記（第1節）のように、知的財産権に係る教育・啓発の中でも、少なくとも著作権については詳細な講義を実施し、可能な限り著作権が発生する要件である創作性や、著作権侵害が成立する要件である依拠性について詳細に学ぶことが望ましいと考えられる。

デザインの大学でも学生の段階から知的財産の意識づけをしておくべき。公募展に出す際に、データベース等で検索し、あらかじめ他人の権利を知っておく必要がある。また、権利の基本を知らなければ、受賞した時にクライアントに有利に扱われる可能性もある。

また、教科書レベルでよいので学生のうちから契約書の見かたを知っておく必要があるのではないか。

（団体へのヒアリング調査結果）

第4章 デザイン産学連携を円滑に推進するために必要と考えられるその他の要素

デザイン産学連携を円滑に推進するためには、組織・体制整備といったハード面の構築のみならず、ソフト面の整備もまた必要である。

例えば、美術・デザイン系の大学においては（高額な機器・設備を教育研究で必要としないため）外部資金を獲得するというインセンティブや意識が高くないという意見がある。

しかし、前述したとおり、産学連携の機会は、美術・デザイン系の大学において極めて重要な実践的教育の場であり、大学の知を目に見える形で社会還元する機会でもある。その意味で、「外部資金獲得」以上に、産学連携を「実践的教育の場」「社会発信の場」として捉え、大学から積極的に産業界に連携を働きかけることも必要であると考えられ、そのために大学として、デザイン産学連携で得られる産業界側のメリットをどのように宣伝・訴求していくかという営業力・提案力の強化が今後必要となる。

連携にあたっての大学側の課題は営業力（成果物をどのように売り込んでいくか）の有無であることが多い。（本研究委員会第1回 委員発言）

学生の成果はたいしたものがないとの企業側の認識もあるようであるが、博士課程の学生では重要な発見、発明もありうる。成果をクローズにする仕組みがなければ企業側にとっては産学連携に取り組むメリットが損なわれ、産学連携は成り立たなくなるだろう。（本研究委員会第2回 委員発言）

美術・デザイン系の大学は外部資金・一般管理費の獲得への意識が医薬理工系の大学より低い現状にある。（本研究委員会第3回 委員発言）

また、産学連携契約についても、単に契約を円滑に締結するだけでなく、契約内容の定期的なフォローなどにより、産学双方にとって Win-Win の関係が構築できるような効果的な

産学連携スキームを実現していくことが求められる。加えて、産学の間でデザイン契約に関する新たな（かつ適正な）契約スキームを確立することにより、今後のデザイン業界全体の契約慣行の見直し、知的財産権の保護・活用を実現し、デザイン産業の発展に寄与する役割も求められよう。

自分が企業に居た経験では、例えば四半期毎などに定期的に契約内容をフォローしていた。同様に契約を定期的に見直す体制が大学にも求められているように思う。ここでいう見直しとは、誰が、どのようなやり方で、何を行うか、ということ、すなわち、研究の範囲とマナーを定期的に再定義することを意味する。研究の範囲とマナーを想定した内容のひな形の作成、ひいては研究の管理プロセスの作成を行わないと実際の現場の運用はうまくいかないと考えられる。（本研究委員会第3回 委員発言）

元々、デザイン業界は知的財産の面で問題があり、小説家や音楽家は知的財産（印税）で稼ぐのが当たり前だが、デザインのみ僅かな対価で知的財産を放出している。厳しい市場環境の中で、知的財産を大事にしなければデザインという業種自体がなくなるという危機感がある。大学は産学連携（企業からの資金）で生活している訳ではないため、筋を通すことができる立場だと考えている。大学がデザイン業界の契約慣行を変えていく位の心構えでありたい。

（公立大学へのヒアリング調査結果）

第5章 まとめ

本部では、第5部で示したデザイン産学連携における「望ましい契約の在り方」を実現する上で、産学連携や知的財産管理に係わる大学の体制のあり方について検討した。

大学に産学連携の窓口組織を設置することで、産学連携に関する情報管理の一元化が図られ、企業との契約交渉に係わる知見・ノウハウが蓄積できる。特にデザイン産学連携は、主に教育目的で実施され、学生が創作主体となることが多いという特徴がある。窓口組織には、大学（教員、学生）に有益となる連携内容に案件を設計、調整する役割が求められる。また産業界に産学連携を働きかける仕組みづくり（営業力・提案力強化）も必要である。

また、デザイン産学連携は、成果を産業財産権として権利を取得するケースも（自然科学系分野と比較して）少なく、デザイン分野のみで知的財産管理体制を増強することは難しかった。今後、デザイン産学連携の強化、創出した知的財産を適切に保護・活用するためには、美術・デザイン系大学の教育研究活動を踏まえた知的財産ポリシーの策定や職務”創作”規定の整備、学内での知的財産権教育の充実と相談窓口の整備が求められる。その際、大学外の各種支援制度・組織を利用したり、大学間ネットワークを構築して複数大学が連携して知的財産権を扱う体制とする等、大学外のリソースを上手く活用することが重要である。

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第7部 今後の課題

第1章 契約ひな形について

本報告書で示したデザイン産学連携の契約ひな形は、大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、ヒアリングによる現場の意見や委員会における専門家の意見を反映した上で、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携の契約の在り方の参考情報を示したものである。

一方、留意点として、個別の産学連携プロジェクトの契約書作成に本ひな形を用いる場合には、本ひな形に示した項目や契約書文面例をそのまま利用するのではなく、研究形態や大学・連携相手先の体制等、個別の事情に合わせたきめ細かな対処が必要である。

第2章 契約ひな形普及のための諸活動について

第1節 広報活動のあり方

本研究成果を活用し、今後のデザイン産学連携の契約を円滑に行えるようにするためには、先ず契約に携わる大学の産学連携担当者が、契約について十分な知識を持ち、個別の産学連携案件に応じた契約を締結できるスキルを身につけていることが望ましい。そのような大学の産学連携担当者への支援も念頭に置き、以下のような広報・普及活動を行うことが有効と考えられる。

- 主に大学の産学連携・知的財産関係者を対象としたひな形の内容説明、ひな形を使った具体的な契約書文面作成に関するセミナーの実施
- デザインのアウトソースとして大学の知見を活用したい企業を対象とした、大学との契約に関するセミナーの実施
- デザイン産学連携普及のための冊子・パンフレット等の作成・配布

また、こうした情報発信においては単にひな形・契約書の紹介・説明に留まるのではなく、そうしたひな形や契約書を利用したことによるメリットについて、実際の事例を用いて具体的に示すことが望ましいとの指摘がなされた。

第2節 ひな形活用のバックアップのあり方

デザイン産学連携を促進するためには、ひな形を活用しようとする大学・企業への継続的な支援が必要と指摘されている。例えば、以下のような取り組みが求められる。

- 大学での活用事例の収集・整理
- トラブル事例などを反映した、ひな形の継続的改訂・周知

第3節 美術・デザイン系の大学間ネットワークでの活用

近年広がりを見せている美術・デザイン系大学の知的財産ネットワークに対して本研究成果の周知を行い、各加盟大学が産学連携の契約をする場で本ひな形を参考情報として活用する。その後に実際の契約内容についてフィードバックを受け、契約ひな形の類型整理やトラブルを未然に防ぐ契約条項の追加等をするための情報交換を継続して行うことで、デザイン産学連携を円滑に行うためのノウハウが蓄積されることが考えられる。

本編

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部